

**2023年度  
大学院法学研究科  
講義概要 (シラバス)**



**法政大学**

# 科目一覧

【発行日：2023/5/1】最新版のシラバスは、法政大学 Web シラバス (<https://syllabus.hosei.ac.jp/>) で確認してください。

## 凡例 その他属性

〈他〉：他学部公開科目

〈優〉：成績優秀者の他学部科目履修制度対象科目

〈S〉：サーティフィケートプログラム\_SDGs

〈ダ〉：サーティフィケートプログラム\_ダイバーシティ

〈グ〉：グローバル・オープン科目

〈実〉：実務経験のある教員による授業科目

〈ア〉：サーティフィケートプログラム\_アーバンデザイン

〈未〉：サーティフィケートプログラム\_未来教室

【X4000】	リーガル・リサーチ [楊 帆] 春学期授業/Spring	1
【X4003】	法律学原典研究(独語)Ⅰ [大野 達司] 春学期授業/Spring	2
【X4004】	法律学原典研究(独語)Ⅱ [大野 達司] 秋学期授業/Fall	3
【X4005】	法律学原典研究(仏語)Ⅰ [大津 浩] 春学期授業/Spring	4
【X4006】	法律学原典研究(仏語)Ⅱ [大津 浩] 秋学期授業/Fall	5
【X4010】	法哲学特殊講義Ⅰ [大野 達司] 春学期授業/Spring	6
【X4011】	法哲学特殊講義Ⅱ [大野 達司] 秋学期授業/Fall	7
【X4012】	法制史特殊講義Ⅰ [川口 由彦] 春学期授業/Spring	8
【X4013】	法制史特殊講義Ⅱ [川口 由彦] 秋学期授業/Fall	9
【X4014】	法制史特殊講義Ⅲ [高 友希子] 春学期授業/Spring	10
【X4015】	法制史特殊講義Ⅳ [高 友希子] 秋学期授業/Fall	11
【X4022】	憲法特殊講義Ⅰ [建石 真公子] 春学期授業/Spring	12
【X4023】	憲法特殊講義Ⅱ [Thierry RENOUX] 秋学期授業/Fall	14
【X4024】	憲法特殊講義Ⅲ [金子 匡良] 春学期授業/Spring	17
【X4025】	憲法特殊講義Ⅳ [金子 匡良] 秋学期授業/Fall	18
【X4026】	行政法特殊講義Ⅰ [西田 幸介] 春学期授業/Spring	19
【X4027】	行政法特殊講義Ⅱ [高橋 滋] 秋学期授業/Fall	20
【X4028】	行政法特殊講義Ⅲ [交告 尚史] 春学期授業/Spring	21
【X4029】	行政法特殊講義Ⅳ [交告 尚史] 秋学期授業/Fall	22
【X4037】	民法特殊講義Ⅰ [大澤 彩] 春学期授業/Spring	23
【X4038】	民法特殊講義Ⅱ [大澤 彩] 秋学期授業/Fall	24
【X4039】	民法特殊講義Ⅲ [新堂 明子] 春学期授業/Spring	25
【X4040】	民法特殊講義Ⅳ [新堂 明子] 秋学期授業/Fall	26
【X4041】	民法特殊講義Ⅴ [川村 洋子] 春学期授業/Spring	27
【X4042】	民法特殊講義Ⅵ [川村 洋子] 秋学期授業/Fall	28
【X4043】	商法特殊講義Ⅰ [潘 阿憲] 春学期授業/Spring	29
【X4044】	商法特殊講義Ⅱ [潘 阿憲] 秋学期授業/Fall	30
【X4046】	商法特殊講義Ⅳ [伊藤 雄司] 秋学期授業/Fall	31
【X4055】	倒産法特殊講義Ⅰ [倉部 真由美] 春学期授業/Spring	32
【X4056】	倒産法特殊講義Ⅱ [倉部 真由美] 秋学期授業/Fall	33
【X4062】	労働法特殊講義Ⅰ [藤木 貴史] 春学期授業/Spring	34
【X4063】	労働法特殊講義Ⅱ [藤木 貴史] 秋学期授業/Fall	35
【X4066】	社会保障法特殊講義Ⅰ [大原 利夫] 春学期授業/Spring	36
【X4067】	社会保障法特殊講義Ⅱ [大原 利夫] 秋学期授業/Fall	37
【X4068】	教育法特殊講義Ⅰ [小泉 広子] 春学期授業/Spring	38
【X4069】	教育法特殊講義Ⅱ [小泉 広子] 秋学期授業/Fall	39
【X4072】	刑法特殊講義Ⅰ [佐野 文彦] 春学期授業/Spring	40
【X4073】	刑法特殊講義Ⅱ [佐野 文彦] 秋学期授業/Fall	41
【X4074】	刑法特殊講義Ⅲ [佐藤 輝幸] 春学期授業/Spring	42
【X4075】	刑法特殊講義Ⅳ [佐藤 輝幸] 秋学期授業/Fall	43
【X4090】	英米法演習Ⅱ [Tushar Kanti Das] 秋学期集中/Intensive(Fall)	44
【X4095】	法制史論文指導Ⅰ [高 友希子] 春学期授業/Spring	45
【X4096】	法制史論文指導Ⅱ [高 友希子] 秋学期授業/Fall	46
【X4107】	行政法演習Ⅰ [西田 幸介] 春学期授業/Spring	47
【X4108】	行政法演習Ⅱ [西田 幸介] 秋学期授業/Fall	48

【X4113】	憲法論文指導Ⅲ	〔建石 真公子〕	春学期授業/Spring	49
【X4114】	憲法論文指導Ⅳ	〔建石 真公子〕	秋学期授業/Fall	50
【X4117】	行政法論文指導Ⅲ	〔西田 幸介〕	春学期授業/Spring	51
【X4118】	行政法論文指導Ⅳ	〔西田 幸介〕	秋学期授業/Fall	52
【X4123】	民法演習Ⅰ	〔滝沢 昌彦〕	春学期授業/Spring	53
【X4124】	民法演習Ⅱ	〔滝沢 昌彦〕	秋学期授業/Fall	54
【X4130】	商法演習Ⅱ	〔伊藤 雄司〕	秋学期授業/Fall	55
【X4131】	商法演習Ⅲ	〔荒谷 裕子〕	春学期授業/Spring	56
【X4132】	商法演習Ⅳ	〔荒谷 裕子〕	秋学期授業/Fall	57
【X4133】	商法演習Ⅴ	〔潘 阿憲〕	春学期授業/Spring	58
【X4134】	商法演習Ⅵ	〔潘 阿憲〕	秋学期授業/Fall	59
【X4145】	民法論文指導Ⅲ	〔大澤 彩〕	春学期授業/Spring	60
【X4146】	民法論文指導Ⅳ	〔大澤 彩〕	秋学期授業/Fall	61
【X4147】	民法論文指導Ⅲ	〔川村 洋子〕	春学期授業/Spring	62
【X4148】	民法論文指導Ⅳ	〔川村 洋子〕	秋学期授業/Fall	63
【X4149】	商法論文指導Ⅰ	〔潘 阿憲〕	春学期授業/Spring	64
【X4150】	商法論文指導Ⅱ	〔潘 阿憲〕	秋学期授業/Fall	65
【X4153】	商法論文指導Ⅲ	〔潘 阿憲〕	春学期授業/Spring	66
【X4154】	商法論文指導Ⅳ	〔潘 阿憲〕	秋学期授業/Fall	67
【X4155】	商法論文指導Ⅲ	〔荒谷 裕子〕	春学期授業/Spring	68
【X4156】	商法論文指導Ⅳ	〔荒谷 裕子〕	秋学期授業/Fall	69
【X4163】	知的財産法論文指導Ⅲ	〔武生 昌士〕	春学期授業/Spring	70
【X4164】	知的財産法論文指導Ⅳ	〔武生 昌士〕	秋学期授業/Fall	71
【X4171】	労働法演習Ⅰ	〔沼田 雅之〕	春学期授業/Spring	72
【X4172】	労働法演習Ⅱ	〔沼田 雅之〕	秋学期授業/Fall	73
【X4177】	労働法論文指導Ⅰ	〔沼田 雅之〕	春学期授業/Spring	74
【X4178】	労働法論文指導Ⅱ	〔沼田 雅之〕	秋学期授業/Fall	75
【X4179】	労働法論文指導Ⅲ	〔沼田 雅之〕	春学期授業/Spring	76
【X4180】	労働法論文指導Ⅳ	〔沼田 雅之〕	秋学期授業/Fall	78
【X4193】	刑法論文指導Ⅰ	〔佐野 文彦〕	春学期授業/Spring	79
【X4194】	刑法論文指導Ⅱ	〔佐野 文彦〕	秋学期授業/Fall	80
【X4307】	公法特殊研究Ⅰ	〔西田 幸介〕	春学期授業/Spring	81
【X4308】	公法特殊研究Ⅱ	〔高橋 滋〕	秋学期授業/Fall	82
【X4309】	公法特殊研究Ⅰ	〔森田 章夫〕	春学期授業/Spring	83
【X4310】	公法特殊研究Ⅱ	〔森田 章夫〕	秋学期授業/Fall	84
【X4311】	公法特殊研究Ⅲ	〔建石 真公子〕	春学期授業/Spring	85
【X4312】	公法特殊研究Ⅳ	〔Thierry RENOUX〕	秋学期集中/Intensive(Fall)	87
【X4316】	民事法特殊研究Ⅰ	〔川村 洋子〕	春学期授業/Spring	90
【X4317】	民事法特殊研究Ⅱ	〔川村 洋子〕	秋学期授業/Fall	91
【X4318】	民事法特殊研究Ⅰ	〔新堂 明子〕	春学期授業/Spring	92
【X4319】	民事法特殊研究Ⅱ	〔新堂 明子〕	秋学期授業/Fall	93
【X4320】	民事法特殊研究Ⅰ	〔潘 阿憲〕	春学期授業/Spring	94
【X4321】	民事法特殊研究Ⅱ	〔潘 阿憲〕	秋学期授業/Fall	95
【X4365】	憲法特研演習Ⅰ	〔國分 典子〕	春学期授業/Spring	96
【X4366】	憲法特研演習Ⅱ	〔國分 典子〕	秋学期授業/Fall	97
【X4369】	憲法特研演習Ⅴ	〔建石 真公子〕	春学期授業/Spring	98
【X4370】	憲法特研演習Ⅵ	〔建石 真公子〕	秋学期授業/Fall	99
【X4373】	行政法特研演習Ⅲ	〔西田 幸介〕	春学期授業/Spring	102
【X4374】	行政法特研演習Ⅳ	〔西田 幸介〕	秋学期授業/Fall	103
【X4375】	行政法特研演習Ⅴ	〔西田 幸介〕	春学期授業/Spring	104
【X4376】	行政法特研演習Ⅵ	〔西田 幸介〕	秋学期授業/Fall	105
【X4381】	国際法特研演習Ⅴ	〔森田 章夫〕	春学期授業/Spring	106
【X4382】	国際法特研演習Ⅵ	〔森田 章夫〕	秋学期授業/Fall	107
【X4393】	民法特研演習Ⅴ	〔川村 洋子〕	春学期授業/Spring	108
【X4394】	民法特研演習Ⅵ	〔川村 洋子〕	秋学期授業/Fall	109
【X4395】	商法特研演習Ⅰ	〔潘 阿憲〕	春学期授業/Spring	110
【X4396】	商法特研演習Ⅱ	〔潘 阿憲〕	秋学期授業/Fall	111

<b>【X4397】</b>	商法特研演習Ⅲ [潘 阿憲] 春学期授業/Spring .....	112
<b>【X4398】</b>	商法特研演習Ⅳ [潘 阿憲] 秋学期授業/Fall .....	113
<b>【X4447】</b>	社会法特研演習Ⅴ [沼田 雅之] 春学期授業/Spring .....	114
<b>【X4448】</b>	社会法特研演習Ⅵ [沼田 雅之] 秋学期授業/Fall .....	115



LAW500A1

## リーガル・リサーチ

楊 帆

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

文献リサーチ方法や文献読解等、論文を書くために必要な文献研究の基礎的知識・技術を身につける。  
日本語を母国語としない留学生向け。

## 【到達目標】

自らの研究テーマについて、関連する文献検索を行い、研究方法や分析方法等論文作成に必要なスキルを学ぶ。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

文献研究・報告（レポート）に通じて、各自の研究テーマに主体的に取り組む力をつけることを目指す。  
学生の報告やレポートに対して、講義の中でコメントする。

\*\*「Tencent Meeting」によるオンライン講義\*\*

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	講義内容の概略・講義形式・成績評価の説明
第 2 回	法学文献リサーチ・文献読解の入門①	文献リサーチのあいうえお
第 3 回	法学文献リサーチ・文献読解の入門②	修士論文の書き方
第 4 回	法学文献リサーチ・文献読解の入門③	先行研究について
第 5 回	日本法の学び方と比較	比較法研究入門
第 6 回	演習①「文献検索」	（第 2 回～第 4 回）授業内容に基づき、各自の検索結果（参考文献リスト）を持ち寄り、報告・質疑等 演習②（第 9 回・第 10 回）の準備作業にもなる
第 7 回	論文等の読解	著書・学位論文・雑誌論文・その他
第 8 回	判例等の読解	判例・その他
第 9 回	演習②「研究テーマと先行研究」（一回目・発表者 2～3 名）	各自のテーマおよびテーマに沿った先行研究の発表と検討 【評価】 レポート・第 1 回（10 %）
第 10 回	演習②「研究テーマと先行研究」（二回目・発表者 2～3 名）	同上
第 11 回	行政法から見た日本法①	法源・立法・訴訟
第 12 回	行政法から見た日本法②	その他
第 13 回	演習③「研究テーマと先行研究」（一回目・発表者 2～3 名）	期末発表 【評価】 発表（10 %） レポート・第 2 回（10 %） レポートは 14 回目講義終了後に提出（予定）

第 14 回 演習③「研究テーマと 同上

先行研究」（二回目・

発表者 2～3 名）

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業内で示される課題（試験準備を含む）の対応時間は、24 時間（場合によって最大 48 時間）を標準とします。

【テキスト（教科書）】

随時紹介する

【参考書】

随時紹介する

【成績評価の方法と基準】

発表（評価 10 %）

レポート試験（評価 20 %）

平常点評価（評価 70 %）

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【学生が準備すべき機器他】

P C（またはスマートフォン等）

「Wechat」アプリ（連絡事項等）

「Tencent Meeting」アプリ（オンライン講義）

その他の連絡先： yangfanmail2018@163.com

【担当教員の専門分野等】

&lt;専門領域&gt;行政法・環境法・比較法等

【Outline (in English)】

【Course outline】

Basic knowledge and skills for doing research and writing papers.

For foreign students only.

【Learning Objectives】

At the end of the course, students are expected to learn the basic skills required for writing a legal thesis.

【Learning activities outside of classroom】

Students will be expected to spend less than 24 hours (maximum 48 hours) to understand the course content and prepare for the examination.

【Grading Criteria/Policy】

Final grade will be calculated according to the following process  
Examination (10%), Reports (20%), and in-class contribution (70%).

LAW500A1

## 法律学原典研究（独語）Ⅰ

大野 達司

備考（履修条件等）：学部「外国書講読（独語）Ⅰ」と合同

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、各コースの基礎となるものであり、法律学の学問的視野を広げる土台となることを目的としている。対象はドイツ法・政治であり、関連するドイツ語文献を読んでみる。なお、ドイツ語未修者でも履修できる。

### 【到達目標】

法学や政治学の基本概念である「正義」Gerechtigkeit を、思想史の中で理解する。思想や社会の歴史的な背景に配慮しながら、それぞれの時代での理解・転換を跡づける。各自ドイツ語の文献に挑戦し、授業の中で文献の内容を理解できるようにする。未修者は自分で辞書を引ながら調べられるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

毎回一頁ほどのペースで、テキストの輪読を行う。参加者の習熟に合わせて増減する。各回の「予定」は外国書講読 2 とあわせてテキストの目次をもとに、内容を紹介しているので、関心があるところを探しておいてほしい。対面授業が難しい場合には、zoom を用いて実施する。テキストは授業支援システムで配布する。語学そのものというより、内容理解と背景の確認ができるように。質問は学習支援システム、授業内で受け付け、応答する。なお、学部の類似授業との乗り入れで実施する。予習復習時間は 4 時間。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
1	イントロダクション	本書のイントロダクションと概要の説明 Gerechtigkeit, Konzepte und Praktiken eines europaischen Grundbegriffs im Wandel.
2	イントロダクション 続き	前回の続き
3	古代概観	古代のイントロダクション
4	プラトン	Gerechtigkeit als Recht zur Selbstverwirklichung bei Plato.
5	プラトン 2	前回の続き
6	ローマ法	"Ehrenhaft leben - niemandem verletzen - jedem das Seine gewahren", Der Gerechtigkeitsdiskurs in Rom zwischen Tradition, Ethik und Recht
7	ローマ法 2	前回の続き
8	ローマ共和制	Gerechtigkeitskonkurrenzen in der politischen Praxis der roemischen Republik
9	ローマ共和制 2	前回の続き
10	中世概観	中世のイントロダクション
11	中世の秩序論	Die Begrueundung der besten Ordnung. Gerechtigkeitskonzeptionen im Mittelalter
12	中世の秩序論 2	前回の続き
13	中世政治	Gerechtigkeit und politische Praxes im Mittelalter zwischen Konsens und Transzendenz
14	中世政治 2	前回の続き

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前の予習。文法的な問題だけでなく、内容について日本語の文献を参考にしながら、できるだけ自分で調べておく。授業外では、毎週 4 時間程度の子習・復習をする。

### 【テキスト（教科書）】

Gert Melville, Gregor Vogt-Spira, Mirko Breitenstein (Hg.), Gerechtigkeit, Boehlau, 2014. 該当箇所を配布する予定。

### 【参考書】

大野・森元・吉永『近代法思想史入門』など

### 【成績評価の方法と基準】

平常点と「努力点」70 + 30 %

平常点は、各回での参加度合い。努力点とは、参加者それぞれで出発点が違うので、初回と比べて最終回までにどれだけ理解度が増したか、を基準とする。

### 【学生の意見等からの気づき】

実施せず

### 【学生が準備すべき機器他】

とくにないが、テキストを授業支援システムで配布することがある。

### 【その他の重要事項】

内容に関連したドイツ映画を参考にすることがある。大学院との合同授業。初学者・他学科学生も歓迎。

### 【Outline (in English)】

(Course outline) Students and teacher read together German Text about legal, political or social topics and translate it into Japanese.

(Learning Objectives) The aim is to understand their basic concepts and to acquire skills for reading German text by oneself.

(Learning activities outside of classroom) Before each lesson participants should read the relevant text by themselves (It needs four hours).

(Grading Criteria/ Policy) Grades are based on normal points.

LAW500A1

## 法律学原典研究（独語）Ⅱ

大野 達司

備考（履修条件等）：学部「外国書講読（独語）Ⅱ」と合同

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、各コースの基礎となるものであり、法律学の学問的視野を広げる土台となることを目的としている。対象はドイツ法・政治であり、関連するドイツ語文献を読んでみる。なお、ドイツ語未修者でも履修できる。

### 【到達目標】

法学や政治学の基本概念である「正義」Gerechtigkeit を、思想史の中で理解する。思想や社会の歴史的な背景に配慮しながら、それぞれの時代での理解・転換を跡づける。各自ドイツ語の文献に挑戦し、授業の中で文献の内容を理解できるようにする。未修者は自分で辞書を引ながら調べられるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

毎回一頁ほどのペースで、テキストの輪読を行う。参加者の習熟に合わせて増減する。各回の「予定」は外国書講読 2 とあわせてテキストの目次をもとに、内容を紹介しているので、関心があるところを探しておいてほしい。予習復習は 4 時間程度。

対面授業が難しい場合には、zoom を用いて実施する。テキストは授業支援システムで配布する。語学そのものというより、内容理解と背景の確認ができるように。質問は学習支援システム、授業内で受け付け、応答する。なお、学部の類似授業との乗り入れで実施する。

「1」からの継続となるが、「2」からの履修も可。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
1	近世概観	近世のイントロダクション
2	初期近世	Gerechtigkeitskonzeptionen in der Fruehen Neuzeit
3	初期近世 2	前回の続き
4	私法の紛争解決諸形式	Formen des privaten Rechts. Schiedsprueche im gesellschaftlichen und wirtschaftlichen Leben Norditaliens im Uebergang zur fruehen Neuzeit
5	私法の紛争解決諸形式 2	前回の続き
6	啓蒙時代概観	啓蒙期のイントロダクション
7	啓蒙された正義	Aufgeklaerte Gerechtigkeit. Einheit der Vernunft und Vielfalt der Lebensformen
8	啓蒙された正義 2	前回の続き
9	啓蒙時代の iustitia	Iustitia im Zeitalter der Aufklaerung: Dislurs und Verfahren
10	啓蒙時代の iustitia 2	前回の続き
11	現代概観	現代のイントロダクション
12	今日の論争における正義	Gerechtigkeit im Theoriediskurs der Gegenwart
13	結果平等から機会平等	Von der Ergebnisgleichheit zurChancengleichheit? Gerechtigkeitsvorstellungen der Bevoelkerung der Gegenwart im Wandel
14	正義への期待喪失	Gerechtigkeit kann man nicht erwarten - nur ein Urteil

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前の予習。文法的な問題だけでなく、内容について日本語の文献を参考にしながら、できるだけ自分で調べておく。授業外では、毎週 4 時間程度の予習・復習をする。

### 【テキスト（教科書）】

Gert Melville, Gregor Vogt-Spira, Mirko Breitenstein (Hg.), *Gerechtigkeit*, Boehlau, 2014. 該当箇所を配布する予定。なお上の内容の他、イスラムに関する章がある。*Gerechtigkeit und Vollkommenheit der irdischen Verhaeltnisse in islamischer Sicht*.

### 【参考書】

戒能・神原・鈴木『法思想史を読み解く』、法律文化社、2020 年、大野・森元・吉永『近代法思想史入門』、法律文化社、2016 年など

### 【成績評価の方法と基準】

平常点と「努力点」70 + 30 %

平常点は、各回での参加度合い。努力点とは、参加者それぞれで出発点が違うので、初回と比べて最終回までにどれだけ理解度が増したか、を基準とする。

### 【学生の意見等からの気づき】

実施せず

### 【学生が準備すべき機器他】

とくにないが、テキストを授業支援システムで配布することがある。

### 【その他の重要事項】

内容に関連したドイツ映画を参考にすることがある。大学院との合同授業。初學者・他学科学生も歓迎。

### 【Outline (in English)】

(Course outline) In this course we read together fundamental articles or books, which influenced on Japanese modern history of legal thoughts.

(Learning Objectives) Students select them as from their own research plans and report and discuss with participants.

(Learning activities outside of classroom) Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text and resumes. Your required study time is at least four hours for each class meeting.

(Grading Criteria/ Policy) Grading will be decided based on reports (80%), and the quality of the students' performance in the discussion (20%).

LAW500A1

## 法律学原典研究（仏語）Ⅰ

大津 浩

備考（履修条件等）：学部「外国書講読（仏語）Ⅰ」と合同

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

最初に、フランス語の文法の知識を再確認するためにいくつか簡単なフランス語の文章を読んでフランス語文法を復習する。そのうえで、読みやすいフランスの憲法の教科書の一部分を輪読することで、フランス語の翻訳・読解能力と現代フランス憲法学そのものについて専門的見地から分析を加える法律学原典研究科目である。

### 【到達目標】

フランス語原典を読みこなし、大学院での研究に役立つフランス語文献の読解力を身に付けることを目指す。加えて、現代フランスの政治思想と憲法理論との関連性を専門的見地から十分に分析できる能力を身に付ける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

輪番制を採用。受講生は割り当てられた部分のフランス語原典を翻訳し、報告する。教師は適宜、文法や訳語について解説を行う。加えて、参考書などを利用してテキストが扱うフランスの憲法理論と政治思想についての解説も行う。

授業は対面式を予定しているが、新型コロナウイルス感染が再拡大し、大学の方針が変更された場合には、Zoomによるリアルタイムのオンライン授業を行う（詳細は春学期開始時の第1回授業の中で、授業ガイダンスの一環として説明する）。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業の進め方を説明し、ローテーションの設定を行う。
第2回	フランス語文法復習	フランス語文法復習 簡単なフランス語の文章を読んで 基礎知識を確認する。
第3回	憲法の意義（1）	フランスの憲法教科書（憲法の意義の箇所第1の部分）の輪読を通じて、憲法の歴史とその意義について研究する。
第4回	憲法の意義（2）	フランスの憲法教科書（憲法の意義の箇所第2の部分）の輪読を通じて、憲法の歴史とその意義について研究する。
第5回	憲法の意義（3）	フランスの憲法教科書（憲法の意義の箇所第3の部分）の輪読を通じて、憲法の歴史とその意義について研究する。
第6回	憲法の意義（4）	フランスの憲法教科書（憲法の意義の箇所第4の部分）の輪読を通じて、憲法の歴史とその意義について研究する。
第7回	憲法と主権	フランスの憲法教科書の輪読を通じて国家と主権の一般論を研究する。
第8回	規範としての憲法（1）	フランスの憲法教科書（規範としての憲法の箇所第1の部分）の輪読を通じて憲法の意義について学ぶ。
第9回	規範としての憲法（2）	フランスの憲法教科書（規範としての憲法の箇所第2の部分）の輪読を通じて法制度と法規範の意義について研究する。
第10回	規範としての憲法（3）	フランスの憲法教科書（規範としての憲法の箇所第3の部分）の輪読を通じて法規範のヒエラルキーについて研究する。
第11回	規範としての憲法（4）	フランスの憲法教科書（規範としての憲法の箇所第4の部分）の輪読を通じて立憲主義について研究する。
第12回	規範としての憲法（5）	フランスの憲法教科書（規範としての憲法の箇所第5の部分）の輪読を通じて憲法の制定と改正について研究する。
第13回	規範としての憲法（6）	フランスの憲法教科書（規範としての憲法の箇所第6の部分）の輪読を通じて合憲性の原理について研究する。

第14回 規範としての憲法（7） フランスの憲法教科書（規範としての憲法の箇所第7の部分）の輪読を通じて法治国家と憲法の関係について研究する。加えて最後に半年間を振り返る。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前に各回の予定部分の仏語原文を各自で翻訳しておくこと。事後には、授業で示された翻訳内容と自己の翻訳とを照らし合わせて、よりよい仏語翻訳の技術を身に付けること。加えて、授業中示されたフランスの政治思想と憲法理論の説明に関わる諸参考文献を各自で読了し、理解を深める。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

### 【テキスト（教科書）】

Louis Favoreu et al., *Droit constitutionnel*, 22e ed., 2020, Dalloz の一部を用いる予定。輪読を予定する部分は事前に受講生にコピーを配布する。なお、適宜、フランス語の復習に役立つような仏文の抜粋のコピーも配布する予定である。

### 【参考書】

授業中、適宜紹介する。

### 【成績評価の方法と基準】

輪番で割り当てられた原典の翻訳内容（60%）と質疑その他の授業への積極的参加度（40%）

### 【学生の意見等からの気づき】

初歩のフランス語を学ぶ受講生もいるので、進度を遅らせて、フランス語の文法や法思想、政治思想の背景についての解説の時間を多くとることが必要だった。今後も、受講生の状況に応じて、進度については臨機応変に進める。

### 【学生が準備すべき機器他】

事前に Hoppii を通じて各回のレポーターの翻訳及び教師の翻訳や資料を配布する関係上、PC、タブレット、スマートフォン等の情報端末が必要になる。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 憲法学、比較憲法学、国際人権法学  
<研究テーマ> 地方自治の憲法理論、地域から見た国際人権保障  
<主要研究業績> 単著『分権国家の憲法理論』（有信堂、2015年）、編著『分権改革下の地方自治法制の国際比較』（有信堂、2019年）

### 【Outline (in English)】

#### 【Course outline】

Reading of some parts of the text about the French constitution.

#### 【Learning Objectives】

The goal of this course is a learning of French language and French constitutional theories.

#### 【Learning activities outside of classroom】

Students have to read and translate each part of text by oneself.

#### 【Grading Criteria / Policy】

Quality of translation of the part of text assigned to the student (60%) and the active participation to the discussion (40%).

LAW500A1

## 法律学原典研究（仏語）Ⅱ

大津 浩

備考（履修条件等）：学部「外国書講読（仏語）Ⅱ」と合同

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

春学期に引き続き、現代フランスの憲法教科書の一部分を輪読することで、フランス語の翻訳・読解能力と現代フランス憲法学そのものについて専門的見地から分析を加える法律学原典研究科目である。

## 【到達目標】

フランス語原典を読みこなし、大学院での研究に役立つフランス語文献の読解力を身に付けることを目指す。加えて、現代フランスの政治思想と憲法理論との関連性を専門的見地から十分に分析できる能力を身に付ける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

輪番制を採る。受講生は割り当てられた部分のフランス語原典を翻訳し、報告する。教師は適宜、文法や訳語について解説を行う。加えて、参考書などを利用してテキストが扱うフランスの憲法理論と政治思想についての解説も行う。

授業はも愛面識を予定しているが、新型コロナウイルス感染が再拡大し、大学の方針が変更された場合には、Zoomによるリアルタイムのオンライン授業を行う（詳細は秋学期開始時の第1回授業の中で、授業ガイダンスの一環として説明する）。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】  
なし / No

## 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業の進め方を説明し、ローテーションの設定を行う。
第2回	フランス憲法における権力分立（1）	フランスの憲法教科書（権力分立の箇所の第1の部分）の輪読を通じて権力分立の意義を研究する。
第3回	フランス憲法における権力分立（2）	フランスの憲法教科書（権力分立の箇所の第2の部分）の輪読を通じて権力分立の意義を研究する。
第4回	フランス憲法における権力分立（3）	フランスの憲法教科書（権力分立の箇所の第3の部分）の輪読を通じて権力分立の意義を研究する。
第5回	フランス憲法における基本権保障（1）	フランスの憲法教科書（基本権総論の箇所の第1の部分）の輪読を通じて基本権の総論を研究する。
第6回	フランス憲法における基本権保障（2）	フランスの憲法教科書（基本権総論の箇所の第2の部分）の輪読を通じて基本権の総論を研究する。
第7回	フランス憲法における基本権保障（3）	フランスの憲法教科書（基本権総論の箇所の第3の部分）の輪読を通じて基本権の総論を研究する。
第8回	フランス憲法における基本権保障（4）	フランスの憲法教科書（基本権保障の箇所の各論第1の部分）の輪読を通じて基本権保障のあり方を研究する。
第9回	フランス憲法における基本権保障（5）	フランスの憲法教科書（基本権保障の箇所の各論第2の部分）の輪読を通じて基本権保障のあり方を研究する。
第10回	フランス憲法における基本権保障（6）	フランスの憲法教科書（基本権保障の箇所の各論第3の部分）の輪読を通じて基本権保障のあり方を研究する。
第11回	フランス憲法における基本権保障（7）	フランスの憲法教科書（基本権保障の箇所の各論第4の部分）の輪読を通じて基本権保障のあり方を研究する。
第12回	フランス憲法における違憲審査制（1）	フランスの憲法教科書（違憲審査制の箇所の第1の部分）の輪読を通じて違憲審査制の意義を分析する。
第13回	フランス憲法における違憲審査制（2）	フランスの憲法教科書（違憲審査制の箇所の第2の部分）の輪読を通じて違憲審査制の意義を分析する。
第14回	フランス憲法における違憲審査制（3）及び全体のまとめ	フランスの憲法教科書（違憲審査制の箇所の第3の部分）の輪読を通じて違憲審査制の意義を分析する。加えて全体を総括する。

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前に各回の予定部分の仏語原文を各自で翻訳しておくこと。事後には、授業で示された翻訳内容と自己の翻訳とを照らし合わせて、よりよい仏語翻訳の技術を身に付けること。加えて、授業中示されたフランスの政治思想と憲法理論の説明に関わる諸参考文献を各自で読了し、理解を深める。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

## 【テキスト（教科書）】

Louis Favoreu et al., *Droit constitutionnel*, 22e ed., 2020, Dalloz. なお、輪読の対象となる部分はコピーを配布する予定である。

## 【参考書】

授業中、適宜紹介する。

## 【成績評価の方法と基準】

輪番で割り当てられた原典の翻訳内容（60%）と質疑その他の授業への積極的参加度（40%）

## 【学生の意見等からの気づき】

初歩のフランス語を学ぶ受講生がいる場合は、進度を遅らせて、フランス語の文法や法思想、政治思想の背景についての解説の時間を多くとることが必要だった。今後受講生の状況に応じて、進捗については臨機応変に進める。

## 【学生が準備すべき機器他】

事前に Hoppii を通じて各回のレポーターの翻訳及び教師の翻訳や資料を配布する関係上、PC、タブレット、スマートフォン等の情報端末が必要になる。

## 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 憲法学、比較憲法学、国際自治体法学

<研究テーマ> 地方自治の憲法理論、地域から見た国際人権法

<主要研究業績> 単著『分権国家の憲法理論』（有信堂、2015年）、編著『分権改革下の地方自治法制の国際比較』（有信堂、2019年）

## 【Outline (in English)】

## 【Course outline】

Reading of some parts of the text about the French constitution, succeeding to this first semester class.

## 【Learning Objectives】

The goal of this course is a learning of French language and French constitutional theories.

## 【Learning activities outside of classroom】

Students have to read and translate each part of text by oneself.

## 【Grading Criteria / Policy】

Quality of translation of the part of text assigned to the student (60%) and the active participation to the discussion (40%).

LAW500A1

## 法哲学特殊講義 I

大野 達司

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

日本近代法思想史に影響を及ぼした法哲学・法思想の基本文献をとりあげ、歴史的背景とともに、関係する「古典」を読む。

### 【到達目標】

参加者の専門分野に関する部分につき、報告と質疑を行い、法哲学の基礎的理解とともに、広い視野から研究内容を位置づけることを目標とする。主に西欧の思想がどのように理解されたか、その動機と今日的意義を検討する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

「教科書」をもとに概要を見ながら、参加者に関連する時代・分野の文献について、演習形式で報告と質疑を行う。対面とするかオンラインとするかは、参加者との相談の上決める。資料・レジュメは学習支援システムにアップする。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	授業の概要と導入	教科書の紹介と「法」の観念について（一部講義）
第 2 回	法と権利 1	教科書第 1 章のうち、法に関わる部分
第 3 回	法と権利 2	教科書第 1 章のうち、権利に関わる部分
第 4 回	自然法 1	教科書第 1 章のうち、自然法に関わる部分
第 5 回	自然法 2	教科書第 2 章前半、西欧の自然法中世まで
第 6 回	自然法 3	教科書第 2 章後半、近代の自然法
第 7 回	公共性 1	教科書第 3 章前半、明治知識人層の公共空間
第 8 回	公共性 2	教科書第 3 章後半、社会契約論と民権運動、保守派の公共論
第 9 回	公共性 3	教科書第 4 章前半、自治の公共性公共性
第 10 回	公共性 4	教科書第 4 章後半、明治憲法制定をめぐる公共論
第 11 回	明治憲法論 1	教科書第 5 章前半、国家法人説と憲法論
第 12 回	明治憲法論 2	教科書第 5 章後半、国体論の登場と憲法論
第 13 回	明治民法論 1	教科書第 6 章前半、民法制定と法学の転換
第 14 回	明治民法論 2	教科書第 6 章後半、民法典論争と民法学の帰趨

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準に、文献の予習と報告や質問の準備をし、授業後に不明点を再度確認します。

### 【テキスト（教科書）】

近代法思想史入門、大野・森元・吉永、法律文化社、2016 年

### 【参考書】

教科書で取り上げられている文献  
山口・福家編「思想史講義」（戦前昭和篇）、ちくま新書、2022 年

### 【成績評価の方法と基準】

各回のレポート（80%）と討論での質疑（20%）

### 【学生の意見等からの気づき】

とくになし

### 【学生が準備すべき機器他】

オンライン授業に参加できること（zoom）。学習支援システムへのアクセス。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>法哲学  
<研究テーマ>法概念論、自治の法思想  
<主要研究業績>『近代法思想史入門』共著、『公正な法をめぐる問い』共著

### 【Outline (in English)】

(Course outline) In this course we read together fundamental articles or books, which influenced on Japanese modern history of legal thoughts. (Learning Objectives) Students select themas from their own research plans and report and discuss with participants.

(Learning activities outside of classroom) Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the textand resumes. Your required study time is at least four hour for each class meeting.

(Grading Criteria/ Policy) Grading will be decided based on reports (80%), and the quality of the students'performance in the discussion (20%).

LAW500A1

**法哲学特殊講義Ⅱ**

大野 達司

その他属性：

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

日本近代法思想史に影響を及ぼした法哲学・法思想の基本文献をとりあげ、歴史的背景とともに、関係する「古典」を読む。

**【到達目標】**

参加者の専門分野に関する部分につき、報告と質疑を行い、法哲学の基礎的理解とともに、広い視野から研究内容を位置づけることを目標とする。主に西欧の思想がどのように理解されたか、その動機と今日的意義を検討する。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

「教科書」をもとに概要を見ながら、参加者に関連する時代・分野の文献について、演習形式で報告と質疑を行う。対面とするかオンラインとするかは、参加者との相談の上決める。資料・レジュメは学習支援システムにアップする。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり/Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし/No

**【授業計画】** 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	刑法理論の論争	教科書第7章
第2回	大正デモクラシー	教科書第8章
第3回	マルクス主義法学	教科書第9章
第4回	国際法と国際政治1	教科書第10章のうち、ケルゼンとシュミットの基本思想
第5回	国際法と国際政治2	教科書第10章のうち、ケルゼンとシュミットの思想の影響
第6回	国粋主義の法思想1	教科書第11章後半、明治体制からの転換と寛克彦の思想
第7回	国粋主義の法思想2	教科書第11章後半、批判的国粋主義者たち
第8回	天皇機関説事件1	教科書第12章前半、事件と美濃部思想の捉え方
第9回	天皇機関説事件2	教科書第12章後半、国体論と里見岸雄
第10回	総動員体制と法思想1	教科書第13章前半、黒田覚とドイツ憲法思想
第11回	総動員体制と法思想2	教科書第13章後半、国家総動員法と大政翼賛会
第12回	戦時体制下の法思想	教科書第14章、国家緊急権論
第13回	新憲法体制の法思想	教科書第15章前半、占領体制・新憲法・美濃部説
第14回	ノモス主権論争	教科書第14章後半・15章後半、ノモス主権論争と尾高法哲学

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準に、文献の予習と報告や質問の準備をし、授業後に不明点を再度確認します。

**【テキスト（教科書）】**

近代法思想史入門、大野・森元・吉永、法律文化社、2016年

**【参考書】**

教科書で取り上げられている文献

山口・福家編「思想史講義」（戦前昭和篇）、ちくま新書、2022年

**【成績評価の方法と基準】**

各回のレポート（80%）と討論での質疑（20%）

**【学生の意見等からの気づき】**

とくになし

**【学生が準備すべき機器他】**

オンライン授業に参加できること（zoom）。学習支援システムへのアクセス。

**【担当教員の専門分野等】**

&lt;専門領域&gt;法哲学

&lt;研究テーマ&gt;法概念論、自治の法思想

&lt;主要研究業績&gt;『近代法思想史入門』共著、『公正な法をめぐる問い』共著

**【Outline (in English)】**

(Course outline) In this course we read together fundamental articles or books, which influenced on Japanese modern history of legal thoughts.

(Learning Objectives) Students select themas from their own research plans and report and discuss with participants.

(Learning activities outside of classroom) Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the textand resumes. Your required study time is at least four hour for each class meeting.

(Crading Criteria/ Policy) Grading will be decided based on reports (80%), and the quality of the students'performance in the discussion (20%).

LAW500A1

## 法制史特殊講義 I

川口 由彦

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

日本の法を明治期の法を素材に歴史的に分析するコースワーク科目である。扱う史料・文献は受講者の興味関心に応じ変更する場合があります、以下の授業計画はあくまで一例である。

### 【到達目標】

明治期の司法制度形成史を、史料を読解することによって理解できる。史料読解には古文、漢文の知識も必要であるが、史料を読み込むことができれば、近代法の歩みを正確に理解することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

人類社会は、生まれたときから何らかのルールをもってきた。それは、形態、内容、実質、執行システム等いずれも多様なものである。

法といわれているものは、こうしたルールの中のあるグループのここのだが、こうしたグループは、歴史上発生を見た社会もあれば、発生しなかった社会もある。日本社会は、幸か不幸か、この法というグループをもつにいたった社会である。

講義では、単元が終わる都度、質問を募り、それに回答する。また、授業支援システム上でも質問を募り、講義時間内に回答する。また、最終授業で、質問内容を含めた履修者の授業理解について講評を行う。

しかし、そうはいつても、この法という社会規範は、国により民族により、時代によりきわめて多様で、簡単に一般論を語らせてくれない難物である。

この難物を扱うには、いろいろな方法があるが、各時代の人々から「法」と呼ばれたものをピックアップして相互に比較し、そのうえで、おのおのの特徴を捉えるというのは有効なアプローチの方法である。法史学という学問の意義も一つには、そのあたりにある。

講義では、明治以降の、通常「近代法」と呼ばれる「法」のあり方を座標軸とした、今日の法の特徴を考えてみたい。

現代日本法は、ほとんどが明治期に作られたものである。試みに六法をみてみよう。すると、民法の制定年は明治 29 年（1896 年）となっていて 19 世紀の産物であることがわかる。商法も明治 32 年（1899 年）と 19 世紀の産物である。刑法は、明治 40 年（1907 年）制定だから、何とか 20 世紀の所産といえるが、いずれにせよ明治時代の産物で、しかも、この刑法は、明治 13 年（1880 年）に制定された刑法（旧刑法）の条文をかなりひきずっているから、やはり、歴史ある法典といえる。日本の法典には、一世紀以上の長い歴史があるのである。

このような法は、一体どのようにして、どのような考え方の下でつくられたのか。考えてみれば、これら諸法典は、封建領主支配が解体してから、ほんのわずかの年数を経て外国法を摂取しつつつくられているのだから、その営為たるや驚異的といえる。

この急速な法の形成は、当然ながら、江戸時代にみられた法との「断絶」を生み出した。この「断絶」には、封建法から近代法への変化という他国にも共通してみられるものと、日本的なものから西欧的なものへの変容という二様のものがある。

しかも、こうした「近代法」の形成は、一概に既存の法との「断絶」とのみは特徴づけられず、すぐれて日本的なもの・東アジア的なものの継承という要素を多分に残したものであった。

講義では、このような諸契機、諸要素が、どのように絡み合っているかに焦点をあてつつ、日本の「近代法」の形成過程を考察したい。

講義では、単元が終わる都度、質問を募り、それに回答する。また、授業支援システム上でも質問を募り、講義時間内に回答する。また、最終授業で、質問内容を含めた履修者の授業理解について講評を行う。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	オリエンテーション	オリエンテーション 講義の進め方、テキストに関する指示等
第 2 回	『日本近代法制史〔第 2 版〕』の講読①	「時期区分」の講読
第 3 回	『日本近代法制史〔第 2 版〕』の講読②	「維新法期 1・2」の講読
第 4 回	『日本近代法制史〔第 2 版〕』の講読③	「維新法期 3・4」の講読
第 5 回	『日本近代法制史〔第 2 版〕』の講読④	「近代法期 1・2」の講読
第 6 回	『日本近代法制史〔第 2 版〕』の講読⑤	「近代法期 3」の講読

第 7 回	『日本近代法制史〔第 2 版〕』の講読⑥	「現代法期 1・2」の講読
第 8 回	『日本近代法制史〔第 2 版〕』の講読⑦	「現代法期 3」の講読
第 9 回	内田貴『法学の誕生』の講読①	第 1 章 1・2 の講読
第 10 回	内田貴『法学の誕生』の講読②	第 1 章 3～5 の講読
第 11 回	内田貴『法学の誕生』の講読③	第 2 章 の講読
第 12 回	内田貴『法学の誕生』の講読④	第 3 章 1・2 の講読
第 13 回	内田貴『法学の誕生』の講読⑤	第 3 章 3 の講読
第 14 回	授業内容の総括	まとめの討論

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

テキスト、参考書を読んでくること。  
本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とする。

### 【テキスト（教科書）】

川口由彦『日本近代法制史（新法学ライブラリ）〔第 2 版〕』（新世社、2014）。このほかは授業の際に指示する（上記授業計画では、一例として、内田貴『法学の誕生』（筑摩書房）を挙げた）。

### 【参考書】

同上

### 【成績評価の方法と基準】

平常点 100 %  
授業への出席と、指示された報告課題、提出課題の履行をもとに評価する。

### 【学生の意見等からの気づき】

学生によって歴史知識の有無がかなり異なることがわかってきたので、この点に留意したい。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>	日本法制史
<研究テーマ>	土地所有権、調停制度、判決執行システムの法史学的研究
<主要研究業績>	著書「近代日本の土地法観念」（東京大学出版会） 編著「調停の近代」（勁草書房）

### 【Outline (in English)】

It is a course work subject to analyze a legal system in the Meiji period by Japanese documents historically.

I may change historical documents depending on the interest of the student attending a lecture, and a following classes plan is one case to the last.

Why is only a specific norm called "law" although law is a kind of a norm? How on earth is the other norm distributed and what kind of relationship with law does it have in the actual condition? It enables a participant to carry out these themes by investigation and study in this seminar.

In this lesson, literature is specified and a reporter reports the specified range of the book. All participants debate after that.

The participant has to read a textbook and a reference book. A participant needs to spend 2 hours, respectively for preparation and review of this lesson. A grade evaluation is performed based on attendance to a lesson, and fulfillment of the directed report subject and a presentation subject.

LAW500A1

## 法制史特殊講義Ⅱ

川口 由彦

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

日本の法を明治期の法を素材に歴史的に分析するためのコースワーク科目であり、この目標の下で、『法制史特殊講義Ⅰ』での学習成果を進展させる。扱う史料・文献は受講者の興味関心に応じ変更する場合があります、以下の授業計画はあくまで一例である。

## 【到達目標】

明治期の司法制度形成史を、史料を読解することによって理解できる。史料読解には古文、漢文の知識も必要であるが、史料を読み込むことができれば、近代法の歩みを正確に理解することができる。

## 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

人類社会は、生まれたときから何らかのルールをもってきた。それは、形態、内容、実質、執行システム等いずれも多様なものである。

法といわれているものは、こうしたルールの中のあるグループのことのだが、こうしたグループは、歴史上発生を見た社会もあれば、発生しなかった社会もある。日本社会は、幸か不幸か、この法というグループをもつにいたった社会である。

講義では、単元が終わる都度、質問を募り、それに回答する。また、授業支援システム上でも質問を募り、講義時間内に回答する。また、最終授業で、質問内容を含めた履修者の授業理解について講評を行う。

講義では、単元が終わる都度、質問を募り、それに回答する。また、授業支援システム上でも質問を募り、講義時間内に回答する。また、最終授業で、質問内容を含めた履修者の授業理解について講評を行う。

しかし、そうはいつでも、この法という社会規範は、国により民族により、時代によりきわめて多様で、簡単に一般論を語らせてくれない難物である。

この難物を扱うには、いろいろな方法があるが、各時代の人々から「法」と呼ばれたものをピックアップして相互に比較し、そのうえで、おのおのの特徴を捉えるというのは有効なアプローチの方法である。法史学という学問の意義も一つには、そのあたりにある。

講義では、明治以降の、通常「近代法」と呼ばれる「法」のあり方を座標軸とした、今日の法の特徴を考えてみたい。

現代日本法は、ほとんどが明治期に作られたものである。試みに六法をみてみよう。すると、民法の制定年は明治 29 年（1896 年）となっていて 19 世紀の産物であることがわかる。商法も明治 32 年（1899 年）と 19 世紀の産物である。刑法は、明治 40 年（1907 年）制定だから、何とか 20 世紀の所産といえるが、いずれにせよ明治時代の産物で、しかも、この刑法は、明治 13 年（1880 年）に制定された刑法（旧刑法）の条文をかなりひきざっているから、やはり、歴史ある法典といえる。日本の法典には、一世紀以上の長い歴史があるのである。

このような法は、一体どのようにして、どのような考え方の下でつくられたのか。考えてみれば、これら諸法典は、封建領主支配が解体してから、ほんのわずかの年数を経て外国法を摂取しつつつくられているのだから、その営為たるや驚異的といえる。

この急速な法の形成は、当然ながら、江戸時代にみられた法との「断絶」を生み出した。この「断絶」には、封建法から近代法への変化という他国にも共通してみられるものと、日本的なものから西欧的なものへの変容という二様のものがある。

しかも、こうした「近代法」の形成は、一概に既存の法との「断絶」とのみは特徴づけられず、すぐれて日本のもの・東アジア的なものの継承という要素を多分に残したものであった。

講義では、このような諸契機、諸要素が、どのように絡み合っているかに焦点をあてつつ、日本の「近代法」の形成過程を考察したい。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

## 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	オリエンテーション	講義の進め方、テキストに関する指示
第 2 回	内田貴『法学の誕生』の講読⑥	「民衆運動の社会的願望」
第 3 回	内田貴『法学の誕生』の講読⑦	「民衆的平等主義の思想構造」
第 4 回	内田貴『法学の誕生』の講読⑧	「平等主義的ラディカリズムの一典型」
第 5 回	内田貴『法学の誕生』の講読⑨	「〈日本社会党の発生〉とジャーナリズム」
第 6 回	内田貴『法学の誕生』講読⑩	「焼カル、モノハ不徳ナル者」
第 7 回	笠原英彦『明治留守政府』の講読①	「〈保護一忠誠〉関係と近世社会」

第 8 回	笠原英彦『明治留守政府』の講読②	「私有権の確立と増税と」
第 9 回	笠原英彦『明治留守政府』の講読③	「開化と蒙昧」
第 10 回	笠原英彦『明治留守政府』の講読④	「〈自由〉と〈制限〉をめぐって」
第 11 回	笠原英彦『明治留守政府』の講読⑤	「民衆運動史研究の方法的視角」
第 12 回	笠原英彦『明治留守政府』の講読⑥	「非文字文化への旅」
第 13 回	笠原英彦『明治留守政府』の講読⑦	「文字文化への離陸」 「近代の教育と学校」
第 14 回	笠原英彦『明治留守政府』の講読⑧	「教育の貧困の現在」

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

テキスト、参考書を読んでくること。固有名詞等を読み方を含めて事典等で調べてくること。

本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とする。

## 【テキスト（教科書）】

授業の際に指示する（上記授業計画では、一例として、内田貴『法学の誕生』（筑摩書房）、笠原英彦『明治留守政府』（慶應義塾大学出版会）を挙げた）。

## 【参考書】

川口由彦『日本近代法制史（新法学ライブラリ）〔第 2 版〕』（新世社、2014）。このほかは授業の際に指示する。

## 【成績評価の方法と基準】

平常点 100 %（授業での発言内容等と、指示された報告課題、提出課題の履行をもとに評価する）。

## 【学生の意見等からの気づき】

学生によって歴史知識の有無がかなり異なることがわかってきたので、この点に留意したい。

## 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 日本法制史  
 <研究テーマ> 土地所有権、調停制度、判決執行システムの法史学的研究  
 <主要研究業績> 著書「近代日本の土地法観念」（東京大学出版会）  
 編著「調停の近代」（勁草書房）

## 【Outline (in English)】

It is a course work subject to analyze a legal system in the Meiji period by Japanese documents historically.

I may change historical documents depending on the interest of the student attending a lecture, and a following classes plan is one case to the last.

Why is only a specific norm called "law" although law is a kind of a norm? ow on earth is the other norm distributed and what kind of relationship with law does it have in the actual condition? It enables a participant to carry out these themes by investigation and study in this seminar.

In this lesson, literature is specified and a reporter reports the specified range of the book. All participants debate after that.

The participant has to read a textbook and a reference book. A participant needs to spend 2 hours, respectively for preparation and review of this lesson. A grade evaluation is performed based on attendance to a lesson, and fulfillment of the directed report subject and a presentation subject.

LAW500A1

## 法制史特殊講義Ⅲ

高 友希子

備考（履修条件等）：隔週2開講

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、英法制史の基礎的な文献や判例を読解・分析する力を身につけることを目的とするコースワーク科目です。

### 【到達目標】

- 1 文献や判例の読解・分析を通じて、英法制史の基礎概念を理解する。
- 2 自らとは異なる属性や理念を持つ人々や、自らとは異なる慣習のもとで生きていた「他者」である過去の人々が、経験してきたことや直面したことがどのような意味を持っているのかを考えることを通じて、複雑な事象を柔軟で多様な視点から捉えることができるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

この授業では、英法制史に関する基礎的な文献や判例を取り上げ、受講者とともに読み進めて行きます。予め受講者に担当部分を割り当て、報告（文献の要約、論点の指摘、考察）を行ってもらった後に、レジュメを含む報告全体への講評をし、教員を交えて全員で討論するという形式で行います。討論を通じて、受講者が自らの課題に気づいて取り組んでいけるよう、適宜、助言をしながら受講者主体で進めて行きます。報告担当者でない受講者についても、事前準備を必須とします。なお、この授業はオンライン（zoom等）で行います。詳細は授業の中および学習支援システムを通じて、随時お知らせします。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

### 【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業の概要説明
第2回	初期ブリテンの法と慣習	共同体的権威から人格的権威へ
第3回	コモン・ローの起源	中央と地方における裁判
第4回	コモン・ロー上位裁判所	王座裁判所、民訴裁判所、財務府裁判所
第5回	コモン・ロー訴訟手続	訴訟方式と令状体系
第6回	訴答術と陪審	裁判における法律家と素人の役割
第7回	大法官府裁判所とエクイティ	良心に基づく救済
第8回	評議会系列の裁判所	星室裁判所、請願裁判所、地方評議会ほか
第9回	教会裁判所とカノン法	教会法とコモン・ロー
第10回	司法審査制度（1）	誤審令状、上訴制度
第11回	司法審査制度（2）	大権令状
第12回	法律専門職	コモン・ロー法曹とローマ法の法律家
第13回	法文献	法律文例集、判例報告集、法学論文
第14回	法創造	コモン・ロー、エクイティ、立法、法改革運動

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告担当者は事前の準備を行い、担当者以外についても、文献や判例を読み理解してきてください。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

授業で扱う文献や判例については、受講者の問題関心を踏まえて決定します。

### 【参考書】

J.H. バイカー（深尾裕造訳）『イギリス法史入門（第4版）第I部〔総論〕』（関西学院大学出版会、2014年）。

J.H. バイカー（深尾裕造訳）『イギリス法史入門（第4版）第II部〔各論〕』（関西学院大学出版会、2014年）。

小山貞夫『英米法律語辞典』（研究社）。

その他については、適宜、指示します。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点100%（事前準備学習、授業への積極的参加などを総合的に判断する）

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【学生が準備すべき機器他】

学習支援システムの利用およびオンライン授業に対応するための通信機器

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>西洋法制史

<研究テーマ>英国エクイティ史。英国法の日本民法典への影響。

### <主要研究業績>

- ・「ユースと良心：セント・ジャーマンと匿名の上級法廷弁護士の論争を中心として」『法と政治』70巻1号（2019年）
- ・「Christopher St. Germanのエクイティ論：「良心」と「ルール」の関係を中心に」『法学志林』108巻1号（2010年）
- ・「英国における独立契約者（Independent Contractor）概念形成前史：民法716条立法の起源をたどって」『法の流通』（2009年）
- ・「裁判史料を通じてみたユースの利用に関する一考察：Capell v. Scott（1493-4）を手がかりに」『ヨーロッパ中世世界の動態像』（2004年）
- ・「15世紀後半から16世紀前半イングランドにおける大法官府裁判所の役割：エクイティによるコモン・ロー・システム拡充プロセスに関する法制史的な研究」『九大法学』89号（2004年）

### 【Outline (in English)】

This course is intended to enhance students' ability to understand, analyze, and discuss legal history issues.

Students will be able to 1) critically analyze issues and express their own opinions, 2) acquire more effective both writing and presentation skills.

Students are expected to read assigned readings in advance. Your study time will be more than four hours for a class.

Students will be graded on:

Participation (100%)

LAW500A1

**法制史特殊講義IV**

高 友希子

備考（履修条件等）：隔週2開講

その他属性：

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

この授業は、英法制史の基礎的な文献や判例を読解する力を身につけることを目的とするコースワーク科目です。

**【到達目標】**

- 1 文献や判例の読解・分析を通じて、英法制史の基礎概念を理解する。
- 2 自らとは異なる属性や理念を持つ人々や、自らとは異なる慣習のもとで生きていた「他者」である過去の人々が、経験してきたことや直面したことがどのような意味を持っているのかを考えることを通じて、複雑な事象を柔軟で多様な視点から捉えることができるようになる。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

この授業では、英法制史に関する基礎的な文献や判例を取り上げ、受講者とともに読み進めて行きます。予め受講者に担当部分を割り当て、報告（文献の要約、論点の指摘、考察）を行ってもらった後に、レジュメを含む報告全体への講評をし、教員を交えて全員で討論するという形式で行います。討論を通じて、受講者が自らの課題に気づいて取り組んでいけるよう、適宜、助言をしながら受講者主体で進めて行きます。報告担当者でない受講者についても、事前準備を必須とします。

なお、この授業はオンライン（zoom等）で行います。詳細は授業の中および学習支援システムを通じて、随時お知らせします。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり/Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし/No

**【授業計画】 授業形態：オンライン/online**

回	テーマ	内容
第1回	土地法（1）	封建的土地保有とユース
第2回	土地法（2）	相続産と期間不動産権
第3回	土地法（3）	家族継承財産設定、その他の不動産権
第4回	契約法（1）	合意遵守訴訟と債務返還訴訟
第5回	契約法（2）	引受訴訟と詐欺主張訴訟
第6回	準契約	勘定訴訟、特殊主張訴訟
第7回	動産所有権	動産所有権の移転、動産私財への権益、動産返還訴訟
第8回	注意義務違反	侵害行為と注意義務違反、注意義務違反に対する特殊主張訴訟
第9回	不法妨害	不法妨害に対する救済手段、不法公共妨害
第10回	名誉毀損	言葉に対する特殊主張訴訟、名誉毀損の範囲、文書誹毀
第11回	経済的不法行為	独占、不公正な競争、威嚇と共謀
第12回	人の法（1）	身分と自由、植民地奴隷制とイギリスの裁判所
第13回	人の法（2）	婚姻とその諸帰結
第14回	国王の訴訟	刑事訴訟手続、刑事実体法

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

報告担当者は事前の準備を行い、担当者以外の受講者は文献や判例を読み理解してきてください。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

授業で扱う文献や判例については、受講者の問題関心を踏まえて決定します。

**【参考書】**

J.H. ベイカー（深尾裕造訳）『イギリス法史入門（第4版）第I部〔総論〕』（関西学院大学出版会、2014年）。

J.H. ベイカー（深尾裕造訳）『イギリス法史入門（第4版）第II部〔各論〕』（関西学院大学出版会、2014年）。

小山貞夫『英米法律語辞典』（研究社）。

その他については、適宜、指示します。

**【成績評価の方法と基準】**

平常点100%（事前準備学習、授業への積極的参加などを総合的に判断する）

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし。

**【学生が準備すべき機器他】**

学習支援システムの利用およびオンライン授業に対応するための通信機器

**【担当教員の専門分野等】**

<専門領域>西洋法制史

<研究テーマ>英国エクイティ史。英国法の日本民法典への影響。

<主要研究業績>

・「ユースと良心：セント・ジャーマンと匿名の上級法廷弁護士論の論争を中心として」『法と政治』70巻1号（2019年）

・「Christopher St. German のエクイティ論：「良心」と「ルール」の関係を中心に」『法学志林』108巻1号（2010年）

・「英国における独立契約者（Independent Contractor）概念形成前史：民法716条立法の起源をたどって」『法の流通』（2009年）

・「裁判史料を通じてみたユースの利用に関する一考察：Capell v. Scott (1493-4)を手がかりに」『ヨーロッパ中世世界の動態像』（2004年）

・「15世紀後半から16世紀前半イングランドにおける大法官府裁判所の役割：エクイティによるコモン・ロー・システム拡充プロセスに関する法史的の研究」『九大法学』89号（2004年）

**【Outline (in English)】**

This course is intended to enhance students' ability to understand, analyze, and discuss legal history issues.

Students will be able to 1) critically analyze issues and express their own opinions, 2) acquire more effective both writing and presentation skills.

Students are expected to read assigned readings in advance. Your study time will be more than four hours for a class.

Students will be graded on:

Participation (100%)

LAW500A1

## 憲法特殊講義 I

建石 真公子

備考（履修条件等）：博士後期「公法特殊研究Ⅲ」と合同開講

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目である憲法特殊講義では、違憲審査制について、憲法保障としての側面、人権保障としての側面を学説及び判例から理解する。さらに人権保障の側面、裁判所における人権条約の適用の提起する課題について、立憲主義と司法の国際化との関係で考察する。また比較法の観点から、諸外国の違憲審査制及びヨーロッパ人権裁判所についても学ぶ。講義の目的は、憲法学に関する現代理論を理解し、自ら解決への道筋を発見することである。

### 【到達目標】

現代の憲法学に提起されている課題、及び日本国憲法に提起されている課題－憲法改正、平和主義、議会制民主主義の膠着、差別などーに関して憲法理論上の問題を理解し、解決について自ら考える能力を養う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

予め提示した資料（文献、判例、映画等）について、各自が事前に予習をし、授業では担当者がレジュメを作成し、内容及び課題について報告する。提示された課題について、参加者でディスカッションする。なお、人権保障と違憲訴訟について具体的な課題について検討するために、参加者の希望により人権課題を定め、人権侵害の状況、対応を調べ、外部の研究参加、あるいは憲法訴訟を担当する弁護士事務所を教員と共に訪問するなどのフィールドワークを実施する（Covid-19の状況が改善した場合）。また2023年度は、学部ゼミと合同で、安保法違憲訴訟について担当弁護士の講義に参加することもできます。報告に関する評価や課題については、口頭で、あるいは文章でフィードバックします。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	授業概要を紹介し、幾つかの文献を提示。参加者の関心等をディスカッションしたうえで、次回以降の資料を決定する。
第2回	個人の尊厳と違憲審査制の歴史について、基本的な文献を検討。	違憲審査制はなぜ登場したのかを、文献を読み考察。
第3回	違憲審査制の制度について、ドイツに関して検討。	文献からドイツの違憲審査制の制度、特徴を学ぶ。
第4回	違憲審査制の制度について、ドイツの検討を継続	文献及び判例から、ドイツの憲法裁判所の制度と解釈方法について考察する
第5回	違憲審査制について、フランスに関して制度と歴史を学ぶ	文献及び判例から、フランスの違憲審査制の特徴を学ぶ
第6回	違憲審査制について、フランスに関して最近の重要な変化について学ぶ	文献及び判例から、フランスの制度の変更の意義について考察
第7回	違憲審査制について、アメリカの制度について学ぶ。	学説及び判例から、アメリカの司法審査制の特徴を理解する。
第8回	違憲審査制について、アメリカの制度及び判例について学ぶ。	判例集から代表的な判例を取り上げ、アメリカの司法審査の審査方法について考察する。
第9回	同性婚の合憲性に関する違憲審査に関するアメリカ連邦最高裁判所、フランス憲法院、ドイツ憲法裁判所の判決の比較	同性婚法の違憲審査の米、仏、独の比較から、人権解釈の相違を考察する。
第10回	同性婚法に関する違憲審査性比較の継続	判決をもとに、議論を深める
第11回	ヨーロッパにおける平和と民主主義、人権保障の確立を目的として誕生したヨーロッパ人権裁判所の創設の意義を学ぶ	文献及び判例集をもとに、ヨーロッパ人権裁判所の歴史及び制度を考察
第12回	ヨーロッパ人権裁判所の制度及び判例について理解する	国家主権は人権条約によって制約されているのか。ヨーロッパ人権裁判所判決の履行との関係を考察する

第13回 違憲審査制と民主主義の関わりについて考察

これまでの議論から、立憲主義における司法権と立法権のあり方について考察する

第14回 春学期の総括

違憲審査制の提起する課題、及び検討の方法について参加者でディスカッション。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。準備は、課題となっている論文や書籍について目を通し、内容を理解した上で、不明な点や課題について明らかにする。報告を担当する場合には、内容を簡潔にまとめ、論点を提示する。復習は、まず授業での論点を再確認する。そのうえで疑問点がある場合は、関連する論文や資料等にアクセスし考察を深める。

【テキスト（教科書）】

適宜紹介する。

【参考書】

適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】

議論への参加：50%

授業での報告：50%

【学生の意見等からの気づき】

前年度はオンラインでの授業の希望が多かったですが、今年度は状況によって対面とオンラインを適宜学生の希望で変更します。

【学生が準備すべき機器他】

オンライン授業の場合は、必要な機器。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

憲法学、国際人権法学

<研究テーマ>

人権の裁判的保障

生命倫理と人権

<主要研究業績>

建石真公子「終末期（人生の最終段階）における治療の選択と『尊厳ある人生の終わりを迎える権利』とは－フランスにおける Covid-19 禍のもたらした『死と尊厳』の再検討の動きから－」in 香川知晶、土井健司編「人間の尊厳とは－コロナ危機を経て－」日本学術会議叢書、2023年、p.51-85. 建石真公子「新型コロナウイルス感染症と人権－生命権、健康権保護における国際人権法、欧州および日本における課題－」国際人権 33号（2022年）、p.33-38. 建石真公子「スポーツという権利、スポーツにおける権利－ジェンダーと人権枠組の視点から－」ジェンダーと法、No.19(2022年)、p.107-122. 建石真公子「代理懐胎をめぐる人権と法の課題－人体の不可処分性原則を中心に－」、二宮周平編『生殖補助医療・養子と里親による LGBTQ の家族形成支援～その可能性と支援システムの構築』信山社（2022年）、p.220-221. 建石真公子「新型コロナ禍でのトリアージと患者の人権をめぐるフランスと欧州人権機関」、土井憲司、田坂さつき、加藤泰史編『コロナ禍とトリアージを問う』青弓社（2022年）、p.45-66. 建石真公子（2022）「同性婚と憲法：フランスの同性婚法をめぐる『婚姻の自由』と『平等』」法律時報 94 巻 6 号、p.32-38. 建石真公子「生命への介入、その法的課題（1）～（22）（隔月連載）時の法令、2020年4月～2022年3月。建石真公子「日本における研究目的の『ヒト胚のゲノム編集』と『ヒト胚の作成』－人権の観点からどう考えるか」学術の動向、25/10,2020年、p.40-45. 建石真公子「わいせつ概念の再構築－「四畳半襖の下張」事件」判例百選第7版、2019年。建石真公子「個人の尊重とゲノム（遺伝）情報保護－フランスにおける個人情報保護制度を例に」『憲法の普遍性と歴史性』辻村みよ子先生古稀記念論集、日本評論社、2019年。共編著『ヨーロッパ人権裁判所の判例 II』信山社、2019年。建石真公子「トランスジェンダーの権利論－ジェンダー・アイデンティティをめぐる個人の尊重の射程－」『スポーツ・医・科学研究報告 II』2019年、p.9-22. 建石真公子「フランスにおける『私生活の尊重の権利』の憲法規範化」憲法研究 4号、2019年、p.79-92. Hiroko Tateishi, Sources du droit et interprétation des juges: l'émergence d'un dialogue avec le droit comparé et les traités internationaux relatifs aux droits de l'homme à la Cour suprême du Japon, in C.Guerin-Bargues et H.Yamamoto(sous la direction), Aux sources nouvelles du droit, Mare & martin, 2018, p.237-258. 建石真公子「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権（ミニ・シンポジウム 提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における人権保護の課題）」比較法研究、no.80,2018,p.217-223. 建石真公子「同性愛者の権利（LGB・SO）の権利保障の進展における私生活の尊重・人格権・差別禁止」平成 29 年度日本体育協会スポーツ医・科学研究報告 I 『スポーツ指導に必要な LGBT の人々への配慮に関する調査研究』、2018年、p.7-19. 建石真公子「ヨーロッパ人権条約第 15 議定書による『補完性原則の条約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性」、工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・斉藤久編『戸波江二先生古稀記念 憲法学の創造的展開』信山社、2017年12月、101-124頁。総頁 801 頁。『提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権』比較法研究、80号。フランスの人権保障における合憲性と条約適合性－辻村みよ子編『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017年3月。

【Outline (in English)】

< Course outline >

We examine the theory and the jurisprudence about Judicial Review from the viewpoint of the guarantee of the Constitution and the protection of Human rights. Furthermore, in terms of human rights protection, the issues posed by the application of the Convention on Human Rights in the Courts will be discussed in relation to the globalization of constitutionalism and justice.

We also consider the jurisprudence of the European Human Rights Court and also that of foreign countries.

< Objectives of the class >

The purpose of the lecture is to understand the question in the modern constitutional theory, and discover the path to solution itself.

< Learning activities outside of classroom >

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is at least one hour for each class meeting.

< Grading Criteria/Policy >

Grading will be decided based on lab reports (50%), and the quality of the students' contribution in the class (50%).

LAW500A1

憲法特殊講義 II

Thierry RENOUX

備考（履修条件等）：博士後期「公法特殊研究IV」と合同開講

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この講義は、「人間に関する憲法学と言うテーマで、ヨーロッパにおける生命の始まり、終末期、出自へのアクセス、親子関係」について学びます。すなわち、比較法の観点から、人生の始まりから終わりまで、人間の基本的権利に関する現代の主要な問題をよりよく理解するために必要なあらゆる法律文書を学生に提供しつつ、憲法学及び人権の観点から上述のテーマに関して考えることを主な目的としている。

憲法と言う枠組みでこの問題を考える理由は、次の三つである。第一に、その問題を基本的人権の観点から権利の内容を詳細に理解することができる。第二に、フランスの憲法の独自性として、日本と異なり、いわゆる「生命倫理」法という法律があるということである。科学や社会的モラルの発展に照らして7年ごとに定期的に、生殖医療の利用、中絶、終末期のケアなどに関して、人間の基本権がいかに保護されるかが法によって規定されているからである。最後に、2022年末からの「人生の終わりに関する市民大会」と言う市民参加の会議を契機として、憲法に関する議論がより見直され、科学的発見に永久されることなく、より緩やかに、社会の期待に沿った形で法律が進化していることである。

生命倫理法は、最新の科学の進歩による人間への科学の利用を規制・制限するもので、憲法だけでなく、欧州法、国際人権法への適合性も審査されることになる。その結果、基本的人権の全体像が徐々に形作られつつあり、立法者はそれを尊重することが義務付けられている。

この科目を構成する法的枠組み（フランス、ヨーロッパ、国際的な人権法）と基本原則（尊厳、自由、連帯）を提示した後、3部構成の各コースは、人間の基本的権利について深く学ぶ機会となっている。

【到達目標】

学種を通じて次の二つの能力を養うことを目的としている。

＜自立して学習する＞：1. 法律知識を収集し習得する方法を知っている、2. 個人として考察を行う方法を知っている、3. 基本的人権の学習により、個人的な意見を形成し、簡潔に明確に表現する方法を知っている、4. 自分の個人的信念と正反対の原理に基づく法的意見を理解する方法を知っている。

＜学習方法＞：1. 非常に特殊なテーマであってもそれに関する文書調査の実施方法を知っている、2. インターネット上のオンライン法律リソースを活用する方法を知っている、3. 議論の難しい（デリケートな）社会問題についての議論を導く方法を知っている、4. 比較法の観点からに法律研究を行い結論に導くことができる、5. 研究者または専門家としてかどうにかかわらず、基本的人権に関わる分野において永続的な関心を保持するために必要な法的スキルを持つこと。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、各セッションで講義を行い、その後、以下の手順でディベートを行います。

1° 研究された問題に適用されるすべての国内および国際的な法文を提示すること。

2° この特定の問題を、特に社会的、哲学的、歴史的、法的といったあらゆる側面から検討する。

3° 「判例」法を用いて問題を例示し、可能な法的対応を見極めることから始める。

4° 現在適用されている法原則が将来どのように発展しうるかを示すことにより、その内容と範囲を決定する。

5° 審査員の判断の多様性を提示することで、生徒の思考を豊かにする。

6° 学生からの質問、議論、コメント、ディベート。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	・イントロダクション	本授業では、法的枠組み、および人間に関する憲法の基本原理を検討する。 - 法的枠組みに関しては、フランス法、ヨーロッパ法、国際法を問わず、人権の内容と発展を促す主要なテキストを中心に典拠を紹介する。

第2回 ・基本原理

法的枠組みを構成する基本原則に関し、それらはすべて、人間の尊厳、自由と個人の自律性、そして最後に、個人と集団、あるいは人々との連帯という3つの大きな価値観に該当することが指摘される。特にフランスでは、配偶子提供や、妊娠に関わるすべての費用や終末期における本人のサポートについて、社会保障制度が責任を負うという文脈で、この最後の側面が非常に顕著に表れている。

第3回 第一部

存在する

A-胚と胎児の法的地位

- あらゆる形態の奴隷化および劣化から人間の尊厳を守るという憲法上の価値のある原則を演繹している。  
ここで問題となるのは、一方では、この尊厳の基本原則に何を含めるべきか、他方では、それが絶対的な法原則であるかどうかということである。

憲法院は、1946年前文の第1段落から、あらゆる形態の奴隷化および劣化から人間の尊厳を守るという憲法上の価値のある原則を演繹している。ここで問題となるのは、一方では、この尊厳の基本原則に何を含めるべきか、他方では、それが絶対的な法原則であるかどうかということである。

尊厳の正確な内容を定義するという問題の第1の側面に関して、フランスの憲法裁判官は、自分の管理下にある法律に定められている、人間の優位性、人生の初めからの人間の尊重、人体の不可侵性、完全性、非財産性、人間の種の完全性の原則は、「人間の尊厳を保護するという憲法原則の尊重を確保する傾向にある」と考えている。しかし、これらの補完的な原則は、より一般的な原則の一部なのだろうか。

第4回

-生命権、人間の尊厳、女性の権利  
-憲法に中絶の権利を規定するか。

ここで問われているのは、人間の尊厳の原則が、生命の始まりの法的概念に関するさまざまな意見にどの程度影響し、その結果、女性の妊娠中絶の権利(IVG)に影響を与えることができるかということである。

第5回

-胚と対峙にどのような権利が認められるか  
-胚を選別しても良いのだろうか。  
-クローンは禁止されるべきか。

フランスでは、法律上、胚は「人間」とはみなされない。そのため、「生命の誕生からすべての人間」を尊重するという原則が適用されない。しかし、もしそれが「潜在的な生命としての」人間であるなら、胚の科学研究は無制限に進めていいのだろうか。

第6回

B-生殖補助医療にはどのような権利が認められるか。  
-子を持つ権利、親になる権利は認められるか。  
-AMPの法的枠組みについて  
-出生前診断と親の権利：健康な子供を持つ権利？  
C-代理母に依頼する権利はあるのか。

生殖補助医療(AMP)とは、両親の性的結合の過程以外で子供を受精させることができるすべての手続きを指す。配偶者(IAC)や第三者からの配偶子で人工授精を行う方法と(IAD)、体外で受精させた胚を女性の体内に移植する方法(IVF)がある。

第7回

-この技術においてどのような権利が関連し、課題となるのかを考察する。  
不妊症の人が「代理母」を利用する基本的な権利があるかどうかという問題は、1980年代のフランスで、ある県知事が不妊症のカップルに子供を身ももってくれる母親を紹介する協会の法的認知を拒否したことから始まった。その後、ヨーロッパではこの方法が発展し、海外で妊娠し代理母を父とする子ども親権の承認に深刻な問題が生じている。

この技術においてどのような権利が関連し、課題となるのかを考察する。不妊症の人が「代理母」を利用する基本的な権利があるかどうかという問題は、1980年代のフランスで、ある県知事が不妊症のカップルに子供を身ももってくれる母親を紹介する協会の法的認知を拒否したことから始まった。その後、ヨーロッパではこの方法が発展し、海外で妊娠し代理母を父とする子ども親権の承認に深刻な問題が生じている。

第8回 第二部

生きる  
A-アイデンティティの権利

世界人権宣言第6条（「すべての人は、いかなる場所においても、法の下に人として認められる権利を有する」と）と欧州人権裁判所の判例法は、ともに子どものアイデンティティの権利を明記している。そこで問題となるのは、この権利の具体的な内容である。

第9回

-生物学的アイデンティティ、生物学的性差、ジェンダー：基本的権利とは何か？  
-インターセクシャルおよびトランスジェンダーの基本的権利

欧米社会では、人のアイデンティティは出生時に割り当てられた性別によって特徴づけられると考えられている。しかし、人の性別や性差とは何なのか。新生児の同意なしに医師が定義すべきなのか？

第10回

B-自己の出自を知る権利  
-フランスにおける匿名出産("accouchement sous X")の法的枠組み  
-出自を知る権利は基本的人権か？

なぜ、「男女の入れ替わり」を想像することが難しいのか。  
フランスでは、妊婦は匿名で、公的機関(病院)または私的機関(診療所)で出産することを決めることができる。この場合、本人確認を求めるとはできず、調査もできない。患者は入院の秘密と身元を保持するだけでなく、出産を担当する医療チームに対して、生まれてくる子供を放棄することを法的に示すことができる。

- 第 11 回 -AMP から生まれた人または養子の出自を知る権利：フランスにおける人由来の組織の提供の匿名性。
- 第 12 回 第三部 死ぬ  
A-終末期における本人の権利について  
- 死の法的な定義は？  
-ヨーロッパにおける安楽死と自殺補助
- 第 13 回 B. 終末期における人間の尊厳  
-緩和ケア：ケアあるいは医療上の治療？ その限界は？
- 第 14 回 C- 講座の最後に討論を行う。  
自殺補助の権利の条件と限界について。  
-フランスにおける「終末期に関する市民会議」  
-2023 年秋、フランスにおける自殺補助と安楽死の権利の可能性をめぐる議論の状況

人体構成要素や製品の提供者の匿名性は、1994 年 7 月 29 日の法律の準備と投票時に、「フランスの生命倫理」の主要原則の一つとして提示された。このことは、批判を受ける可能性があるにもかかわらず、法律の基本要素として議論され確認されたにすぎない。しかし、この原則は、そのようなルールの帰結に関して、その正当性をより深く検討することを求めている。

医学の進歩は、死の時間を常に先延ばしにすることで、「治療のやり過ぎ」と表現されるように、終末期の人の権利を無視し行き過ぎた治療を行うようになってきている。

安楽死とは、ある人が他人の苦痛を和らげるために、その人の人生を終わらせることを決定する行為である。自殺補助は、病気である本人が自分の人生を終わらせることを決意し、その死を助けるために第三者の援助を求めるだけなので、全く異なる行為である。これらの死を巡る課題における人権について考える。

フランスでも、日本と同様、科学的知見の進化により、人生の終わりの境界線が年々後退している。高齢者が増えているのである。法律家にとって、このような科学的進歩は、人生の終焉を迎えつつある人間の尊厳の原則を厳密に遵守して初めて可能になる。

2021 年にフランスで生命倫理法が改正されて以来、立法者の関心は、深刻で不治の病に苦しむ人々が、ヨーロッパの他の国に行くことなく、自殺補助を利用することを望むという新しい要請に応える必要性に向けられている。

- Steineck C, Japanese discussions on the concept of "person" and its function in bioethics, *Journal international de bioéthique et d'éthique des sciences*, 2005/1-2 (Vol. 16), pp-29-40
- Ten Haven H. et Gordijn B. (eds), *Bioethics in a European Perspective*, Dordrecht-London-Boston, Kluwer Academic Publishers, 2001.
- Thiel (M-J), Human dignity: intrinsic or relative value? *Journal International de Bioéthique*, 2010/3 (Vol. 21), pp 51-62
- B- En langue française :
- Bachelard-Jobard C. : *L'eugénisme, la science et le droit*, Presses universitaires de France Ed., 2001
- Baertschi B. *La valeur de la vie humaine et l'intégrité de la personne*. Paris : PUF, 1995. Collection : Philosophie morale.
- Berten A. *Dictionnaire d'éthique et de philosophie morale*. 4e Edition. Paris : PUF, 1996. Collection : Quadrige.
- Bertrand-Mirkovic A, *La notion de personne : Étude visant à clarifier le statut juridique de l'enfant à naître*, Presses universitaires d'Aix-Marseille Editions, 2003
- Botbol-Baum M. *L'originalité du débat belge sur l'euthanasie : au-delà du conflit de principes*. Louvain Medical : *Revue de la Faculté de Médecine de l'UCL*, 1999, n° 118, pp. 412-417.
- Byk, C. : *Bioéthique et droit international : autour de la déclaration universelle sur la bioéthique et les droits de l'homme*, Litec-Lexis Nexis éditeur, 2007
- Canguilhem G. *Le normal et le pathologique*. 9e réédition. Paris : PUF, 2005. Collection : Quadrige.
- Canto-Sperber M., *Dictionnaire d'éthique et de philosophie morale*. Tomes 1 et 2. 4e édition. Paris, PUF, 2004 (1996). Collection Quadrige/Dicos poche.
- Cassin B., Crepon M., Prost F. *Morale : Éthique, Vocabulaire européen des philosophies*. Paris : Seuil/Le Robert, 2004, pp. 819-827.
- Cayla O. *Biologie, personne et droit*. *Bioéthique ou biodroit ?* in *Biologie, personne et droit*, *Revue « Droits »*, Presses universitaires de France, PUF, 1991,
- Claudot F, Van Baaren-Baudin et Chastonay : *Enseignement de l'éthique et des Droits de l'Homme en Europe*, in *Revue Santé Publique* 2006/1 (Vol. 18), pp. 85 à 90
- Dumas-Lavenac, S., *La Constitution, le Conseil constitutionnel et la bioéthique*, *Revue française de droit constitutionnel*, septembre 2022, n° 131, PUF édit. p. 695-702
- Depadt-Sebag V. *Droit et bioéthique* 2e édition Bruxelles, Editions Larcier, 2012
- Delfosse M.-L. et Bert C., *Bioéthique, droits de l'homme et biodroit*. *Textes internationaux, régionaux, belges et français*, Bruxelles, Larcier, 2009.
- Dumont L. *Essai sur l'individualisme, Une perspective sur l'idéologie moderne*. Paris : Seuil, 1983.
- Durand G., *Introduction générale à la bioéthique : histoire, concepts et outils*, Montréal-Paris, Fides-Cerf, 1999.
- Fagot-Largeault (A), *Un regard de philosophe sur le statut de l'embryon et de l'interruption volontaire de grossesse* in *Revue française des affaires sociales*, La Documentation française Edit. 2011 n°1 pp. 61 à 67
- Feuillet-Le Mintier B., *Normes nationales et internationales en bioéthique*, in *Revue française des affaires sociales* 2002/3, pp. 15 à 30
- Hirsch E., *Éthique, médecine et société*. *Comprendre, réfléchir, décider*, Paris, Editions Vuibert, 2007.
- Hottois G., *Qu'est-ce que la bioéthique ?* Paris, Editions Vrin, 2004.
- Le Bris C, *Transhumanisme et droits de l'homme : la protection de l'humanité et de l'identité humaine*, *Revue « Droit, Santé et Société »* 2020 N° 3-4 pp 21 à 32
- Lenoir N. et Mathieu B., *Le Droit international de la bioéthique (Textes)*, PUF, *Que sais-je ?* 1998
- Lenoir N. et Mathieu B., *Les normes internationales de la bioéthique*, PUF, *Que sais-je ?* 2ème éd. 2004
- Leroyer, A-M. *Le Conseil constitutionnel et l'embryon humain*, *Revue trimestrielle de droit civil*, octobre-décembre 2021, Dalloz Ed. N° 4, p. 867-869
- Renoux (T-S), *Code constitutionnel-Droits fondamentaux : Déclaration des droits de l'Homme et du citoyen (DDHC), Commentaire des articles et la jurisprudence relative aux articles 2 et 4 (liberté de la personne et droits à la vie)*, LexisNexis Editeur, Paris, 2021
- Renoux (T-S) "Mater semper certa est": brèves réflexions sur la gestation pour autrui et le principe d'égalité" in "Les droits de l'homme à la croisée des droits", *Mélanges en l'honneur du Professeur Frédéric Sudre*, LexisNexis, 2018, pp.633-643
- 【成績評価の方法と基準】**  
成績評価は、平常点を 50%、期末の試験 50%で行います。
- 【学生の意見等からの気づき】**  
NOT APPLICABLE
- 【学生が準備すべき機器他】**  
講座中に POWER-POINT でコメントする形式で行われます。この POWER-POINT には、講義の要点と、講義で引用された法文・判例の参考文献のみを掲載します。そのため、講義を注意深く聞き、特に理解できない場合は遠慮なく質問することが重要です。  
MacBook 対応のプロジェクターを備えた教室は必須です。

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

講座「人間の憲法学」。人生の始まり、終わり、起源へのアクセス、親子関係に関するヨーロッパでの議論は、特に法政大学の学生のために作られたオーダーメイドのコースです。

そのため、既存の学術的な教科書には対応していない。

コース期間中、個人的、職業的、家庭的な興味から、授業で学んだ特定の分野をさらに深く学びたい受講生には、英語、フランス語、日本語で、さらに詳しく読むための個別アドバイスを提供します。

**【参考書】**

本講座の受講に役立つ参考図書・論文を以下に紹介する。

しかし、これは一般的な書誌であり、網羅的なものではないので、コースをたどるためにここに掲載されているすべての著作物を参照することは必須ではありません。

各セッションでは、適切な読書の勧めがなされます。

**A- En langue anglaise :**

-Beauchamp T., Childress J. *Principles of Biomedical Ethics*. 4e Edition. Oxford: University Press, 2001, 454 p.

-Cateni C., Fineschi V. et Turillazzi E. *The New Italian Code of Medical Ethics*. *Journal of Medical Ethics*, 1997, pp 239-244.

-Durand De Bousingen D., Rogers A.: *Bioethics in Europe*. Council of Europe Publishing, 1995, 388 p.

Engelhardt H.-F. *The foundations of bioethics*. 2d édition. Oxford U.P., 1996.

-Hattori Toshiko, *End-of-life care and Advanced directives in Japan*, *Journal international de bioéthique et d'éthique des sciences*, 2005/1-2 (Vol. 16) pp 135-142

-Jonsen A. R., *The Birth of Bioethics*, Oxford, Oxford University Press, 1998.

-Kuhse H. et Singer P. (eds.), *A Companion to Bioethics*, Oxford- Malden, Blackwell Publishers, 1998 and *Bioethics. An Anthology* (Oxford-Malden, Blackwell Publishers, 2007.

-Morioka, Masahiro: "Páson-ron no shatei. Seimei rinri gaku to jinkaku gainen". (English title: "Perspectives and limits of the person arguments in Bioethics"). In: *Rinri gaku nenpō* 36 (1987), pp. 137-151.

-Nishimura, Takahiro, *The present state and problems of "the Code of medical ethics" in Japan*, *Journal international de bioéthique et d'éthique des sciences*, 2005/1-2 (Vol. 16), pp. 41-50

-Post S. G., *Encyclopedia of Bioethics*, New York, Macmillan Reference USA, 2003.

-Shimoda, Motomu, "Death with Dignity" in the Japanese context, *Journal international de bioéthique et d'éthique des sciences*, 2005/1-2 (Vol. 16) pp 123-134

【その他の重要事項】

Thierry S. RENOUX 教授は、パリ・ソルボンヌ大学を卒業しました。法学博士、憲法評議会（フランス憲法裁判所）法務部副部長、パリとマルセイユで弁護士として活動し、公法学のアグレガシオン試験に合格、法学部教授になる。現在、フランスで最も歴史があり有名な法学部の一つであるエクサンプロバンス大学法学・政治学部の教授を務めています。

基本権と比較法の専門家であり、フランス（École nationale de la magistrature）や海外（ドイツ、イタリア、日本、スペイン、ギリシャ、ルーマニア、ブルガリア、チェコ、アメリカ、コロンビア、アルゼンチン、ブラジル、チリ、タイ、台湾）で教鞭をとっている。いくつかの大学や機関で教鞭をとっている。

フランスでは、基本的人権の保護に関するフランスとヨーロッパのすべての判例を、フランス憲法と権利章の各条項に言及する解説の形で収録した「憲法典」（1800 ページ）を編集している。

同じ手法で、カンボジアで出版された英語の本（T-S Renoux et alii.）を（共同で）執筆した。カンボジア王国憲法注釈 "憲法評議会と選択的国際司法権の法理への注釈, Chhab Editions, Cambodia, 2018, 352 pages, (paper edition), E-edition: <https://www.amazon.com/Annotated-Constitution-Kingdom-Cambodia-Constitutional-ebook/dp/B075WNCMH8>。

最近では、代理管理法に着目（「Mater semper certa est”: brèves réflexions sur la gestation pour autrui et le principe d'égalité” in "Les droits de l'homme à la croisée des droits”, Mélanges en l'honneur du Professeur Frédéric Sudre, LexisNexis, 2018, pp. など）しています。633-643）、国際女性の権利の日に際し、フランスで「生命倫理と基本権：子孫繁栄権」をテーマにした日仏コロナウィムを開催した（2017）。

2022 年と 2023 年にパリと東京で、日本とフランスにおける Covid 19 の流行管理、特に基本的人権の保護に関する比較法シンポジウムを開催する日仏コンソーシアムの創設メンバーの 1 人です。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 憲法学、ヨーロッパ法  
<研究テーマ> 司法権、生命倫理と人権  
<主要研究業績>  
その他の重要事項に記載。

【Outline (in English)】

OUTLINE

The course "Constitutional Law of the Human Person. Debates in Europe on the beginning of life, the end of life, access to origins and filiation" is interesting to follow for three reasons.

Firstly, because it provides a detailed knowledge of the content of the fundamental rights of the person. Secondly, with regard to the originality of French constitutional law on this point: in fact, unlike Japan, it is a law, the so-called "bioethics" law, which regularly, every seven years, taking into account the evolution of science and society's mores, specifies how the fundamental rights of the human person are protected, whether it be with regard to access to procreation techniques, voluntary interruption of pregnancy, or accompaniment at the end of life. Finally, thanks to the meeting of "citizens' conventions", constitutional law is being modernized and the law is evolving not by undergoing the discoveries of science but more gradually, according to the expectations of society.

This law, which regulates and limits the use of the latest scientific advances on the human being, is subject to a judicial review, also with European law and international human rights law. As a result, a whole corpus of fundamental human rights is gradually taking shape, which the legislator is obliged to respect.

After presenting the legal framework (French, European and international) and the fundamental principles (dignity, freedom and solidarity) that structure the subject, each of the three parts of the course is an opportunity to study in depth the fundamental rights of the human person:

I EXIST

The legal status of the embryo and the fetus in France

What rights should be recognized for medically assisted procreation?

Is there a right to resort to a surrogate mother?

II LIVING

The right of the person to an identity

The right of the person to know his or her origins

III. DYING

The rights of the person at the end of life

The protection of the dignity of the person at the end of life

The great debate: the conditions and limits of a person's right to assisted suicide.

LEARNING OBJECTIVES

The learning objectives are:

-Knowing how to be: 1° knowing how to gather and master one's legal knowledge, 2° knowing how to conduct a personal reflection, 3° knowing how to form and express clearly a personal opinion, in few words, thanks to the study of the fundamental rights of the human being, 4° knowing how to understand a legal opinion based on principles directly opposed to one's own personal convictions

-Know-how : 1° know how to carry out documentary research on a very specific subject, 2° know how to exploit online legal resources on the Internet, 3° know how to lead a debate on delicate societal subjects, 4° know how to construct and complete legal research in comparative law, 5° have the legal skills necessary to be able to hold a permanent job in a field where the fundamental rights of the human person are at stake, whether in an academic or professional environment.

NB:

1)The languages used during the course are French/English/Japanese. The course will be given mainly in French with simultaneous translation into Japanese. English can be used to ask questions or to clarify certain points during the debates which will take place in class.

2)The discussion, the debate is a central objective of this course.

GRADING CRITERIA /POLICY

Students must be present for the entire course. Grading is based on each student's active participation and attendance.

LAW500A1

憲法特殊講義Ⅲ

金子 匡良

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目である本講義では、憲法に関する代表的なテーマをいくつか設定し、そのテーマに関する学説・判例等を精読することによって、憲法について知識や理解を学部レベルのものから、より深めることを目的とする。

【到達目標】

- ①憲法判例を精緻に分析し、そこで示された判断枠組みや判断基準等を析出するとともに、その判例の今日的意義や課題等を見出す。
- ②憲法学説を精緻に読解し、学説間の異同及び判例との相違等を分析するとともに、それぞれの学説の今日的意義や課題等を見出す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

毎回1名の報告者を決め、報告者による報告の後、質疑応答や討議を行う。授業は原則として対面形式で行うが、コロナウイルスの感染状況によっては、ZOOMを用いたオンライン授業に変更する可能性がある。取り上げるテーマは下記の授業計画に掲げたとおりであるが、受講者の専攻分野や興味関心に沿って適宜修正する。報告に対するコメントや質問への回答等のフィードバックはその場で行うか、翌週の授業時に行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし/No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	オリエンテーション	演習の目的や進め方等を説明した上で、報告テーマや報告者を決める。
第2回	外国人の権利主体性について①-判例	外国人の権利主体性に関する判例を読む。
第3回	外国人の権利主体性について②-学説	外国人の権利主体性に関する学説を読む。
第4回	人権の私人間効力について①-判例	人権の私人間効力に関する判例を読む。
第5回	人権の私人間効力について②-学説	人権の私人間効力に関する学説を読む。
第6回	プライバシー権について①-判例	プライバシー権に関する判例を読む。
第7回	プライバシー権について②-学説	プライバシー権に関する学説を読む。
第8回	法の下平等について①-判例	法の下平等に関する判例を読む。
第9回	法の下平等について②-学説	法の下平等に関する学説を読む。
第10回	思想・良心の自由について①-判例	思想・良心の自由に関する判例を読む。
第11回	思想・良心の自由について②-学説	思想・良心の自由に関する学説を読む。
第12回	表現の自由について①-判例	表現の自由に関する判例を読む。
第13回	表現の自由について②-学説	表現の自由に関する学説を読む。
第14回	まとめ	追加報告の上で全体のまとめを行う。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告者は報告の準備を行うとともに、授業時に出された質問に回答できなかった場合には、次回までに回答を考えておく。報告者以外の受講者は、報告に関する内容について自分なりに文献・判例等を読んでおく。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

テーマや進捗状況に応じて適宜指示する。

【参考書】

- 宍戸常寿ほか『憲法学読本〔第3版〕』（有斐閣、2018年）
- 長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿（編）『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ』（有斐閣、2019年）
- 山本龍彦・横大進（編）『憲法学の現在地-判例・学説から探究する現代的論点』（日本評論社、2020年）

【成績評価の方法と基準】

報告の内容及び毎回の授業での発言内容等によって評価する（平常点100%）。

【学生の意見等からの気づき】

受講者の興味・関心に合わせたテーマを取り上げるようにしていきたい。

【担当教員の専門分野等】

- <専門領域>
- 憲法、人権法、人権政策
- <研究テーマ>
- 人権救済制度、国内人権機関
- <主要研究業績>
- 「優生思想と憲法」障害法4号（2020年）
- 「『救済』の概念」浜川清ほか編『行政の構造変容と権利保護システム』（日本評論社、2019年）
- 「カナダ人権法の改革」神奈川法学51巻3号（2019年）

【Outline (in English)】

This lecture aims to deepen knowledge and understanding about the Japanese Constitution by setting some representative themes on the Constitution and carefully reading the theories and cases concerning that subject. The goal of this lecture is to develop the ability to analyze constitutional precedents.

Before/after each seminar, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

Grading will be decided based on quality of the students' reporting (100%).

LAW500A1

憲法特殊講義Ⅳ

金子 匡良

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目である本講義では、春学期の「憲法特殊講義Ⅲ」に引き続いて、憲法に関する代表的なテーマをいくつか設定し、そのテーマに関する学説・判例等を精読することによって、憲法について知識や理解を学部レベルのものから、より深めることを目的とする。

【到達目標】

①憲法判例を精緻に分析し、そこで示された判断枠組みや判断基準等を析出するとともに、その判例の今日的意義や課題等を見出す。  
②憲法学説を精緻に読解し、学説間の異同及び判例との相違等を分析するとともに、それぞれの学説の今日的意義や課題等を見出す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

毎回1名の報告者を決め、報告者による報告の後、質疑応答や討議を行う。授業は原則として対面形式で行うが、コロナウイルスの感染状況によっては、ZOOMを用いたオンライン授業に変更する可能性がある。取り上げるテーマは下記の授業計画に掲げたとおりであるが、受講者の専攻分野や興味関心に沿って適宜修正する。報告に対するコメントや質問への回答等のフィードバックはその場で行うか、翌週の授業時に行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし/No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	オリエンテーション	演習の目的や進め方等を説明した上で、報告テーマや報告者を決める。
第2回	信教の自由について①-判例	信教の自由に関する判例を読む。
第3回	信教の自由について②-学説	信教の自由に関する学説を読む。
第4回	政教分離について①-判例	政教分離に関する判例を読む。
第5回	政教分離について②-学説	政教分離に関する学説を読む。
第6回	生存権について①-判例	生存権に関する判例を読む。
第7回	生存権について②-学説	生存権に関する学説を読む。
第8回	財産権について①-判例	財産権に関する判例を読む。
第9回	財産権について②-学説	財産権に関する学説を読む。
第10回	裁判を受ける権利について①-判例	裁判を受ける権利に関する判例を読む。
第11回	裁判を受ける権利について②-学説	裁判を受ける権利に関する学説を読む。
第12回	法の適正手続の保障について①-判例	法の適正手続の保障に関する判例を読む。
第13回	法の適正手続の保障について②-学説	法の適正手続の保障に関する学説を読む。
第14回	まとめ	追加報告の上で全体のまとめを行う。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告者は報告の準備を行うとともに、授業時に出された質問に回答できなかった場合には、次回までに回答を考慮しておく。報告者以外の受講者は、報告に関する内容について自分なりに文献・判例等を読んでおく。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

テーマや進捗状況に応じて適宜指示する。

【参考書】

宍戸常寿ほか『憲法学読本〔第3版〕』（有斐閣、2018年）  
長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿（編）『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ』（有斐閣、2019年）  
山本龍彦・横大道聡（編）『憲法学の現在地－判例・学説から探究する現代的論点』（日本評論社、2020年）

【成績評価の方法と基準】

報告の内容及び毎回の授業での発言内容等によって評価する（平常点100%）。

【学生の意見等からの気づき】

受講者の興味・関心に合わせたテーマを取りあげたい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>  
憲法、人権法、人権政策  
<研究テーマ>  
人権救済制度、国内人権機関  
<主要研究業績>  
「優生思想と憲法」障害法4号（2020年）  
「『救済』の概念」浜川清ほか編『行政の構造変容と権利保護システム』（日本評論社、2019年）  
「カナダ人権法の改革」神奈川法学51巻3号（2019年）

【Outline (in English)】

Following the spring semester, this lecture is to establish some representative themes related to the Japanese Constitution and deepen knowledge and understanding about it by carefully reading the theories and cases concerning those subjects. The goal of this lecture is to develop the ability to analyze constitutional precedents. Before/after each seminar, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on quality of the students' reporting (100%).

LAW500A1

**行政法特殊講義 I**

西田 幸介

備考（履修条件等）：博士後期「公法特殊研究 I」と合同開講

その他属性：

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

この授業では、受講者の問題関心にも留意しながら、行政法についての体系的な理解を深め、かつ、学説を批判する能力を養うため、行政法の教科書（または体系書。一人の著者によって書かれたものに限る）を検討する。素材となる教科書は、下の【テキスト】に示す。具体的なテーマとしては、行政法の基本原理、行政裁量、行政処分、行政指導、取消訴訟、国家賠償、損失補償、客観訴訟を取り上げる。

この授業の受講者は、行政法学説を正確に把握し、批判的な視点から、その問題点を明らかにする力を身につけることが期待される。

**【到達目標】**

- ①行政法の基本的な法理論をより深く理解する。
- ②行政法に関する文献（教科書）を読み込む力を身につける。
- ③行政法学の基礎理論が抱える現代的な課題を把握する。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

演習形式による。受講者は、毎回、テキストの指定部分についてまとめて報告し、それを基に議論する。単に指定部分を解説するだけでなく、疑問点や問題点を指摘すること。

少人数の演習形式で授業を実施するため、フィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

新型コロナウイルスの感染状況に配慮し、授業自体は対面形式とするが、オンラインでの参加も可とする。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**  
あり/Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**  
なし/No

**【授業計画】 授業形態：対面/face to face**

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	行政法とは何か 行政の概念
第 2 回	行政法の基本原理	作用法の基礎概念 法律の留保
第 3 回	行政裁量	行政処分における裁量 純粋法学の視点 判断過程の統制
第 4 回	適正手続	行政処分の事前手続 参加と協働
第 5 回	行政処分	概念・種別 公定力・無効
第 6 回	行政指導	概念・種別 理念と現実
第 7 回	行政救済総論	行政訴訟の類型 取消訴訟の基本構造
第 8 回	取消訴訟（1）	処分性の定式・概念要素 処分性拡大論
第 9 回	取消訴訟（2）	原告適格 訴えの利益
第 10 回	国家補償（1）	国家賠償法 1 条の基本構造 職務義務違反説
第 11 回	国家補償（2）	营造物責任 被用者負担 民法との関係
第 12 回	国家補償（3）	損失補償 結果責任
第 13 回	客観訴訟（1）	権利保護と行政統制 機関訴訟
第 14 回	客観訴訟（2）	住民訴訟

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

各回の報告者がその準備を行うほか、当然のことであるが、報告者以外の者も、【テキスト】に掲げられた教科書のうち、各回の授業で取り上げる箇所を、それぞれ準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じ、行政法の基本的な文献（主として【参考書】に掲げられているもの）を精読してくる。

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

**【テキスト（教科書）】**

芝池義一『行政救済法』（2022 年、有斐閣）

**【参考書】**

宇賀克也『行政法概説』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）

塩野宏『行政法』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）

芝池義一『行政法総論講義』、『行政救済法』（有斐閣）

原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）

藤田宙靖『行政法総論』（上・下）（青林書院）

いずれも単著による行政法の教科書である。このほかは、必要に応じて指示する。

**【成績評価の方法と基準】**

平常点（100 %）による。

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし。

**【担当教員の専門分野等】**

<専門領域> 行政法

<研究テーマ> ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法

<主要研究業績>

①『行政法理論の基層と先端』（共著、稲葉馨先生・亙理格先生古稀記念）、2022 年、信山社

②『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019 年、日本評論社

③『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019 年、法政大学出版局

**【Outline (in English)】**

In this course, a textbook that a researcher wrote only by oneself will be reviewed. The purpose to do so is students learn to criticize legal theory, not to know Administrative Law. A book taken up in this course is "ADMINISTRATIVE LAW 3" written by Hiroshi SHIONO.

At the end of the course, students are expected to explain basic matters and to choose a framework for handling administrative disputes.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following;

In class contribution: 100%.

LAW500A1

## 行政法特殊講義Ⅱ

高橋 滋

備考（履修条件等）：博士後期「公法特殊研究Ⅱ」と合同開講

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、受講者の問題関心を踏まえつつ、①最近の行政判例を取り上げて判例分析の手法を体得すること（判例研究）と、②行政法学の基本的な文献を分析・読解する手法を身に付ける（文献読解）を課題とするコースワーク科目である。基本的に受講者の分担報告により授業を進める。素材の選択は相談のうえ行う。

なお、本科目は、公法特殊研究Ⅱとの合併科目である。受講者の希望によっては、授業内容・方法を変更することがある。具体的には、初回の授業にて相談し、決定する。

### 【到達目標】

①行政法の基本的な法理論を学部レベルより深く理解し、修士論文の作成に生かせる能力を涵養する。

②行政判例や行政法に関する文献を読み、問題点などを分析し、修士論文の作成に生かすことのできる能力を涵養する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

一般的な演習形式による。

フィードバックは、報告・討論を通じて、常に行われる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	打合せ
第2回	判例研究（最新最高裁判例研究）①	判例収集・判例選定
第3回	判例研究（最新最高裁判例研究）②	判例文・評釈の読解・論点抽出
第4回	判例研究（最新最高裁判例研究）③	代表的な評釈の精読
第5回	判例研究（最新最高裁判例研究）④	代表的な評釈の追加的読解
第6回	判例研究（最新最高裁判例研究）⑤	判例の精査
第7回	判例研究（最新最高裁判例研究）⑥	判例の追加的な精査
第8回	文献読解（最新行政法文献読解）①	文献収集
第9回	文献読解（最新行政法文献読解）②	文献の第一次選定
第10回	文献読解（最新行政法文献読解）③	文献の第二次選定
第11回	文献読解（最新行政法文献読解）④	文献精読（その1）- 論文の構造・展開の把握
第12回	文献読解（最新行政法文献読解）⑤	文献精読（その2）- 論文の細部の精査（前半）
第13回	文献読解（最新行政法文献読解）⑥	文献精読（その3）- 論文の細部の精査（後半）
第14回	文献読解（最新行政法文献読解）⑦	文献比較精読

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の報告者は十分に事前の準備を行う。報告者以外の受講者も、判例・文献を準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じ、行政法の基本的な教科書を事前に精読する。

受講者は、予習・復習を含め、一回当たり4時間の学習を行うものとする。

### 【テキスト（教科書）】

高橋滋『行政法〔第2版〕』（弘文堂、2018年）

### 【参考書】

宇賀克也『行政法概説』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）

塩野宏『行政法』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）

芝池義一『行政法総論講義』、『行政救済法』（有斐閣）

原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）

藤田宙靖『行政法総論』（青林書院）

### 【成績評価の方法と基準】

レポートの完成度と討議への貢献度を基準として評価する（100％）。

### 【学生の意見等からの気づき】

論文作成作業の進捗状況に即した講義内容の構築の重要性を再認識した。

### 【学生が準備すべき機器他】

特になし。

### 【その他の重要事項】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>行政法、環境法、地方自治法

<研究テーマ>

①行政手続法、②行政訴訟、③行政不服審査法、④公務員法、⑤科学技術安全法、⑥環境法

<主要研究業績>

<単著>

1.『現代型訴訟と行政裁量』（弘文堂、1990年）

2.『行政手続法』（ぎょうせい、1996年）

3.『先端技術の行政法理』（岩波書店、1998年）

4.『行政法』（弘文堂、2016年）

5.『法曹実務のための行政法入門』（判例時報社、2012年）

6.『科学技術と行政法学』（有斐閣、2021年）

7.『環境政策と行政法学』（日本評論社、2022年）

その他、『条解行政訴訟法（第4版）』（弘文堂）、『条解行政情報関連三法』（弘文堂）、『条解行政不服審査法』（弘文堂）、『改正行政事件訴訟法施行状況の検証』（商事法務）等、共著・編著書、29点（改訂版を含む）。

### 【Outline (in English)】

【Course outline】 This seminar is for students at all grades of master course. Students will analyze some famous theses in the field of administrative law and some cases of administrative law and report famous cases at the Supreme Court.

【Learning Objectives】 Participants are expected to improve their research ability of administrative law through this seminar.

### 【Learning activities outside of classroom】

Students are expected to write reports on assigned assignments and prepare to participate in discussions.

### 【Grading Criteria /Policy】

Students' grades are evaluated by the degree of completion of the report and the degree of contribution to the discussion.

LAW500A1

## 行政法特殊講義Ⅲ

### 交告 尚史

その他属性：

#### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

ドイツ公法における比例原則の意義と機能を学ぶ。

#### 【到達目標】

- ドイツ警察法において比例原則が発達した歴史的背景を説明できる。
- ドイツ法における比例原則の議論を日本がどのように受け容れたかを理解する。
- EU法の発展におけるドイツ法の立ち位置を見定める。
- 行政法だけでなく憲法にも目を向けて総合的に考えることができる。
- ドイツ語の法律文献・判例を読みこなすことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

#### 【授業の進め方と方法】

以下の著作を適宜分担して読み進め、最後にまとめの報告をしてもらう。下の「授業計画」において、文献①というように引用する。なお、課題等のフィードバックは、オフィスアワーの時間に行なうほか、電子メールも活用したい。もちろん、講義の中にも、本来のテーマの議論を阻害しない程度で反映させる。

- ① 須藤陽子『比例原則の現代的意義と機能』（法律文化社、2010年）
- ② 須藤陽子「日本法における『比例原則』」公法研究 81号（2019年）83頁以下
- ③ 柴田憲司「憲法上の比例原則について（1）（2・完）」法学新報 116巻9・10号（2010年）183頁以下、同11・12号（2010年）185頁以下
- ④ 松本和彦「比例原則の意義と問題点」石川健治・山本龍彦・泉徳治編『憲法訴訟の十字路』（弘文堂、2019年）
- ⑤ Nicholas Emiliou, *The Principle of Proportionality in European Law—A Comparative Study*, Kluwer 1996.
- ⑥ Benedikt Pirker, *Proportionality Analysis and Models of Judicial Review*, Europa Law Publishing 2013.
- ⑦ Edited by Sofia Ranchordás and Boudewijn de Waard, *The Judge and the Proportionate Use of Discretion—A comparative study*, Routledge 2016.

#### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし/No

#### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

#### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	比例原則の意義1	文献⑤の第2章（ <i>The Principle of Proportionality in German Public Law</i> ）を2回に分けて読み、ドイツ公法における比例原則概念の発展史を学ぶ。
第2回	比例原則の意義2	第1回と同じ素材の残り半分を読む。これにより、ドイツ公法における比例原則の発展史をひとつと語り合えるようにする。
第3回	比例原則の意義3	文献①の第1章と第2章を読み、行政法学者である須藤が比例原則の意義をどのように理解したかを探究する。
第4回	比例原則と裁判所の審査1	文献⑦の第2章（ <i>The principle of proportionality in German administrative law</i> ）を2回に分けて読み、ドイツにおける裁判所の審査において比例原則が果たしている意義を考察する。
第5回	比例原則と裁判所の審査2	第4回と同じ素材の残り半分を読み、ドイツにおける裁判所の審査において比例原則が果たしている意義をひとつと語り合えるようにする。
第6回	比例原則と裁判所の審査3	文献①の第3章と第8章から第10章までを読み、須藤がドイツ法研究の成果を日本法の基礎としてどのように取り入れようとしたかを探る。
第7回	ドイツ憲法と比例原則1	文献⑥の第3章（ <i>German Constitutional Law</i> ）を2回に分けて読み、ドイツ憲法と比例原則について語る基礎的な知識を身に付ける。
第8回	ドイツ憲法と比例原則1	第7回の素材の残り半分を読み、ドイツ憲法と比例原則についてひとつと語り合えるようにする。

第9回 柴田憲司の研究1

文献③の（1）を読み、憲法学者である柴田が2010年の段階で何を明らかにしようとしたかを探る。

第10回 柴田憲司の研究2

文献③の（2・完）を読み、第7回と第8回に身に付けたドイツ憲法における比例原則論と柴田の研究を擦り合わせる。

第11回 松本和彦の研究

文献④を読み、やはり憲法学者である松本の視点が柴田のそれとどのように異なるかを考える。

第12回 アレクシー学派の比例原則論

柴田の論文にも松本の論文にも取り上げられているアレクシー学派の比例原則論がどのようなものであるかを省察する。

第13回 憲法学と行政法学とドイツ法

文献②を読み、日本の憲法学と行政法学とドイツ法とが全体としてどのように結び付いているかを明らかにする。前回までの学習の内容をまとめて報告してもらう。

第14回 まとめ

#### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。各回のテーマが関連しているため、それまでの回に学んだ事柄をよく復習し、その知識を当該回の授業に活かせるようにしておくことが求められる。

#### 【テキスト（教科書）】

授業の進め方と方法のところに列記した文献

#### 【参考書】

授業の進め方と方法のところに列記した文献の註に引用されている主要文献。授業中に適宜指示する。

#### 【成績評価の方法と基準】

平常点100%

#### 【学生の意見等からの気づき】

比較法研究の面白さを伝えたい。

#### 【その他の重要事項】

ドイツ語を読めるようにしておくこと。

#### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>行政法

<研究テーマ>行政裁量論、北欧行政法の研究

<主要研究業績>交告尚史『処分理由と取消訴訟』（勁草書房、2000年）。交告尚史『スウェーデン行政法の研究』（有斐閣、2020年）。

#### 【Outline (in English)】

##### 【Course outline】

This course aims to understand the meaning and function of the proportionality principle in German public law.

##### 【Learning Objectives】

At the end of the course, students are expected to have a deeper understanding of the theme mentioned above.

##### 【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the textbook and the relevant cases.

##### 【Grading criteria/Policies】

Your overall grade in the class will be decided based on the level of understanding in the classroom.

LAW500A1

## 行政法特殊講義Ⅳ

交告 尚史

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

比例原則の起源を学ぶ。

### 【到達目標】

- 比例原則の起源を説明することができる。
- ドイツ法、オーストリア法および EU 法を取り上げて、比例原則の考え方の異同を説明できる。
- ドイツ語の著作を読みこなすことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

基本的には、教科書の全体を期間内に概観できるように、適宜選択しながら読み進める。時折参考文献および判例の調査を求める。課題等のフィードバックは、オフィスアワーの時間に行なうほか、電子メールも活用したい。また、講義の内容にも、当該回のテーマの進行を阻害しない程度で、課題に関する説明を織り込んでいく。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし/No

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	比例原則と哲学	II C アリストテレスの倫理学等に顕れた比例原則的な考え方を学ぶ。
第 2 回	他の法分野の比例原則	II D 刑法の比例原則とその背景にある時代思潮等を学ぶ。
第 3 回	比較法 1	II E 1、2 ドイツ法およびオーストリア法における比例原則の考え方を学ぶ。
第 4 回	比較法 2	II E 3、4 フランス法およびイギリス法における比例原則の考え方を学ぶ。
第 5 回	比例原則の根拠	II F 比例原則に関する様々な根拠付けについて学ぶ。
第 6 回	EU 法における比例原則の根拠	II G EU 法において比例原則がどのように根拠付けられるのかを学ぶ。
第 7 回	憲法裁判と比例原則	III A、B ドイツおよびオーストリアの憲法裁判において比例性の審査がどのように行われているかを学ぶ。
第 8 回	EU 裁判所における比例性の審査 1	IV A、B 1、B2、B3 EU 裁判所において比例性の審査がどのように行われているかを学ぶ。この回は序論。
第 9 回	EU 裁判所における比例性の審査 2	IV B4 EU 裁判所において比例性の審査がどのように行われているかを学ぶ。今回は比例性審査の構造論。
第 10 回	EU 裁判所における比例性の審査 3	IV B5、B6 EU 裁判所において比例性の審査がどのように行われているかを学ぶ。今回は比例性審査の本質論。
第 11 回	比例原則の構成要素	IV D 比例原則の 3 要素（適性、必要性、狭義の比例性）について学ぶ。
第 12 回	裁判所による統制 1	V A、B 裁判所による比例性審査の難しさについて学ぶ。
第 13 回	裁判所による統制 2	V D EU 裁判所における比例性審査の密度について学ぶ。
第 14 回	裁判所による統制 3	V E 前回に引き続いて EU 裁判所による比例性の審査に目を向け、審査密度の決め手となる要素について学ぶ。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。各回の内容が全体として連関しているため、前回の授業内容を十分に咀嚼し、当該回の授業に活用できるようにしておくことが求められる。

### 【テキスト（教科書）】

Bernhard Oreschnik, *Verhältnismässigkeit und Kontrollrechte*, Springer 2019.

### 【参考書】

大江裕幸「権利救済手続きの裁判化と一元化の動向—オーストリア行政裁判制度の改革を素材として」行政法研究 27 号（2018 年 10 月）101 頁以下。そのほか、教科書の脚註に挙げられている著書、論文を中心に、重要な文献について調査研究を求める。適宜指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点 100 %

### 【学生の意見等からの気づき】

比較法研究の面白さを伝えたい。

### 【その他の重要事項】

ドイツ語の読解力を高めておくこと。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>行政法

<研究テーマ>行政裁量論、北欧行政法の研究

<主要研究業績>交告尚史『処分理由と取消訴訟』（勁草書房、2000 年）。交告尚史『スウェーデン行政法の研究』（有斐閣、2020 年）。

### 【Outline (in English)】

#### 【Course outline】

This course aims to search for the root of the proportionality principle.

#### 【Learning Objectives】

At the end of the course, students are expected to have a deeper understanding of the theme mentioned above.

#### 【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the textbook and the relevant cases.

#### 【Grading criteria/Policies】

Your overall grade in the class will be decided based on the level of understanding in the classroom.

LAW500A1

## 民法特殊講義 I

大澤 彩

備考（履修条件等）：博士後期「民事法特殊研究Ⅲ」と合同開講

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本科目はコースワーク科目である。

- ①民法の各テーマに関する日本語文献を講読・整理し、テーマ及び問題点を抽出すること。
- ②フランス民法等、外国法の学説・判例の調査方法を身につけ、かつ、文献を講読すること。
- ③比較法研究の方法を身につけること。

## 【到達目標】

各人の興味関心にそってテーマを設定し、そのテーマをめぐる日本法の状況を整理した後、フランス法や英米法、中国法などの外国法においてそのテーマをめぐるどのような議論が行われているか、外国法の概説書や論文等をもとに検討する。最終的に日本法と外国法を比較し、各自が設定したテーマについての一定の示唆を得る。

これによって、外国語・外国法の基本能力を身につけるとともに、日本法との比較分析を行う能力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

現代における民法をめぐる問題の中から関心のあるテーマを各自が設定し、そのテーマをめぐる日本語文献・裁判例を網羅的に収集・整理し、外国法の状況と比較した上で報告・議論を行う。報告者以外の者も、あらかじめ報告者が指定した参考文献を読んだ上で、積極的に議論に参加することが求められる。

詳しくは初回に参加者と相談した上で決める。

学生の報告や質問に対しては、授業内でコメントする。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

## 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス・打ち合わせ	ゼミの進行についての打ち合わせ
第2回	テーマの決定	講義・質疑
第3回	テーマ①に関する日本法の問題状況の紹介	報告・議論
第4回	テーマ①に関する日本法の学説・判例の紹介・分析	報告・議論
第5回	テーマ①に関する外国法の問題状況の紹介	報告・議論
第6回	テーマ①に関する外国法の判例・学説の紹介・分析（その1）	報告・議論
第7回	テーマ①に関する外国法の判例・学説の紹介・分析（その2）	報告・議論
第8回	総括（比較法研究から得られる示唆）	報告・議論
第9回	テーマ②に関する日本法の問題状況の紹介	報告・議論
第10回	テーマ②に関する日本法の学説・判例の紹介・分析	報告・議論
第11回	テーマ②に関する外国法の問題状況の紹介	報告・議論
第12回	テーマ②に関する外国法の判例・学説の紹介・分析（その1）	報告・議論
第13回	テーマ②に関する外国法の判例・学説の紹介・分析（その2）	報告・議論
第14回	総括（比較法研究から得られる示唆）	報告・議論

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各120時間を標準とします。

## 【テキスト（教科書）】

初回に指示する。

## 【参考書】

最近の民法の優れた概説書では、これまでの民法の議論状況のみならず、現代的な問題関心も踏まえた記述が多数見られるので参考にしてほしい。例えば、

中田裕康『契約法（新版）』（有斐閣、2021年）

中田裕康『債権総論（第4版）』（岩波書店、2020年）

外国法のリサーチ方法について、例えば、

北村一郎編『アクセスガイド外国法』（東京大学出版会、2004年）がある。ただし、絶版であるため、図書館で読むこと。

その他の参考文献も初回に指示する。

## 【成績評価の方法と基準】

平常点（出席、報告、議論への参加）100%。

原則として、毎回出席すること。欠席が全体の2割に及ぶ場合は、成績評価の対象とならない。

担当回における報告の内容、レジュメのメ切を厳守した否かを考慮に入れる。担当回以外については、積極的に議論に参加していたかを考慮に入れる。

## 【学生の意見等からの気づき】

該当なし。

## 【学生が準備すべき機器他】

受講生と相談の上、対面とオンラインを併用する。オンラインでの演習に対応するため、ZOOMが使用できるパソコンを準備すること。

## 【担当教員の専門分野等】

&lt;授業担当者の専門&gt;民法、消費者法、フランス契約法・消費法

&lt;研究テーマ&gt;契約法における「濫用」法理の現代化

消費者法の実効性についての考察

&lt;主要研究業績&gt;

拙著『不当条項規制の構造と展開』（有斐閣、2010年）

拙著『消費者法』（商事法務、2023年）

Gael Chantepeie, Mathias Latina, Aya OHSAWA, Le renouveau du droit des obligations : perspectives franco-japonaises, Harmattan, 2020

## 【Outline (in English)】

The purpose of this lecture is to choose a subject and analyze the theory and the case of Japanese law. Besides, we examine the foreign law for the comparison with Japanese law.

At the end of the course, students will be able to critically analyze issues. Before each class meeting, students will be expected to have read the text and the document that each reporter prepare(which needs 120 hours).

Final grade will be decided based on the quality of the students' experimental performance in the meeting(100%).

LAW500A1

## 民法特殊講義 II

大澤 彩

備考（履修条件等）：博士後期「民事法特殊研究Ⅳ」と合同開講

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本科目はコースワーク科目である。

①民法の各テーマに関する日本語文献を講読・整理し、テーマ及び問題点を抽出すること。

②比較法研究の方法を身につけること。

### 【到達目標】

各人の興味関心にそってテーマを設定し、そのテーマをめぐる日本法の状況を整理した後、フランス法、英米法、中国法などの外国法においてそのテーマをめぐるどのような議論が行われているか、外国法の概説書や論文等をもとに検討する。最終的に日本法と外国法を比較し、各自が設定したテーマについての一定の示唆を得る。

これによって、外国語・外国法の基本能力を身につけるとともに、日本法との比較分析を行う能力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

現代における民法をめぐる問題の中から関心のあるテーマを各自が設定し、そのテーマをめぐる日本語文献・裁判例を網羅的に収集・整理し、外国法の状況と比較した上で報告・議論を行う。報告者以外の者も、あらかじめ報告者が指定した参考文献を読んだ上で、積極的に議論に参加することが求められる。

詳しくは初回に参加者と相談した上で決める。

学生の報告や質問に対しては、授業内でコメントする。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス・打ち合わせ	ゼミの進行についての打ち合わせ
第 2 回	テーマの決定（参考として、日本およびフランスにおける民法改正の動向についてレクチャーを行う）	講義・質疑
第 3 回	テーマ①に関する日本法の問題状況の紹介	報告・議論
第 4 回	テーマ①に関する日本法の学説・判例の紹介・分析	報告・議論
第 5 回	テーマ①に関する外国法の問題状況の紹介	報告・議論
第 6 回	テーマ①に関する外国法の判例・学説の紹介・分析（その 1）	報告・議論
第 7 回	テーマ①に関する外国法の判例・学説の紹介・分析（その 2）	報告・議論
第 8 回	総括（比較法研究から得られる示唆）	報告・議論
第 9 回	テーマ②に関する日本法の問題状況の紹介	報告・議論
第 10 回	テーマ②に関する日本法の学説・判例の紹介・分析	報告・議論
第 11 回	テーマ②に関する外国法の問題状況の紹介	報告・議論
第 12 回	テーマ②に関する外国法の判例・学説の紹介・分析（その 1）	報告・議論
第 13 回	テーマ②に関する外国法の判例・学説の紹介・分析（その 2）	報告・議論
第 14 回	総括（比較法研究から得られる示唆）	報告・議論

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 120 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

初回に指示する。

### 【参考書】

最近の民法の優れた概説書では、これまでの民法の議論状況のみならず、現代的な問題関心も踏まえた記述が多数見られるので参考にしてほしい。例えば、中田裕康『契約法（新版）』（有斐閣、2021 年）

外国法のリサーチ方法について、例えば、北村一郎編『アクセスガイド外国法』（東京大学出版会、2004 年）がある。ただし、絶版であるため、図書館で読むこと。

その他の参考文献も初回に指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点（出席、報告、議論への参加）100 %

原則として、毎回出席すること。欠席が全体の 2 割に及ぶ場合は、成績評価の対象とならない。

担当回における報告の内容、レジュメのメ切を厳守した否かを考慮に入れる。担当回以外については、積極的に議論に参加していたかを考慮に入れる。

### 【学生の意見等からの気づき】

該当なし。

### 【学生が準備すべき機器他】

受講生と相談の上、対面授業とオンライン授業を併用する。オンライン授業で ZOOM が利用できるパソコンを準備すること。

### 【担当教員の専門分野等】

<授業担当者の専門>民法、消費者法、フランス契約法・消費法

<研究テーマ>契約法における「濫用」法理の現代化

消費者法の実効性についての考察

<主要研究業績>

拙著『不当条項規制の構造と展開』（有斐閣、2010 年）

拙著『消費者法』（商事法務、2023 年）

Gael Chantepie, Mathias Latina, Aya OHSAWA, Le renouveau du droit des obligations : perspectives franco-japonaises, Harmattan, 2020

### 【Outline (in English)】

The purpose of this lecture is to choose a subject and analyze the theory and the case of Japanese law. Besides, we examine the foreign law for the comparison with Japanese law.

At the end of the course, students will be able to critically analyze issues. Before each class meeting, students will be expected to have read the text and the document that each reporter prepare(which needs 120 hours).

Final grade will be decided based on the quality of the students' experimental performance in the meeting(100%).

LAW500A1

## 民法特殊講義Ⅲ

新堂 明子

備考（履修条件等）：博士後期「民事法特殊研究Ⅰ」と合同開講

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読するコースワーク科目である。あわせて、判例、判例解説を読み、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文の書き方を学ぶ。

## 【到達目標】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読することによって、当該領域の学会における共通理解を理解する。あわせて、判例、判例解説を読み、かつ、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文が書けるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

全員が文献の指定箇所を読んでくる。報告者は指定箇所をレジュメまたはレポートにし、授業において報告をする。その後、全員で質疑応答、検討、討論を行う。そのうえで、レジュメまたはレポートに対し、フィードバックとして、評価を行う。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

## 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	ガイダンス
第2回	日本語文献講読（1）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第3回	日本語文献講読（2）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第4回	日本語文献講読（3）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第5回	判例評釈（1）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第6回	日本語文献講読（4）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第7回	日本語文献講読（5）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第8回	日本語文献講読（6）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第9回	判例評釈（2）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第10回	日本語文献講読（7）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第11回	日本語文献講読（8）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第12回	日本語文献講読（9）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第13回	日本語文献講読（10）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第14回	日本語文献講読（11）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

## 【テキスト（教科書）】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

## 【参考書】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

## 【成績評価の方法と基準】

準備学習および授業への取り組み方（平常点100%）

## 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

## 【担当教員の専門分野等】

民法

## 【Outline (in English)】

## 【Course outline】

reading texts about the Japanese civil law, seminar

## 【Learning Objectives】

understanding texts about the Japanese civil law

## 【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapters from the text. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

## 【Grading Criteria/Policy】

reports and in-class contribution: 100%

LAW500A1

## 民法特殊講義Ⅳ

新堂 明子

備考（履修条件等）：博士後期「民事法特殊研究Ⅱ」と合同開講

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読するコースワーク科目である。あわせて、判例、判例解説を読み、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文の書き方を学ぶ。

### 【到達目標】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読することによって、当該領域の学会における共通理解を理解する。あわせて、判例、判例解説を読み、かつ、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文が書けるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

全員が文献の指定箇所を読んでくる。報告者は指定箇所をレジュメまたはレポートにし、授業において報告をする。その後、全員で質疑応答、検討、討論を行う。そのうえで、レジュメまたはレポートに対し、フィードバックとして、評価を行う。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	ガイダンス
第2回	日本語文献講読（1）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第3回	日本語文献講読（2）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第4回	日本語文献講読（3）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第5回	判例評釈（1）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第6回	日本語文献講読（4）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第7回	日本語文献講読（5）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第8回	日本語文献講読（6）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第9回	判例評釈（2）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第10回	日本語文献講読（7）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第11回	日本語文献講読（8）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第12回	日本語文献講読（9）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第13回	日本語文献講読（10）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第14回	日本語文献講読（11）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

### 【参考書】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

準備学習および授業への取り組み方（平常点100%）

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

民法

### 【Outline (in English)】

#### 【Course outline】

reading texts about the Japanese civil law, seminar

#### 【Learning Objectives】

understanding texts about the Japanese civil law

#### 【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapters from the text. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

#### 【Grading Criteria/Policy】

reports and in-class contribution: 100%

LAW500A1

## 民法特殊講義 V

川村 洋子

備考（履修条件等）：博士後期「民事法特殊研究Ⅰ」と合同開講

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

欧米文献を比較素材として、民法財産法上の基幹的な制度を検討することを目的とするコースワーク科目である。

2023年度は、債権法（債権法改正の基本方針・中間試案・改正法案のプロセスを含め）を検討対象としてとり上げることを予定しているが、具体的には受講生と相談して決定する。

※参考までに過去のテーマから一例をあげると、「医療過誤法の比較法研究—主に英米法と日本法を素材に一」。

## 【到達目標】

- ①民法の基本的概念を正確に理解し、実際の紛争解決モデルとして応用する力を身につけること。
- ②現行民法の下敷きとなった外国法モデルについて正確な理解を得ることで、現行法を批判的に分析する視角を修得すること。
- ③債権法改正における契約責任の構造と問題点を理解すること。
- ④欧米文献を原語（当面は英語）で読解することができること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

授業は、文献の講読、受講生による報告、全員での討論によって行う。詳細は、開講時に受講生と相談して決定する。

リアルタイムオンライン方式（Zoom）を予定しているが、受講生と相談のうえ各回の授業形態を決定する。

※参考までに、過去の授業計画を下記に挙げるが、2023年度は日本民法の制度論を中心に進行し、理解に必要な範囲で、外国法をとりあげる予定である。受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業で取り扱うテーマと授業計画の説明 授業に必要な資料・スキルの解説
第2回	Part. I アメリカの医療過誤法の基礎的学習： 専門医の医療水準の立証	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.1, I の講読と議論
第3回	① 専門医の医療水準の立証	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.1, II の講読と議論
第4回	② 専門医の医療水準の立証	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.1, III の講読と議論
第5回	③ 専門医の医療水準の立証	日本法との比較——過失の基礎理論
第6回	④ 専門医の医療水準の立証	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.2, I の講読と議論
第7回	⑤ 専門医の医療水準の立証	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.2, II, A の講読と議論
第8回	⑥ 専門医の医療水準の立証	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.2, II, B の講読と議論
第9回	⑦ 専門医の医療水準の立証	日本法との比較①——判例
第10回	⑧ 専門医の医療水準の立証	日本法との比較②——学説
第11回	⑨ 故意不法行為を構成する医療過誤①	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.3, I の講読と議論
第12回	故意不法行為を構成する医療過誤②	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.3, II の講読と議論
第13回	故意不法行為を構成する医療過誤③	日本法との比較——判例・学説
第14回	故意不法行為を構成する医療過誤④	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.3, III の講読と議論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

指定された文献を事前に読み、必要に応じて関連文献を参照する。

授業内で指示された課題に取り組む。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間以上を標準とする。

【テキスト（教科書）】

授業で使用する文献・資料は、初回授業で配布・指示する。

## 【参考書】

授業で使用する文献・資料は、初回授業で指示する。

報告に必要な文献・資料は、初回のガイダンスで説明する参考文献リストを手掛かりに、各自で収集するものとする。

## 【成績評価の方法と基準】

平常点による。

内訳：報告（60%）並びに討論への参加（40%）

## 【学生の意見等からの気づき】

海外文献検索やオンラインのデータベースの活用法についてのガイダンスをより工夫したい。

## 【その他の重要事項】

民法特殊講義Ⅵと内容が連携するので、Ⅴ・Ⅵ共に履修することが望ましい。

## 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

<主要研究業績>

- ①共編著『一般社団（財団）法人法逐条解説（上）』（2020年）
- ②「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって—担保債務か、債務不履行責任か—」法学新報 122 巻 1・2 号（2015年）
- ③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111 巻 1 号（2013年）
- ④「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度（13）」法学志林 107 巻 3 号（2010年）
- ⑤「[損害賠償法の理論]と私」『平井直雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』（2007年）所収

【Outline (in English)】

【Course outline】

This course explores the key aspects of Japanese Civil Law and analyses its characteristics in comparison with contemporary Western legal systems.

We plan to examine the recent reform of contract law and debtor-creditor law in Japan, as the sections of the Civil Code on those areas were amended and restructured in its entirety.

This course belongs in the Course Work Category.

The course schedule shown below is the sample course content. Details will be announced in the first session.

【Learning Objectives】

Critical thinking, analytical writing, presentation skills will be enhanced upon completion of this course.

【Learning activities outside of classroom】

Students are required to read assigned materials and prepare for other assignments. Your required study time is at least 4 hours for each class meeting.

【Grading Criteria/Policy】

Class participation (40%), presentation and/or response papers to the assigned reading (60%).

LAW500A1

## 民法特殊講義Ⅵ

川村 洋子

備考（履修条件等）：博士後期「民事法特殊研究Ⅱ」と合同開講

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

欧米文献を比較素材として、民法財産法上の基幹的な制度を検討することを目的とするリサーチワーク科目である。

2023年度は、契約責任に関わる債権法（基本方針・中間試案・改正法案のプロセスを含め）を検討対象としてとり上げる予定。

※参考までに過去のテーマから一例をあげると、「医療過誤法の比較法研究—主にアメリカ法と日本法を素材に—」。

### 【到達目標】

- ①民法の基本的概念を正確に理解し、実際の紛争解決モデルとして応用する力を身につけること。
- ②現行民法の下敷きとなった外国法モデルについて正確な理解を得ることにより、現行法を批判的に分析する視角を修得すること。
- ③債権法改正における契約責任の構造と問題点を理解すること。
- ④欧米文献を原語（当国は英語）で読解することができること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

授業は、文献の講読、受講者による報告、全員での討論によって行う。

詳細は、開講時に受講生と相談して決定する。

リアルタイムオンライン方式（Zoom）を予定しているが、受講生と相談のうえ各回の授業形態を決定する。

※参考までに、過去の授業計画を下記に挙げるが、2023年度は日本民法の制度論を中心に進行し、理解に必要な範囲で、外国法をとりあげる予定である。受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

### 【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業で取り扱うテーマと授業計画の説明 授業に必要な資料・スキルの解説
第2回	必要情報を踏まえての自己決定——インフォームド・コンセント①	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, I の講読と議論
第3回	インフォームド・コンセント②	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, II の講読と議論
第4回	インフォームド・コンセント③	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, III の講読と議論
第5回	インフォームド・コンセント④	日本法との比較——わが国におけるインフォームド・コンセント法理の展開
第6回	インフォームド・コンセント⑤	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, IV の講読と議論
第7回	インフォームド・コンセント⑥	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, V の講読と議論
第8回	インフォームド・コンセント⑦	日本法との比較——説明義務に関する判例
第9回	医療過誤の日米比較に関する報告①	学生による発表と議論①
第10回	因果関係と損害発生	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.5, I の講読と議論
第11回	賠償されるべき損害の範囲	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.5, II の講読と議論
第12回	金銭評価	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.5, III の講読と議論
第13回	因果関係と損害発生、賠償されるべき損害の範囲、金銭評価	日本法との比較——判例と学説
第14回	医療過誤の日米比較に関する報告②	学生による発表と議論②

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

指示された文献を購読し、必要に応じて関連文献を参照する。

授業で指示された課題に取り組む。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間以上を標準とする。

### 【テキスト（教科書）】

授業で使用する文献・資料は、初回授業で配布・指示する。

### 【参考書】

授業で使用する文献・資料は、初回授業で指示する。

報告に必要な文献・資料は、初回のガイダンスで説明する参考文献リストを手掛かりに、各自で収集するものとする。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点による。

内訳：報告（60%）並びに討論への参加（40%）

### 【学生の意見等からの気づき】

海外文献検索やオンラインのデータベースの活用法についてのガイダンスをより工夫したい。

### 【その他の重要事項】

民法特殊講義Ⅴと内容が連携するので、Ⅴ・Ⅵ共に履修することが望ましい。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

<主要研究業績>

- ①共編著『一般社団（財団）法人法逐条解説（上）』（2020年）
- ②「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって—担保債務か、債務不履行責任か—」法学新報 122 巻 1・2 号（2015年）
- ③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111 巻 1 号（2013年）
- ④「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度（13）」法学志林 107 巻 3 号（2010年）
- ⑤「[損害賠償法の理論]と私」『平井直雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』（2007年）所収

### 【Outline (in English)】

#### 【Course outline】

This course explores the key aspects of Japanese Civil Law and analyses its characteristics in comparison with contemporary Western legal systems.

We plan to examine the recent reform of contract law and debtor-creditor law in Japan, as the sections of the Civil Code on those areas were amended and restructured in its entirety.

This course belongs in the Course Work Category.

The course schedule shown below is the sample course content. Details will be announced in the first session.

#### 【Learning Objectives】

Critical thinking, analytical writing, presentation skills will be enhanced upon completion of this course.

#### 【Learning activities outside of classroom】

Students are expected to read assigned materials and are required to prepare for other assignments. Your required study time is at least 4 hours for each class meeting.

#### 【Grading Criteria/Policy】

Class participation (40%), presentation and/or response papers to the assigned reading (60%).

LAW500A1

**商法特殊講義 I**

潘 阿憲

備考（履修条件等）：博士後期「民事法特殊研究 I」と合同開講

その他属性：

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

本講義は会社法上の重要な論点のうち、受講生の研究テーマに応じて、比較法的考察も行いながら解釈論ないし立法論的な検討を行うコースワーク科目である。

**【到達目標】**

本講義は、受講生の学位請求論文形成のための基礎理論の構築とその展開を図ることを到達目標とするものである。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

授業は、受講生による発表を受けて、ディスカッション形式で行う。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】** 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	本講義の授業概要と目的
第 2 回	課題設定	受講者の研究テーマに関連する課題の設定
第 3 回	研究概要	受講者の研究計画についての概要の作成
第 4 回	先行研究の検討その 1	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 5 回	先行研究の検討その 2	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 6 回	先行研究の検討その 3	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 7 回	先行研究の検討その 4	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 8 回	先行研究の検討その 5	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 9 回	判例研究その 1	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 10 回	判例研究その 2	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 11 回	判例研究その 3	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 12 回	判例研究その 3	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 13 回	判例研究その 3	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 14 回	判例研究その 4	受講者の研究テーマに関連する判例の検討

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

初回授業時に指示する

**【参考書】**

初回授業時に指示する。

**【成績評価の方法と基準】**

平常授業時の報告・発表そして議論での発言で評価する。報告・発表が 60 %、発言が 40 % の割合で評価する。

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし

**【担当教員の専門分野等】**

〈専門領域〉商法

〈研究テーマ〉株式会社法、保険法、金商法

**【Outline (in English)】**

This lecture is the special case Studies on Corporation Law. The goals of this course are to understand the key issues of corporate law. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on Short reports(60%) and in class contribution(40%).

LAW500A1

## 商法特殊講義Ⅱ

潘 阿憲

備考（履修条件等）：博士後期「民事法特殊研究Ⅱ」と合同開講

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は会社法上の重要な論点のうち、受講生の研究テーマに応じて、比較法的考察をも行いながら解釈論ないし立法論的な検討を行うコースワーク科目である。

### 【到達目標】

本講義は、前期の民事法特殊研究Ⅰの続きとして、受講生の学位請求論文形成のための基礎理論の構築とその展開を図ることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

受講生の研究テーマに関する重要な文献および判例を素材に報告・発表をおこない議論をして、当該論点に関する外国法の制度を討論する。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	外国法の検討その1	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第2回	外国法の検討その2	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第3回	外国法の検討その3	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第4回	外国法の検討その4	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第5回	外国法の検討その5	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第6回	外国法の検討その6	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第7回	外国法の検討その7	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第8回	外国法の検討その8	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第9回	外国法の検討その9	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第10回	外国法の検討その10	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第11回	外国法の検討その11	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第12回	外国法の検討その12	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第13回	外国法の検討その13	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第14回	外国法の検討その14	受講者の研究テーマに関連する外国法検討のまとめ

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

初回授業時に指示する

### 【参考書】

初回授業時に指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

授業での報告・発表が60%、授業での発言等が40%の割合で評価する。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし

### 【担当教員の専門分野等】

〈専門領域〉商法

〈研究テーマ〉株式会社法、保険法、金商法

### 【Outline (in English)】

This lecture is the special case Studies on Corporation Law. The goals of this course are to understand the key issues of corporate law. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on Short reports(60%) and in class contribution(40%).

LAW500A1

## 商法特殊講義Ⅳ

伊藤 雄司

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

会社法の各分野に関わる重要文献を講読する。日本語の文献を中心とするが、受講者と相談の上、英語またはドイツ語の文献を取り上げる可能性もある。

## 【到達目標】

本演習の履修により、株式会社法の主要な制度の内容およびこれに関連する学説の問題意識を理解することができ、修士論文の作成に役立つことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

担当教員による概説的講義の後、文献の内容についての受講者の報告及び受講者全員による議論を行う。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

## 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	募集株式の発行(1)	非公開会社における募集株式の発行に関わる文献を講読する。
第2回	募集株式の発行(2)	公開会社における募集株式の発行に関わる文献を講読する。
第3回	新株予約権(1)	新株予約権の基礎理論に関わる文献を講読する。
第4回	新株予約権(2)	新株予約権の応用に関わる文献を講読する。
第5回	新株予約権(3)	新株予約権の実務的な問題に関わる文献を講読する。
第6回	組織再編(1)	組織再編の基礎に関わる文献を講読する。
第7回	組織再編(2)	組織再編の実務に関わる文献を講読する。
第8回	組織再編(3)	組織再編の最新のトピックに関わる文献を講読する。
第9回	株式(1)	株主権に関わる基礎的文献を講読する。
第10回	株式(2)	種類株式に関する文献を講読する。
第11回	機関(1)	コーポレートガバナンスに関する文献を講読する。
第12回	機関(2)	取締役会制度に関わる文献を講読する。
第13回	機関(3)	株主総会制度に関わる文献を講読する。
第14回	計算	企業会計制度に関わる文献を講読する。

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

指定された文献を事前に読んで、十分に検討しておくこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

## 【テキスト（教科書）】

授業時に指示する。

## 【参考書】

特に指定しない。

## 【成績評価の方法と基準】

報告 50%、授業への貢献 30%、レポート 20%。

## 【学生の意見等からの気づき】

特になし

## 【担当教員の専門分野等】

&lt;専門領域&gt;

&lt;研究テーマ&gt;

&lt;主要研究業績&gt;

## 【Outline (in English)】

Students will read important literature related to corporate law. The goal is to provide students with a basic understanding of corporate law and sufficient skills to prepare a master's thesis. Students are required to study for 4 hours in addition to the class. Grades will be evaluated as follows: 50% for the presentation in class, 30% for contribution to the class, and 20% for the report.

LAW500A1

## 倒産法特殊講義 I

倉部 真由美

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

《授業の概要》倒産法とは、倒産処理のプロセスについて定める法律の総称であり、倒産処理法と呼ばれることもある。倒産法に含まれる代表的なものには、破産法、会社法の特別清算の部分、民事再生法、会社更生法がある。これらの法的倒産手続は、清算型と再建型に分類され、清算型の手続は、債務者の財産を換価することによって得られた換価金から債権者に平等に配当することを主たる目的としており、破産と特別清算が含まれる。再建型の手続は、債務者を再生・再建することにより将来の収益から債務者に弁済することを主たる目的としており、民事再生と会社更生が含まれる。

コースワーク科目である本講義では、清算型の一般法である破産法について概説する。

《目的》①破産法を全般的に理解し、破産法に関する研究を進めるための素地を作る。

②破産法を通じて倒産法全体に通ずる基本的な構造を理解し、民事再生法および会社更生法についても準備を整える。

③破産法に関するテーマについて、受講生各自が関心を持つ問題を採り上げ、文献及び判例を読み込み、分析する能力を身につける。

### 【到達目標】

破産法の基本を理解した上で、毎回のテーマについて、報告担当者が関心を持つ問題を採り上げ、その問題に関する文献・判例を読み込み、整理をした上で、報告をする。報告担当ではない受講生も、問題意識を共有し、議論を展開する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

授業は、受講生による報告とこれを踏まえた質疑応答・ディスカッションを中心に進行する。報告担当者は、各テーマについて、重要な論点と判例を中心に報告する。受講生が提出した課題や授業外での質問については、授業中にとりあげて、コメントする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

### 【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス／倒産処理制度の概要	本講義のガイダンスを実施し、報告担当を割り当てる。倒産処理制度の概要について、授業担当者より解説する。
第 2 回	手続の開始	破産手続の開始について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 3 回	手続機関	破産手続に関わる主要な手続機関について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 4 回	破産財団／取戻権／財団債権	破産財団／取戻権／財団債権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 5 回	破産財団をめぐる契約関係 (1) 双方未履行双務契約の基本	双方未履行双務契約の基本について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 6 回	破産財団をめぐる契約関係 (2) 各種契約の処理	破産財団をめぐる各種契約の処理について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 7 回	別除権	別除権について、報告と質疑応答・ディスカッション。

第 8 回	相殺権	相殺権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 9 回	否認権 (1) 否認の対象の類型	否認権の対象の類型について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 10 回	否認権 (2) 否認権の行使とその効果	否認権の行使とその効果について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 11 回	破産債権の届出・調査・確定	破産債権の届出・調査・確定について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 12 回	破産財団の管理・換価	破産財団の管理・換価について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 13 回	配当／手続の終結	配当／手続の終結について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 14 回	消費者の破産	消費者の破産について、報告と質疑応答・ディスカッション。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

### 【テキスト（教科書）】

倉部真由美ほか『倒産法』（有斐閣、2018 年）

### 【参考書】

松下淳一＝菱田雄郷編『倒産法判例百選〔第 6 版〕』（有斐閣、2021 年）

### 【成績評価の方法と基準】

報告の内容、授業中の質疑応答等の平常点 100 %

### 【学生の意見等からの気づき】

受講生のこれまでの破産法に対する習熟度とご自身の研究上の関心に応じて、授業の内容や進行の順番を相談し、変更します。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 倒産法

<研究テーマ> 再建型倒産手続における担保権の処遇

<主要研究業績>

「民事再生手続における別除権協定の位置づけ」（日本民事訴訟法学会ミニシンポジウム「倒産法と優先順位」）民事訴訟雑誌 64 号（2018 年 3 月）

### 【Outline (in English)】

This course focuses on Bankruptcy Act in Japan. We will pick up specific issues and/or cases on each topic. Students are encouraged to select issues and/or cases according to their interests to the theme and/or problems.

Students are expected to understand concepts and procedure under Bankruptcy Act, be ready to study Civil Rehabilitation Act and Corporate Reorganization Act through understanding fundamental structure of Bankruptcy Act and be able to analyze specific themes and/or problems.

Before/after each class meeting students will be expected to spend 2hours to understand the course content.

Grading will be decided based on in class contribution 100%.

LAW500A1

## 倒産法特殊講義 II

倉部 真由美

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

《授業の概要》倒産法とは、倒産処理のプロセスについて定める法律の総称であり、倒産処理法と呼ばれることもある。倒産法に含まれる代表的なものには、破産法、会社法の特別清算の部分、民事再生法、会社更生法がある。これらの法的倒産手続は、清算型と再建型に分類され、清算型の手続は、債務者の財産を換価することによって得られた換価金から債権者に平等に配当することを主たる目的としており、破産手続と特別清算手続が含まれる。再建型の手続は、債務者を再生・再建することにより将来の収益から債務者に弁済することを主たる目的としており、民事再生手続と会社更生手続が含まれる。

コースワーク科目である本講義では、再建型の一般法である民事再生法を対象とする。

《目的》①民事再生法を全般的に理解する。

②民事再生法に関するテーマについて、受講生各自が関心を持つ問題を探り上げ、文献及び判例を読み込み、分析する能力を身につける。

③破産法と民事再生法の相違点を理解することにより、倒産法を広く研究するための素地を作る。

## 【到達目標】

民事再生法の基本を理解した上で、毎回のテーマについて、報告担当者が関心を持つ問題を探り上げ、その問題に関する文献・判例を読み込み、整理をした上で、報告をする。報告担当ではない受講生も、問題意識を共有し、議論を展開する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

授業は、受講生による報告とこれを踏まえた質疑応答・ディスカッションを中心に進行する。報告担当者は、各テーマについて、重要な論点と判例を中心に報告する。受講生が提出した課題や授業外での質問については、授業中にとりあげて、コメントする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス／民事再生法立法の経緯と意義	本講義のガイダンスを実施し、報告担当を割り当てる。民事再生法立法の経緯と意義について、授業担当者が解説する。
第 2 回	手続の開始	手続の開始について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 3 回	手続機関	民事再生手続における主要な手続機関について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 4 回	再生債権の届出・調査・確定	再生債権の届出・調査・確定について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 5 回	同意再生・簡易再生	同意再生・簡易再生について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 6 回	再生債権以外の各種債権の種類	再生債権以外の各種債権の種類について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 7 回	財産の調査・確保	財産の調査・確保について、報告と質疑応答・ディスカッション。

第 8 回	否認権	否認権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 9 回	法人役員の責任追及	法人役員の責任追及について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 10 回	別除権	別除権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 11 回	計画の立案・認可	計画の立案・認可について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 12 回	計画の履行確保	計画の履行確保について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 13 回	手続の終了	手続の終了について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 14 回	個人再生	個人再生について、報告と質疑応答・ディスカッション。

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

## 【テキスト（教科書）】

倉部真由美ほか『倒産法』（有斐閣、2018 年）

## 【参考書】

松下淳一・菱田雄郷編『倒産法判例百選〔第 6 版〕』（有斐閣、2021 年）

## 【成績評価の方法と基準】

報告の内容、授業中の質疑応答等の平常点 100 %

## 【学生の意見等からの気づき】

受講生のこれまでの破産法に対する習熟度とご自身の研究上の関心に応じて、授業の内容や進行の順番を相談し、変更します。

## 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>倒産法

<研究テーマ>再建型倒産手続における担保権の処遇

<主要研究業績>

「民事再生手続における別除権協定の位置づけ」（日本民事訴訟法学会ミニシンポジウム「倒産法と優先順位」）民事訴訟雑誌 64 号（2018 年 3 月）

## 【Outline (in English)】

This course focuses on Civil Rehabilitation Act Act in Japan. We will pick up specific issues and/or cases on each topic.

Students are expected to understand concepts and procedure under Civil Rehabilitation Act and recognize differences between Bankruptcy Act and Civil Rehabilitation Act, and be able to analyze specific themes and/or problems.

Before/after each class meeting students will be expected to spend 4 hours to understand the course content.

Grading will be decided based on in class contribution 100%.

LAW500A1

## 労働法特殊講義 I

藤木 貴史

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

[目的] 現代社会における多様な労働問題を法的に分析し、最善の解答を求めするために、専門知識を体系的に身につけることを目的とする。

[概要] 現代社会における多様な労働問題を法的に分析する視座を養うべく、外国労働法（主としてアメリカ法）の基礎的なテキストを輪読する。必要に応じて、アメリカ法判例の読み方も開設する。

進度は学生の理解に応じて変動する。また希望により、日本法のテキストの輪読にも応じる。

### 【到達目標】

・アメリカ労働法に関する重要論点とその背景を説明することができるようになる。

・アメリカ労働法の知見を踏まえ、日本の労働法上の問題に対する自らの見解を述べることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

和書・洋書文献の輪読形式で行う。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	・授業の履修動機、修士論文のテーマの確認 ・担当箇所の確認
第 2 回	外国論文を読むために	・参考書を用いて論文の構造を学ぶ ・参考書を用いて論文の構造を学ぶ ・論文の調査法を学ぶ
第 3 回	第 1 論文を読む (1)	前半部の和訳、ディスカッション
第 4 回	第 1 論文を読む (2)	後半部の和訳、ディスカッション
第 5 回	第 2 論文を読む (1)	前半部の和訳、ディスカッション
第 6 回	第 2 論文を読む (2)	後半部の和訳、ディスカッション
第 7 回	文献輪読 (1)	報告者の選んだ論文を読む
第 8 回	文献輪読 (2)	報告者の選んだ論文を読む
第 9 回	文献輪読 (3)	報告者の選んだ論文を読む
第 10 回	文献輪読 (4)	報告者の選んだ論文を読む
第 11 回	文献輪読 (5)	報告者の選んだ論文を読む
第 12 回	文献輪読 (6)	報告者の選んだ論文を読む
第 13 回	文献輪読 (7)	報告者の選んだ論文を読む
第 14 回	まとめ	論文を学んだあとの注意点

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備時間は 3 時間を標準とし、英文和訳や関連文献調査を実施すること。

本授業の復習時間は 1 時間を標準とし、読解内容のまとめと、自らの論文へのフィードバックを考えること。

### 【テキスト（教科書）】

RICHARD BALES & CHARLOTTE GARDEN ED. THE CAMBRIDGE HANDBOOK OF U.S. LABOR LAW FOR THE TWENTY-FIRST CENTURY(2020)

### 【参考書】

大村敦志ほか著『民法研究ハンドブック』（有斐閣、2000 年）

ケイト・トゥラビアン著、沼口隆ほか訳『シカゴ・スタイル研究論文執筆マニュアル』（慶応義塾大学出版会、2012 年）

中窪裕也『アメリカ労働法 [第 2 版]』（弘文堂、2010 年）

### 【成績評価の方法と基準】

授業への参加態度や意欲等を平常点で評価する

### 【学生の意見等からの気づき】

本年度初着任のためなし

### 【学生が準備すべき機器他】

オンライン授業時に備え、ビデオ会議可能な機器を整えておくこと。

### 【その他の重要事項】

・初回授業につき、大学としてオンライン授業とする可能性があります。

・テキストについて、図書館に入れて頂く予定ですが、5000 円前後でペーパーバック版を購入可能です。

・日本の労働法について、基礎知識があることを前提とします。

・大学院の授業ですから、簡単に「分からない」というのではなく、「分かるまで調べる」心構えを持って挑みましょう。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>社会法

<研究テーマ>労働基本権、労働組合の団体行動、プラットフォームワーク

<主要研究業績>藤木貴史「プラットフォームワーカーに対する集団法上の保護」日本労働法学会誌 135 号（2022 年）36 頁ほか

### 【Outline (in English)】

#### 1.Course outline

In order to develop a perspective on the legal analysis of various labor issues in our society, we read basic texts on U.S. labor law in rotation. If necessary, we also deal with U.S. legal precedents.

The progression of the course will depend on the students' understanding. The course will also include reading of Japanese law texts on request.

#### 2.Learning Objectives

1)To master the skill to explain the key issues and background of U.S. labor law.

2)To master the skill to express their own views on Japanese labor law issues based on their knowledge of U.S. labor law.

#### 3.Learning activities outside of classroom

The standard preparation time for this class is three hours, during which time students should translate English into Japanese and conduct a survey of relevant literature.

The standard review time for this class is one hour, during which students should summarize their reading and consider feedback on their own papers.

#### 4.Grading Criteria /Policy

Class participation:100%

LAW500A1

**労働法特殊講義 II**

藤木 貴史

その他属性：

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

【目的】現代社会における多様な労働問題を法的に分析し、最善の解答を求めするために、専門知識を体系的に身につけることを目的とする。

【概要】現代社会における多様な労働問題を法的に分析する視座を養うべく、外国労働法（主としてアメリカ法）の基礎的なテキストを輪読する。必要に応じて、アメリカ法判例の読み方も開設する。進度は学生の理解に応じて変動する。

**【到達目標】**

アメリカ労働法に関する重要論点とその背景を説明することができるようになる。

アメリカ労働法の知見を踏まえ、日本の労働法上の問題に対する自らの見解を述べることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

和書・洋書文献の輪読形式で行う。

判例読解については、輪読に加え、関連文献の調査も行う。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり/Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし/No

**【授業計画】 授業形態：対面/face to face**

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	担当決定
第2回	文献輪読(1)	参加者の選んだ判例・文献を読む
第3回	文献輪読(2)	参加者の選んだ判例・文献を読む
第4回	文献輪読(3)	参加者の選んだ判例・文献を読む
第5回	文献輪読(4)	参加者の選んだ判例・文献を読む
第6回	文献輪読(5)	参加者の選んだ判例・文献を読む
第7回	文献輪読(6)	参加者の選んだ判例・文献を読む
第8回	文献輪読(7)	参加者の選んだ判例・文献を読む
第9回	文献輪読(8)	参加者の選んだ判例・文献を読む
第10回	文献輪読(9)	参加者の選んだ判例・文献を読む
第11回	文献輪読(10)	参加者の選んだ判例・文献を読む
第12回	文献輪読(11)	参加者の選んだ判例・文献を読む
第13回	文献輪読(12)	参加者の選んだ判例・文献を読む
第14回	まとめ	内容のまとめ

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

本授業の準備時間は3時間を標準とし、英文和訳や関連文献調査を実施すること。

本授業の復習時間は1時間を標準とし、読解内容のまとめと、自らの論文へのフィードバックを考えること。

**【テキスト（教科書）】**

RICHARD BALES & CHARLOTTE GARDEN ED. THE CAMBRIDGE HANDBOOK OF U.S. LABOR LAW FOR THE TWENTY-FIRST CENTURY(2020)

**【参考書】**

大村敦志ほか著『民法研究ハンドブック』（有斐閣、2000年）

ケイト・トゥラビアン著、沼口隆ほか訳『シカゴ・スタイル研究論文執筆マニュアル』（慶応義塾大学出版会、2012年）

中窪裕也『アメリカ労働法 [第2版]』（弘文堂、2010年）

**【成績評価の方法と基準】**

授業への参加態度や意欲等を平常点で評価する

**【学生の意見等からの気づき】**

本年度初着任のためなし

**【学生が準備すべき機器他】**

オンライン授業時に備え、ビデオ会議可能な機器を整えておくこと。

**【その他の重要事項】**

・テキストについて、図書館に入れて頂く予定ですが、5000円前後でペーパーバック版を購入可能です。

・日本の労働法について、基礎知識があることを前提とします。

・大学院の授業ですから、簡単に「分からない」というのではなく、「分かるまで調べる」心構えを持って挑みましょう。

**【担当教員の専門分野等】**

<専門領域>社会法

<研究テーマ>労働基本権、労働組合の団体行動、プラットフォームワーク

<主要研究業績>藤木貴史「プラットフォームワーカーに対する集団法上の保護」日本労働法学会誌 135号（2022年）36頁ほか

**【Outline (in English)】****1.Course outline**

In order to develop a perspective on the legal analysis of various labor issues in our society, we read basic texts on U.S. labor law in rotation. If necessary, we also deal with U.S. legal precedents.

The progression of the course will depend on the students' understanding. The course will also include reading of Japanese law texts on request.

**2.Learning Objectives**

1)To master the skill to explain the key issues and background of U.S. labor law.

2)To master the skill to express their own views on Japanese labor law issues based on their knowledge of U.S. labor law.

**3.Learning activities outside of classroom**

The standard preparation time for this class is three hours, during which time students should translate English into Japanese and conduct a survey of relevant literature.

The standard review time for this class is one hour, during which students should summarize their reading and consider feedback on their own papers.

**4.Grading Criteria /Policy**

Class participation:100%

LAW500A1

## 社会保障法特殊講義 I

大原 利夫

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本科目は、学生が社会保障法、特に社会福祉関連法の基礎的な知識を修得し、社会福祉関連法の諸問題について学ぶことを目的とするコースワーク科目です。

### 【到達目標】

この授業を受けることにより、学生が①社会保障法（特に福祉関係法等）の主要な法律について基礎的な知識を得ること、②社会保障法（特に福祉関係法等）の論点について問題を分析し、自己の見解を説得的に論じることのできる能力を習得することを到達目標とします。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

この授業は原則として対面型の講義形式で行います。この授業では、社会保障に関する各法の内容を解説し、社会保障に関する主要な判例等を取り上げます。また判例と関連する論文なども取り上げます。受講生は、担当する判例等についてレポートを作成し、提出します。レポートについては授業の中でまたは学習支援システムにおいて全体に対してフィードバックを行います。なお、受講生の理解度等によって授業内容・方法を修正する場合があります。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
1 回	ガイダンス	授業の内容、進め方、学習方法などについてシラバスに基づいて説明を行う。
2 回	社会保障の現状	社会保障の現状について統計資料を用いて考察する。
3 回	社会保障法学概論	社会保障法学の特徴などについて考察する。
4 回	社会保障法総論	社会保障法の定義、法体系、発展経緯について考察する。
5 回	生存権	生存権について考察する。
6 回	生活保護法 (1)～概論	生活保護の歴史、原理・原則、自立の意義について解説する。
7 回	生活保護法 (2)～補足性の原理	補足性の原理と関連判例について考察する。
8 回	生活保護法 (3)～その他の原理・原則	生活保護法の原理・原則、被保護者の権利・義務について考察する。
9 回	福祉関係法 (1)～概論	福祉の意義、福祉法制の発展経緯、社会福祉基礎構造改革について考察する。
10 回	福祉関係法 (2)～障害者・児童	障害者関連法、児童福祉法について考察する。
11 回	福祉関係法 (3)～高齢者	介護保険法、老人福祉法などについて考察する。
12 回	社会手当法 (1)～概論	社会手当の概念、社会手当法の概要について解説する。
13 回	社会手当法 (2)～判例	社会手当法の関連判例について考察する。
14 回	権利擁護 (1)～概論	権利擁護制度の概要について解説する。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

テキストは使用しません。

### 【参考書】

本沢巳代子ほか『トピック社会保障法 第 16 版』（信山社、2022 年）  
 菊池馨実『社会保障法 第 2 版』（有斐閣、2018 年）  
 加藤 智章ほか『社会保障法 第 7 版』（有斐閣、2019 年）  
 井上英夫・高野範城（編）『実務 社会保障法講義』（民事法研究会、2007 年）  
 西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実（編）『社会保障法 Cases and Materials』（有斐閣、2005 年）  
 法務省訴訟局内社会保険関係訴訟実務研究会（編）『社会保険関係訴訟の実務』（三協法規、1999 年）

### 【成績評価の方法と基準】

平常点（質疑応答、レポート、受講態度）100%で評価を行います。

### 【学生の意見等からの気づき】

基礎的な事項を丁寧に説明します。

### 【学生が準備すべき機器他】

パソコンなど

### 【その他の重要事項】

質問は授業終了後またはメールにて受け付けます。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門分野> 社会保障法  
 <研究テーマ> 権利擁護など  
 <主要研究業績>

「社会保障法における個別の情報提供義務について」法学志林 113 巻 3 号 115 頁（2016 年）

「障害児教育における『保育の必要性』について」ジュリスコンサルタス 24 号 9 頁（2016 年）

『今、私たちに差し迫る問題を考える』（共著、関東学院大学出版会、2015 年）

### 【Outline (in English)】

#### 【Course Outline】

This course introduces the foundations and various problems of social security law, especially social welfare law.

#### 【Learning Objectives】

The goals of this course are to obtain basic knowledge and problem-solving ability of social welfare law.

#### 【Learning Activities Outside of Classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

#### 【Grading Criteria /Policy】

Your overall grade in the class will be calculated according to the following process: Usual performance score 100%.

LAW500A1

## 社会保障法特殊講義Ⅱ

大原 利夫

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本科目は、学生が社会保障法、特に社会保険法の基礎的な知識を修得し、社会保険法の諸問題について学ぶことを目的とするコースワーク科目である。

### 【到達目標】

この授業を受けることにより、学生が①社会保障法（特に社会保険法）の主要な法律について基礎的な知識を得ること、②社会保障法（特に社会保険法）の論点について問題を分析し、自己の見解を説得的に論じることのできる能力を習得することを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

この授業は原則として対面型の講義形式で行います。この授業では、社会保障に関する各法の内容を解説し、社会保障に関する主要な判例等を取り上げます。また判例と関連する論文なども取り上げます。受講生は、担当する判例等についてレポートを作成し、提出します。レポートについては授業の中で、または学習支援システムにおいて全体に対してフィードバックを行います。なお、受講生の理解度等によって授業内容・方法を修正する場合があります。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンスおよび医療関係法 (1)～概論	シラバスに基づいてガイダンスを行う。医療関係法の法体系、医療受給権の特徴について解説する。
第 2 回	医療関係法 (2)～健康保険法	健康保険法の概要を解説し、関連判例について考察する。
第 3 回	医療関係法 (3)～国民健康保険法ほか	国民健康保険法などの概要を解説し、関連判例について考察する。
第 4 回	年金法 (1)～概論	年金法の体系、概要、年金受給権の法構造などについて解説する。
第 5 回	年金法 (2)～老齢年金	老齢年金の概要を解説し、関連判例について考察する。
第 6 回	年金法 (3)～障害年金	障害年金の概要を解説し、関連判例について考察する。
第 7 回	年金法 (4)～遺族年金	遺族年金の概要を解説し、関連判例について考察する。
第 8 回	労災保険法 (1)～概論	労災保険法の概要を解説し、関連判例について考察する。
第 9 回	労災保険法 (2)～業務災害	業務災害給付について解説し、関連判例について考察する。
第 10 回	労災保険法 (3)～通勤災害	通勤災害給付について解説し、関連判例について考察する。
第 11 回	雇用保険法 (1)～概論	雇用保険法の概要について解説する。
第 12 回	雇用保険法 (2)～求職者給付	求職者給付について解説し、関連判例を考察する。
第 13 回	雇用保険法 (3)～その他の給付	就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付について解説し、関連判例について考察する。
第 14 回	総合研究～最近の注目判例	最近の注目判例について考察する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

受講者は指定された文献をあらかじめ読むことが求められます。また報告者は原則としてレジュメを作成し、配布しなければなりません。

【テキスト（教科書）】

テキストは使用しません。

【参考書】

本沢巴代子ほか『トピック社会保障法 第 16 版』（信山社、2022 年）  
 菊池馨実『社会保障法 第 2 版』（有斐閣、2018 年）  
 加藤 智章ほか『社会保障法 第 7 版』（有斐閣、2019 年）  
 井上英夫・高野龍城（編）『実務 社会保障法講義』（民事法研究会、2007 年）  
 西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実（編）『社会保障法 Cases and Materials』（有斐閣、2005 年）  
 法務省訴訟局内社会保険関係訴訟実務研究会（編）『社会保険関係訴訟の実務』（三協法規、1999 年）

【成績評価の方法と基準】

平常点（質疑応答、レポート、受講態度）100%で評価を行います。

【学生の意見等からの気づき】

基礎的な事項を丁寧に説明します。

【学生が準備すべき機器他】

パソコンなど

【その他の重要事項】

質問は授業終了後またはメールにて受け付けます。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 社会保障法

<研究テーマ> 権利擁護など

<主要研究業績>

『社会保障法における個別的情報提供義務について』法学志林 113 巻 3 号 115 頁（2016 年）

『障害児教育における『保育の必要性』について』ジュリスコンサルタス 24 号 9 頁（2016 年）

『今、私たちに差し迫る問題を考える』（単著、関東学院大学出版会、2015 年）

『有休退園と保育の必要性』週刊社会保障 2864 号 50 頁（2015 年）

『社会保障の権利擁護』（単著、法律文化社、2014 年）

『人権としての社会保障～人間の尊厳と住み続ける権利』（共著、法律文化社、2014 年）

【Outline (in English)】

【Course Outline】

This course introduces the foundations and various problems of social security law, especially social insurance law.

【Learning Objectives】

The goals of this course are to obtain basic knowledge and problem-solving ability of social insurance law.

【Learning Activities Outside of Classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading Criteria /Policy】

Your overall grade in the class will be calculated according to the following process: Usual performance score 100%.

LAW500A1

## 教育法特殊講義 I

小泉 広子

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

「教育法」とは、教育ないし教育制度に固有な法ないし法的なしくみをいい、「教育法学」とは、教育にとって望ましいそうした法のあり方を研究する分野である。教育に関する裁判は、教育に対する法機能に応じて、教育の自由にかかわる「自主性擁護的教育裁判」、教育の外的条件整備を求める「条件整備的教育裁判」、子どもの人権侵害を争う「子どもの人権裁判」に分類できる。教育法特殊講義 I では、受講生の関心に留意しながら、子どもの人権裁判の分析を行い、教育法理論および法解釈の方法を修得する。

### 【到達目標】

- ①教育法学の基礎理論を理解する。
- ②教育法理論及び諸法の原理を用いながら、子どもの人権裁判の分析ができるようになる。
- ③法解釈を通じて、子どもの人権や教育にとってあるべき法のあり方を提示できるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

授業は毎回担当者を決めて、指定されたテキストまたは判例について、担当者が疑問点や問題点を指摘し、それについて、受講者全員で議論する形で進める。受講者全員が指定された教科書または判例の該当部分を事前学習として読んでいることを前提とする。

課題等の提出・フィードバックは「学習支援システム」を通じて行う予定。その他、授業終了後や最終授業中に課題（試験やレポート等）に対して講評する予定。学生からの質問については、授業中、授業後または学習支援システムを通じて受け付ける。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	教育法とは何か 法源、教育法の機能
第 2 回	日本の子どもの人権状況	国連子どもの権利委員会による日本政府に対する第 4 回・5 回最終所見を読む
第 3 回	体罰と子どもの人権 (1)	水戸五中事件
第 4 回	体罰と子どもの人権 (2)	天草市小学生悪ふざけ体罰 PTSD 事件
第 5 回	体罰と子どもの人権 (3)	障害児体罰事件
第 6 回	生活指導と子どもの人権	府立高校生指導死事件
第 7 回	部活動と子どもの人権	大阪市立桜宮高バスケットボール部体罰自殺事件
第 8 回	いじめと子どもの人権 (1)	いわき小川中いじめ自殺事件
第 9 回	いじめと子どもの人権 (2)	津久井町立中いじめ自殺事件
第 10 回	いじめと子どもの人権 (3)	兵庫県立高いじめ自殺事件
第 11 回	いじめと子どもの人権 (4)	学校の調査報告義務といじめ第三者調査委員会
第 12 回	校則と子どもの人権	校則裁判
第 13 回	学校教育措置と子どもの人権 (1)	尼崎市立校身障者入学不許可事件
第 14 回	学校教育措置と子どもの人権 (2)	神戸市立高専進級拒否・退学処分事件

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告者は、各回のテーマに該当する文献または判例を読み、レジュメを作ってくる。

報告者以外の受講者についても、各回の文献または判例を読み、疑問点をまとめておく。

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

教科書は特に指定しない。

### 【参考書】

市川須美子『学校教育裁判と教育法』三省堂

雑誌『季刊教育法』エイデル研究所

『教育小六法』（学陽書房）

子どもの権利条約市民・NGO の会編『国連子どもの権利条約と日本の子ども期- 第 4・5 回最終所見を読み解く -』本の泉社

### 【成績評価の方法と基準】

平常点（50 %）、レポート課題（50 %）による。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

教育法学

<研究テーマ>

学校・福祉領域における子どもの権利

<主要研究業績>

「幼児教育・保育『無償化』の教育法的検討」日本教育法学会年報 49 号（2020 年 3 月）

『コメンタール教育基本法』（分担執筆）日本教育法学会編、学陽書房（2021 年 10 月 26 日）

### 【Outline (in English)】

#### 【Course outline】

"Educational law" refers to the law or legal mechanism inherent in education or the educational system, and "educational law" is the field of studying the ideal form of such law for education.

In this course, students will analyze the cases concerning children's rights in school, while paying attention to the students' interests, and learn the methods of educational law theory and legal interpretation.

#### 【Learning Objectives】

(1) Student will be able to understand the basic theory of Education Law.

(2) Students will be able to analyze children's rights court cases using Education law theory.

#### 【Learning Objectives outside of classroom】

Students should read the designated texts and court cases and prepare for presentations.

#### 【Grading Criteria/Policy】

Your overall grade in the class will be decided based on the following

Term-end report: 50%, in class contribution: 50%

LAW500A1

**教育法特殊講義 II**

小泉 広子

その他属性：

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

「教育法」とは、教育ないし教育制度に固有な法ないし法的なしくみをいい、「教育法学」とは、教育にとって望ましいそうした法のあり方を研究する分野である。この授業は、教育法学の形成に重要な影響を及ぼした基本判例を素材に、教育法の基本概念である子どもの学習権、親の教育権、教師の教育権といった教育人権と、教育における国家の役割とその限界を学ぶコースワーク科目である。

また、近年、子どもにかかわる法分野を包括的にとらえ、「子ども法」として探求する試みも始まっており、本授業でも広く「教育」と法の問題を扱う。

**【到達目標】**

- ①教育人権にかかわる基本概念、すなわち、子どもの学習権、親の教育権、教師の教育権の内容と相互関係を理解することができる。
- ②教育人権に対応する、国家の役割とその限界を理解することができる。
- ③教育人権にかかわる判例を分析することができる。
- ④国際人権法における子どもの権利を理解することができる。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

授業は、指定されたテキストまたは判例について、疑問点や問題点を指摘し、それについて、受講者全員で議論する形で進める。受講者全員が指定された教科書または判例の該当部分を事前学習として読んでいることを前提とする。課題等の提出・フィードバックは「学習支援システム」を通じて行う予定。その他、授業終了後や最終授業中に課題（試験やレポート等）に対して講評する予定。学生からの質問については、授業中、授業後または学習支援システムを通じて受け付ける。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**  
あり/Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**  
なし/No

**【授業計画】 授業形態：対面/face to face**

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	教育人権総論
第2回	教育と法(1) - 憲法・教育基本法を中心に	・学校制度法定主義 ・教育目的・目標法定の意義と限界 ・不当な支配の禁止
第3回	教育と法(2) - 子どもの権利条約を中心に	子ども権利条約の構造
第4回	子どもの学習権(1)	子どもの学習権の権利性
第5回	子どもの学習権(2)	学校教育的措置と子ども生徒の市民的自由
第6回	親の教育権	親の教育権の概念
第7回	教師の教育権(1)	教師の教育権の概念
第8回	教師の教育権(2)	性教育と教師の教育権
第9回	教師の教育権(3)	日の丸・君が代裁判
第10回	教育人権と国家(1)	旭川学力テスト事件最高裁判決
第11回	教育人権と国家(2)	教育内容処分と学習指導要領
第12回	福祉と子どもの権利(1)	乳幼児期の子どもの権利の構造
第13回	福祉と子どもの権利(2)	子どもと家族をめぐる法制度とその問題
第14回	福祉と子どもの権利(3)	子どもの保育・教育を受ける権利の構造

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

報告者は、各回のテーマに該当する文献または判例を読み、レジュメを作成してくる。

報告者以外の受講者についても、各回の文献または判例を読み、疑問点をまとめてくる。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

テキストは特に指定しない。

**【参考書】**

兼子仁『教育法（新版）』（有斐閣）

日本教育法学会編『教育法の現代的争点』（法律文化社）

堀尾輝久『人権としての教育』（岩波現代文庫）

日本教育法学会編『コンメンタール教育基本法』（学陽書房）

子どもの権利条約市民・NGOの会編『国連子どもの権利条約と日本の子ども期一第4・5回最終所見を読み解く一』

**【成績評価の方法と基準】**

平常点（50%）、レポート課題（50%）

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし

**【担当教員の専門分野等】**

<専門領域>

教育法

<研究テーマ>

子どもの権利

<主要研究業績>

幼児教育・保育「無償化」の教育法的検討（日本教育法学会年報49号）2020年3月

日本教育法学会編『コンメンタール教育基本法』（分担執筆）2021年10月

**【Outline (in English)】****【Course outline】**

"Educational law" refers to the law or legal mechanism inherent in education or the educational system, and "educational law" is the field of studying the ideal form of such law for education. Students will study on basic precedents that have had an important influence on the formation of the study of educational law and the basic concepts of educational human rights.

**【Learning Objectives】**

(1) Students will be able to understand the content and interrelationship between the basic concepts related to educational human rights, that is, children's right to learn, parents' right, and teachers' right.

(2) Students will be able to analyze children's rights court cases using Education law theory.

**【Learning Objectives outside of classroom】**

Students should read the designated texts and court cases and prepare for presentations.

**【Grading Criteria/Policy】**

Your overall grade in the class will be decided based on the following

Term-end report: 50%, in class contribution: 50%

LAW500A1

## 刑法特殊講義 I

佐野 文彦

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

受講生の研究テーマに応じて、刑法に関する論文等を読み解くことで、刑法理論に関する知識や、論文執筆の方法について学ぶコースワーク科目である。

### 【到達目標】

刑法に関する専門的論文について、その論理的構造を読み解くことができるようになるにとどまらず、同論文をもとに、自らの研究テーマに関する問題意識を深め、議論の展開を図ることができるようになることを目指す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

報告担当者が担当文献等について報告を行い、全体で議論するとともに、教員から学生の質問・報告等に対してフィードバック等を行う。基本的に刑法特殊講義Ⅲと連続して行う予定である。

なお、授業計画は、受講生の関心や担当文献の難易度等に応じて、適宜変更する。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	授業概要と目的について 問題関心についての意見交換
第 2 回	文献調査の方法	研究にとって必要な文献調査の方法について説明
第 3 回	祝賀論文集所収の論文①の検討	短めの論文の検討
第 4 回	祝賀論文集所収の論文②の検討	第 3 回とは異なる短めの論文の検討
第 5 回	自分の研究テーマに関する判例①の調査・報告	判例の調査・分析方法の修得
第 6 回	自分の研究テーマに関する判例②の調査・報告	第 5 回とは異なる判例の調査・分析方法の修得
第 7 回	ゲストスピーカー	最近論文を執筆した若手研究者による論文執筆方法の共有
第 8 回	修士論文の検討①	著名な修士論文について、問題意識・問題設定の確認と分析
第 9 回	修士論文の検討②	第 8 回の修士論文について、日本法の先行研究の分析方法の検討
第 10 回	修士論文の検討③	第 8 回の修士論文について、比較法研究の分析方法の検討
第 11 回	修士論文の検討④	第 8 回の修士論文について、自説の展開部分の検討と議論
第 12 回	自分の研究テーマの議論状況の調査	修士論文執筆に向け、研究テーマについて、現在の議論状況を調査・検討
第 13 回	自分の研究テーマの課題の発見と研究計画の具体化	第 12 回の議論を踏まえ、研究目標を明確化し、論文執筆に向けての計画を具体化する
第 14 回	終わりに	これまでの議論のまとめと論文執筆に向けての助言

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準としますが、担当回については準備時間が 10 時間程度まで増えることがあります。

### 【テキスト（教科書）】

ガイダンスで設定したテキストについて、教員から適宜コピーを配布します。

### 【参考書】

報告の前後で指示します。

### 【成績評価の方法と基準】

報告 50%、議論 50%。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 刑法

<研究テーマ> 責任能力、刑罰論

<主要研究業績> 学術データベース参照。

### 【Outline (in English)】

This course is designed to introduce students to the advanced understanding of criminal law theory and practice. Students are expected to make theoretical analysis on the paper related to their own research topic at the end of the course. Your study time would be 2-10 hours depending on the class. Grading will be decided based on the in-class contribution (report: 50%, discussion 50%).

LAW500A1

**刑法特殊講義 II**

佐野 文彦

その他属性：

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

刑法特殊講義 I で形成した受講生の問題意識を前提に、刑法に関する重厚な論文を読むとともに、重要判例を中心に判例等も読み解くことで、自らの分析を理論・実践の両面から深めることを目的とするコースワーク科目である。

**【到達目標】**

刑法特殊講義 I で身につけた知見をもとに、自らの検討テーマについて、日本法内在的な理論的観点から分析することができるようになるとともに、その実践的含意も踏まえた理論分析ができるようになることを目指す。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

報告担当者が検討文献の内容を報告した上で、全体で議論するとともに、教員から学生の質問・報告等に対してフィードバック等を行う。基本的に刑法特殊講義 IV と連続して行う。

なお、以下の授業計画は、受講生の関心あるテーマや検討文献の難易度等に応じて、適宜変更することがある。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】** 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	講義の概要と目的 問題関心についての共有
第 2 回	夏期休暇中の研究成果の報告	夏期休暇中に獲得された知見について共有し議論する
第 3 回	自分の研究テーマに関する判例報告①	研究テーマについて判例を報告し、評釈の方法を学ぶ
第 4 回	自分の研究テーマに関する判例報告②	第 3 回とは異なる判例を報告し、評釈の方法を学ぶ
第 5 回	自分の研究テーマに関する近時の論文の報告①	自分の研究テーマに関して近時の論文を分析し、テーマについて理解を深め、論文執筆のための示唆を得る
第 6 回	自分の研究テーマに関する近時の論文の報告②	第 5 回とは異なる近時の論文を分析し、テーマについて理解を深め、論文執筆のための示唆を得る
第 7 回	外国法の概観	自分の研究対象とする外国法の基本的知識を得る
第 8 回	自分の研究テーマに関する比較法の邦語文献の調査①	自分の研究テーマについて、比較法を行っている邦語文献を調査することで、基本的知識を得る
第 9 回	自分の研究テーマに関する比較法の邦語文献の調査②	自分の研究テーマについて、第 8 回とは異なる邦語文献を調査することで、基本的知識を得る
第 10 回	自分の研究テーマに関する外国語文献①の調査	自分の研究テーマについて、外国語文献を調査・講読し、読解を確認する
第 11 回	自分の研究テーマに関する外国語文献①の検討	第 10 回の議論を踏まえ、内容を検討・議論
第 12 回	自分の研究テーマに関する外国語文献②の調査	自分の研究テーマについて、外国語文献を調査・講読し、読解を確認する
第 13 回	自分の研究テーマに関する外国語文献②の検討	第 10 回の議論を踏まえ、内容を検討・議論
第 14 回	終わりに	これまでの議論のまとめ 今後の研究計画について

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

準備学習には 2 時間程度かかるものから、10 時間以上かかるものもある。復習は、次の報告の準備学習の中で行えば足りる。

**【テキスト（教科書）】**

ガイダンスで選定した文献のコピーを配布する。

**【参考書】**

報告の前後で指示する。

**【成績評価の方法と基準】**

報告 50 %、議論 50 %。

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし。

**【担当教員の専門分野等】**

<専門領域> 刑法

<研究テーマ> 責任能力、刑罰論

<主要研究業績> 学術研究データベース参照。

**【Outline (in English)】**

This course is designed to introduce students to the advanced understanding of criminal law theory and practice. Students are expected to make theoretical analysis on their own research topic and understand its practical implications at the end of the course. Your study time would be 2-10 hours depending on the class. Grading will be decided based on the in-class contribution (report: 50%, discussion 50%).

LAW500A1

刑法特殊講義Ⅲ

佐藤 輝幸

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑法に関する専門的論文を比較的短めのものから徐々に重厚なものまで講読し、その分野に関する知識を得ると共に、著者の問題意識の形成、検討対象の選定・分析及び自説の説得的な論じ方などを深く分析することにより、自らの論文執筆に向けた方法論及び心構えを身につけることを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

単に検討文献の内容を理解するだけでなく、筆者の思考過程、執筆当時の問題状況や時代背景及びその後の判例・学説への影響等を含め、検討文献の意義及び位置付けを検討することにより、論文を執筆する上での方法論及び留意点、自分の中での良い論文のイメージの構築など、自らの論文執筆のための示唆を得ることも目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

あらかじめ決めた担当者が検討文献の内容を報告した後、全員で議論を行う。

なお、以下の授業計画は、受講者の関心のあるテーマ、検討文献の難易度、長短及び受講者のレベル等に応じて、順序や当該文献に割り当てる授業回数などを変更することがある。

基本的に刑法特殊講義Ⅰと連続して行う予定である。

質問に対しては、授業内またはオフィスアワーで対応する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	受講者同士の研究関心の共有、検討文献の選定など
第2回	文献調査の方法について	研究に必要な文献調査の方法について説明する
第3回	近時の祝賀論文集所収の論文①の内容の確認及び検討	比較的短い論文を検討することによる論文を読む訓練
第4回	近時の祝賀論文集所収の論文②の内容の確認及び検討	第3回とは別の比較的短い論文を検討することによる論文を読む訓練
第5回	自分の研究テーマに関する判例①の調査・報告	判例の調査・分析方法を身につける
第6回	自分の研究テーマに関する判例②の調査・報告	第5回とは別の判例の調査・分析方法を身につける
第7回	ゲストスピーカー	最近論文を執筆した若手研究者による論文執筆の経験を聞く
第8回	修士論文の検討①	著名な修士論文について、問題意識・問題設定の確認と分析をおこなう
第9回	修士論文の検討②	第8回の修士論文について、日本法の先行研究の分析方法を検討する
第10回	修士論文の検討③	第8回の修士論文について、比較法研究の分析方法を検討する
第11回	修士論文の検討④	第8回の修士論文の自説の展開について確認し、議論する

第12回	自分の研究テーマの議論状況の調査	修士論文執筆に向け、研究テーマについて、現在の議論状況を調査、研究する
第13回	自分の研究テーマの課題の発見と研究計画の具体化	第12回の議論を踏まえて、自分の研究目標を明確化し、修士論文執筆に向けての研究計画を具体化する
第14回	授業の終わりに	これまでの議論のまとめと論文執筆に向けた生かし方のための助言

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

担当者は検討文献について、内容だけでなく、背景等も踏まえて調査し、報告する。担当者以外の者は、事前に検討文献を読んで、疑問点などを整理しておく。

検討文献を読むだけであれば、各回15分～1時間程度で終わるであろう（日本語を母語とする者の場合）。報告者は、さらに調査および報告の作成が必要であるが、これを一概に時間で示すことはできない。テーマによっては、最初は10時間以上かかってもおかしくはない。研究者としてのスキルを修得していくことにより、徐々に効率化していくであろう。

【テキスト（教科書）】

ガイダンスで選定した文献のコピーを配布する。

【参考書】

検討文献に応じて、報告の前後で指示する。

【成績評価の方法と基準】

報告50%、議論への寄与50%。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

- <専門領域> 刑法
- <研究テーマ> 危険犯, 社会的公益
- <主要研究業績> 学術研究データベースを参照のこと

【Outline (in English)】

This course is designed to introduce students to the advanced understanding of criminal law theory and practice. Students are expected to make theoretical analysis on their own research topic and understand its practical implications at the end of the course. Your study time would be 2-10 hours depending on the class. Grading will be decided based on the in-class contribution (report: 50%, discussion 50%).

LAW500A1

刑法特殊講義IV

佐藤 輝幸

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑法に関する専門的論文について、より高度かつ重厚な文献を中心に講読し、その分野に関する知識を得ると共に、刑法特殊講義I、IIIで身につけた著者の問題意識の形成、検討対象の選定・分析及び自説の説得的な論じ方などの分析をより深め、自らの論文執筆に向けた方法論及び心構えをさらに明確化し、将来の研究生活におけるテーマへの取り組み方をも考えることを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

単に検討文献の内容を理解するだけでなく、筆者の思考過程、執筆当時の問題状況や時代背景及びその後の判例・学説への影響等を含め、検討文献の意義及び位置付けを検討することにより、論文を執筆する上での方法論及び留意点、自分の中での良い論文のイメージの構築など、自らの論文執筆のための示唆を得ることも目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

あらかじめ決めた担当者が検討文献の内容を報告した後、全員で議論を行う。

なお、以下の授業計画は、受講者の関心のあるテーマ、検討文献の難易度、長短及び受講者のレベル等に応じて、順序や当該文献に割り当てる授業回数などを変更することがある。

基本的に刑法特殊講義IIと連続して行う予定である。

質問に対しては、授業内またはオフィスアワーで対応する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし/No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	受講者同士の研究関心の共有、検討文献の選定など
第2回	夏期休暇中の研究成果の報告	夏期休暇中に行った研究について、まとめて報告する
第3回	自分の研究テーマに関する判例報告①	自分の研究テーマについて判例を調査・分析するとともに、判例評釈の方法を学ぶ
第4回	自分の研究テーマに関する判例報告②	第3回とは別の自分の研究テーマに関する判例を調査・分析するとともに、判例評釈の方法を学ぶ
第5回	自分の研究テーマに関する近時の論文の報告①	自分の研究テーマに関する近時の論文を分析することで、テーマについての理解を深めるとともに、論文執筆のための示唆を得る
第6回	自分の研究テーマに関する近時の論文の報告②	第5回とは別の自分の研究テーマに関する近時の論文を分析することで、テーマについての理解を深めるとともに、論文執筆のための示唆を得る
第7回	外国法の概観	自分の研究対象とする外国法についての基本的な知識を得る
第8回	自分の研究テーマに関する比較法の邦語文献①の調査	自分の研究テーマについて、比較法を行っている邦語文献を調査することで、基本的な知識を得る

第9回	自分の研究テーマに関する比較法の邦語文献②の調査	自分の研究テーマについて、第8回とは異なる比較法を行っている邦語文献を調査することで、基本的な知識を得る
第10回	自分の研究テーマに関する外国語文献①の調査	自分の研究テーマについて、外国語文献を調査・講読し、読解を確認する
第11回	自分の研究テーマに関する外国語文献①の検討	第10回の授業を踏まえて、文献の内容を検討・議論する
第12回	自分の研究テーマに関する外国語文献②の調査	自分の研究テーマについて、第10回とは別の外国語文献を調査・講読し、読解を確認する
第13回	自分の研究テーマに関する外国語文献②の検討	第12回の授業を踏まえて、文献の内容を検討・議論する
第14回	授業の終わりに	これまでの議論のまとめと論文執筆に向けた生かし方のための助言

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

担当者は検討文献について、内容だけでなく、背景等も踏まえて調査し、報告する。担当者以外の者は、事前に検討文献を読んで、疑問点などを整理しておく。

検討文献を読むだけでは、各回15分～1時間程度で終わるのであろう（日本語を母語とする者の場合）。報告者は、さらに調査および報告の作成が必要であるが、これを一概に時間で示すことはできない。テーマによっては、最初は10時間以上かかってもおかしくはない。研究者としてのスキルを修得していくことにより、徐々に効率化していくであろう。

【テキスト（教科書）】

ガイダンスで選定した文献のコピーを配布する。

【参考書】

検討文献に応じて、報告の前後で指示する。

【成績評価の方法と基準】

報告50%、議論への寄与50%。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 刑法  
<研究テーマ> 危険犯, 社会的法益  
<主要研究業績> 学術研究データベースを参照のこと

【Outline (in English)】

This course is designed to introduce students to the advanced understanding of criminal law theory and practice. Students are expected to make theoretical analysis on the paper related to their own research topic at the end of the course. Your study time would be 2-10 hours depending on the class. Grading will be decided based on the in-class contribution (report: 50%, discussion 50%).

LAW500A1

英米法演習Ⅱ

Tushar Kanti Das

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

国際化の影響は、法律の分野においても小さいものではない。グローバル化が進んだ現代においては、弁護士だけでなくそれ以外の法律専門家や法律の研究者は、自らが居住する国の法体系だけでなく、他の国の法体系の基礎知識を身につけることも重要である。このため、日本の通商のパートナーであるオーストラリアの法体系を学ぶことは、有益であると考えられる。

この科目は、オーストラリアの法体系についての知識を修得し、さらに、それに関して議論する機会を提供しようとするものである。

【到達目標】

- オーストラリアの法体系についての一般的な知識を獲得する
- オーストラリアの法体系について研究をすることができるようになるために、オンラインによって調査をすることができる
- 日本とオーストラリアの法体系を比較して検討することができる
- オーストラリアの法体系に関する知識を、研究や実践、とくに法律の改正や法学教育の改革において活用することができる
- 将来、オーストラリアその他のコモン・ロー諸国に留学するために、その準備をする

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

基本的に、講義及びそれに基づく受講者による報告の形で授業を進めるが、各回のテーマごとに、あらかじめ指定された責任担当者が教員の指示する検討項目に沿ってレポートを作成し、授業時に発表を行い、これに沿って教員が補足説明を行いながら討議を行う形を原則とする。

なお、受講者の希望によっては、授業内容・方法を変更することがある。具体的には、初回の授業にて受講者と相談の上、決定したい。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	オリエンテーション	オリエンテーション
第2回	オーストラリア法体系の起源	オーストラリアの法体系はイギリスから輸入されたものだけでしょうか。
第3回	オーストラリア法体系の起源	オーストラリアは「無主の地」(terra nullius)であっただろうか。
第4回	オーストラリア憲法	オーストラリア憲法の内容と特性
第5回	オーストラリア裁判所	裁判所の構成と最高裁判所の役割
第6回	オーストラリアにおける基本的人権保護	憲法と法律による基本的人権の保護
第7回	法律関係教育と職業	オーストラリアの大学での法学教育、弁護士の資格と規制
第8回	日本の法体系とオーストラリアの法体系	オーストラリアと日本の法体系の比較
第9回	オーストラリアにおける行政法	行政法とオーストラリア憲法フレームワーク
第10回	オーストラリアにおける行政法の実例	オーストラリア移民法（難民法）の概観
第11回	オーストラリアにおける行政法の実例	難民法における行政判断（移民部による）
第12回	行政判断の本案審理	行政不服審判所による行政半の審査

第13回 行政判断と最高裁判所 行政判断に関するオーストラリア最高裁判所の判決を読む

第14回 まとめ 改めてオーストラリアの法体系について検討する

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

各回の報告者がその準備を行うほか、当然のことであるが、報告者以外のものも、たとえば行政判断、判例、紹介した文献を読み理解してくる。また、必要に応じ、オーストラリアの法体系の基本的な教科書を精読してくる。

【テキスト（教科書）】

特別のテキストを使用しない。

【参考書】

次の参考書のほか、授業の進行に応じて、新たな参考書を指示する。参考書：

Carvan, J. (2002). Understanding the Australian legal system. Law Book Company Limited.

ウェブ・サイト：

<http://www.austlii.edu.au>

<https://www.comlaw.gov.au>

<http://www.aial.org.au>

<http://www.border.gov.au>

<http://www.aat.gov.au>

<http://www.ombudsman.gov.au>

【成績評価の方法と基準】

出席 40 %、報告 60 %。いずれの要素も、総合的に判断する。

「出席」は、教室で着席していることではなく、より積極的に授業に参加していることを指す。もともと、それは積極的に発言することのみを意味するわけではない。なお、あまりに消極的な場合には、教室で着席していても出席とはみなさない。

「報告」は、報告の内容のみならず、それに用いられたレジュメの明快感、最低限の研究作法が守られているか否か、質疑に適切に応答できたかどうか、プレゼンテーションとして適切か否かなどの観点から評価する。また、報告に当たってどの程度努力したのかも、加味していきたい。

【学生の意見等からの気づき】

本年度新規科目につきアンケートを実施していません。

【学生が準備すべき機器他】

授業中に、オーストラリアの法体系に関する資料をオンラインで検索するため、事前に指示するので、パソコンを持参すること。

【その他の重要事項】

授業は主に英語で行われるが、必要である場合日本語で説明することもある。主な資料、たとえば行政判断、判決、文献、ウェブ・サイトなども英語であると注意すること。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

移民法、憲法、商業法

【Outline (in English)】

The globalization affects laws in a lot of countries. Nowadays, any law researchers have to learn about other countries' legal systems. In this course, Australian legal system, especially, the law's origin, the Constitution, the Judicial System, the Administrative Law and the Immigration Law, is taken up, as one example of other country's law system.

At the end of the course, students are expected to explain basic matters of Australian legal System.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following;

In class contribution: 100%.

LAW500A1

## 法制史論文指導 I

高 友希子

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、修士論文を執筆するために必要な技法を習得し、基礎的な研究能力を培うことを目的とするリサーチワーク科目です。

## 【到達目標】

国内外の先行研究や欧米の原語文献の収集、読解、要約を通じて、修士論文のテーマの候補を絞り込んでいきます。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

授業は、受講者による報告と議論を中心に進めていきます。なお、受講者の研究の進み具合により、以下の授業内容については変更もありえます。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

## 【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業の概要
第2回	図書館ガイダンス	文献収集の方法
第3回	テーマ設定について	文献の説明
第4回	文献報告（1）	報告と議論
第5回	文献報告（2）	報告と議論
第6回	文献報告（3）	報告と議論
第7回	文献報告（4）	報告と議論
第8回	文献報告（5）	報告と議論
第9回	文献報告（6）	報告と議論
第10回	文献報告（7）	報告と議論
第11回	文献報告（8）	報告と議論
第12回	文献報告（9）	報告と議論
第13回	文献報告（10）	報告と議論
第14回	まとめ	夏季休暇中のテーマ設定の報告と助言

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告準備、図書館などでの文献の調査・収集、分析。  
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

## 【テキスト（教科書）】

使用しない。

## 【参考書】

必要に応じて指示する。

## 【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）

## 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

## 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>西洋法制史

<研究テーマ>英国エクイティ史。英国法の日本民法典への影響。

<主要研究業績>

・「ユースと良心：セント・ジャーマンと匿名の上級法廷弁護士の論争を中心として」『法と政治』70巻1号（2019年）。

・「Christopher St. German のエクイティ論—「良心」と「ルール」の関係を中心に」『法学志林』108巻1号（2010年）。

・「英国における独立契約者（Independent Contractor）概念形成前史—民法716条立法の起源をたどって」『法の流通』（2009年）。

・「裁判史料を通じてみたユースの利用に関する一考察— Capell v. Scott (1493-4) を手がかりに」『ヨーロッパ中世世界の動態像』（2004年）。

・「15世紀後半から16世紀前半イングランドにおける大法官府裁判所の役割—エクイティによるコモン・ロー・システム拡充プロセスに関する法制史的研究」『九大法学』89号（2004年）。

## 【Outline (in English)】

This course is designed to help the students to formulate a theme for the master thesis in legal history.

Students will be able to 1) critically analyze issues and express their own opinions, 2) acquire more effective both writing and presentation skills.

Students are expected to read assigned readings in advance.

Your study time will be more than four hours for a class.

Students will be graded on:

Participation (100%)

LAW500A1

## 法制史論文指導Ⅱ

高 友希子

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、修士論文を執筆するために必要な技法を習得し、基礎的な研究能力を培うことを目的とするリサーチワーク科目です。

### 【到達目標】

国内外の先行研究や欧米の原語文献の収集、読解、要約を通じて、修士論文のテーマを決定していきます。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

授業は、受講者による報告と議論を中心に進めていきます。なお、受講者の研究の進み具合により、以下の授業内容については変更もありえます。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】  
なし / No

### 【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	修士論文のテーマ候補	テーマ候補3点についての報告 について報告
第2回	テーマ候補（1）	報告と議論
第3回	テーマ候補（1）	先行研究についての調査報告と議論
第4回	テーマ候補（1）	再調査内容についての報告と議論
第5回	テーマ候補（2）	報告と議論
第6回	テーマ候補（2）	先行研究についての調査報告と議論
第7回	テーマ候補（2）	再調査内容についての報告と議論
第8回	テーマ候補（3）	報告と議論
第9回	テーマ候補（3）	先行研究についての調査報告と議論
第10回	テーマ候補（3）	再調査内容についての報告と議論
第11回	テーマの最終決定（1）	テーマ候補3つの比較検討
第12回	テーマの最終決定（2）	論文作成の可能性についての報告と議論
第13回	テーマの最終決定（3）	テーマの最終決定に関する報告と議論
第14回	全体のまとめ	論文作成スケジュールの確認

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告準備、図書館などでの文献の調査・収集、分析。  
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

使用しない。

### 【参考書】

必要に応じて指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 西洋法制史

<研究テーマ> 英国エクイティ史。英国法の日本民法典への影響。

<主要研究業績>

・「ユースと良心：セント・ジャーマンと匿名の上級法廷弁護士の論争を中心として」『法と政治』70巻1号（2019年）。

・「Christopher St. Germanのエクイティ論—「良心」と「ルール」の関係を中心に」『法学志林』108巻1号（2010年）。

・「英国における独立契約者（Independent Contractor）概念形成前史—民法716条立法の起源をたどって」『法の流通』（2009年）。

・「裁判史料を通じてみたユースの利用に関する一考察— Capell v. Scott (1493-4)を手がかりに」『ヨーロッパ中世世界の動態像』（2004年）。

・「15世紀後半から16世紀前半イングランドにおける大法官府裁判所の役割—エクイティによるコモン・ロー・システム拡充プロセスに関する法制史的研究」『九大法学』89号（2004年）。

### 【Outline (in English)】

This course is designed to help the students to formulate a theme for the master thesis in legal history.

Students will be able to 1) critically analyze issues and express their own opinions, 2) acquire more effective both writing and presentation skills.

Students are expected to read assigned readings in advance. Your study time will be more than four hours for a class.

Students will be graded on:

Participation (100%)

LAW500A1

## 行政法演習 I

西田 幸介

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、受講者の問題関心にも留意しながら、行政法学の基本的な文献を検討すること（文献研究）を課題とする。基本的に受講者の分担報告により授業を進める。素材の選択は相談のうえ行いが、取り扱うテーマ・内容は、下の授業計画に示すとおりとする。

行政法には一般法典が存在しないため、その体系そのものは学説によって構築されている。このため、論者によって行政法体系の認識に相違がある。この点を踏まえながら、行政法学の基礎理論が抱える現代的な課題について検討することとする。

この授業の受講者は、文献研究を通して、行政法学の基礎理論に対する理解を深めると同時に、行政法の研究手法を身につけることが期待される。

## 【到達目標】

- ①行政法の基本的な法理論をより深く理解する。
- ②行政法に関する文献を読み、問題点などを分析できるようになる。
- ③行政法学の基礎理論が抱える現代的な課題を把握する。
- ④行政法の研究手法を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

演習形式による。受講者は、毎回、検討対象となる論文についてまとめて報告し、それを基に議論する。単に対象論文を解説するだけでなく、疑問点や問題点を指摘すること。

少人数の演習形式で授業を実施するため、フィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

新型コロナウイルスの感染状況に配慮し、授業自体は対面形式とするが、オンラインでの参加も可とする。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

## 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 01 回	ガイダンス	行政法学の基礎理論 行政法の研究手法
第 02 回	行政法の基本原則（1）	法律による行政の原理
第 03 回	行政法の基本原則（2）	比例原則
第 04 回	行政組織法（1）	行政主体
第 05 回	行政組織法（2）	行政機関
第 06 回	行政作用法（1）	行政立法
第 07 回	行政作用法（2）	行政行為
第 08 回	行政作用法（3）	行政契約
第 09 回	行政救済法（1）	処分性
第 10 回	行政救済法（2）	取消訴訟の原告適格
第 11 回	行政救済法（3）	差止訴訟
第 12 回	行政救済法（1）	確認訴訟
第 13 回	行政救済法（2）	公権力行使責任
第 14 回	行政救済法（3）	営造物管理責任

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の報告者がその準備を行うほか、当然のことであるが、報告者以外の者も、授業で取り扱う文献を、それぞれ準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じ、行政法の基本的な教科書を精読してくる。

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

## 【テキスト（教科書）】

使用しない。

## 【参考書】

宇賀克也『行政法概説』（I～III）（有斐閣）

塩野宏『行政法』（I～III）（有斐閣）

芝池義一『行政法総論講義』、『行政救済法』（有斐閣）

原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）

藤田宙靖『行政法総論』（青林書院）

いずれも単著による行政法の教科書である。このほかは、必要に応じて指示する。

## 【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

## 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

## 【担当教員の専門分野等】

&lt;専門領域&gt; 行政法

<研究テーマ> ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法

<主要研究業績>

①『行政法理論の基層と先端』（共著、稲葉馨先生・亙理格先生古稀記念）、2022年、信山社

②『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019年、日本評論社

③『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019年、法政大学出版社

## 【Outline (in English)】

In this course, we will read some academic articles about Administrative Law. The purpose is that students lesson to get basic knowledges and research methods of Administrative Law. Which article do we read will be decided by consultation between students and teacher. The articles have to be what students are interested in or what are related to students' resarch themes.

At the end of the course, students are expected to explain basic matters and to choose a framework for handling administrative disputes.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following;

In class contribution: 100%.

LAW500A1

## 行政法演習Ⅱ

西田 幸介

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、受講者の問題関心にも留意しながら、行政法の判例を研究すること（判例研究）を課題とする。基本的に受講者の分担報告により授業を進める。素材の選択は相談のうえ行うが、取り扱うテーマ・内容は、下の授業計画に示すとおりとする。

行政法には一般法典がないため、法秩序として行政法を把握しようとするとき、拘束力ある先例という意味での判例（＝最高裁判例）が果たす役割は非常に大きい。判例が行政法体系に及ぼす影響を及ぼすのかという視点を含めて、検討していきたい。

この授業の受講者は、判例研究を通して、行政法に対する理解を深めると同時に、行政法の研究手法を身につけることが期待される。

### 【到達目標】

- ①行政法の法理をより深く理解する。
- ②行政法に関する判例を読み、問題点などを分析できるようになる。
- ③行政法の判例が行政法体系に及ぼす影響について理解する。
- ④行政法の研究手法を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

学習支援システムを利用しつつ、ビデオ会議システムによる演習形式とする。新型コロナウイルスの感染状況に鑑みて、対面授業が可能となれば、受講者と相談の上で、対面授業を、適宜、実施する。ただし、対面授業を実施する場合には、受講者が自宅等でオンラインでも授業に参加できるように配慮する。

少人数の演習形式で授業を実施するため、授業内の発表に対するフィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 01 回	ガイダンス	行政法学における判例の意義 行政法の研究手法
第 02 回	行政法の基本原則（1）	法律による行政の原理
第 03 回	行政法の基本原則（2）	比例原則
第 04 回	行政組織法（1）	行政主体
第 05 回	行政組織法（2）	行政機関
第 06 回	行政作用法（1）	行政立法
第 07 回	行政作用法（2）	行政行為
第 08 回	行政作用法（3）	行政契約
第 09 回	行政救済法（1）	処分性
第 10 回	行政救済法（2）	取消訴訟の原告適格
第 11 回	行政救済法（3）	差止訴訟
第 12 回	行政救済法（4）	確認訴訟
第 13 回	行政救済法（5）	公権力行使責任
第 14 回	行政救済法（6）	営造物管理責任

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の報告者がその準備を行うほか、当然のことであるが、報告者以外の者も、授業で取り扱う文献を、それぞれ準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じ、行政法の基本的な教科書を精読してくる。

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

### 【テキスト（教科書）】

使用しない。

### 【参考書】

宇賀克也『行政法概説』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）

塩野宏『行政法』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）

芝池義一『行政法総論講義』、『行政救済法』（有斐閣）

原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）

藤田宙靖『行政法総論』（上・下）（青林書院）

いずれも単著による行政法の教科書である。このほかは、必要に応じて指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 行政法

<研究テーマ> ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法

<主要研究業績>

①『行政法理論の基層と先端』（共著、稲葉馨先生・亙理格先生古稀記念）、2022年、信山社

②『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019年、日本評論社

③『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019年、法政大学出版社

### 【Outline (in English)】

In this course, we will read some Japanese Supreme Court's decisions about Administrative Law. The purpose is that students lesson to get basic knowledges and research methods of Administrative Law. Which decision do we read will be decided by consultation between students and teacher. The decisions have to be what students are interested in or what are related to students' research themes.

At the end of the course, students are expected to explain basic matters and to choose a framework for handling administrative disputes.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following;

In class contribution: 100%.

LAW600A1

## 憲法論文指導Ⅲ

建石 真公子

備考（履修条件等）：博士後期「憲法特研演習Ⅴ」と合同開講

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

修士論文とは何かを理解し、書き方を学ぶ。法学の論理的な分掌の組み立てについて学ぶ。

## 【到達目標】

憲法学の基礎理論を理解し、決定した修士論文のテーマについて、先行研究や資料収集、調査をもとに、検討視角や考察方法を定める。さらに、全体の構成に沿って執筆を進め、設定した課題に関して、一定の考察結果を引きだし、論文として完成させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

憲法学の基本的な枠組みやパラダイム、議論を理解するために、多くの論文を読んでいく。論文読了後、内容についてまとめてレポートとして提出する。フィードバックとしては、法学の論理的な構造について内容の修正をして返却する。またg適宜、メール等による質問に対応する。状況に応じて、オンライン授業、対面授業の両方の形式で実施する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし/No

## 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	憲法学の基礎理論と修士論文の説明	授業の進め方と次回の課題
第2回	憲法学の基礎理論－立憲主義（1）	課題について報告する。文献検索のし方についても学ぶ。
第3回	憲法学の基礎理論－立憲主義（2）	課題について議論する。電子ジャーナルの検索について学ぶ。
第4回	憲法学の基礎理論－立憲主義（3）	課題に関してレポートを書く
第5回	憲法学の基礎理論－立憲主義（4）	レポートの修正を返却し、修正点について議論する。
第6回	憲法学の基礎理論－国民主権（1）	課題について報告する。
第7回	憲法学の基礎理論－国民主権（2）	課題について議論。
第8回	憲法学の基礎理論－国民主権（2）	課題に関してレポートを書く。
第9回	憲法学の基礎理論－国民主権（3）	修正したレポートに関して議論する。
第10回	憲法学の基礎理論－人権保障	課題について報告する。
第11回	憲法学の基礎理論－人権保障（2）	課題について議論。
第12回	憲法学の基礎理論－国民主権－人権保障（3）	課題に関してレポートを書く。
第13回	憲法学の基礎理論－国民主権－人権保障（4）	修正したレポートに関して議論する。
第14回	憲法学の基礎理論－国民主権－人権保障（5）人権課題についてフィールドワーク	実際に社会において人権がどのような問題なのかを現場で理解する

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

学生は、授業前に、課題の文献を読み、憲法の論点に関する予習を行う。授業後は、授業中に提示された憲法上の論点や、争点となった課題に関して調べ理解する。予習、復習に2時間を要する。

## 【テキスト（教科書）】

適宜、論文や書籍等を配布または紹介する。

## 【参考書】

適宜、テーマに沿った書籍や資料、文献等を配布または紹介する。

## 【成績評価の方法と基準】

ディスカッションへの参加（50%）。レポート提出（50%）。

## 【学生の意見等からの気づき】

論文の書き方の指導について、寄り時間をあてていきます。

## 【学生が準備すべき機器他】

なし。

## 【その他の重要事項】

何が選択した課題の憲法上の論点なのかを、先行業績を踏まえた上で、自分で考えてみる。

## 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>憲法、国際人権法

<研究テーマ>

憲法と人権条約の関係

フランス憲法とヨーロッパ人権条約

人格権と身体にかかわる自己決定

<主要研究業績>

建石真公子「終末期（人生の最終段階）における治療の選択と『尊厳ある人生の終わりを迎える権利』とは—フランスにおける Covid-19 禍のもたらした『死と尊厳』の再検討の動きから—」in 香川知晶、土井健司編『人間の尊厳とは—コロナ危機を経て—』日本学術会議叢書、2023年、p.51-85。建石真公子「新型コロナウイルス感染症と人権—生命権、健康権保護における国際人権法、欧州および日本における課題—」国際人権 33号（2022年）、p.33-38。建石真公子「スポーツという権利、スポーツにおける権利—ジェンダーと人権枠組の視点から—」ジェンダーと法、No.19(2022年)、p.107-122。建石真公子「代理懐胎をめぐる人権と法の課題—人体の不可処分性原則を中心に—」、二宮周平編『生殖補助医療・養子&里親によるLGBTQの家族形成支援—その可能性と支援システムの構築』信山社（2022年）、p.220-221。建石真公子「新型コロナ禍でのトリアージと患者の人権をめぐるフランスと欧州人権機関、土井憲司、田坂さつき、加藤泰史編『コロナ禍とトリアージを問う』青弓社（2022年）、p.45-66。建石真公子（2022）「同性婚と憲法：フランスの同性婚法をめぐる『婚姻の自由』と『平等』」法律時報 94巻6号、p.32-38。建石真公子「生命への介入、その法的課題（1）-（21）（連載継続中）時の法令、2020年4月～2022年2月。建石真公子「日本における研究目的の『ヒト胚のゲノム編集』と『ヒト胚の作成』—人権の観点からどう考えるか—」学術の動向、25/10、2020年、p.40-45。建石真公子「わいせつ概念の再構築—『四畳半襖の下張』事件』判例百選第7版、2019年。建石真公子「個人の尊重とゲノム（遺伝）情報保護—フランスにおける個人情報保護制度を例に—」『憲法の普遍性と歴史性』辻村みよ子先生古稀記念論集、日本評論社、2019年。共編著『ヨーロッパ人権裁判所の判例 II』信山社、2019年。建石真公子「トランスジェンダーの権利論—ジェンダー・アイデンティティをめぐる個人の尊重の射程—」『スポーツ・医・科学研究報告 II』2019年、p.9-22。建石真公子「フランスにおける『私生活の尊重の権利』の憲法規範化』憲法研究 4号、2019年、p.79-92。建石真公子「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権（ミニ・シンポジウム 提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における人権保護の課題）』比較法研究、no.80,2018,p.217-223。建石真公子「同性愛者の権利（LGB・SO）の権利保障の進展における私生活の尊重・人格権・差別禁止』平成29年度 日本体育協会スポーツ医・科学研究報告 I 『スポーツ指導に必要な LGBT の人々への配慮に関する調査研究』、2018年、p.7-19。真公子「ヨーロッパ人権条約第15議定書による『補完性原則の条約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性」、工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・斉藤久編『戸波江二先生古稀記念 憲法学の創造的展開』信山社、2017年12月、101-124頁。総頁801頁。・建石真公子「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権』比較法研究、80号。・建石真公子「フランスの人権保障における合憲性と条約適合性—」辻村みよ子編『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017年3月。

## 【Outline (in English)】

< Course outline >

Understand what a master's thesis is and learn how to write. Learn about the construction of a logical division of law.

< Learning Objectives >

Learn how to read theories and precedents necessary to write a Master's thesis in Constitutional Law. Understand prior work on the topic.

< Learning activities outside of classroom >

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is at least one hour for each class meeting.

< Grading Criteria/Policy > Grading will be decided based on lab reports (40%), and the quality of the students' experimental performance in the lab (60%).

LAW600A1

## 憲法論文指導Ⅳ

建石 真公子

備考（履修条件等）：博士後期「憲法特研演習Ⅵ」と合同開講

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

修士論文の法学的な枠組みを理解し、書き方を学ぶ。  
憲法上の論点について、先行業績を踏まえた上で、理論を深める。  
研究計画に沿って修士論文を書きあげる。

### 【到達目標】

憲法学の原理、パラダイム、現代的課題を理解したうえで、決定した修士論文のテーマについての研究に基づき、論文を完成させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

憲法学の論文を検討し、議論を通じて理解する。  
論文で学んだことをレポートで提出する。  
状況に応じて、オンライン授業、対面授業の双方を適宜実施する。  
提出されたレポートに関しては、評価する点、問題点等を、口頭で、あるいは文章でフィードバックします。質問は、授業開始後にメールアドレスをお知らせするので、いつでも連絡してください。  
参加者の質疑（ディスカッション）を重視します。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	論文指導の内容を理解する。
第2回	人権の保障方法について理解する－立法	人権保障における立法の役割と限界
第3回	人権の保障方法について理解する－政策	人権保障における政策の役割と限界
第4回	人権の保障方法について理解する－裁判	人権保障における裁判の役割を理解する
第5回	人権の保障方法について理解する－裁判（2）	行政訴訟、民事訴訟、刑事訴訟の違いについて理解する
第6回	人権の保障方法について理解する－違憲訴訟	違憲審査による人権保障について学ぶ
第7回	人権の保障方法について理解する－違憲訴訟（2）	行政裁量と違憲審査
第8回	人権の保障方法について理解する－違憲訴訟（3）	立法裁量と違憲審査
第9回	人権の保障方法について理解する－違憲訴訟（4）	違憲審査制の現状と限界
第10回	人権の保障方法について理解する－人権条約	人権条約による人権保障の構造を理解する
第11回	人権の保障方法について理解する－人権条約（2）	人権条約の適用の課題を理解する
第12回	人権の主体－子ども	人権の主体によって保障方法が異なることを理解する－子どもについて
第13回	人権の主体－子ども	人権の主体によって保障方法が異なることを理解する－子どもの貧困
第14回	人権の主体－外国人	人権の主体によって保障方法が異なることを理解する－外国人の人権

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

学生は、授業の準備として、事前に課題の文献等を読み、疑問点などはできるだけ調べておく。  
授業後は、授業で提示された論点や、争点となった課題について、さらに調べ理解しておく。  
本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

各テーマに沿った文献や資料を適宜配付または紹介する。

### 【参考書】

適宜紹介する。

### 【成績評価の方法と基準】

授業への参加（50%）  
レポートの提出（50%）

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【学生が準備すべき機器他】

なし。

### 【その他の重要事項】

課題をよく読んで準備すること。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>憲法、国際人権法  
<研究テーマ>  
憲法と人権条約の関係  
フランス憲法とヨーロッパ人権条約  
人格権と身体にかかわる自己決定  
<主要研究業績>

建石真公子「終末期（人生の最終段階）における治療の選択と『尊厳ある人生の終わりを迎える権利』とは—フランスにおける Covid-19 禍のもたらした『死と尊厳』の再検討の動きから—」in 香川知晶、土井健司編『人間の尊厳とは—コロナ危機を経て—』日本学術会議叢書、2023年、p.51-85. 建石真公子「新型コロナウイルス感染症と人権—生命権、健康権保護における国際人権法、欧州および日本における課題—」国際人権 33号（2022年）、p.33-38. 建石真公子「スポーツという権利、スポーツにおける権利—ジェンダーと人権枠組の視点から—」ジェンダーと法、No.19(2022年)、p.107-122. 建石真公子「代理懐胎をめぐる人権と法の課題—人体の不可処分性原則を中心に—」、二宮周平編『生殖補助医療・養子&里親による LGBTQ の家族形成支援—その可能性と支援システムの構築』信山社（2022年）、p.220-221. 建石真公子「新型コロナ禍でのトリアージと患者の人権をめぐるフランスと欧州人権機関」、土井憲司、田坂さつき、加藤泰史編『コロナ禍とトリアージを問う』青弓社（2022年）、p.45-66. 建石真公子（2022）「同性婚と憲法：フランスの同性婚法をめぐる『婚姻の自由』と『平等』」法律時報 94巻6号、p.32-38. 真公子「生命への介入、その法的課題（1）~（21）（連載継続中）時の法令、2020年4月~2022年2月。建石真公子「日本における研究目的の『ヒト胚のゲノム編集』と『ヒト胚の作成』—人権の観点からどう考えるか』学術の動向、25/10.2020年、p.40-45. 建石真公子「わいせつ概念の再構築—「四畳半襖の下張」事件」判例百選第7版、2019年。建石真公子「個人の尊重とゲノム（遺伝）情報保護—フランスにおける個人情報保護制度を例に」『憲法の普遍性と歴史性』辻村みよ子先生古稀記念論集、日本評論社、2019年。共編者「ヨーロッパ人権裁判所の判例 II」信山社、2019年。建石真公子「トランスジェンダーの権利論—ジェンダー・アイデンティティをめぐる個人の尊重の射程—」『スポーツ・医・科学研究報告 II』2019年、p.9-22. 建石真公子「フランスにおける『私生活の尊重の権利』の憲法規範化」憲法研究 4号、2019年、p.79-92. Hiroko Tateishi, Sources du droit et interprétation des juges: l'émergence d'un dialogue avec le droit comparé et les traités internationaux relatifs aux droits de l'homme à la Cour suprême du Japon, in C.Guerin-Bargues et H.Yamamoto(sous la direction), Aux sources nouvelles du droit, Mare & martin, 2018, p.237-258. 建石真公子「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権（ミニ・シンポジウム 提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における人権保護の課題）」比較法研究、no.80,2018,p.217-223. 建石真公子「同性愛者の権利（LGB・SO）の権利保障の進展における私生活の尊重・人格権・差別禁止」平成 29年度日本体育協会スポーツ医・科学研究報告 I 『スポーツ指導に必要な LGBT の人々への配慮に関する調査研究』、2018年、p.7-19. 建石真公子「ヨーロッパ人権条約第 15 議定書による『補充性原則の条約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性」、工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・斎藤久編『戸波江二先生古稀記念 憲法学の創造的展開』信山社、2017年12月、101-124頁。総頁 801頁。『提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権』比較法研究、80号。フランスの人権保障における合憲性と条約適合性—」辻村みよ子編『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017年3月。

### 【Outline (in English)】

< Course outline >

Understand what a master's thesis is and learn how to write. Deepen the theory of constitutional issues, taking into account previous achievements.

< Learning Objectives >

Learn how to read theories and precedents necessary to write a Master's thesis in Constitutional Law. Understand prior work on the topic. Write a master's thesis according to the research plan. < Learning activities outside of classroom >

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapter(s) from the text. Your required study time is at least one hour for each class meeting.

< Grading Criteria/Policy >

Grading will be decided based on lab reports (40%), and the quality of the students' experimental performance in the lab (60%).

LAW600A1

## 行政法論文指導Ⅱ

西田 幸介

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、修士論文の執筆に向けた指導を行うための科目である。具体的には、修士課程2年次生の春学期において、(1)各自が設定したテーマに即して、修士論文を執筆するために、どのような取組みが必要かを指導しつつ、あわせて、(2)受講者の研究テーマに即した資料（修士論文の「素材」となる）を輪読することによって、受講者が各自のテーマについてより深く検討することができるようになることを目的とする。

この授業の受講者は、修士論文の執筆に向けて必要な指導を受けて、修士論文の執筆準備を行い、少なくとも、春学期末までに修士論文の概略（目次・素材・結論等）を確定することが期待される。

## 【到達目標】

- ①修士論文について各自が設定したテーマに即して必要な取組みの内容を知る。
- ②上記テーマについて、より深く研究を進める。
- ③修士論文の概略を決定する。
- ④研究論文における論じ方を知る。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

対面授業とするが、受講者と相談の上、オンライン授業とすることもある。少人数の演習形式で授業を実施するため、授業内の発表に対するフィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

## 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	修士論文のテーマと進捗状況の確認	修士論文のテーマとこの時点での進捗状況を確認し、春学期に行うべきことを明確にする。
第2回	修士論文のテーマの明確化	修士論文で論じるべき課題を明確にする。
第3回	修士論文の概略の検討	修士論文の概略を報告し、その内容を検討する。
第4回	素材の検討（1）	修士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第5回	素材の検討（2）	修士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第6回	素材の検討（3）	修士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第7回	素材の検討（4）	修士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第8回	素材の検討（5）	修士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第9回	修士論文の概略の再検討	素材の検討で得られた成果をもとに、修士論文の概略が適切なものか再検討する。
第10回	詳細レジュメの作成に向けて	修士論文の執筆に必要な詳細レジュメの作成について知る。
第11回	引用資料の検討（1）	修士論文に引用する資料を確定し、これを自身の論理のなかに位置づけ、評価を加える。
第12回	引用資料の検討（2）	修士論文に引用する資料を確定し、これを自身の論理のなかに位置づけ、評価を加える。
第13回	引用資料の検討（3）	修士論文に引用する資料を確定し、これを自身の論理のなかに位置づけ、評価を加える。
第14回	引用資料の検討（4）	修士論文に引用する資料を確定し、これを自身の論理のなかに位置づけ、評価を加える。

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

この科目は、修士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであるため、受講者が自らした取組みを毎回の授業で報告することが基本となる。このため、授業時間外の学習としては、修士論文の執筆に向けた作業が中心となる。

本授業の準備・復習時間は、各15時間を標準とする。

## 【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

## 【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

## 【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

## 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

## 【学生が準備すべき機器他】

特になし。

## 【その他の重要事項】

この授業は、担当者である西田を指導教員とする、修士課程の大学院生を対象とする科目である。

## 【担当教員の専門分野等】

&lt;専門領域&gt; 行政法

<研究テーマ> ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法

&lt;主要研究業績&gt;

- ①『行政法理論の基層と先端』（共著、稲葉馨先生・亙理格先生古稀記念）、2022年、信山社
- ②『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019年、日本評論社
- ③『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019年、法政大学出版局

## 【Outline (in English)】

The purpose of this course is that students in the 3d semester will have research guidance by research supervisors. A student in course of master's degree has to decide the theme of his/her master's thesis in the 2nd semester, if at all possible. In this course, the student will learn what he/she has to do to write the thesis, and read some academic articles or cases about the theme with the supervisor. Through this process, the student will make an outline of the thesis.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following;

In class contribution: 100%.

LAW600A1

## 行政法論文指導Ⅱ

西田 幸介

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、修士論文の執筆に向けた指導を行うための科目である。具体的には、修士課程 2 年次生の秋学期において、(1) 各自が設定したテーマに即して、修士論文を執筆するために、どのような取組みが必要かを指導しつつ、あわせて、(2) 受講者が修士論文で取り上げる資料（判例・裁判例、文献、その他の資料）を輪読することによって、受講者が各自のテーマについてより深く検討することができるようになることを目的とする。

この授業の受講者は、修士論文の執筆に向けて必要な指導を受けて、遅くとも修士論文の提出期限までに修士論文を執筆し完成させることが期待される。

### 【到達目標】

- ① 修士論文について各自が設定したテーマに即して必要な取組みの内容を知る。
- ② 上記テーマについて、より深く研究を進める。
- ③ 修士論文を執筆する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

対面授業とするが、受講者と相談の上、オンライン授業とすることもある。少人数の演習形式で授業を実施するため、授業内の発表に対するフィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	修士論文の詳細レジュメ第二次案の検討	修士論文の詳細レジュメの第二次案を検討することを通して、進捗状況を確認し、秋学期の課題を明らかにする。
第 2 回	引用資料の検討（1）	詳細レジュメで修士論文に引用することが予定されている資料に対する各自の評価が適切かどうか検討する。
第 3 回	引用資料の検討（2）	詳細レジュメで修士論文に引用することが予定されている資料に対する各自の評価が適切かどうか検討する。
第 4 回	引用資料の検討（3）	詳細レジュメで修士論文に引用することが予定されている資料に対する各自の評価が適切かどうか検討する。
第 5 回	引用資料の検討（4）	詳細レジュメで修士論文に引用することが予定されている資料に対する各自の評価が適切かどうか検討する。
第 6 回	引用資料の検討（5）	詳細レジュメで修士論文に引用することが予定されている資料に対する各自の評価が適切かどうか検討する。
第 7 回	詳細レジュメ第三次案の検討	引用資料の検討で得られた成果をもとに、受講者が詳細レジュメ第三次案を作成し、これを検討する。
第 8 回	詳細レジュメの確定	少なくとも目次と引用資料を決定し、詳細レジュメを確定する。
第 9 回	論文の一部を執筆してみる（1）	詳細レジュメをもとに、論文の一部を執筆し、これを検討する。
第 10 回	論文の一部を執筆してみる（2）	詳細レジュメをもとに、論文の一部を執筆し、これを検討する。必要に応じて、前回執筆分の修正も行う。
第 11 回	論文の一部を執筆してみる（3）	詳細レジュメをもとに、論文の一部を執筆し、これを検討する。必要に応じて、前回、前々回執筆分の修正も行う。
第 12 回	論文についての質疑応答（1）	論文執筆上生じた疑問点を解決する。
第 13 回	論文についての質疑応答（2）	論文執筆上生じた疑問点を解決する。
第 14 回	論文の推敲	概ね書き上がった修士論文の原稿を推敲し、修正点などを検討する。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

この科目は、修士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであるため、受講者が自らの取組みを毎回の授業で報告することが基本となる。このため、授業時間外の学習としては、修士論文の執筆に向けた作業が中心となる。

本授業の準備・復習時間は、各 15 時間を標準とする。

### 【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

### 【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【学生が準備すべき機器他】

特になし。

### 【その他の重要事項】

この授業は、担当者である西田を指導教員とする、修士課程の大学院生を対象とする科目である。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 行政法

<研究テーマ> ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法

<主要研究業績>

- ①『行政法理論の基層と先端』（共著、稲葉馨先生・亙理格先生古稀記念）、2022 年、信山社
- ②『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019 年、日本評論社
- ③『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019 年、法政大学出版社

### 【Outline (in English)】

The purpose of this course is that students in the 4th semester will have research guidance by research supervisors. A student in course of master's degree has to make an outline of his/her master's thesis in the 3rd semester, if at all possible. In this class, the student will learn to know what he/she have to do to write the thesis, and read some academic articles or cases about the theme with the supervisor. While receiving supervisor's guidance in this course, the student will write the thesis. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following;

In class contribution: 100%.

LAW500A1

## 民法演習 I

滝沢 昌彦

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

欧米文献を比較素材として、民法財産法上の制度を検討することを目的とするリサーチチワーク科目である（いわゆる原典講読）。

具体的には、ガイダンスの際に教員から複数の案を提示して受講生と相談して決める。出来ればドイツ語文献を扱いたい、英語文献の提案も準備する。

### 【到達目標】

欧米の法律文献を読んで理解するのに必要な語学力、および、外国法についての基礎的な知識の修得。さらに、それらを素材として日本法を相対化し、あるべき解決を考える能力の涵養が目的である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

文献の輪読が主であるが、それ以外に、適宜、受講生の報告や討論なども行う。下記の授業計画は一つの例であり、具体的には、ガイダンスの際に受講生と相談して決める。なお、受講生の報告や発言については、適宜授業の中でフィードバックをする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス①	文献の選定
第 2 回	ガイダンス②	外国法についての基礎的な知識の復習
第 3 回	文献講読①	文献の輪読
第 4 回	文献講読②	文献の輪読
第 5 回	文献講読③	文献の輪読
第 6 回	文献講読④	文献の輪読
第 7 回	文献講読⑤	文献の輪読
第 8 回	文献講読⑥	文献の輪読
第 9 回	文献講読⑦	文献の輪読
第 10 回	文献講読⑧	文献の輪読
第 11 回	報告①	日本法についての報告
第 12 回	報告②	日本法についての報告
第 13 回	報告③	日本法についての報告
第 14 回	討論	日本法との比較

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前に文献を読み、必要に応じて関連文献を参照する。準備・復習には各2時間を想定している。

### 【テキスト（教科書）】

ガイダンスの際に受講生と相談して決める。

### 【参考書】

適宜指摘する。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点による。講読・報告が80パーセント、討論への参加を20パーセントとして評価する。

### 【学生の意見等からの気づき】

随時基礎的な知識の復習をする。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>民法（財産法）

<研究テーマ>法律行為論

<主要研究業績>『契約成立プロセスの研究』（有斐閣、2003年）

### 【Outline (in English)】

#### 【Course outline】

This course belongs in the research Work Category. We will compare Western legal systems and Japanese Civil Law. Details will be announced in the first class.

#### 【Learning Objectives】

Students are expected to acquire skills of legal research, critical thinking, analytical writing and presentation.

#### 【Learning activities outside of classroom】

Students must read the materials, and make some research before the class. Your study time will be about at least four hours for each class.

#### 【Grading Criteria/Politics】

Reading and Reports 80 %

Contribution in the Discussion 20 %

LAW500A1

## 民法演習Ⅱ

滝沢 昌彦

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

欧米文献を比較素材として、民法財産法上の制度を検討することを目的とするリサーチチーク科目である（いわゆる原典講読）。

具体的には、ガイダンスの際に教員から複数の案を提示して受講生と相談して決める。出来ればドイツ語文献を扱いたい、英語文献の提案も準備する。

### 【到達目標】

欧米の法律文献を読んで理解するのに必要な語学力、および、外国法についての基礎的な知識の修得。さらに、それらを素材として日本法を相対化し、あるべき解決を考える能力の涵養が目的である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

文献の輪読が主であるが、それ以外に、適宜、受講生の報告や討論なども行う。下記の授業計画は一つの例であり、具体的には、ガイダンスの際に受講生と相談して決める。なお、受講生の報告や発言については、適宜授業の中でコメントする等のフィードバックをする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス①	文献の選定
第2回	ガイダンス②	外国法についての基礎的な知識の復習
第3回	文献講読①	文献の輪読
第4回	文献講読②	文献の輪読
第5回	文献講読③	文献の輪読
第6回	文献講読④	文献の輪読
第7回	文献講読⑤	文献の輪読
第8回	文献講読⑥	文献の輪読
第9回	文献講読⑦	文献の輪読
第10回	文献講読⑧	文献の輪読
第11回	報告①	日本法についての報告
第12回	報告②	日本法についての報告
第13回	報告③	日本法についての報告
第14回	討論	日本法との比較

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前に文献を読み、必要に応じて関連文献を参照する。準備・復習には各2時間を想定している。

### 【テキスト（教科書）】

ガイダンスの際に受講生と相談して決める。

### 【参考書】

適宜指摘する。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点による。講読・報告が80パーセント、討論への参加を20パーセントとして評価する。

### 【学生の意見等からの気づき】

随時基礎的知識の復習をする。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>民法（財産法）

<研究テーマ>法律行為論

<主要研究業績>『契約成立プロセスの研究』（有斐閣、2003年）

### 【Outline (in English)】

#### 【Course outline】

This course belongs in the research Work Category. We will compare Western legal systems and Japanese Civil Law. Details will be announced in the first class.

#### 【Learning Objectives】

Students are expected to acquire skills of legal research, critical thinking, analytical writing and presentation.

#### 【Learning activities outside of classroom】

Students must read the materials, and make some research before the class. Your study time will be about at least four hours for each class.

#### 【Grading Criteria/Politics】

Reading and Reports 80 %

Contribution in the Discussion 20 %

LAW500A1

**商法演習Ⅱ**

伊藤 雄司

その他属性：

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

会社法の最新判例を検討する。これにより会社法が関わる紛争の現実についての認識を深め、これまで十分検討されてこなかった問題を発見し、解決する能力を身につけることが目的である。

**【到達目標】**

判決原文を読解し、判決のどの部分が重要であるのか、またそれが学問上どのように位置づけられるのかといったことについて自分の言葉で表現することができる。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

各回の担当者による報告の後、参加者全員による議論を行う。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**  
あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】** 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	設立	設立に関する最新の裁判例を扱う。
第2回	会社法総則	会社法総則に関する最新の裁判例を扱う。
第3回	株式(1)	株式制度に関する最新の裁判例を扱う。
第4回	株式(2)	自己株式の取得に関する最新の裁判例を扱う。
第5回	株式(3)	株式の流通に関する最新の裁判例を扱う。
第6回	株主総会(1)	株主総会の運営に関する最新の裁判例を扱う。
第7回	株主総会決議(2)	株主総会の運営に関する最新の裁判例を扱う。
第8回	取締役(1)	取締役の責任に関する最新の裁判例を扱う。
第9回	取締役(2)	取締役の責任に関する最新の裁判例を扱う。
第10回	取締役会	取締役会に関する最新の裁判例を扱う。
第11回	組織再編(1)	組織再編に関する最新の裁判例を扱う。
第12回	組織再編(2)	組織再編に関する最新の裁判例を扱う。
第13回	持分会社	持分会社に関する最新の裁判例を扱う。
第14回	社債	社債に関する最新の裁判例を扱う。

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

事前に裁判例及び関連文献を読み、十分に検討しておくこと。本演習の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

**【テキスト（教科書）】**

教科書を使用しない。

**【参考書】**

授業時に指定する。

**【成績評価の方法と基準】**

ゼミでの発表内容に基づく評価 40%

授業への貢献度 30%

レポート 30%

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし

**【Outline (in English)】**

This course will examine the latest precedents in corporate law. The goal is to deepen students' awareness of the realities of disputes involving corporate law and to develop their ability to identify and resolve issues that have not been adequately examined in the past. Students are required to study for 4 hours in addition to the class. Grades will be evaluated as follows: 40% for the presentation in class, 30% for contribution to the class, and 30% for the report.

LAW500A1

商法演習Ⅲ

荒谷 裕子

備考（履修条件等）：隔週開講

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本演習は、会社法・金融商品取引法上のコーポレート・ガバナンスに関する論文・判例を取りあげ、わが国のコーポレート・ガバナンスの在り方について検討するコースワーク科目である。

【到達目標】

本演習の履修により、株式会社法の主要な制度の内容およびこれに関連する判例の立場を深く理解することができ、修士論文の作成に役立つことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

本講義は、受講者が与えられたテーマに関する文献・判例について報告をした後、参加者全員で議論をする形式で進める。

授業外の質問に対しては、次回の授業において回答する形でフィードバックする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】あり / Yes

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	授業で取り扱うテーマと授業の進め方について説明
第 2 回	コーポレート・ガバナンスの意義	テーマに関する文献の報告に基づく討論
第 3 回	会社法と金融商品取引法のガバナンス・システムの関係と課題	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第 4 回	令和元年会社法改正後のコーポレート・ガバナンス	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第 5 回	東京証券取引所の見学	東京証券取引所の見学を通じて、マーケット・システムについて学ぶ
第 6 回	東京証券取引所の見学	東京証券取引所の見学を通じて、マーケット・システムについて学ぶ
第 7 回	社外取締役・独立役員の意味と課題	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第 8 回	監査役・会計監査人の意義と責任	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第 9 回	親子会社をめぐる役員等の責任	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第 10 回	親子会社をめぐる役員等の責任と代表訴訟	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第 11 回	投資家と企業の対話を通じたガバナンスの在り方について—スチュワードシップ・コードを中心にして—(1)	テーマに関する文献の報告に基づく討論
第 12 回	投資家と企業の対話を通じたガバナンスの在り方について—スチュワードシップ・コードを中心にして—(2)	テーマに関する文献の報告に基づく討論

第 13 回 政策保有株式の縮減と開示規制(1) テーマに関する文献の報告に基づく討論

第 14 回 政策保有株式の縮減と開示規制(2) テーマに関する文献の報告に基づく討論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本演習の準備学習・復習時間は各 4 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

最初の講義時にテーマに沿った資料を配布する。

【参考書】

・神作裕之・藤田友敬・加藤貴仁編「会社法判例百選〔第 4 版〕」（有斐閣）

・「令和 2 年度重要判例解説」（有斐閣）

・「令和 3 年度重要判例解説」（有斐閣）

・田中亘「会社法（第 3 版）」（東京大学出版会）

その他、必要に応じて、授業時に随時指示する。

【成績評価の方法と基準】

演習での発表内容に基づく評価 70 %

授業への貢献度 30 %

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【担当教員の専門分野】

会社法（Corporation Law）

金融商品取引法（Financial instruments and Exchange Act）

【Outline (in English)】

【Course outline】

Case Study on Corporation Law.

【Learning Objectives】

Critical thinking, analytical writing, presentation skills will be enhanced upon completion of this course.

【Learning activities outside of classroom】

Students are required to read assigned materials and prepare for other assignments. Your required study time is at least 4 hours for each class meeting.

【Grading Criteria /Policy】

Report(70%) and in-class discussion (30%)

LAW500A1

## 商法演習Ⅳ

荒谷 裕子

備考（履修条件等）：隔週開講

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

フランスにおけるコーポレート・ガバナンス・システムについて、必読文献に依拠しながら日本法との比較法的な分析・検討を行うリサーチワーク科目である。

### 【到達目標】

1. 比較対象国（フランス）におけるコーポレート・ガバナンス・システムを理解すること。
2. 比較法的な知見をもとにわが国における関連する法制度上の問題について検討すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

- ・外国法に関する文献研究と日本のガバナンスシステムの比較法研究を行う。
- ・授業外の質問に対しては、次回の授業において回答する形でフィードバックする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】あり / Yes

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	授業の進め方、資料等について解説する。
第 2 回	フランス文献の検索の方法	フランス文献の検索の方法
第 3 回	文献講読（1）	dirigeants des sociétés commerciales（1）
第 4 回	文献講読（2）	dirigeants des sociétés commerciales（2）
第 5 回	文献講読（3）	dirigeants des sociétés commerciales（3）
第 6 回	文献講読（4）	dirigeants des sociétés commerciales（4）
第 7 回	日本銀行の見学	日本銀行の見学とファイナンス・システムについてレクチャーを受ける
第 8 回	文献講読（5）	dirigeants des sociétés commerciales（5）
第 9 回	文献講読（6）	l'assemblée générale des sociétés commerciales（1）
第 10 回	文献講読（7）	l'assemblée générale des sociétés commerciales（2）
第 11 回	文献講読（8）	l'assemblée générale des sociétés commerciales（3）
第 12 回	文献講読（9）	l'assemblée générale des sociétés commerciales（4）
第 13 回	文献講読（10）	l'assemblée générale des sociétés commerciales（5）
第 14 回	文献講読（11）	l'assemblée générale des sociétés commerciales（6）

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 5 時間が必要です。

【テキスト（教科書）】

Droit commercial ; sociétés commerciales (édition 2021-2022) Anne Fauchon Philippe Merle (Daloz)

【参考書】

初回の講義のときに紹介する。

【成績評価の方法と基準】

担当した箇所のリーディングの報告（60%）、当該テーマに関する議論（40%）。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

会社法（Corporation Law）

金融商品取引法（Financial instruments and Exchange Act）

【Outline (in English)】

【Course outline】

The objective of this course is to understand the French corporate governance system.

【Learning Objectives】

・ Understand the corporate governance system in the country of comparison (France).

・ Understand the differences between Japanese and French corporate governance systems.

【Learning activities outside of classroom】

Students are required to read assigned materials and prepare for other assignments. Your required study time is at least 5 hours for each class meeting.

【Grading Criteria/Policy】

Class participation (40%), presentation and/or response papers to the assigned reading (60%).

LAW500A1

## 商法演習 V

潘 阿憲

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本演習は、会社法の分野における近時の重要な判例を取りあげ、株式会社の機関等に関する重要な論点を掘り下げて検討するものであり、修士課程のコースワーク科目である。

### 【到達目標】

本演習の履修により、株式会社法の主要な制度の内容およびこれに関連する判例の立場を深く理解することができ、修士論文の作成に役立つことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

授業は、受講生による発表を受けて、ディスカッション形式で行う。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	会社の能力と目的の範囲	・最判昭和 27・2・15 民集 6 巻 2 号 77 頁
第 2 回	発起人の開業準備行為	・浦和地判昭和 60・3・22 判タ 559 頁
第 3 回	他人名義による株式の引受け	・東京地判平成 27・2・18 判時 2267 号 114 頁
第 4 回	共有株式の権利行使者の指定方法	・最判平成 9・1・28 判時 1599 号 139 頁
第 5 回	失念株と不当利得	・最判平成 19・3・8 民集 61 巻 2 号 479 頁
第 6 回	株主総会決議の瑕疵等その 1	・最判昭和 45・8・20 判時 607 号 79 頁 ・神戸地裁尼崎支判平成 12・3・28 判タ 1028 号 288 頁
第 7 回	株主総会決議の瑕疵等その 2	・最判昭和 42・9・28 民集 21 巻 7 号 1970 頁 ・最判平成 9・9・9 判タ 955 号 145 頁
第 8 回	取締役解任の正当事由	・広島地判平成 6・11・29 判タ 884 号 230 頁
第 9 回	取締役会決議の瑕疵	・最判昭和 44・3・28 民集 23 巻 3 号 645 頁 ・福岡高那覇支判平成 10・2・24 金商 1039 号 3 頁
第 10 回	代表取締役と取引の安全	・最判平成 6・1・20 民集 48 巻 1 号 1 頁 ・最判昭和 44・12・2 民集 23 巻 12 号 2396 頁
第 11 回	競業取引規制	・東京地判昭和 56・3・26 判時 1015 号 27 頁 ・東京高判平成 16・6・24 判時 1875 号 139 頁
第 12 回	利益相反取引規制	・最大判昭和 43・12・25 民集 22 巻 13 号 3511 頁 ・仙台高決平成 9・7・25 判タ 964 号 256 頁
第 13 回	取締役の報酬	・最判平成 15・2・21 金判 1180 号 29 頁 ・最判平成 4・12・18 民集 46 巻 9 号 3006 頁
第 14 回	取締役の会社に対する責任	・東京地判平成 16・9・28 判時 1886 号 111 頁 ・最判平成 12・7・7 民集 54 巻 6 号 1767 頁

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本演習の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

神作裕之ほか編『会社法判例百選〔第 4 版〕』

### 【参考書】

授業時に指定する

### 【成績評価の方法と基準】

ゼミでの発表内容に基づく評価 60 %

授業への貢献度 40 %

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし

### 【Outline (in English)】

This lecture is the special case studies on Corporation Law. The goals of this course are to understand the key issues of corporate law. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on Short reports(60%) and in class contribution(40%).

LAW500A1

## 商法演習Ⅵ

潘 阿憲

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本演習は、商法演習Ⅴとともに、会社法の分野における近時の重要な判例を取りあげ、株式会社の機関等に関する重要な論点を掘り下げて検討するものであり、修士課程のコースワーク科目である。

## 【到達目標】

本演習の履修により、株式会社法の主要な制度の内容およびこれに関連する判例の立場を深く理解することができ、修士論文の作成に役立つことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

まず、演習の参加者が判例について発表を行い、その後、担当教員と受講者との間の質問と回答を通じた対話的な形式で進めることにする。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

## 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	株主代表訴訟の対象となる取締役の責任	・最判昭和21・3・10民集63巻3号361頁
第2回	株主代表訴訟と担保提供	・東京高決平成7・2・20判タ895号252頁
第3回	取締役の第三者に対する責任	・福岡高宮崎支判平成11・5・14判タ1026号254頁
第4回	登記簿上の取締役の第三者に対する責任	・京都地判平成4・2・5判時1436号115頁
第5回	計算書類の虚偽記載と第三者責任	・東京地判平成19・11・28判タ1283号303頁
第6回	重要財産の譲渡と特別決議	・東京地判平成23・2・28LLI判例秘書登載
第7回	株式買取請求における公正な価格(1)	・最決平成24・2・29民集66巻3号1784頁
第8回	株式買取請求における公正な価格(2)	・最決平成23・4・19民集65巻3号1311頁
第9回	キャッシュアウトにおける株式の取得価格(1)	・最決平成28・7・1金判1497号8頁
第10回	キャッシュアウトにおける株式の取得価格(1)	・最決平成20・9・12金判1301号28頁
第11回	合併比率の不公正と合併無効事由	・東京高判平成2・1・31資料版商事法務77号193頁
第12回	会社分割と詐害行為取消	・最判平成24・10・12民集66巻10号3311頁
第13回	会社解散判決	・東京地判平成元・7・18判時1349号148頁
第14回	著しく不公正な方法による第三者割当増資	・東京高決平成16・8・4金判1201号4頁 ・東京高決平成26・5・29LLI判例秘書登載

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本演習の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

## 【テキスト（教科書）】

神作裕之ほか編『会社法判例百選〔第4版〕』

## 【参考書】

授業時に指定する

## 【成績評価の方法と基準】

ゼミでの発表内容に基づく評価 60%

授業への貢献度 40%

## 【学生の意見等からの気づき】

特になし

## 【Outline (in English)】

This lecture is the special case studies on Corporation Law. The goals of this course are to understand the key issues of corporate law. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on Short reports(60%) and in class contribution(40%).

LAW600A1

## 民法論文指導Ⅲ

大澤 彩

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワーク科目である本科目は、修士論文の執筆のための文献調査を行い、設定したテーマをめぐる日本法および比較対象たる外国法を分析して、随時中間報告を行いながら執筆を行う。

### 【到達目標】

- ①各テーマに関する論文を書く際に必要となる文献・判例を調査し、日本法（および外国法）の状況を分析する。
- ②随時、執筆状況と内容を報告し、議論を行う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

修士論文執筆のために日本法の文献・判例、および比較法の文献を調査し、分析を行う。その上で、執筆を進め、随時中間報告を行う。受講生による報告に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行う。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

### 【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	この講義についての説明・スケジュール作成
第2回	論文テーマに関する文献調査①	報告・議論
第3回	論文テーマに関する文献調査②	報告・議論
第4回	論文テーマに関する文献調査③	報告・議論
第5回	中間報告①	報告・質疑
第6回	論文テーマに関する文献調査④	報告・議論
第7回	論文テーマに関する文献調査⑤	報告・議論
第8回	論文テーマに関する文献調査⑥	報告・議論
第9回	中間報告②	報告・質疑
第10回	中間報告を受けて論文執筆内容等の再検討①	報告・議論
第11回	中間報告を受けて論文執筆内容等の再検討②	報告・議論
第12回	再検討を経て執筆のまとめ	報告・議論
第13回	中間報告③	報告・質疑
第14回	予備	予備

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

修士論文完成に向けた文献調査を進めながら執筆を行う。授業時間以外は執筆にあてることが求められる。本授業の準備・復習時間は各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

初回に指示する。

### 【参考書】

論文の書き方について述べた書籍は多く存在するが、主なものとして、田高寛貴＝原田昌和＝秋山靖浩『リーガル・リサーチ&レポート（第2版）』（有斐閣、2019年）  
大村敦志＝道垣内弘人＝森田宏樹＝山本敬三『民法研究ハンドブック』（有斐閣、2000年）  
井田良＝佐渡島紗織＝山野日章夫『法を学ぶ人のための文章作法（第2版）』（有斐閣、2019年）  
伊丹敬之『創造的論文の書き方』（有斐閣、2001年）  
広中俊雄＝五十嵐清『法律論文の考え方・書き方』（有斐閣、1983年）

### 【成績評価の方法と基準】

平常点による（100%）。

### 【学生の意見等からの気づき】

該当無し

### 【担当教員の専門分野等】

<授業担当者の専門>民法、消費者法、フランス契約法・消費法  
<研究テーマ>契約法における「濫用」法理の現代化  
消費者法の実効性についての考察

### <主要研究業績>

拙著『不当条項規制の構造と展開』（有斐閣、2010年）  
拙著『消費者法』（商事法務、2023年）

### 【Outline (in English)】

In this lecture, we prepare for the master thesis : we search for literatures, we report our master's thesis, and we write our master's thesis.

Upon completion of the course (Ⅲ&Ⅳ), students are expected to learn research methods and necessary skills to write a thesis, and complete the master's thesis.

Before each class meeting, students will be expected to do the research and writing for a thesis(which needs 2 hours).

Grading will be decided based on the quality of the students'experimental performance in the meeting (100%).

LAW600A1

## 民法論文指導Ⅳ

大澤 彩

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワーク科目である本科目は、修士論文の執筆のための文献調査を行い、設定したテーマをめぐる日本法および比較対象たる外国法を分析して、中間報告・修正を繰り返しながら、論文を完成させる。

## 【到達目標】

- ①各テーマに関する論文を書く際に必要となる文献・判例を調査し、日本法（および外国法）の状況を分析する。  
②随時、執筆状況と内容を報告し、論文内容を修正しながら修士論文を完成させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

修士論文執筆のために日本法の文献・判例、および比較法の文献を調査し、分析を行う。その上で、執筆を進め、随時中間報告を行い、修正しながら論文を完成させる。  
受講生による報告に対し、適宜、コメントを行う。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

## 【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	この講義についての説明・スケジュール作成
第 2 回	論文テーマに関する文献調査①	報告・議論
第 3 回	論文テーマに関する文献調査②	報告・議論
第 4 回	論文執筆	執筆
第 5 回	中間報告①	報告・質疑
第 6 回	論文テーマに関する文献調査③	報告・議論
第 7 回	論文テーマに関する文献調査④	報告・議論
第 8 回	論文執筆	執筆
第 9 回	中間報告②	報告・質疑
第 10 回	中間報告を受けて論文執筆内容等の再検討	報告・議論
第 11 回	第 1 稿完成・報告	報告・議論
第 12 回	執筆	報告・議論
第 13 回	執筆	報告・質疑
第 14 回	修士論文完成	報告

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

修士論文完成に向けた文献調査を進めながら執筆を行う。  
授業時間以外は執筆にあてることが求められる。  
本授業の準備・復習時間は各 2 時間を標準とする。

## 【テキスト（教科書）】

初回に指示する。

## 【参考書】

論文の書き方について述べた書籍は多く存在するが、主なものとして、  
田高寛貴＝原田昌和＝秋山靖浩『リーガル・リサーチ&レポート（第 2 版）』（有斐閣、2019 年）  
大村敦志＝道垣内弘人＝森田宏樹＝山本敬三『民法研究ハンドブック』（有斐閣、2000 年）  
井田良＝佐渡島紗織＝山野日章夫『法を学ぶ人のための文章作法（第 2 版）』（有斐閣、2019 年）  
伊丹敬之『創造的論文の書き方』（有斐閣、2001 年）  
広中俊雄＝五十嵐清『法律論文の考え方・書き方』（有斐閣、1983 年）

## 【成績評価の方法と基準】

平常点による（100 %）。

## 【学生の意見等からの気づき】

該当無し

## 【担当教員の専門分野等】

<授業担当者の専門>民法、消費者法、フランス契約法・消費法  
<研究テーマ>契約法における「濫用」法理の現代化  
消費者法の実効性についての考察  
<主要研究業績>  
拙著『不当条項規制の構造と展開』（有斐閣、2010 年）  
拙著『消費者法』（商事法務、2023 年）

## 【Outline (in English)】

In this lecture, we prepare for the master thesis : we search for literatures, we report our master's thesis, and we write our master's thesis.

Upon completion of the course (Ⅲ&Ⅳ), students are expected to learn research methods and necessary skills to write a thesis, and complete the master's thesis.

Before each class meeting, students will be expected to do the research and writing for a thesis(which needs 2 hours).

Grading will be decided based on the quality of the students' experimental performance in the meeting (100%).

LAW600A1

## 民法論文指導Ⅲ

川村 洋子

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

民法を専攻し、修士論文を執筆するために必要な技法や研究の進め方を学び、修士論文の完成への道筋をつける。

### 【到達目標】

- ①民法を対象とする修士論文を執筆するための基礎的な研究能力を培うこと
- ②論文のテーマに関する先行研究や法律情報を収集・読解し、的確に要約することができること
- ③必要に応じて、欧米の原語文献を正確に読解することができること
- ④論文を「書く」力を養うこと
- ⑤法律論文の形式・作法を修得すること

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

授業は、受講生による報告と議論を中心に進める演習形式で行う。並行して、修士論文の執筆の進捗状況を確認する。詳細は、開講時に受講生と相談して決定する。

本授業は原則としてリアルタイムオンライン方式で行う。

受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

### 【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	修士論文構想の確認	論文の構想についての報告と再検討
第2回	文献収集	文献・資料の収集状況についての報告と主要文献等の絞り込み
第3回	収集文献①についての報告(1)	報告と議論(1)
第4回	収集文献①についての報告(2)	報告と議論(2)、論文における当該文献の意義・位置づけ等の確認
第5回	収集文献①についての報告(3)とまとめ	報告と議論(3)、関連文献等（比較法含む）の検討
第6回	収集文献②についての報告(1)	報告と議論(1)
第7回	収集文献②についての報告(2)	報告と議論(2)、論文における当該文献の意義・位置づけ等の確認
第8回	収集文献②についての報告(3)とまとめ	報告と議論(3)、関連文献等（比較法含む）の検討
第9回	収集文献③についての報告(1)	報告と議論(1)
第10回	収集文献③についての報告(2)	報告と議論(2)、論文における当該文献の意義・位置づけ等の確認
第11回	収集文献③についての報告(3)とまとめ	報告と議論(3)、関連文献等（比較法含む）の検討
第12回	論文構想の再確認(1)	論文構想の妥当性の最終確認、必要文献の再検討
第13回	論文構想の再確認(2)	論文構成の素案作成
第14回	まとめ	春学期のまとめ、夏季休業期間中の論文執筆計画の確認

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業使用教材の予習（文献の翻訳、法律用語・関連判例の調査など）。報告に必要な文献・資料の収集等の報告の準備、報告用レジュメの作成。本授業の準備・復習時間は、各2時間以上を標準とする。

### 【テキスト（教科書）】

受講生の必要に応じて開講後に指示。

### 【参考書】

基本文献として、平井宜雄『損害賠償法の理論』、その他、必要に応じて指示。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【その他の重要事項】

民法論文指導Ⅳと併せて完結する授業になるので、受講生はⅢ・Ⅳ共に履修することが望ましい。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

<主要研究業績>

- ①共編著『一般社団（財団）法人法逐条解説（上）』（2020年）
- ②「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって—担保債務か、債務不履行責任か—」法学新報 122 巻 1・2 号（2015年）
- ③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111 巻 1 号（2013年）
- ④「比較法制度史と日本民法典の売上の担保責任制度（13）」法学志林 107 巻 3 号（2010年）
- ⑤「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』（2007年）所収

### 【Outline (in English)】

#### 【Course outline】

In this course, students will receive guidance about the preparation of their master's theses related to Japanese Civil Law. This course is a part of two-year study program (beginning from I to IV).

#### 【Learning Objectives】

Upon completion of the course, students are expected to learn research methods and necessary skills to design and do an empirical study, and complete the master's thesis.

#### 【Learning activities outside of classroom】

Students are required to read assigned materials and prepare for other assignments. Your required study time is at least 4 hours for each class meeting.

#### 【Grading Criteria/Policy】

Class participation (including presentation or response papers to the assigned reading) (100%).

LAW600A1

## 民法論文指導Ⅳ

川村 洋子

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

民法を専攻し、修士論文を執筆するために必要な技法や研究の進め方を学び、修士論文を完成させる。

## 【到達目標】

- ①民法を対象とする修士論文を執筆するための基礎的な研究能力を培うこと
- ②論文のテーマに関する先行研究や法律情報を収集・読解し、的確に要約することができること
- ③必要に応じて、欧米の原語文献を正確に読解することができること
- ④論文を「書く」力を養うこと
- ⑤法律論文の形式・作法を修得すること

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

授業は、受講生による報告と議論を中心に進める演習形式で行う。並行して、修士論文の執筆状況を確認する。詳細は、開講時に受講生と相談して決定する。

本授業は原則としてリアルタイムオンライン方式で行う。

受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

## 【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	夏季休業期間中の成果の確認	論文の進捗状況の報告と議論
第2回	論文構成案の報告(1)	論文構成案の報告と議論、修正点の抽出
第3回	論文構成案の報告(2)	修正状況の確認と議論
第4回	論文構成案の報告(3)	序論の素案の報告と議論
第5回	本論パート①の報告(1)	本論パート①の報告と議論、修正点の抽出
第6回	本論パート①の報告(2)	修正状況の確認と議論
第7回	本論パート②の報告(1)	本論パート②の報告と議論、修正点の抽出
第8回	本論パート②の報告(2)	修正状況の確認と議論
第9回	本論パート③の報告(1)	本論パート③の報告と議論、修正点の抽出
第10回	本論パート③の報告(2)	修正状況の確認と議論
第11回	論文執筆状況の報告(1)	状況報告と執筆上の注意・助言
第12回	論文執筆状況の報告(2)	状況報告と論文形式・作法の確認
第13回	最終報告	論文完成に向けた詰めの作業の確認
第14回	全体のまとめ	論文提出に関する確認・助言

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業使用教材の予習（文献の翻訳、法律用語・関連判例の調査など）

報告に必要な文献・資料の収集等の報告の準備、報告用レジュメの作成

本授業の準備・復習時間は、各2時間以上を標準とする。

## 【テキスト（教科書）】

受講生の必要に応じて開講後に指示。

## 【参考書】

基本文献として、平井宜雄『損害賠償法の理論』、その他、必要に応じて指示。

## 【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

## 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

## 【その他の重要事項】

民法論文指導Ⅲと併せて完結する授業になるので、受講生はⅢ・Ⅳ共に履修することが望ましい。

## 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

<主要研究業績>

- ①共編著『一般社団（財団）法人法逐条解説（上）』（2020年）
- ②「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって―担保債務か、債務不履行責任か―」法学新報 122 巻 1・2 号（2015年）
- ③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111 巻 1 号（2013年）

④「比較法制度史と日本民法典の売上の担保責任制度（13）」法学志林 107 巻 3 号（2010年）

⑤「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』（2007年）所収

## 【Outline (in English)】

## 【Course outline】

In this course, students will receive guidance about the preparation of their master's theses related to Japanese Civil Law. This course is a part of two-year study program (beginning from I to IV).

## 【Learning Objectives】

Upon completion of the course, students are expected to learn research methods and necessary skills to design and do an empirical study, and complete the master's thesis.

## 【Learning activities outside of classroom】

Students are required to read assigned materials and prepare for other assignments. Your required study time is at least 4 hours for each class meeting.

## 【Grading Criteria/Policy】

Class participation (including presentation or response papers to the assigned reading) (100%).

LAW600A1

## 商法論文指導 I

潘 阿憲

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は、商法論文指導科目として、会社法及び金融商品取引法における現代的なテーマを取り上げ、比較法的な考察を行うものである。

### 【到達目標】

本講義の到達目標は、会社法および金融商品取引法の基本的な構造を理解したうえで、制度相互間の歴史的または横断的なつながりが理解できるようにして、商法論文の作成に役立つことである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

授業は、受講生による発表の後に、教員とのディスカッション形式で行う。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	内容の説明と文献リサーチの方法	・比較会社法研究のテーマや課題 ・文献リサーチの方法
第 2 回	比較会社法	・英米独の会社法や金融商品取引法に関する基本的な知識の確認
第 3 回	事業形態	・事業組織の形態とそれぞれの特徴
第 4 回	資本市場と会社法	・資本市場とアメリカの州会社法
第 5 回	資本市場と会社法	・資本市場と EU 会社法
第 6 回	会社の設立	・会社の設立に関する法規制の比較検討
第 7 回	会社の資本構成	・会社の資本構成に関する規制の比較検討
第 8 回	資本金	・資本金に関する規制の比較検討
第 9 回	自己株式の取得	・自己株式取得の規制の比較検討
第 10 回	種類株式と種類株式間の利害調整その 1	・種類株式の内容 ・種類株主の権利
第 11 回	種類株式と種類株式間の利害調整その 2	・種類株式間の利害調整のルール
第 12 回	取締役会	・取締役会制度の比較検討
第 13 回	取締役の義務	・取締役の義務についての比較検討
第 14 回	経営判断原則	・取締役の義務違反に関する責任についての比較検討

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

配布資料を熟読・吟味し、内容を正確に把握したうえで、議論を整理した読みやすいレジュメを作成すること。本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

初回の授業時に紹介する。

### 【参考書】

初回の授業時に紹介する。

### 【成績評価の方法と基準】

授業での報告（60%）および授業中の発言等（40%）をもとに評価する。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 商法（会社法・保険法）

<研究テーマ> 株式会社の機関に関する研究、保険契約法に関する研究

<主要研究業績>

「論点体系会社法第 3 巻」（共著）第一法規（平成 24 年）「企業法・金融法の新潮流」（共編著）商事法務（平成 25 年）「会社法コンメンタール第 2 巻」（共著）（山下友信編）商事法務（平成 26 年）「論点体系保険法第 1 巻・第 2 巻」（共著）第一法規（平成 26 年）「論点体系会社法〔補巻〕」（共著）第一法規（平成 27 年）「新基本法コンメンタール会社法 2〔第 2 版〕」（共著）日本評論社（平成 28 年）「会社法新判例の分析」（共著）中央経済社（平成 29 年）

### 【Outline (in English)】

This lecture is the comparative Study of the corporation Law and the Financial Instruments and Exchange Act. The goals of this course are to understand the Corporation Law and the Financial Instruments & Exchange Act in Japan, America and Germany. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on Short reports(60%) and in class contribution(40%).

LAW600A1

## 商法論文指導Ⅱ

潘 阿憲

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は、商法論文指導科目である商法論文指導Ⅰに続いて、会社法及び金融商品取引法における現代的なテーマを取り上げ、比較法的な考察を行うものである。

## 【到達目標】

本講義の到達目標は、会社法および金融商品取引法の基本的な構造を理解したうえで、制度相互間の歴史的または横断的なつながりが理解できるようにして、商法論文の作成に役立つことである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

本講義は、関連する裁判例や論文等を読み進める作業を行う。また、比較法的な検討等を通してわが国における議論にどのような示唆が得られるかを検討する。授業は、受講生による発表の後に、教員とのディスカッション形式で行う。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

## 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	資金調達	・資金調達的手段に関する比較法検討
第 2 回	募集株式の発行その 1	・募集株式の発行における法的問題に関する比較法的検討（日米）
第 3 回	募集株式の発行その 2	・募集株式の発行における法的問題に関する比較法的検討（ドイツ）
第 4 回	新株予約権の発行その 1	・新株予約権発行における法的問題に関する比較法的検討（日米）
第 5 回	新株予約権の発行その 2	・新株予約権発行における法的問題に関する比較法的検討（ドイツ）
第 6 回	企業の組織再編その 1	・合併に関する比較法的検討（日米）
第 7 回	企業の組織再編その 2	・合併に関する比較法的検討（ドイツ）
第 8 回	企業の組織再編その 3	・会社分割に関する比較法的検討
第 9 回	企業の組織再編その 4	・株式交換・株式移転に関する検討
第 10 回	株式公開買付制度その 1	・株式公開買付に関する比較法的検討（日米）
第 11 回	株式公開買付制度その 2	・株式公開買付に関する比較法的検討（ドイツ）
第 12 回	内部者取引規制その 1	・内部者取引の法的規制に関する比較法的検討（日本）
第 13 回	内部者取引規制その 2	・内部者取引の法的規制に関する比較法的検討（米国）
第 14 回	内部者取引規制その 3	・内部者取引取引の法的規制に関する比較法的検討（ドイツ）

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

配布資料を熟読・吟味し、内容を正確に把握したうえで、議論を整理した読みやすいレジュメを作成すること。本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とします。

## 【テキスト（教科書）】

初回の授業時に紹介する。

## 【参考書】

初回の授業時に紹介する。

## 【成績評価の方法と基準】

報告レジュメ（60%）および授業中の議論（40%）を元に中評価する。

## 【学生の意見等からの気づき】

特になし

## 【担当教員の専門分野等】

&lt;専門領域&gt;商法（会社法・保険法）

&lt;研究テーマ&gt;株式会社の機関に関する研究、保険契約法に関する研究

&lt;主要研究業績&gt;

「論点体系会社法第 3 巻」（共著）第一法規（平成 24 年）「企業法・金融法の新潮流」（共編著）商事法務（平成 25 年）「会社法コンメンタール第 2 巻」（共著）（山下友信編）商事法務（平成 26 年）「論点体系保険法第 1 巻・第 2 巻」（共著）第一法規（平成 26 年）「論点体系会社法〔補巻〕」（共著）第一法規（平成 27 年）「新基本法コンメンタール会社法 2 〔第 2 版〕」（共著）日本評論社（平成 28 年）「会社法新判例の分析」（共著）中央経済社（平成 29 年）

## 【Outline (in English)】

This lecture is the comparative study of the Company Law and the Financial Instruments & Exchange Act. The goals of this course are to understand the Company Law and the Financial Instruments & Exchange Act in Japan, America and Germany. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on Short reports(60%) and in class contribution(40%).

LAW600A1

## 商法論文指導Ⅲ

潘 阿憲

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は、商法論文指導科目として、会社法及び金融商品取引法における現代的なテーマを取り上げ、比較法的な考察を行うものである。

### 【到達目標】

本講義の到達目標は、会社法および金融商品取引法の基本的な構造を理解したうえで、制度相互間の歴史的または横断的なつながりが理解できるようにして、商法論文の作成に役立つことである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

授業は、受講生による発表の後に、教員とのディスカッション形式で行う。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	内容の説明と文献リサーチの方法	・比較会社法研究のテーマや課題 ・文献リサーチの方法
第 2 回	比較会社法	・英米独の会社法や金融商品取引法に関する基本的な知識の確認
第 3 回	事業形態	・事業組織の形態とそれぞれの特徴
第 4 回	資本市場と会社法	・資本市場とアメリカの州会社法
第 5 回	資本市場と会社法	・資本市場と EU 会社法
第 6 回	会社の設立	・会社の設立に関する法規制の比較検討
第 7 回	会社の資本構成	・会社の資本構成に関する規制の比較検討
第 8 回	資本金	・資本金に関する規制の比較検討
第 9 回	自己株式の取得	・自己株式取得の規制の比較検討
第 10 回	種類株式と種類株式間の利害調整その 1	・種類株式の内容 ・種類株主の権利
第 11 回	種類株式と種類株式間の利害調整その 2	・種類株式間の利害調整のルール
第 12 回	取締役会	・取締役会制度の比較検討
第 13 回	取締役の義務	・取締役の義務についての比較検討
第 14 回	経営判断原則	・取締役の義務違反に関する責任についての比較検討

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

配布資料を熟読・吟味し、内容を正確に把握したうえで、議論を整理した読みやすいレジュメを作成すること。本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

初回の授業時に紹介する。

### 【参考書】

初回の授業時に紹介する。

### 【成績評価の方法と基準】

授業での報告（60 %）および授業中の議論（40 %）をもとに評価する。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 商法（会社法・保険法）

<研究テーマ> 株式会社の機関に関する研究、保険契約法に関する研究

<主要研究業績>

「論点体系会社法第 3 巻」（共著）第一法規（平成 24 年）「企業法・金融法の新潮流」（共編著）商事法務（平成 25 年）「会社法コンメンタール第 2 巻」（共著）（山下友信編）商事法務（平成 26 年）「論点体系保険法第 1 巻・第 2 巻」（共著）第一法規（平成 26 年）「論点体系会社法〔補巻〕」（共著）第一法規（平成 27 年）「新基本法コンメンタール会社法 2〔第 2 版〕」（共著）日本評論社（平成 28 年）「会社法新判例の分析」（共著）中央経済社（平成 29 年）

### 【Outline (in English)】

This lecture is the comparative study of the Corporation Law and the Financial Instruments & Exchange Act. The goals of this course are to understand the Corporation Law and the Financial Instruments & Exchange Act in Japan, America and Germany. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on Short reports(60%) and in class contribution(40%).

LAW600A1

## 商法論文指導Ⅳ

潘 阿憲

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は、商法論文指導科目である商法論文指導Ⅲに続いて、会社法及び金融商品取引法における現代的なテーマを取り上げ、比較法的な考察を行うものである。

## 【到達目標】

本講義の到達目標は、会社法および金融商品取引法の基本的な構造を理解したうえで、制度相互間の歴史的または横断的なつながりが理解できるようにして、商法論文の作成に役立つことである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

本講義は、関連する裁判例や論文等を読み進める作業を行う。また、比較法的な検討等を通してわが国における議論にどのような示唆が得られるかを検討する。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

## 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	資金調達	・資金調達的手段に関する比較法的検討
第2回	募集株式の発行その1	・募集株式の発行における法的問題に関する比較法的検討（日米）
第3回	募集株式の発行その2	・募集株式の発行における法的問題に関する比較法的検討（ドイツ）
第4回	新株予約権の発行その1	・新株予約権発行における法的問題に関する比較法的検討（日米）
第5回	新株予約権の発行その2	・新株予約権発行における法的問題に関する比較法的検討（ドイツ）
第6回	企業の組織再編その1	・合併に関する比較法的検討（日米）
第7回	企業の組織再編その2	・合併に関する比較法的検討（ドイツ）
第8回	企業の組織再編その3	・会社分割に関する比較法的検討
第9回	企業の組織再編その4	・株式交換・株式移転に関する検討
第10回	株式公開買付制度その1	・株式公開買付に関する比較法的検討（日米）
第11回	株式公開買付制度その2	・株式公開買付に関する比較法的検討（ドイツ）
第12回	内部者取引規制その1	・内部者取引の法的規制に関する比較法的検討（日本）
第13回	内部者取引規制その2	・内部者取引の法的規制に関する比較法的検討（米国）
第14回	内部者取引規制その3	・内部者取引取引の法的規制に関する比較法的検討（ドイツ）

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

配布資料を熟読・吟味し、内容を正確に把握したうえで、議論を整理した読みやすいレジュメを作成すること。本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

## 【テキスト（教科書）】

初回の授業時に紹介する。

## 【参考書】

初回の授業時に紹介する。

## 【成績評価の方法と基準】

授業での報告（60%）および授業中の議論（40%）をもとに評価する。

## 【学生の意見等からの気づき】

特になし

## 【担当教員の専門分野等】

&lt;専門領域&gt;商法（会社法・保険法）

&lt;研究テーマ&gt;株式会社の機関に関する研究、保険契約法に関する研究

&lt;主要研究業績&gt;

「論点体系会社法第3巻」（共著）第一法規（平成24年）「企業法・金融法の新潮流」（共編著）商事法務（平成25年）「会社法コンメンタル第2巻」（共著）（山下友信編）商事法務（平成26年）「論点体系保険法第1巻・第2巻」（共著）第一法規（平成26年）「論点体系会社法〔補巻〕」（共著）第一法規（平成27年）「新基本法コンメンタル会社法2〔第2版〕」（共著）日本評論社（平成28年）「会社法新判例の分析」（共著）中央経済社（平成29年）

## 【Outline (in English)】

This lecture is the comparative study of the corporation Law and the Financial Instruments & Exchange Act. The goals of this course are to understand the Corporation Law and the Financial Instruments & Exchange Act in Japan, America and Germany. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on Short reports(60%) and in class contribution(40%).

LAW600A1

## 商法論文指導Ⅲ

荒谷 裕子

備考（履修条件等）：隔週開講、「商法論文指導Ⅰ」と合同開講

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

修士論文を執筆するために必要な能力・技法を身につけるため、テーマに必要な先行論文、重要判例の分析を行う。また、テーマに関する比較法研究を行い、日本法への示唆を得るべき点等について検討を行う。

### 【到達目標】

- ・修士論文を執筆するための基礎的な能力を養う。
- ・論文のテーマに関する文献・判例のリサーチとその要約・分析的にできるようにする。
- ・比較法研究を行うことによって、日本における規制の課題と方向性について、論文を執筆する上での示唆を得る。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

- ・論文のテーマに沿ってリサーチした日本および外国の文献・判例の分析を行ったレポートに基づいて、ディスカッションを行い、論文の構成を組み立てていく。

- ・授業外の質問に対しては、次回の授業において回答する形でフィードバックする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】  
なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	長期休暇中に与えられた課題の報告と今後の講義の進め方について説明
第2回	研究テーマに関する報告(1)	関連文献の報告・議論
第3回	研究テーマに関する報告(2)	関連文献の報告・議論
第4回	研究テーマに関する報告(3)	関連文献の報告・議論
第5回	研究テーマに関する比較法文献のリサーチ	関連文献の報告・議論
第6回	研究テーマに関する比較法文献の方向(1)	関連文献の報告・議論
第7回	研究テーマに関する比較法文献の方向(2)	関連文献の報告・議論
第8回	研究テーマに関する比較法文献の方向(3)	関連文献の報告・議論
第9回	中間報告	レポートの報告・議論
第10回	中間報告を踏まえて、今後検討すべき事項・課題の整理・検討(1)	課題の検討と議論
第11回	中間報告を踏まえて、今後検討すべき事項・課題の整理・検討(2)	課題の検討と議論
第12回	研究テーマに関する比較法文献の方向(4)	関連文献の分析報告・議論
第13回	研究テーマに関する比較法文献の方向(5)	関連文献の分析報告・議論
第14回	研究テーマに関する比較法文献の方向(6)	関連文献の分析報告・議論

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・研究テーマに関する日本法・外国法の文献・判例を取集し、整理すること。
- ・報告用のレジюмеを毎回作成すること。
- ・中間報告の作成・議論を踏まえて、修士論文作成の構成を確定する。
- ・本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

初回の講義において指示する。

### 【参考書】

授業の時に、適宜、指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

報告のレジюме (50%)  
授業中の報告・ディスカッション (50%)

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【学生が準備すべき機器他】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>会社法、金融商品取引法  
<研究テーマ>インサイダー取引、コーポレート・ガバナンス  
<主要研究業績>  
・監査役・監査機能の強化（ジュリスト 1439 号）  
・「親子会社法制に潜む課題—会社法改正を見据えて—」月刊監査役 616 号  
・風説の流布をめぐる法的問題の考察—不公正取引規制再考のための序説—前田重行先生古稀記念『企業法・金融法の新潮流』（商事法務）

### 【Outline (in English)】

#### 【Course outline】

Research required to write a master's thesis.

#### 【Learning Objectives】

Cultivate basic skills for writing a master's thesis.

#### 【Learning activities outside of classroom】

To collect and organize Japanese and foreign legal documents and judicial precedents related to research themes. Your study time will be more than four hours for a class.

#### 【Grading Criteria /Policy】

Reporting resume (50%)  
Report/discussion during class (50%)

LAW600A1

## 商法論文指導Ⅳ

荒谷 裕子

備考（履修条件等）：隔週開講、「商法論文指導Ⅱ」と合同開講

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

修士論文のテーマに関する判例や論文等を読解することによって、論文のテーマに係る問題点や課題を整理・検討し、修士論文を完成させる。

### 【到達目標】

- ・会社法・金融商品取引法を対象とする修士論文を執筆するための基礎的な能力を身につけるとともに、論文の構成の仕方・引用の方法等について習得する。
- ・決定した修士論文のテーマに基づく判例・先行研究・実務の状況等を検討したうえで、自分の考えをまとめ、修士論文を完成させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

- ・論文のテーマに関する先行研究・判例等について受講者が報告し、討論を行う。また、受講者が作成した論文の第1次草案・第2次草案・第3次草案について、課題等を検証し、完成論文に向けて内容を収斂させていく。
- ・授業外の質問に対しては、次回の授業において回答する形でフィードバックする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし/No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	修士論文の第1次草案の報告と検討	夏休み中に作成した修士論文の第1次草案の報告を通して、今後の方針について検討をする
第2回	報告と検討	論文構成について検討する、
第3回	引用文献・判例の報告と検討1	修士論文に引用する予定の文献・判例について報告・検討を行う。
第4回	引用文献・判例の報告と検討	修士論文に引用する予定の文献・判例について報告・検討を行う。
第5回	引用文献・判例の報告と検討	修士論文に引用する予定の文献・判例について報告・検討を行う。
第6回	引用文献・判例の報告と検討	修士論文に引用する予定の文献・判例について報告・検討を行う。
第7回	修士論文の第2次草案の報告と検討	修士論文の第2次草案の報告と課題について議論する。
第8回	報告と議論	論文の内容（序論）の報告に基づいて検討する。
第9回	報告と議論	論文の内容（前半部分）の報告に基づいて検討する。
第10回	報告と議論	論文の内容（後半部分）の報告に基づいて検討する。
第11回	修士論文の第3次草案の報告と検討	修士論文の第3次草案の報告と課題について議論する。
第12回	報告と議論	論文のドラフトの報告と課題について検討
第13回	報告と議論	論文のドラフトと課題について検討
第14回	論文の推敲	概ね完成した修士論文を推敲し、修正点や引用文献等を最終チェック、検討する。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各4時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

特になし。

### 【参考書】

必要に応じて指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点 100 %

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【学生が準備すべき機器他】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>会社法、金融商品取引法

<研究テーマ>インサイダー取引、コーポレート・ガバナンス

<主要研究業績>

- ・監査役の監査機能の強化（ジュリスト 1439号）
- ・「親子会社法制に潜む課題—会社法改正を見据えて—」月刊監査役 616号
- ・風説の流布をめぐる法的問題の考察—不公正取引規制再考のための序説—前田重行先生古稀記念『企業法・金融法の新潮流』（商事法務）

### 【Outline (in English)】

#### 【Course outline】

Writing of the master's thesis.

#### 【Learning Objectives】

After considering judicial precedents, previous research, and the state of practice based on the theme of the master's thesis, students will summarize their thoughts and complete the master's thesis.

#### 【Learning activities outside of classroom】

The standard time for preparation and review for this class is 4 hours each.

#### 【Grading Criteria /Policy】

Presentation (50%) and in class contribution (50%)

LAW600A1

## 知的財産法論文指導Ⅲ

武生 昌士

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワークである本授業では、知的財産法をテーマとした修士論文作成の指導を行う。指導に際して同時に、知的財産法に関する最新の判例・文献・論文の検討や、必要に応じて比較法研究にも取り組むなど、特定テーマについても研究する。

### 【到達目標】

- ①特に自身の関心のあるテーマについて、関連する裁判例や学説（文献・論文）を自ら調査し見出すことができるようになること。
- ②上記①で見出した資料の内容・意義を精確に把握することができるようになること。
- ③上記②を積み重ねた上で、既存研究に対し自身による新たな成果として提示できるものは何かを明確に打ち出すことができるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

- ・受講生の設定した論文テーマに関連して、教員から課題を提示する。これに対して次回までに調査・研究を行い、成果を発表してもらう。
  - ・発表について教員が評価を行い、新たな課題を設定する。
  - ・新たな課題について、次回までに追加的な調査や研究を行う。
- ※受講生との相談により、授業形式についてはオンラインを活用する場合があります。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	・冬季休業期間中の課題の進捗状況の確認。 ・新たな課題の提示。
第 2 回	調査研究（1）	・第 1 回で提示された課題についての研究成果の報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 3 回	調査研究（2）	・第 2 回で提示された課題についての研究成果の報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 4 回	調査研究（3）	・第 3 回で提示された課題についての研究成果の報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 5 回	調査研究（4）	・第 4 回で提示された課題についての研究成果の報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 6 回	調査研究（5）	・第 5 回で提示された課題についての研究成果の報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 7 回	調査研究（6）	・第 6 回で提示された課題についての研究成果の報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 8 回	中間まとめ	・第 7 回で提示された課題についての研究成果の報告。 ・これまでの内容の総括。 ・課題の提示。
第 9 回	論文目次案検討	・修士論文の目次案の報告。 ・次回の課題の提示。
第 10 回	目次案確定のための検討（1）	・第 9 回で提示された課題についての報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 11 回	目次案確定のための検討（2）	・第 10 回で提示された課題についての報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 12 回	目次案確定のための検討（3）	・第 11 回で提示された課題についての報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 13 回	目次案確定のための検討（4）	・第 12 回で提示された課題についての報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 14 回	全体のまとめ	・第 13 回で提示された課題についての報告。 ・報告内容の評価。 ・夏季休業期間中の課題の提示。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・提示された課題についての調査及び研究。
- ・本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間以上を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

特に指定しない（開講後に適宜指示する）。

### 【参考書】

論文テーマ及び設定された課題に応じて、適宜指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点（100 %）。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

- <専門領域>知的財産法
- <研究テーマ>特許法における先使用（権）の意義等
- <主要研究業績>「英米特許法における先使用概念に関する一考察」日本工業所有権法学会年報 38 号（2015）等

### 【Outline (in English)】

#### 【授業の概要（Course outline）】

This course covers how to research and how to write a master's thesis on the Japanese Intellectual Property Law.

#### 【到達目標（Learning Objectives）】

By the end of the course, students should be able to :

- Demonstrate sufficient knowledge and understanding of their theme.
- Master skills for writing a master's thesis.

#### 【授業時間外の学習（Learning activities outside of classroom）】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend at least two hours to understand the course content.

#### 【成績評価の方法と基準（Grading Criteria /Policy）】

In-class performance (100%).

LAW600A1

## 知的財産法論文指導Ⅳ

武生 昌士

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワークである本授業では、知的財産法をテーマとした修士論文作成の指導を行う。指導に際して同時に、知的財産法に関する最新の判例・文献・論文の検討や、必要に応じて比較法研究にも取り組むなど、特定テーマについても研究する。

### 【到達目標】

- ①特に自身の関心のあるテーマについて、関連する裁判例や学説（文献・論文）を自ら調査し見出すことができるようになること。
- ②上記①で見出した資料の内容・意義を精確に把握することができるようになること。
- ③上記②を積み重ねた上で、既存研究に対し自身による新たな成果として提示できるものは何かを明確に打ち出すことができるようになること。
- ④修士論文を完成させ提出すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

- ・受講生の設定した論文テーマに関連して、教員から課題を提示する。これに対して次回までに調査・研究を行い、成果を発表してもらう。
  - ・発表について教員が評価を行い、新たな課題を設定する。
  - ・新たな課題について、次回までに追加的な調査や研究を行う。
- ※受講生と相談の上、オンライン形式も適宜活用することとしたい。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	・夏季休業期間中の課題の進捗状況の確認。
第 2 回	追加調査・執筆（1）	・追加調査又は執筆の指示。 ・第 1 回で提示された追加調査又は執筆状況の報告。
第 3 回	追加調査・執筆（2）	・報告内容の評価と課題の提示。 ・第 2 回で提示された追加調査又は執筆状況の報告。
第 4 回	追加調査・執筆（3）	・報告内容の評価と課題の提示。 ・第 3 回で提示された追加調査又は執筆状況の報告。
第 5 回	追加調査・執筆（4）	・報告内容の評価と課題の提示。 ・第 4 回で提示された追加調査又は執筆状況の報告。
第 6 回	追加調査・執筆（5）	・報告内容の評価と課題の提示。 ・第 5 回で提示された追加調査又は執筆状況の報告。
第 7 回	追加調査・執筆（6）	・報告内容の評価と課題の提示。 ・第 6 回で提示された追加調査又は執筆状況の報告。
第 8 回	中間まとめ	・報告内容の評価と課題の提示。 ・第 7 回で提示された課題についての研究成果の報告。 ・これまでの内容の総括。
第 9 回	最終執筆（1）	・課題の提示。 ・修士論文の執筆状況の報告。
第 10 回	最終執筆（2）	・次回への指示。 ・修士論文の執筆状況の報告。
第 11 回	最終執筆（3）	・次回への指示。 ・修士論文の執筆状況の報告。
第 12 回	最終執筆（4）	・次回への指示。 ・修士論文の執筆状況の報告。
第 13 回	推敲（1）	・論文の内容の推敲・最終確認。
第 14 回	推敲（2）・質疑応答	・論文の内容の推敲・最終確認。 ・残された課題等についてのディスカッション。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・提示された課題についての調査及び研究。
- ・本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間以上を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

特に指定しない（開講後に適宜指示する）。

### 【参考書】

論文テーマ及び設定された課題に応じて、適宜指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点（100％）。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞知的財産法

＜研究テーマ＞特許法における先使用（権）の意義等

＜主要研究業績＞「英米特許法における先使用概念に関する一考察」日本工業所有権法学会年報 38 号（2015）等

### 【Outline (in English)】

#### 【授業の概要（Course outline）】

This course covers how to research and how to write a master's thesis on the Japanese Intellectual Property Law.

#### 【到達目標（Learning Objectives）】

By the end of the course, students should be able to :

- Demonstrate sufficient knowledge and understanding of their theme.
- Master skills for writing a master's thesis.
- Finish writing a master's thesis.

#### 【授業時間外の学習（Learning activities outside of classroom）】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend at least two hours to understand the course content.

#### 【成績評価の方法と基準（Grading Criteria /Policy）】

In-class performance (100%).

LAW500A1

## 労働法演習 I

沼田 雅之

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

・リサーチワーク科目である本授業では、労働法を学びたい修士課程の大学院生を対象に、とくに最近の労働判例について研究することを目的とする。  
 ・これらの課題を研究することを通じて、労働法上の現代的課題を学ぶとともに、労働法上の問題について、リサーチして文献研究を行い、その問題点を析出して学説判例を整理するとともに、労働法的なものの考え方を習得することを目的とする。

### 【到達目標】

・最新の労働法上の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得し、将来の修士論文や博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけることができる。  
 ・この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを明確に表現できる能力が涵養される。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

・この授業は、原則としてオンラインで実施します。  
 ・Zoom のミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。  
 ・労働法をめぐる最近の法的問題について、この 2~3 年の間に出された最高裁判決を中心とする労働判例を素材にしたケース・スタディを行う。毎回報告者を決め、50 分ほどの報告をもとに、ゼミ参加者との間で争点・論点の正確な把握と整理、判例理論の正確な理解と意義付け、当該ケースの理論課題の発見と自己理論の展開・構築などの作業を行う。  
 ・報告者及び参加者からの質問等には、その場でフィードバックを行う。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	学期中の計画、演習全体および各受講者の学期を通じた目標設定など。
第 2 回	判例研究（1）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 3 回	判例研究（2）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 4 回	判例研究（3）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 5 回	判例研究（4）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 6 回	判例研究（5）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 7 回	判例研究（6）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 8 回	判例研究（7）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

第 9 回 判例研究（8）

労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

第 10 回 判例研究（9）

労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

第 11 回 判例研究（10）

労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

第 12 回 判例研究（11）

労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

第 13 回 判例研究（12）

労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

第 14 回 判例研究（13）

労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 3 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

特になし。

### 【参考書】

授業内で適宜指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

配分：議論の参加度（20%）および報告の負担と内容（80%）により評価する。  
 評価基準：欠席が多い場合には単位を与えない。また、出席するだけでは足りず、報告についての議論の参加度も評価対象とする。報告については、準備度合い、負担回数、テーマの重要度、報告の内容の質の高さなどを要素として総合評価する。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【学生が準備すべき機器他】

・インターネットに接続できる環境と Zoom を利用可能な端末。  
 ・レジュメ等の作成に必要な端末。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 社会法（社会保障法・労働法）  
 <研究テーマ> 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題  
 <主要研究業績>  
 沼田雅之ほか編著『労働法における最高裁判例の再検討』（旬報社、2022 年）、沼田雅之ほか編著『ファーストステップ労働法』（エイデル研究所、2020 年）、「労働契約申込みなし制度における偽装請負と「免れる目的」」法律時報 94 巻 9 号（2022 年）、「プラットフォームワーカーの自由と保障—「新しい働き方」のため、社会が準備すべきこと」世界 960 号（2022 年）、「プラットフォームワークと社会保障」日本労働法学会誌 135 号（2022 年）、「派遣労働者の「同一労働同一賃金」の課題—派遣先均等・均衡方式を中心として—」季刊労働法 272 号（2021 年）ほか

### 【Outline (in English)】

#### 1. Course Outline

The purpose of this seminar is to conduct a literature study on Japanese labor law.

#### 2. Learning Objectives

By the end of the course, students should be able to do the followings:

- A. Acquire accurate understanding of major problems in labor law, search for problems, and apply theory, and acquire the methods and techniques necessary for setting themes for future master's thesis and writing dissertations on specific themes.
- B. Students who participated in this class can think flexibly and logically about various problems in labor law and express their thoughts clearly by learning the understanding of the basic theory of labor law and its application ability.

#### 3. Learning Activities Outside of Classroom

Lecture/Exercise (two-credits)

Before/after each class meeting, students will be expected to spend three hours to understand the course content.

#### 4. Grading Criteria /Policies

Your overall grade in the class will be decided based on the following:

- a. In class contribution: 20%
- b. Quality of student's reports: 80%

LAW500A1

## 労働法演習Ⅱ

沼田 雅之

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

・リサーチワーク科目である本授業では、労働法を学びたい修士課程の大学院生を対象に、とくに最近の労働判例について研究することを目的とする。  
 ・これらの課題を研究することを通じて、労働法上の現代的課題を学ぶとともに、労働法上の問題について、リサーチして文献研究を行い、その問題点を析出して学説判例を整理するとともに、労働法的なものの考え方を習得することを目的とする。

## 【到達目標】

・最新の労働法上の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得し、将来の修士論文や博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけることができる。  
 ・この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを明確に表現できる能力が涵養される。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

・この授業は、原則としてオンラインで実施します。  
 ・Zoom のミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。  
 ・労働法をめぐる最近の法的問題について、この 2～3 年の間に出された最高裁判決を中心とする労働判例を素材にしたケース・スタディを行う。毎回報告者を決め、50 分ほどの報告をもとに、ゼミ参加者との間で争点・論点の正確な把握と整理、判例理論の正確な理解と意義付け、当該ケースの理論課題の発見と自己理論の展開・構築などの作業を行う。  
 ・報告者及び参加者からの質問等には、その場でフィードバックを行う。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

## 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	学期中の計画、演習全体および各受講者の学期を通じた目標設定など。
第 2 回	判例研究（1）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 3 回	判例研究（2）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 4 回	判例研究（3）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 5 回	判例研究（4）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 6 回	判例研究（5）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 7 回	判例研究（6）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 8 回	判例研究（7）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

第 9 回 判例研究（8）

労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

第 10 回 判例研究（9）

労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

第 11 回 判例研究（10）

労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

第 12 回 判例研究（11）

労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

第 13 回 判例研究（12）

労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

第 14 回 判例研究（13）

労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 3 時間を標準とします。

## 【テキスト（教科書）】

特になし。

## 【参考書】

授業内で適宜指示する。

## 【成績評価の方法と基準】

配分：議論の参加度（20%）および報告の負担と内容（80%）により評価する。  
 評価基準：欠席が多い場合には単位を与えない。また、出席するだけでは足りず、報告についての議論の参加度も評価対象とする。報告については、準備度合い、負担回数、テーマの重要度、報告の内容の質の高さなどを要素として総合評価する。

## 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

## 【学生が準備すべき機器他】

・インターネットに接続できる環境と Zoom を利用可能な端末。  
 ・レジュメ等の作成に必要な端末。

## 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 社会法（社会保障法・労働法）  
 <研究テーマ> 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題

## &lt;主要研究業績&gt;

沼田雅之ほか編著『労働法における最高裁判例の再検討』（旬報社、2022 年）、沼田雅之ほか編著『ファーストステップ労働法』（エイデル研究所、2020 年）、「労働契約申込みなし制度における偽装請負と「免れる目的」」法律時報 94 巻 9 号（2022 年）、「プラットフォームワーカーの自由と保障—「新しい働き方」のため、社会が準備すべきこと」世界 960 号（2022 年）、「プラットフォームワークと社会保障」日本労働法学会誌 135 号（2022 年）、「派遣労働者の「同一労働同一賃金」の課題—派遣先均等・均衡方式を中心として—」季刊労働法 272 号（2021 年）ほか

## 【Outline (in English)】

## 1. Course Outline

The purpose of this seminar is to conduct a literature study on Japanese labor law.

## 2. Learning Objectives

By the end of the course, students should be able to do the followings:

– A. Acquire accurate understanding of major problems in labor law, search for problems, and apply theory, and acquire the methods and techniques necessary for setting themes for future master's thesis and writing dissertations on specific themes.

– B. Students who participated in this class can think flexibly and logically about various problems in labor law and express their thoughts clearly by learning the understanding of the basic theory of labor law and its application ability.

## 3. Learning Activities Outside of Classroom

## Lecture/Exercise (two-credits)

Before/after each class meeting, students will be expected to spend three hours to understand the course content.

## 4. Grading Criteria /Policies

Your overall grade in the class will be decided based on the following:

- a. In class contribution: 20%
- b. Quality of student's reports: 80%

LAW600A1

## 労働法論文指導 I

沼田 雅之

備考（履修条件等）：労働法論文指導Ⅱと合同開講

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチネットワークである本授業では、労働法をテーマとした修士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、労働法に関する最新判例や比較法研究など、特定テーマについても研究する。

### 【到達目標】

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。

この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を一定のレベルで習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを修士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

- ・この授業は、原則としてオンラインで実施します。
- ・Zoom のミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。
- ・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらう。
- ・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
- ・新たな課題について、次回までに研究してくる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】  
なし/No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	・論文の柱立てに関する報告。 ・課題の確認。
第 2 回	研究発表（1）	・論文の柱立てに関する報告。 ・課題の確認。
第 3 回	研究発表（2）	・当面の研究内容に関する確認。 ・第 2 回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し（1 回目）。
第 4 回	研究発表（3）	・第 2 回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し（2 回目）。
第 5 回	研究発表（4）	・第 4 回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（1 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 6 回	研究発表（5）	・第 4 回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（2 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 7 回	研究発表（6）	・第 4 回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（3 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 8 回	研究発表（7）	・第 4 回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（4 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 9 回	研究発表（8）	・第 4 回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（5 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 10 回	研究発表（9）	・中間整理（論文執筆上の全体的な課題の確認）
第 11 回	研究発表（10）	・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告。
第 12 回	研究発表（11）	・この報告を受けた上での課題確認。 ・第 4 回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（6 回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第 13 回	研究発表（12）	・論文全体の構造を意識したレジュメ作成、報告。 ・報告を受けての課題の確認。
第 14 回	研究発表（13）	・長期休業中の課題の確認および指示。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・設定した修士論文課題についての調査、研究
- ・本授業の準備学習・復習時間は各 3 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

### 【参考書】

設定された課題による。

### 【成績評価の方法と基準】

1. 報告の内容（50 %）
2. 担当教員から指摘された問題点に対する学習成果（50 %）

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 社会法（社会保障法・労働法）

＜研究テーマ＞ 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題

＜主要研究業績＞

沼田雅之ほか編著『労働法における最高裁判例の再検討』（旬報社、2022 年）、沼田雅之ほか編著『ファーストステップ労働法』（エイデル研究所、2020 年）、「労働契約申込みなし制度における偽装請負と「免れる目的」」法律時報 94 巻 9 号（2022 年）、「プラットフォームワーカーの自由と保障—「新しい働き方」のため、社会が準備すべきこと」世界 960 号（2022 年）、「プラットフォームワークと社会保障」日本労働法学会誌 135 号（2022 年）、「派遣労働者の「同一労働同一賃金」の課題—派遣先均等・均衡方式を中心として—」季刊労働法 272 号（2021 年）ほか

### 【Outline (in English)】

#### 1. Course Outline

This seminar is for students at first grade of master course. Students will analyze some famous theses in the field of labor law and some cases of labor law.

#### 2. Learning Objectives

By the end of the course, students should be able to do the followings:

- A. Advanced necessary for setting the theme of a master's thesis and writing a dissertation on a specific theme while acquiring accurate understanding of the latest major problems of labor law, problem-seeking, application of theory, and problem-solving ability. To acquire the methods and techniques of. Particular emphasis is placed on comparative law research.
- B. Students who participated in this class will write their own thoughts on various issues related to labor law as a dissertation by acquiring a high level of understanding and application of the basic theory of and labor law.

#### 3. Learning Activities Outside of Classroom

Lecture/Exercise (two-credits)

Before/after each class meeting, students will be expected to spend five hours to understand the course content.

#### 4. Grading Criteria /Policies

Your overall grade in the class will be decided based on the following:

- a. Quality of student reports: 50%
- b. Learning results for problems pointed out by the instructor: 50%

LAW600A1

## 労働法論文指導Ⅱ

沼田 雅之

備考（履修条件等）：労働法論文指導Ⅳと合同開講

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワークである本授業では、労働法をテーマとする修士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、労働法に関する最新判例や比較法研究など、特定テーマについても研究する。

## 【到達目標】

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。

この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を一定のレベルで習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを修士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

- ・この授業は、原則としてオンラインで実施します。
- ・Zoomのミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。
- ・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらおう。
- ・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
- ・新たな課題について、次回までに研究してくる。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし/No

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

## 【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	・長期休業中の課題の進捗状況に関する報告。 ・報告を受けての課題の確認。
第2回	研究発表（1）	・第1回で確認された課題に関する調査、研究報告（1回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第3回	研究発表（2）	・第1回で確認された課題に関する調査、研究報告（2回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第4回	研究発表（3）	・第1回で確認された課題に関する調査、研究報告（3回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第5回	研究発表（4）	・第1回で確認された課題に関する調査、研究報告（4回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第6回	研究発表（5）	・中間整理（論文執筆上の全体的な課題の再確認）
第7回	研究発表（6）	・第6回で確認された課題に関する調査、研究報告（1回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第8回	研究発表（7）	・第6回で確認された課題に関する調査、研究報告（2回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第9回	研究発表（8）	・第6回で確認された課題に関する調査、研究報告（3回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第10回	研究発表（9）	・論文全体の構造を意識したレジュメ作成、報告。 ・報告を受けての課題確認。
第11回	研究発表（10）	・執筆した部分の評価（1回目）。 ・評価部分の課題の確認。
第12回	研究発表（11）	・執筆した部分の評価（2回目）。 ・評価部分の課題の確認。
第13回	研究発表（12）	・執筆した部分の評価（3回目）。 ・評価部分の課題の確認。
第14回	研究発表（13）	・長期休業中の課題の確認および指示。

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・設定した修士論文課題についての調査、研究
- ・本授業の準備学習・復習時間は各3時間を標準とします。

## 【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

## 【参考書】

設定された課題による。

## 【成績評価の方法と基準】

1. 報告の内容（50%）
2. 担当教員から指摘された問題点に対する学習成果（50%）

## 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

## 【担当教員の専門分野等】

&lt;専門領域&gt; 社会法（社会保障法・労働法）

&lt;研究テーマ&gt; 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題

&lt;主要研究業績&gt;

沼田雅之ほか編著『労働法における最高裁判例の再検討』（旬報社、2022年）、沼田雅之ほか編著『ファーストステップ労働法』（エイデル研究所、2020年）、「労働契約申込みなし制度における偽装請負と「免れる目的」」法律時報 94巻 9号（2022年）、「プラットフォームワーカーの自由と保障—「新しい働き方」のため、社会が準備すべきこと」世界 960号（2022年）、「プラットフォームワークと社会保障」日本労働法学会誌 135号（2022年）、「派遣労働者の「同一労働同一賃金」の課題—派遣先均等・均衡方式を中心として—」季刊労働法 272号（2021年）ほか

## 【Outline (in English)】

## 1. Course Outline

This seminar is for students at first grade of master course. Students will analyze some famous theses in the field of labor law and some cases of labor law.

## 2. Learning Objectives

By the end of the course, students should be able to do the followings:

– A. Advanced necessary for setting the theme of a master's thesis and writing a dissertation on a specific theme while acquiring accurate understanding of the latest major problems of labor law, problem-seeking, application of theory, and problem-solving ability. To acquire the methods and techniques of. Particular emphasis is placed on comparative law research.

– B. Students who participated in this class will write their own thoughts on various issues related to labor law as a dissertation by acquiring a high level of understanding and application of the basic theory of and labor law.

## 3. Learning Activities Outside of Classroom

Lecture/Exercise (two-credits)

Before/after each class meeting, students will be expected to spend five hours to understand the course content.

## 4. Grading Criteria /Policies

Your overall grade in the class will be decided based on the following:

- a. Quality of student reports: 50%
- b. Learning results for problems pointed out by the instructor: 50%

LAW600A1

## 労働法論文指導Ⅱ

沼田 雅之

備考（履修条件等）：労働法論文指導Ⅰと合同開講

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワークである本授業では、労働法をテーマとした修士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、労働法に関する最新判例や比較法研究など、特定テーマについても研究する。

### 【到達目標】

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。

この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を一定のレベルで習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを修士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

- ・この授業は、原則としてオンラインで実施します。
- ・Zoomのミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。
- ・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらう。
- ・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
- ・新たな課題について、次回までに研究してくる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】  
なし/No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	・論文の柱立てに関する報告。 ・課題の確認。
第2回	研究発表（1）	・論文の柱立てに関する報告。 ・課題の確認。
第3回	研究発表（2）	・当面の研究内容に関する確認。 ・第2回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し（1回目）。
第4回	研究発表（3）	・第2回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し（2回目）。
第5回	研究発表（4）	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（1回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第6回	研究発表（5）	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（2回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第7回	研究発表（6）	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（3回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第8回	研究発表（7）	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（4回目）。 ・報告を受けての課題の確認。

第9回	研究発表（8）	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（5回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第10回	研究発表（9）	・中間整理（論文執筆上の全体的な課題の確認）
第11回	研究発表（10）	・第10回で確認された課題に関する調査、研究報告。 ・この報告を受けた上での課題確認。
第12回	研究発表（11）	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（6回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第13回	研究発表（12）	・論文全体の構造を意識したレジュメ作成、報告。 ・報告を受けての課題の確認。
第14回	研究発表（13）	・長期休業中の課題の確認および指示。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・設定した修士論文課題についての調査、研究
- ・本授業の準備学習・復習時間は各3時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

### 【参考書】

設定された課題による。

### 【成績評価の方法と基準】

1. 報告の内容（50%）
2. 担当教員から指摘された問題点に対する学習成果（50%）

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 社会法（社会保障法・労働法）

<研究テーマ> 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題

<主要研究業績>

沼田雅之ほか編著『労働法における最高裁判例の再検討』（旬報社、2022年）、沼田雅之ほか編著『ファーストステップ労働法』（エイデル研究所、2020年）、「労働契約申込みみなし制度における偽装請負と「免れる目的」」法律時報94巻9号（2022年）、「プラットフォームワーカーの自由と保障―「新しい働き方」のため、社会が準備すべきこと」世界960号（2022年）、「プラットフォームワークと社会保障」日本労働法学会誌135号（2022年）、「派遣労働者の「同一労働同一賃金」の課題―派遣先均等・均衡方式を中心として―」季刊労働法272号（2021年）ほか

### 【Outline (in English)】

#### 1. Course Outline

This seminar is for students at first grade of master course. Students will analyze some famous theses in the field of labor law and some cases of labor law.

#### 2. Learning Objectives

By the end of the course, students should be able to do the followings:

- A. Advanced necessary for setting the theme of a master's thesis and writing a dissertation on a specific theme while acquiring accurate understanding of the latest major problems of labor law, problem-seeking, application of theory, and problem-solving ability. To acquire the methods and techniques of. Particular emphasis is placed on comparative law research.
- B. Students who participated in this class will write their own thoughts on various issues related to labor law as a dissertation by acquiring a high level of understanding and application of the basic theory of and labor law.

#### 3. Learning Activities Outside of Classroom

Lecture/Exercise (two-credits)

Before/after each class meeting, students will be expected to spend five hours to understand the course content.

#### 4. Grading Criteria /Policies

Your overall grade in the class will be decided based on the following:

- a. Quality of student reports: 50%
- b. Learning results for problems pointed out by the instructor: 50%

LAW600A1

## 労働法論文指導Ⅱ

沼田 雅之

備考（履修条件等）：労働法論文指導Ⅱと合同開講

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワークである本授業では、労働法をテーマとする修士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、労働法に関する最新判例や比較法研究など、特定テーマについても研究する。

### 【到達目標】

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。

この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を一定のレベルで習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを修士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

- ・この授業は、原則としてオンラインで実施します。
- ・Zoomのミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。
- ・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらう。
- ・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
- ・新たな課題について、次回までに研究してくる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】  
なし/No

【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	・長期休業中の課題の進捗状況に関する報告。
第2回	研究発表（1）	・報告を受けての課題の確認。 ・第1回で確認された課題に関する調査、研究報告（1回目）。
第3回	研究発表（2）	・報告を受けての課題の確認。 ・第1回で確認された課題に関する調査、研究報告（2回目）。
第4回	研究発表（3）	・報告を受けての課題の確認。 ・第1回で確認された課題に関する調査、研究報告（3回目）。
第5回	研究発表（4）	・報告を受けての課題の確認。 ・第1回で確認された課題に関する調査、研究報告（4回目）。
第6回	研究発表（5）	・中間整理（論文執筆上の全体的な課題の再確認）
第7回	研究発表（6）	・第6回で確認された課題に関する調査、研究報告（1回目）。
第8回	研究発表（7）	・報告を受けての課題の確認。 ・第6回で確認された課題に関する調査、研究報告（2回目）。
第9回	研究発表（8）	・報告を受けての課題の確認。 ・第6回で確認された課題に関する調査、研究報告（3回目）。

第10回	研究発表（9）	・論文全体の構造を意識したレジュメ作成、報告。 ・報告を受けての課題確認。
第11回	研究発表（10）	・執筆した部分の評価（1回目）。 ・評価部分の課題の確認。
第12回	研究発表（11）	・執筆した部分の評価（2回目）。 ・評価部分の課題の確認。
第13回	研究発表（12）	・執筆した部分の評価（3回目）。 ・評価部分の課題の確認。
第14回	研究発表（13）	・修士論文完成の最終評価

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・設定した修士論文課題についての調査、研究
- ・本授業の準備学習・復習時間は各3時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

### 【参考書】

設定された課題による。

### 【成績評価の方法と基準】

1. 報告の内容（50%）
2. 担当教員から指摘された問題点に対する学習成果（50%）

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 社会法（社会保障法・労働法）

<研究テーマ> 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題

<主要研究業績>

沼田雅之ほか編著『労働法における最高裁判例の再検討』（旬報社、2022年）、沼田雅之ほか編著『ファーストステップ労働法』（エイデル研究所、2020年）、「労働契約申込みみなし制度における偽装請負と「免れる目的」法律時報94巻9号（2022年）、「プラットフォームワーカーの自由と保障―新しい働き方」のため、社会が準備すべきこと」世界960号（2022年）、「プラットフォームワークと社会保障」日本労働法学会誌135号（2022年）、「派遣労働者の「同一労働同一賃金」の課題―派遣先均等・均衡方式を中心として―」季刊労働法272号（2021年）ほか

### 【Outline (in English)】

#### 1. Course Outline

This seminar is for students at first grade of master course. Students will analyze some famous theses in the field of labor law and some cases of labor law.

#### 2. Learning Objectives

By the end of the course, students should be able to do the followings:

- A. Advanced necessary for setting the theme of a master's thesis and writing a dissertation on a specific theme while acquiring accurate understanding of the latest major problems of labor law, problem-seeking, application of theory, and problem-solving ability. To acquire the methods and techniques of. Particular emphasis is placed on comparative law research.
- B. Students who participated in this class will write their own thoughts on various issues related to labor law as a dissertation by acquiring a high level of understanding and application of the basic theory of and labor law.

#### 3. Learning Activities Outside of Classroom

Lecture/Exercise (two-credits)

Before/after each class meeting, students will be expected to spend five hours to understand the course content.

#### 4. Grading Criteria /Policies

Your overall grade in the class will be decided based on the following:

- a. Quality of student reports: 50%
- b. Learning results for problems pointed out by the instructor: 50%

LAW600A1

## 刑法論文指導 I

佐野 文彦

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑法分野における研究テーマについて、修士論文完成に向けての具体的な指導を行う。各々の関心に応じたテーマ選択が可能になるとともに、修士論文の具体的な書き方を身に付けることを目指す。

## 【到達目標】

受講生の研究テーマや関心に応じた問題について、受講生の報告と受講生教員間の討論を通じて、研究の核心を掘り下げあるいは裾野を広げつつ、修士論文に結び付けていくことを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

受講生の研究テーマ等について、報告・討論形式を中心としながら検討する。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

## 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	全体の講義の進め方について、受講生の関心に応じて設定
第 2 回	論文の書き方①	論文のテーマ選択について
第 3 回	論文の書き方②	論文のスタイル・執筆方法について
第 4 回	論文執筆のための調査方法	国内外の判例文献の調査方法について
第 5 回	他者論文の評価	読解した論文の評価について、文章化し討論
第 6 回	判例評釈①	検討した判例について報告すると共に、討論
第 7 回	判例評釈②	第 6 回の討論をもとに、判例評釈として文章化し、検討
第 8 回	判例評釈③	第 6 回とは異なる判例について報告すると共に、討論
第 9 回	判例評釈④	第 8 回の討論をもとに、判例評釈として文章化し、検討
第 10 回	サイバーセキュリティについて①	サイバーセキュリティを取り巻く環境一般
第 11 回	サイバーセキュリティについて②	サイバーセキュリティを取り巻く法制度の概観
第 12 回	サイバー犯罪について①	サイバー犯罪の全体的動向
第 13 回	サイバー犯罪について②	サイバー犯罪に位置付けられる個別犯罪について
第 14 回	論文のテーマの提出	テーマの報告と推敲・助言、今後の進め方の指導

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

論文作成の手順や全体の構想について、講義外で準備を進めることが前提となる。準備・復習時間は各 2 時間を標準とする。

## 【テキスト（教科書）】

特にテキストは使用しないが、必要な文献・判例を指定する。

## 【参考書】

西田典之ほか著『判例刑法各論（第 8 版）』（有斐閣、2023 年）等。

## 【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

## 【学生の意見等からの気づき】

本年度授業担当者変更によりフィードバックできません

## 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 刑法

<研究テーマ> 責任能力、刑罰論

<主要研究業績> 学術データベース参照。

## 【Outline (in English)】

This course aims to help students complete the thesis of the master's degree. Students are expected to choose their own research topic based on their own interest and acquire the basic skill to write academic papers. Your study time will be at least 2 hours. Grading will be decided based on in-class contribution (100%).

LAW600A1

## 刑法論文指導Ⅱ

佐野 文彦

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑法分野における研究テーマについて、修士論文完成に向けての具体的な指導を行う。各々の関心に応じたテーマ選択が可能になるとともに、修士論文の具体的な書き方を身に付けることを目指す。

### 【到達目標】

受講生の研究テーマや関心に応じた問題について、受講生の報告と受講生教員間の討論を通じて、研究の核心を掘り下げあるいは裾野を広げつつ、修士論文に結び付けていくことを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

受講生の研究テーマ等について、報告・討論形式を中心としながら検討する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	全体の講義の進め方について、受講生の関心に応じて設定
第2回	夏期休暇中の研究成果の報告	論文執筆に関する夏期休暇中の研究成果・今後の構想を共有し、討論
第3回	研究成果の文章化	第2回の討論をもとに、これまでの研究成果について文章化を行う
第4回	判例評釈①	検討した判例について報告すると共に、討論
第5回	判例評釈②	第4回の討論をもとに、判例評釈として文章化し、検討
第6回	他者論文の評価①	読解した論文の評価について、文章化し討論
第7回	他者論文の評価②	第6回とは異なる論文の評価について、文章化し討論
第8回	アメリカ法の基本的理解	アメリカ法の基本的理解について学ぶ
第9回	アメリカ刑法の基本的理解	アメリカ刑法の基本的理解について学ぶ
第10回	サイバーセキュリティに関する英語文献	サイバーセキュリティに関する概説書を講読する
第11回	サイバー犯罪に関する英語文献	サイバー犯罪に関する概説書を講読する
第12回	個別のサイバー犯罪に関する英語文献①	個別の関心のある犯罪についての論文を読解し、文章化する
第13回	個別のサイバー犯罪に関する英語文献②	第12回とは異なる個別の関心のある犯罪についての論文を読解し、文章化する
第14回	論文のテーマや今後の執筆について	これまでの講義をまとめて文章化し、今後の執筆計画について議論

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

論文作成の手順や全体の構想について、講義外で準備を進めることが前提となる。準備・復習時間は各2時間を標準とする。

### 【テキスト（教科書）】

特にテキストは使用しないが、必要な文献・判例を指定する。

### 【参考書】

西田典之ほか著『判例刑法各論（第8版）』（有斐閣、2023年）等。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

### 【学生の意見等からの気づき】

本年度授業担当者変更によりフィードバックできません

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 刑法

<研究テーマ> 責任能力、刑罰論

<主要研究業績> 学術データベース参照。

### 【Outline (in English)】

This course aims to help students complete the thesis of the master's degree. Students are expected to choose their own research topic based on their own interest and acquire the basic skill to write academic papers. Your study time will be at least 2 hours. Grading will be decided based on in-class contribution (100%).

LAW500A1

## 公法特殊研究 I

西田 幸介

備考（履修条件等）：修士「行政法特殊講義 I」科目と合同開講

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業では、受講者の問題関心にも留意しながら、行政法についての体系的な理解を深め、かつ、学説を批判する能力を養うため、行政法の教科書（または体系書。一人の著者によって書かれたものに限る）を検討する。素材となる教科書は、下の【テキスト】に示す。具体的なテーマとしては、行政法の基本原理、行政裁量、行政処分、行政指導、取消訴訟、国家賠償、損失補償、客観訴訟を取り上げる。

この授業の受講者は、行政法学説を正確に把握し、批判的な視点から、その問題点を明らかにする力を身につけることが期待される。

## 【到達目標】

- ①行政法の基本的な法理論を批判する視点を身につける。
- ②行政法に関する文献（教科書）を、行政法の体系の観点から評価する視点を身につける。
- ③行政法学の基礎理論が抱える現代的な課題を解決する方策を見出すことができるように、そのための基礎的素養を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

演習形式による。受講者は、毎回、テキストの指定部分についてまとめて報告し、それを基に議論する。単に指定部分を解説するだけでなく、疑問点や問題点を指摘すること。

少人数の演習形式で授業を実施するため、フィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

新型コロナウイルスの感染状況に配慮し、授業自体は対面形式とするが、オンラインでの参加も可とする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

## 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	行政法とは何か 行政の概念
第 2 回	行政法の基本原理	作用法の基礎概念 法律の留保
第 3 回	行政裁量	行政処分における裁量 純粋法学の視点
第 4 回	適正手続	判断過程の統制 行政処分の事前手続
第 5 回	行政処分	参加と協働 概念・種別
第 6 回	行政指導	公定力・無効 概念・種別
第 7 回	行政救済総論	理念と現実 行政訴訟の類型
第 8 回	取消訴訟（1）	取消訴訟の基本構造 処分性の定式・概念要素
第 9 回	取消訴訟（2）	処分性拡大論 原告適格
第 10 回	国家補償（1）	訴えの利益 国家賠償法 1 条の基本構造
第 11 回	国家補償（2）	職務義務違反説 营造物責任
第 12 回	国家補償（3）	被用者負担 民法との関係
第 13 回	客観訴訟（1）	損失補償 結果責任
第 14 回	客観訴訟（2）	権利保護と行政統制 機関訴訟 住民訴訟

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の報告者がその準備を行うほか、当然のことであるが、報告者以外の者も、【テキスト】に掲げられた教科書のうち、各回の授業で取り上げる箇所を、それぞれ準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じて、行政法の基本的な文献（主として【参考書】に掲げられているもの）を精読してくる。本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とする。

## 【テキスト（教科書）】

芝池義一『行政救済法』（2022 年、有斐閣）

## 【参考書】

宇賀克也『行政法概説』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）

塩野宏『行政法』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）

芝池義一『行政法総論講義』、『行政救済法』（有斐閣）

原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）

藤田宙靖『行政法総論』（青林書院）

いずれも単著による行政法の教科書である。このほかは、必要に応じて指示する。

## 【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。評価は、博士後期課程の大学院生に相応しい学識のうえに批判的な視点から行政法学説を考察する能力を身につけることができたかの観点から行う。独自の視点を有しているかどうかを、重視する。

## 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

## 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 行政法

<研究テーマ> ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法

<主要研究業績>

- ①『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019 年、日本評論社
- ②『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019 年、法政大学出版局、
- ③『コンメンタール行政法Ⅱ 行政手続法・行政不服審査法』（共著）、室井力・芝池義一・浜川清・本多滝夫（編）、日本評論社、2018 年

## 【Outline (in English)】

In this course, a textbook that a researcher wrote only by oneself is taken up, and the book is reviewed. The purpose to do that is students learn to criticize legal theory, not to know Administrative Law. A book taken up in this course is "GENERAL THEORY OF ADMINISTRATIVE LAW 3" written by Hiroshi SHIONO. However we don't have enough time. So, in this course, we pick up 'General Principle of Administrative Law', 'Administrative Discretion', 'Administrative Disposition', 'Administrative Guidance', 'Action for Revocation of Administrative Disposition', 'State Redress', 'Just Compensation', and 'Objective Litigation'(include Transitional Measures Concerning Citizen Actions and Interagency Actions).

At the end of the course, students are expected to explain basic matters and to choose a framework for handling administrative disputes.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following; In class contribution: 100%.

LAW500A1

## 公法特殊研究Ⅱ

高橋 滋

備考（履修条件等）：修士「行政法特殊講義Ⅱ」科目と合同開講

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、受講者の問題関心を踏まえつつ、①最近の行政判例を取り上げて判例分析の手法を体得すること（判例研究）と、②行政法学の重要文献を分析・読解する手法を身に付け、行政法理論の深化・発展の端緒を発見し、明確化する能力を体得すること（文献読解）を課題とするコースワーク科目である。

なお、本科目は、行政法特殊講義Ⅱとの合併科目である。基本的に受講者の分担報告により授業を進める。素材の選択は相談のうえ行う。なお、受講者の希望によっては、授業内容・方法を変更することがある。具体的には、初回の授業にて相談し、決定する。

### 【到達目標】

- ①行政法の基本的な法理論を修士レベルより深く理解し、博士論文の作成に生かせる能力を涵養する。
- ②行政判例や行政法に関する重要文献を読み、問題点などを批判的・創造的に分析し、博士論文の作成に生かすことのできる能力を涵養する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

一般的な演習形式による。基本的に、Zoomを用いたオンライン講義の形式を採用する。少人数の演習講義のため、対面とはほぼ同様の講義環境を維持できるものと考えている。フィードバックは、報告・討論を通じて、常に行われる。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	打合せ
第2回	判例研究（最新最高裁判例研究）①	判例収集・判例選定- 博士論文との関わり視点から
第3回	判例研究（最新最高裁判例研究）②	判例文・評釈の読解・論点抽出- 博士論文との関わり視点から
第4回	判例研究（最新最高裁判例研究）③	代表的な評釈の精読- 行政法理論の深化・発展の見地から
第5回	判例研究（最新最高裁判例研究）④	代表的な評釈の追加的な精読- 行政法理論の深化・発展の見地から
第6回	判例研究（最新最高裁判例研究）⑤	判例の精査- 行政法理論の深化・発展の見地から
第7回	判例研究（最新最高裁判例研究）⑥	判例の追加的な精査- 行政法理論の深化・発展の見地から
第8回	文献読解（重要行政法文献読解）①	文献収集- 博士論文との関わり視点から
第9回	文献読解（重要行政法文献読解）②	文献の第一次選定- 博士論文との関わり視点から
第10回	文献読解（重要行政法文献読解）③	文献の第二次選定- 博士論文との関わり視点から
第11回	文献読解（重要行政法文献読解）④	文献精読（その1）- 行政法理論の深化・発展の端緒の探究
第12回	文献読解（重要行政法文献読解）⑤	文献精読（その2）- 行政法理論の深化・発展の端緒の把握
第13回	文献読解（重要行政法文献読解）⑥	文献精読（その3）- 行政法理論の深化・発展の端緒の深堀り
第14回	文献読解（重要行政法文献読解）⑦	比較文献精読- 行政法理論の深化・発展の端緒の析出

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

受講者は、報告が割り当てられ回については、与えられた課題を、必要な文献収集と報告書の作成等を通じて、十分に準備する。他の受講者は、課題について予め提出された報告者のレポートを読み、必要な準備作業を行って演習に参加する。各受講者は、演習のなかで指示された復習事項を的確に復習することが求められる。

予習・復習を含め、一回当たり4時間の学習を行うものとする。

### 【テキスト（教科書）】

特になし。

### 【参考書】

特になし。

### 【成績評価の方法と基準】

受講者によるレポートの完成度と討議への貢献度を基準として評価する（100％）。

### 【学生の意見等からの気づき】

論文作成作業の進捗状況に即した講義内容の構築の重要性を再認識した。

### 【学生が準備すべき機器他】

特になし。

### 【その他の重要事項】

本科目は行政法特殊講義Ⅱとの合併科目である。博士後期課程の受講者に対しては、担当教員の修士課程の受講者に対する教育・指導等に協力することを通じて、修士課程において求められる知識・能力を再確認し、深化させることが期待される。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>行政法、環境法、地方自治法

<研究テーマ>

①行政手続法、②行政訴訟、③行政不服審査法、④公務員法、⑤科学技術安全法、⑥環境法

<主要研究業績>

<単著>

- 1.『現代型訴訟と行政裁量』（弘文堂、1990年）
- 2.『行政手続法』（ぎょうせい、1996年）
- 3.『先端技術の行政法理』（岩波書店、1998年）
- 4.『行政法〔第2版〕』（弘文堂、2018年）
- 5.『法曹実務のための行政法入門』（判例時報社、20121年）
- 6.『科学技術と行政法学』（有斐閣、2021年）
- 7.『環境政策と行政法学』（日本評論社、2022年）

その他、『条解行政訴訟法（第4版）』（弘文堂）、『条解行政情報関連三法』（弘文堂）、『条解行政不服審査法〔第2版〕』（弘文堂）、『改正行政事件訴訟法施行状況の検証』（商事法務）等、共著・編著書、23点（改訂版を含む）。

### 【Outline (in English)】

【Course outline】 This seminar is for students at all grades of doctor course. Students will analyze some famous theses in the field of administrative law and some cases of administrative law and report famous cases at the Supreme Court.

【Learning Objectives】 Participants are expected to improve their research ability of administrative law through this seminar.

【Learning activities outside of classroom】

Students are expected to write reports on assigned assignments and prepare to participate in discussions.

【Grading Criteria /Policy】

Students' grades are evaluated by the degree of completion of the report and the degree of contribution to the discussion.

LAW500A1

## 公法特殊研究 I

森田 章夫

備考（履修条件等）：隔週開講

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

国際法の基本事項に関する発展的な問題を扱った外国文献の検討を通じて、国際法を研究する上での基本的な理論と概念についての理解を深める、コースワーク科目である。今年度は、フランス語、ドイツ語文献を取り扱う。

## 【到達目標】

1. 外国語文献で説明されている内容を、日本語で正確に説明できる力を身につける。
2. 取り上げられているテーマについて、どのような問題意識に基づいて取り上げられており、何が重要な事項として示されているのかを把握し、それを簡潔にまとめて示すことができる文章力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

授業は演習形式で実施する。各回、対象文献について参加者は日本語での要約とコメントを記載したレジュメを事前に用意し、その説明と質疑応答を通じて授業を進める。

授業の対象は、参加者の興味関心に応じて、適宜の修正があり得る。

対面授業に加えて、オンラインでの開講を予定している。それにとまなう各回の授業計画、学習に必要な資料等、具体的な授業の方法その他は、学習支援システムで提示する。

課題等に対するフィードバックは、授業中での回答や学習支援システム掲示板を用いて行う。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

## 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	授業の進め方、基本文献、参考文献につ
第 2 回	慣習国際法	法源論をめぐる近時の理論的問題・国家実行を検討する。
第 3 回	条約法の諸問題 1	条約の解釈をめぐる議論を検討する。
第 4 回	条約法の諸問題 2	条約法の他の諸問題について検討する。
第 5 回	国家管轄権 1	管轄権の域外適用をめぐる理論的問題について検討する。
第 6 回	国家管轄権 2	管轄権の域外適用をめぐる近時の国家実行について検討する。
第 7 回	国際責任 1	国家責任法の諸問題について、理論的問題を検討する。
第 8 回	国際責任 2	国家責任法の諸問題について、国際判例を検討する。
第 9 回	国際責任 3	国家責任法の諸問題について、近時の国家実行を検討する。
第 10 回	国際裁判	国際裁判をめぐる動向について検討する。
第 11 回	武力行使規制	武力行使禁止原則と自衛権をめぐる近年の議論状況について検討する。
第 12 回	国際安全保障	国際安全保障の最新動向について検討する。
第 13 回	国際刑事法	国際刑事法の最新動向について検討する。
第 14 回	まとめ	全体のまとめ

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告担当者はレジュメを作成し、事前に提出する。その他の受講者も指定された文献を精読し、報告者のレジュメに対するコメントを考える。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

## 【テキスト（教科書）】

\*授業で検討する対象文献については、適宜指示または配布する。

## 【参考書】

授業冒頭に指示する。

## 【成績評価の方法と基準】

- 事前レジュメの提出 (30%)
- 要約及び見解の授業内でのプレゼンテーション (30%)
- 授業内での建設的な疑問及び批判の提示 (30%)
- 議論への積極的参加 (10%)

## 【学生の意見等からの気づき】

予習と復習の深さが、得られるものの大きさに繋がります。

## 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

国際法

<研究テーマ>

国際コントロール、海洋法、国家管轄権

<主要研究業績>①『国際コントロールの理論と実行』（東京大学出版会、2000年）②『講義国際法【第2版】』（共編著、有斐閣、2010）③「英米臨検権論争の国際法上の意義」柳原正治編『変転する国際社会と国際法の機能 内田久司先生追悼論集』（信山社、2018年）

## 【Outline (in English)】

Through the in-depth reading of important academic materials, students will nurture their understanding of fundamental principles and concepts of contemporary international law and also catch up most advanced trends in international legal academics.

Students are expected to obtain key knowledge, esp. structure and basic concept in this field.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend 2 hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following:

Short reports and their presentation: 60%

In class contribution: 40%

LAW500A1

## 公法特殊研究Ⅱ

森田 章夫

備考（履修条件等）：隔週開講

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

国際法の基本事項に関する発展的な問題を扱った外国文献の検討を通じて、国際法を研究する上での基本的な理論と概念についての理解を深めるコースワーク科目である。

今年度は、海洋法に関する、フランス語、ドイツ語文献を取り扱う。

### 【到達目標】

1. 外国語文献で説明されている内容を、日本語で正確に説明できる力を身につける。
2. 取り上げられているテーマについて、どのような問題意識に基づいて取り上げられており、何が重要な事項として示されているのかを把握し、それを簡潔にまとめて示すことができる文章力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

授業は演習形式で実施する。各回、対象文献について参加者は日本語での要約とコメントを記載したレジュメを事前に用意し、その説明と質疑応答を通じて授業を進める。

授業の対象は、参加者の興味関心に応じて、適宜の修正があり得る。

対面とオンラインでの開講を予定している。それにとまう各回の授業計画、学習に必要な資料等、具体的な授業の方法その他は、学習支援システムで提示する。

課題等に対するフィードバックは、オンライン授業中での回答や学習支援システム掲示板を用いて行う。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	授業の進め方、基本文献、参考文献についての説明。
第2回	領海の幅員	領海の幅員をめぐる理論・国家実行を検討する。
第3回	無害通航権	無害通航権をめぐる理論・国家実行を検討する。
第4回	無害でない通航	無害でない通航についての執りうる措置をめぐる理論・国家実行を検討する。
第5回	接続水域	接続水域をめぐる理論・国家実行を検討する。
第6回	追跡権	追跡権をめぐる理論・国家実行を検討する。
第7回	排他的経済水域	排他的経済水域をめぐる理論・国家実行を検討する。
第8回	大陸棚	大陸棚をめぐる理論・国家実行を検討する。
第9回	旗国主義	旗国主義をめぐる理論・国家実行を検討する。
第10回	旗国主義の例外：海賊行為	海賊行為をめぐる理論・国家実行を検討する。
第11回	旗国主義の例外：その他の事由	旗国主義の例外につき、その他の事由をめぐる理論・国家実行を検討する。
第12回	海上法執行	海上法執行をめぐる理論・国家実行を検討する。
第13回	紛争解決	海洋法に関する紛争解決をめぐる理論・国家実行を検討する。
第14回	まとめ	近時の国家実行・学説動向のまとめ

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告担当者はレジュメを作成し、事前に提出する。その他の受講者も指定された文献を精読し、報告者のレジュメに対するコメントを考える。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

\*授業で検討する対象文献については、適宜指示または配布する。

### 【参考書】

授業冒頭に指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

- 事前レジュメの提出 (30%)
- 要約及び見解の授業内でのプレゼンテーション (30%)
- 授業内での建設的な疑問及び批判の提示 (30%)
- 議論への積極的参加 (10%)

### 【学生の意見等からの気づき】

予習と復習の深さが、得られるものの大きさに繋がります。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

国際法

<研究テーマ>

国際コントロール、海洋法、国家管轄権

<主要研究業績>①『国際コントロールの理論と実行』（東京大学出版会、2000年）②『講義国際法【第2版】』（共編者、有斐閣、2010）③「英米臨検権論争の国際法上の意義」柳原正治編『変転する国際社会と国際法の機能 内田久司先生追悼論集』（信山社、2018年）

### 【Outline (in English)】

Through the in-depth reading of important academic materials, students will nurture their understanding of fundamental principles and concepts of contemporary international law and also catch up most advanced trends in international legal academics.

Students are expected to obtain key knowledge, esp. structure and basic concept in this field.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend 2 hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following:  
Short reports and their presentation: 60%

In class contribution: 40%

LAW500A1

## 公法特殊研究Ⅲ

建石 真公子

備考(履修条件等)：修士「憲法特殊講義Ⅰ」科目と合同開講

その他属性：

## 【授業の概要と目的(何を学ぶか)】

コースワーク科目である公法特殊研究Ⅲでは、違憲審査制について、憲法保障としての側面、人権保障としての側面を学説及び判例から理解する。さらに人権保障の側面、裁判所における人権条約の適用の提起する課題について、立憲主義と司法の国際化との関係で考察する。また比較法の観点から、諸外国の違憲審査制及びヨーロッパ人権裁判所についても学ぶ。講義の目的は、憲法学に関する現代理論を理解し、自ら解決への道筋を発見することである。

## 【到達目標】

現代の憲法学に提起されている課題、及び日本国憲法に提起されている課題一憲法改正、平和主義、議会制民主主義の膠着、差別など一に関して憲法理論上の問題を理解し、解決について自ら考える能力を養う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

予め提示した資料(文献、判例、映画等)について、各自が事前に予習をし、授業では担当者がレジュメを作成し、内容及び課題について報告する。提示された課題について、参加者でディスカッションする。次回授業までに、授業内容に関する意見をリアクションペーパーに用意する。なお、人権保障と違憲訴訟について具体的な課題について検討するために、参加者の希望により人権課題を定め、人権侵害の状況、対応を調べ、外部の研究會参加、あるいは憲法訴訟を担当する弁護士事務所を教員と共に訪問するなどのフィールドワークを実施する。報告内容や提出されたリアクションペーパーに関して、課題や評価する点などは口頭で、場合によっては文章によって指摘する。質問は、授業意中、またメールでいつでもご連絡してください。

## 【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり/Yes

## 【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】

あり/Yes

## 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	授業概要を紹介し、幾つかの文献を提示。参加者の関心等をディスカッションしたうえで、次回以降の資料を決定する。
第2回	違憲審査制の歴史について	違憲審査制はなぜ登場したのかを、文献を読み考察。
第3回	違憲審査制の制度について、ドイツについて検討。	文献からドイツの違憲審査制の制度、特徴を学ぶ。
第4回	違憲審査制の制度について、ドイツの検討を継続	文献及び判例から、ドイツの憲法裁判所の制度と解釈方法について考察する
第5回	違憲審査制について、フランスに関して制度と歴史を学ぶ	文献及び判例から、フランスの違憲審査制の特徴を学ぶ
第6回	違憲審査制について、フランスに関して最近の重要な変化について学ぶ	文献及び判例から、フランスの制度の変更の意義について考察
第7回	違憲審査制について、アメリカの制度について学ぶ。	学説及び判例から、アメリカの司法審査制の特徴を理解する。
第8回	違憲審査制について、アメリカの制度及び判例について学ぶ。	判例集から代表的な判例を取り上げ、アメリカの司法審査の審査方法について考察する。
第9回	同性婚の合憲性に関する違憲審査に関するアメリカ連邦最高裁判所、フランス憲法院、ドイツ憲法裁判所の判決の比較	同性婚法の違憲審査の米、仏、独の比較から、人権解釈の相違を考察する。
第10回	同性婚法に関する違憲審査性比較の継続	判決をもとに、議論を深める
第11回	ヨーロッパにおける平和と民主主義、人権保障の確立を目的として誕生したヨーロッパ人権裁判所の創設の意義を学ぶ	文献及び判例集をもとに、ヨーロッパ人権裁判所の歴史及び制度を考察
第12回	ヨーロッパ人権裁判所の制度及び判例について理解する	国家主権は人権条約によって制約されているのか。ヨーロッパ人権裁判所判決の履行との関係を考察する

第13回 違憲審査制と国民主権の関係について考察

第14回 春学期の総括

これまでの議論から、立憲主義における司法権と立法権のあり方について考察する  
違憲審査制の提起する課題、及び検討の方法について参加者でディスカッション。

## 【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

授業の準備学習として、予め周知または配付している文献資料を読み、理解する。さらに、疑問点がある場合や資料中に他の文献の引用がある場合には、それらにもできるだけ目を通し理解を深めておく。復習としては、授業での論点や争点について理解を深めておく。本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

## 【テキスト(教科書)】

適宜紹介する。

## 【参考書】

適宜紹介する。

## 【成績評価の方法と基準】

議論への参加：50%。

授業での報告：50%。

## 【学生の意見等からの気づき】

2019年度の意見はまだ頂いておりません。

## 【学生が準備すべき機器他】

特にありません。

## 【担当教員の専門分野等】

&lt;専門領域&gt;

憲法学、国際人権法学

&lt;研究テーマ&gt;

人権の裁判的保障

生命倫理と人権

<主要研究業績>建石真公子「終末期(人生の最終段階)における治療の選択と『尊厳ある人生の終わりを迎える権利』とは—フランスにおけるCovid-19禍のもたらした『死と尊厳』の再検討の動きから—」in 香川知品、土井健司編『人間の尊厳とは—コロナ危機を経て—』日本学術会議叢書、2023年、p.51-85。建石真公子「新型コロナウイルス感染症と人権—生命権、健康権保護における国際人権法、欧州および日本における課題—」国際人権33号(2022年)、p.33-38。建石真公子「スポーツという権利、スポーツにおける権利—ジェンダーと人権枠組の視点から—」ジェンダーと法、No.19(2022年)、p.107-122。建石真公子「代理懐胎をめぐる人権と法の課題—人体の不可処分性原則を中心に—」、二宮周平編『生殖補助医療—養子&里親によるLGBTQの家族形成支援—その可能性と支援システムの構築』信山社(2022年)、p.220-221。建石真公子「新型コロナ禍でのトリアージと患者の人権をめぐるフランスと欧州人権機関」、土井憲司、田坂さつき、加藤泰史編『コロナ禍とトリアージを問う』青弓社(2022年)、p.45-66。建石真公子(2022)「同性婚と憲法：フランスの同性婚法をめぐる『婚姻の自由』と『平等』」法律時報94巻6号、p.32-38。建石真公子「生命への介入、その法的課題(1)-(22)(隔月連載)時の法令、2020年4月～2022年3月。真公子「生命への介入、その法的課題(1)-(22)(隔月連載)時の法令、2020年4月～2022年3月。建石真公子「日本における研究目的の『ヒト胚のゲノム編集』と『ヒト胚の作成』—人権の観点からどう考えるか—」学術の動向、25/10、2020年、p.40-45。建石真公子「わいせつ概念の再構築—「四畳半襖の下張」事件」判例百選第7版、2019年。建石真公子「個人の尊重とゲノム(遺伝)情報保護—フランスにおける個人情報保護制度を例に—」『憲法の普遍性と歴史性』辻村みよ子先生古稀記念論集、日本評論社、2019年。共編者『ヨーロッパ人権裁判所の判例II』信山社、2019年。建石真公子「トランスジェンダーの権利論—ジェンダー・アイデンティティをめぐる個人の尊重の射程—」『スポーツ・医・科学研究報告II』2019年、p.9-22。建石真公子「フランスにおける「私生活の尊重の権利」の憲法規範化」憲法研究4号、2019年、p.79-92。・Hiroko Tateishi, Sources du droit et interprétation des juges: l'émergence d'un dialogue avec le droit comparé et les traités internationaux relatifs aux droits de l'homme à la Cour suprême du Japon, in C.Guerin-Bargues et H.Yamamoto(sous la direction), Aux sources nouvelles du droit, Mare & martin, 2018, p.237-258。建石真公子「提供型生殖補助医療(代理懐胎を含む)における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権(ミニ・シンポジウム 提供型生殖補助医療(代理懐胎を含む)における人権保護の課題)」比較法研究、no.80,2018,p.217-223。建石真公子「同性愛者の権利(LGB・SO)の権利保障の進展における私生活の尊重・人格権・差別禁止」平成29年度日本体育協会スポーツ医・科学報告I『スポーツ指導に必要なLGBTの人々への配慮に関する調査研究』、2018年、p.7-19。建石真公子「ヨーロッパ人権条約第15議定書による『補充原則の条約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自律性」、工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・斉藤久編『戸波江二先生古稀記念 憲法学の創造的展開』信山社、2017年12月、101-124頁。総頁801頁。『提供型生殖補助医療(代理懐胎を含む)における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権』比較法研究、80号。フランスの人権保障における合憲性と条約適合性—辻村みよ子編『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017年3月。

## 【Outline (in English)】

&lt; Course outline &gt;

We examine the theory and the jurisprudence about Judicial Review from the viewpoint of the guarantee of the Constitution and the protection of Human rights. Furthermore, in terms of human rights protection, the issues posed by the application of the Convention on Human Rights in the Courts will be discussed in relation to the globalization of constitutionalism and justice.

We also consider the jurisprudence of the European Human Rights Court and also that of foreign countries.

< Learning Objectives >

The purpose of the lecture is to understand the question in the modern constitutional theory, and discover the path to solution itself. You will develop an understanding of the issues raised by contemporary constitutional law and by the Japanese Constitution - constitutional reform, pacifism, parliamentary democracy, discrimination, etc. - and the ability to think for yourself about the solutions.

< Learning activities outside of classroom >

Students will be expected to have completed the required assignments after each class meeting. Your study time will be more than four hours for a class.

< Grading Criteria/Policy >

Grading will be decided based on the quality of the students' contribution in the class.

LAW500A1

## 公法特殊研究IV

Thierry RENOUX

備考（履修条件等）：修士「憲法特殊講義Ⅱ」科目と合同開講

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この講義は、「人間に関する憲法学と言うテーマで、ヨーロッパにおける生命の始まり、終末期、出自へのアクセス、親子関係」について学びます。すなわち、比較法の観点から、人生の始まりから終わりまで、人間の基本的権利に関する現代の主要な問題をよりよく理解するために必要なあらゆる法律文書を学生に提供しつつ、憲法学及び人権の観点から上述のテーマに関して考えることを主な目的としている。

憲法と言う枠組みでこの問題を考える理由は、次の三つである。第一に、その問題を基本的人権の観点から権利の内容を詳細に理解することができる。第二に、フランスの憲法の独自性として、日本と異なり、いわゆる「生命倫理」法という法律があるということである。科学や社会的モラルの発展に照らして7年ごとに定期的に、生殖医療の利用、中絶、終末期のケアなどに関して、人間の基本権がいかに保護されるかが法によって規定されているからである。最後に、2022年末からの「人生の終わりに関する市民大会」と言う市民参加の会議を契機として、憲法に関する議論がより見直され、科学的発見に永久されることなく、より緩やかに、社会の期待に沿った形で法律が進化していることである。

生命倫理法は、最新の科学の進歩による人間への科学の利用を規制・制限するもので、憲法だけでなく、欧州法、国際人権法への適合性も審査されることになる。その結果、基本的人権の全体像が徐々に形作られつつあり、立法者はそれを尊重することが義務付けられている。

この科目を構成する法的枠組み（フランス、ヨーロッパ、国際的な人権法）と基本原則（尊厳、自由、連帯）を提示した後、3部構成の各コースは、人間の基本的権利について深く学ぶ機会となっている。

## 【到達目標】

学種を通じて次の二つの能力を養うことを目的としている。

＜自立して学習する＞：1. 法律知識を収集し習得する方法を知っている、2. 個人として考察を行う方法を知っている、3. 基本的人権の学習により、個人的な意見を形成し、簡潔に明確に表現する方法を知っている、4. 自分の個人的信念と正反対の原理に基づく法的意見を理解する方法を知っている。

＜学習方法＞：1. 非常に特殊なテーマであってもそれに関する文書調査の実施方法を知っている、2. インターネット上のオンライン法律リソースを活用する方法を知っている、3. 議論の難しい（デリケートな）社会問題についての議論を導く方法を知っている、4. 比較法の観点からに法律研究を行い結論に導くことができる、5. 研究者または専門家としてかどうにかかわらず、基本的人権に関わる分野において永続的な関心を保持するために必要な法的スキルを持つこと。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

授業は、各セッションで講義を行い、その後、以下の手順でディベートを行います。

1° 研究された問題に適用されるすべての国内および国際的な法文を提示すること。

2° この特定の問題を、特に社会的、哲学的、歴史的、法的といったあらゆる側面から検討する。

3° 「判例」法を用いて問題を例示し、可能な法的対応を見極めることから始める。

4° 現在適用されている法原則が将来どのように発展しうるかを示すことにより、その内容と範囲を決定する。

5° 審査員の判断の多様性を提示することで、生徒の思考を豊かにする。

6° 学生からの質問、議論、コメント、ディベート。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

## 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	・イントロダクション	本授業では、法的枠組み、および人間に関する憲法の基本原理を検討する。 - 法的枠組みに関しては、フランス法、ヨーロッパ法、国際法を問わず、人権の内容と発展を促す主要なテキストを中心に典拠を紹介する。

## 第2回 ・基本原理

法的枠組みを構成する基本原則に関して、それらはすべて、人間の尊厳、自由と個人の自律性、そして最後に、個人と集団、あるいは人々の間の連帯という3つの大きな価値観に該当することが指摘される。特にフランスでは、配偶子提供や、妊娠に関わるすべての費用や終末期における本人のサポートについて、社会保障制度が責任を負うという文脈で、この最後の側面が非常に顕著に表れている。

第3回 第一部  
存在する  
A-胚と胎児の法的地位  
- あらゆる形態の奴隷化および劣化から人間の尊厳を守るという憲法上の価値のある原則を演繹している。  
ここで問題となるのは、一方では、この尊厳の基本原則に何を含めるべきか、他方では、それが絶対的な法原則であるかどうかということである。

憲法院は、1946年前文の第1段落から、あらゆる形態の奴隷化および劣化から人間の尊厳を守るという憲法上の価値のある原則を演繹している。ここで問題となるのは、一方では、この尊厳の基本原則に何を含めるべきか、他方では、それが絶対的な法原則であるかどうかということである。尊厳の正確な内容を定義するという問題の第1の側面に関して、フランスの憲法裁判官は、自分の管理下にある法律に定められている、人間の優位性、人生の初めからの人間の尊重、人体の不可侵性、完全性、非財産性、人間の種の完全性の原則は、「人間の尊厳を保護するという憲法原則の尊重を確保する傾向にある」と考えている。しかし、これらの補完的な原則は、より一般的な原則の一部なのだろうか。

第4回 -生命権、人間の尊厳、女性の権利  
-憲法に中絶の権利を規定するか。

ここで問われているのは、人間の尊厳の原則が、生命の始まりの法的概念に関するさまざまな意見にどの程度影響し、その結果、女性の妊娠中絶の権利(IVG)に影響を与えることができるかということである。

第5回 -胚と対峙にどのような権利が認められるか  
-胚を選別しても良いのだろうか。  
-クローンは禁止されるべきか。

フランスでは、法律上、胚は「人間」とはみなされない。そのため、「生命の誕生からすべての人間」を尊重するという原則が適用されない。しかし、もしそれが「潜在的な生命としての」人間であるなら、胚の科学研究は無制限に進めていいのだろうか。

第6回 B-生殖補助医療にはどのような権利が認められるか。  
-子を持つ権利、親になる権利は認められるか。  
-AMPの法的枠組みについて  
-出生前診断と親の権利：健康な子供を持つ権利？  
C-代理母に依頼する権利はあるのか。

生殖補助医療(AMP)とは、両親の性的結合の過程以外で子供を受精させることができるすべての手続きを指す。配偶者(IAC)や第三者からの配偶子で人工授精を行う方法と(IAD)、体外で受精させた胚を女性の体内に移植する方法(IVF)がある。

第7回 -代理懐胎とはどのようなものか。  
-ローマ法以来の原則、<母親は分娩者>を変えるべきか。

この技術においてどのような権利が関連し、課題となるのかを考察する。不妊症の人が「代理母」を利用する基本的な権利があるかどうかという問題は、1980年代のフランスで、ある県知事が不妊症のカップルに子供を身ももってくれる母親を紹介する協会の法的認知を拒否したことから始まった。その後、ヨーロッパではこの方法が発展し、海外で妊娠し代理母を父とする子ども親権の承認に深刻な問題が生じている。

第8回 第二部  
生きる  
A-アイデンティティの権利

世界人権宣言第6条（「すべての人は、いかなる場所においても、法の下に人として認められる権利を有する」と）と欧州人権裁判所の判例法は、ともに子どものアイデンティティの権利を明記している。そこで問題となるのは、この権利の具体的な内容である。

第9回 -生物学的アイデンティティ、生物学的性差、ジェンダー：基本的権利とは何か？  
-インターセクシャルおよびトランスジェンダーの基本的権利

欧米社会では、人のアイデンティティは出生時に割り当てられた性別によって特徴づけられると考えられている。しかし、人の性別や性差とは何なのか。新生児の同意なしに医師が定義すべきなのか？

第10回 B-自己の出自を知る権利  
-フランスにおける匿名出産("accouchement sous X")の法的枠組み  
-出自を知る権利は基本的人権か？

なぜ、「男女の入れ替わり」を想像することが難しいのか。フランスでは、妊婦は匿名で、公的機関(病院)または私的機関(診療所)で出産することを決めることができる。この場合、本人確認を求めるとはできず、調査もできない。患者は入院の秘密と身元を保持するだけでなく、出産を担当する医療チームに対して、生まれてくる子供を放棄することを法的に示すことができる。

- 第 11 回 -AMP から生まれた人または養子の出自を知る権利：フランスにおける人由来の組織の提供の匿名性。
- 第 12 回 第三部 死ぬ  
A-終末期における本人の権利について  
- 死の法的な定義は？  
-ヨーロッパにおける安楽死と自殺補助
- 第 13 回 B. 終末期における人間の尊厳  
-緩和ケア：ケアあるいは医療上の治療？ その限界は？
- 第 14 回 C- 講座の最後に討論を行う。  
自殺補助の権利の条件と限界について。  
-フランスにおける「終末期に関する市民会議」  
-2023 年秋、フランスにおける自殺補助と安楽死の権利の可能性をめぐる議論の状況

人体構成要素や製品の提供者の匿名性は、1994 年 7 月 29 日の法律の準備と投票時に、「フランスの生命倫理」の主要原則の一つとして提示された。このことは、批判を受ける可能性があるにもかかわらず、法律の基本要素として議論され確認されたにすぎない。しかし、この原則は、そのようなルールの帰結に関して、その正当性をより深く検討することを求めている。

医学の進歩は、死の時間を常に先延ばしにすることで、「治療のやり過ぎ」と表現されるように、終末期の人の権利を無視し行き過ぎた治療を行うようになってきている。

安楽死とは、ある人が他人の苦痛を和らげるために、その人の人生を終わらせることを決定する行為である。自殺補助は、病気である本人が自分の人生を終わらせることを決意し、その死を助けるために第三者の援助を求めるだけなので、全く異なる行為である。これらの死を巡る課題における人権について考える。

フランスでも、日本と同様、科学的知見の進化により、人生の終わりの境界線が年々後退している。高齢者が増えているのである。法律家にとって、このような科学的進歩は、人生の終焉を迎えつつある人間の尊厳の原則を厳密に遵守して初めて可能になる。

2021 年にフランスで生命倫理法が改正されて以来、立法者の関心は、深刻で不治の病に苦しむ人々が、ヨーロッパの他の国に行くことなく、自殺補助を利用することを望むという新しい要請に応える必要性に向けられている。

- Steineck C, Japanese discussions on the concept of "person" and its function in bioethics, *Journal international de bioéthique et d'éthique des sciences*, 2005/1-2 (Vol. 16), pp-29-40
- Ten Haven H. et Gordijn B. (eds), *Bioethics in a European Perspective*, Dordrecht-London-Boston, Kluwer Academic Publishers, 2001.
- Thiel (M-J), Human dignity: intrinsic or relative value? *Journal International de Bioéthique*, 2010/3 (Vol. 21), pp 51-62
- B- En langue française :
- Bachelard-Jobard C. : *L'eugénisme, la science et le droit*, Presses universitaires de France Ed., 2001
- Baertschi B. *La valeur de la vie humaine et l'intégrité de la personne*. Paris : PUF, 1995. Collection : Philosophie morale.
- Berten A. *Dictionnaire d'éthique et de philosophie morale*. 4e Edition. Paris : PUF, 1996. Collection : Quadrige.
- Bertrand-Mirkovic A, *La notion de personne : Étude visant à clarifier le statut juridique de l'enfant à naître*, Presses universitaires d'Aix-Marseille Editions, 2003
- Botbol-Baum M. *L'originalité du débat belge sur l'euthanasie : au-delà du conflit de principes*. Louvain Medical : *Revue de la Faculté de Médecine de l'UCL*, 1999, n° 118, pp. 412-417.
- Byk, C. : *Bioéthique et droit international : autour de la déclaration universelle sur la bioéthique et les droits de l'homme*, Litec-Lexis Nexis éditeur, 2007
- Canguilhem G. *Le normal et le pathologique*. 9e réédition. Paris : PUF, 2005. Collection : Quadrige.
- Canto-Sperber M., *Dictionnaire d'éthique et de philosophie morale*. Tomes 1 et 2. 4e édition. Paris, PUF, 2004 (1996). Collection Quadrige/Dicos poche.
- Cassin B., Crepon M., Prost F. *Morale : Éthique, Vocabulaire européen des philosophies*. Paris : Seuil/Le Robert, 2004, pp. 819-827.
- Cayla O. *Biologie, personne et droit*. *Bioéthique ou biodroit ?* in *Biologie, personne et droit*, *Revue « Droits »*, Presses universitaires de France, PUF, 1991,
- Claudot F, Van Baaren-Baudin et Chastonay : *Enseignement de l'éthique et des Droits de l'Homme en Europe*, in *Revue Santé Publique* 2006/1 (Vol. 18), pp. 85 à 90
- Dumas-Lavenac, S., *La Constitution, le Conseil constitutionnel et la bioéthique*, *Revue française de droit constitutionnel*, septembre 2022, n° 131, PUF édit. p. 695-702
- Depadt-Sebag V. *Droit et bioéthique* 2e édition Bruxelles, Editions Larcier, 2012
- Delfosse M.-L. et Bert C., *Bioéthique, droits de l'homme et biodroit*. *Textes internationaux, régionaux, belges et français*, Bruxelles, Larcier, 2009.
- Dumont L. *Essai sur l'individualisme, Une perspective sur l'idéologie moderne*. Paris : Seuil, 1983.
- Durand G., *Introduction générale à la bioéthique : histoire, concepts et outils*, Montréal-Paris, Fides-Cerf, 1999.
- Fagot-Largeault (A), *Un regard de philosophe sur le statut de l'embryon et de l'interruption volontaire de grossesse* in *Revue française des affaires sociales*, La Documentation française Edit. 2011 n°1 pp. 61 à 67
- Feuillet-Le Mintier B., *Normes nationales et internationales en bioéthique*, in *Revue française des affaires sociales* 2002/3, pp. 15 à 30
- Hirsch E., *Éthique, médecine et société*. *Comprendre, réfléchir, décider*, Paris, Editions Vuibert, 2007.
- Hottois G., *Qu'est-ce que la bioéthique ?* Paris, Editions Vrin, 2004.
- Le Bris C, *Transhumanisme et droits de l'homme : la protection de l'humanité et de l'identité humaine*, *Revue « Droit, Santé et Société »* 2020 N° 3-4 pp 21 à 32
- Lenoir N. et Mathieu B., *Le Droit international de la bioéthique (Textes)*, PUF, *Que sais-je ?* 1998
- Lenoir N. et Mathieu B., *Les normes internationales de la bioéthique*, PUF, *Que sais-je ?* 2ème éd. 2004
- Leroyer, A-M. *Le Conseil constitutionnel et l'embryon humain*, *Revue trimestrielle de droit civil*, octobre-décembre 2021, Dalloz Ed. N° 4, p. 867-869
- Renoux (T-S), *Code constitutionnel-Droits fondamentaux : Déclaration des droits de l'Homme et du citoyen (DDHC), Commentaire des articles et la jurisprudence relative aux articles 2 et 4 (liberté de la personne et droits à la vie)*, LexisNexis Editeur, Paris, 2021
- Renoux (T-S) "Mater semper certa est": brèves réflexions sur la gestation pour autrui et le principe d'égalité" in "Les droits de l'homme à la croisée des droits", *Mélanges en l'honneur du Professeur Frédéric Sudre*, LexisNexis, 2018, pp.633-643
- 【成績評価の方法と基準】**  
成績評価は、平常点 50%、レポート 50% です。
- 【学生の意見等からの気づき】**  
NOT APPLICABLE
- 【学生が準備すべき機器他】**  
講座中に POWER-POINT でコメントする形式で行われます。この POWER-POINT には、講義の要点と、講義で引用された法文・判例の参考文献のみを掲載します。そのため、講義を注意深く聞き、特に理解できない場合は遠慮なく質問することが重要です。  
MacBook 対応のプロジェクターを備えた教室は必須です。

**【その他の重要事項】**

Thierry S. RENOUX 教授は、パリ・ソルボンヌ大学を卒業しました。法学博士、憲法評議会（フランス憲法裁判所）法務部副部長、パリとマルセイユで弁護士として活動し、公法学のアグレガシオン試験に合格、法学部教授になる。現在、フランスで最も歴史があり有名な法学部の一つであるエクサンブロバンス大学法学・政治学部の教授を務めています。

基本権と比較法の専門家であり、フランス（École nationale de la magistrature）や海外（ドイツ、イタリア、日本、スペイン、ギリシャ、ルーマニア、ブルガリア、チェコ、アメリカ、コロンビア、アルゼンチン、ブラジル、チリ、タイ、台湾）で教鞭をとっている。いくつかの大学や機関で教鞭をとっている。

フランスでは、基本的人権の保護に関するフランスとヨーロッパのすべての判例を、フランス憲法と権利章の各条項に言及する解説の形で収録した「憲法典」（1800 ページ）を編集している。

同じ手法で、カンボジアで出版された英語の本（T-S Renoux et alii.）を（共同で）執筆した。カンボジア王国憲法注釈 "憲法評議会と選択的国際司法権の法理への注釈, Chhab Editions, Cambodia, 2018, 352 pages, (paper edition), E-edition: <https://www.amazon.com/Annotated-Constitution-Kingdom-Cambodia-Constitutional-ebook/dp/B075WNCMH8>。

最近では、代理管理法に着目（「Mater semper certa est」: brèves réflexions sur la gestation pour autrui et le principe d'égalité" in "Les droits de l'homme à la croisée des droits", Mélanges en l'honneur du Professeur Frédéric Sudre, LexisNexis, 2018, pp. など）しています。633-643）、国際女性の権利の日に際し、フランスで「生命倫理と基本権：子孫繁栄権」をテーマにした日仏コロキウムを開催した（2017）。

2022 年と 2023 年にパリと東京で、日本とフランスにおける Covid 19 の流行管理、特に基本的人権の保護に関する比較法シンポジウムを開催する日仏コンソーシアムの創設メンバーの 1 人です。

**【担当教員の専門分野等】**

<専門領域> 憲法学、ヨーロッパ法。

<研究テーマ>

司法権、違憲審査制、生命倫理と人権。

<主要研究業績>

その他の重要事項に記載。

**【Outline (in English)】****OUTLINE**

The course "Constitutional Law of the Human Person. Debates in Europe on the beginning of life, the end of life, access to origins and filiation" is interesting to follow for three reasons.

Firstly, because it provides a detailed knowledge of the content of the fundamental rights of the person. Secondly, with regard to the originality of French constitutional law on this point: in fact, unlike Japan, it is a law, the so-called "bioethics" law, which regularly, every seven years, taking into account the evolution of science and society's mores, specifies how the fundamental rights of the human person are protected, whether it be with regard to access to procreation techniques, voluntary interruption of pregnancy, or accompaniment at the end of life. Finally, thanks to the meeting of "citizens' conventions", constitutional law is being modernized and the law is evolving not by undergoing the discoveries of science but more gradually, according to the expectations of society.

This law, which regulates and limits the use of the latest scientific advances on the human being, is subject to a judicial review, also with European law and international human rights law. As a result, a whole corpus of fundamental human rights is gradually taking shape, which the legislator is obliged to respect.

After presenting the legal framework (French, European and international) and the fundamental principles (dignity, freedom and solidarity) that structure the subject, each of the three parts of the course is an opportunity to study in depth the fundamental rights of the human person:

**I EXIST**

The legal status of the embryo and the fetus in France

What rights should be recognized for medically assisted procreation?

Is there a right to resort to a surrogate mother?

**II LIVING**

The right of the person to an identity

The right of the person to know his or her origins

**III. DYING**

The rights of the person at the end of life

The protection of the dignity of the person at the end of life

The great debate: the conditions and limits of a person's right to assisted suicide.

**LEARNING OBJECTIVES**

The learning objectives are:

-Knowing how to be: 1° knowing how to gather and master one's legal knowledge, 2° knowing how to conduct a personal reflection, 3° knowing how to form and express clearly a personal opinion, in few words, thanks to the study of the fundamental rights of the human being, 4° knowing how to understand a legal opinion based on principles directly opposed to one's own personal convictions

-Know-how : 1° know how to carry out documentary research on a very specific subject, 2° know how to exploit online legal resources on the Internet, 3° know how to lead a debate on delicate societal subjects, 4° know how to construct and complete legal research in comparative law, 5° have the legal skills necessary to be able to hold a permanent job in a field where the fundamental rights of the human person are at stake, whether in an academic or professional environment.

NB:

1)The languages used during the course are French/English/Japanese. The course will be given mainly in French with simultaneous translation into Japanese. English can be used to ask questions or to clarify certain points during the debates which will take place in class.

2)The discussion, the debate is a central objective of this course.

**GRADING CRITERIA /POLICY**

Students must be present for the entire course. Grading is based on each student's active participation and attendance.

LAW500A1

## 民事法特殊研究 I

川村 洋子

備考（履修条件等）：修士「民法特殊講義Ⅴ」科目と合同開講

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本授業は、受講者の問題関心を踏まえて、民法分野の古典的文献や近時の重要文献を正確かつ分析的に読解することと、関連する判例をとりあげて判例評釈の方法を身につけることを目的とするコースワーク科目である。Iでは主に日本語文献・日本の判例をとりあげる。

### 【到達目標】

①先行研究の読解を通じて、民法上の諸制度の理論的基礎を深く理解し、博士論文作成に必要な研究能力を涵養すること。  
②民法判例を体系的かつ判例史的に位置づけ、その意義、射程、限界を読み解くことにより、博士論文作成に必要な基礎的能力を涵養すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

演習形式で行う。

リアルタイムオンライン方式（Zoom）を利用する予定。

受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業で取り扱うテーマと授業計画の説明
第2回	民法の問題状況の概観(1)	受講生の問題関心に応じた民法上の課題の整理と文献の収集その1
第3回	民法の問題状況の概観(2)	受講生の問題関心に応じた民法上の課題の整理と文献の収集その2
第4回	文献読解(1)	古典的文献の購読（報告）と議論その1
第5回	文献読解(2)	古典的文献の購読（報告）と議論その2
第6回	文献読解(3)	古典的文献の購読（報告）と議論その3
第7回	文献読解(4)	近時の重要文献の購読（報告）と議論その1
第8回	文献読解(5)	近時の重要文献の購読（報告）と議論その2
第9回	判例研究(1)	受講生の問題関心に応じた判例の収集・選定
第10回	判例研究(2)	事案の整理と判決文の読解
第11回	判例研究(3)	民法体系並びに判例史に照らした判例の精査
第12回	判例研究(4)	判例の射程並びに限界の検討
第13回	判例研究(5)	民法理論の深化の観点からの判例の分析その1
第14回	判例研究(6)	民法理論の深化の観点からの判例の分析その2

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の授業での報告のための文献・判例の調査・精読、関連資料の収集、分析。授業内で指示された課題への取り組み。本授業の準備学習・復習時間は各2時間以上を標準とする。

### 【テキスト（教科書）】

特になし。

### 【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

〈専門領域〉民法

〈研究テーマ〉契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

〈主要研究業績〉

①共編著『一般社団（財団）法人法逐条解説（上）』（2020年）

②「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって—担保債務か、債務不履行

責任か—」法学新報 122 巻 1・2 号（2015年）

③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111 巻 1 号（2013年）

④「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度（13）」法学志林 107 巻 3 号（2010年）

⑤「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』（2007年）所収

### 【Outline (in English)】

#### 【Course outline】

This course explores the key aspects of Japanese civil law by reading and discussing related essential materials and cases.

#### 【Learning Objectives】

Upon completion of this course, students are expected to develop critical and analytical abilities necessary for the preparation of their doctoral dissertation.

#### 【Learning activities outside of classroom】

Students are required to read assigned materials and prepare for other assignments. Your required study time is at least 4 hours for each class meeting.

#### 【Grading Criteria/Policy】

Class participation (including presentation or response papers to the assigned reading) (100%).

LAW500A1

**民法法特殊研究Ⅱ**

川村 洋子

備考（履修条件等）：修士「民法特殊講義Ⅵ」科目と合同開講

その他属性：

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

本授業は、受講者の問題関心を踏まえて、民法分野の古典的文献や近時の重要文献を正確かつ分析的に読解することと、関連する判例をとりあげて判例評釈の方法を身につけることを目的とするコースワーク科目である。Ⅱでは外国語文献・外国の判例をとりあげ、比較法研究を行う。

**【到達目標】**

①外国法の文献と判例の読解を通じて、民法上の諸制度の理論的基礎をより深く理解し、博士論文作成に必要な研究能力を涵養すること。  
②比較法研究の方法を身につけ、博士論文作成に必要な基礎的能力を涵養すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

演習形式で行う。

リアルタイムオンライン方式（Zoom）を利用する予定。

受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり/Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし/No

**【授業計画】 授業形態：オンライン/online**

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業で取り扱うテーマと授業計画の説明
第2回	比較法的観点からの民法の問題状況の概観(1)	受講生の問題関心に応じた民法上の課題の整理と外国法文献の収集その1
第3回	比較法的観点からの民法の問題状況の概観(2)	受講生の問題関心に応じた民法上の課題の整理と外国法文献の収集その2
第4回	文献読解(1)	外国法文献の購読（報告）と議論その1
第5回	文献読解(2)	外国法文献の購読（報告）と議論その2
第6回	文献読解(3)	外国法文献の購読（報告）と議論その3
第7回	文献読解(4)	外国法文献の購読（報告）と議論その4
第8回	文献読解(5)	外国法文献の購読（報告）と議論その5
第9回	判例研究(1)	受講生の問題関心に応じた外国法判例の収集・選定
第10回	判例研究(2)	外国法判例の事案の整理と判決文の読解
第11回	判例研究(3)	日本民法との比較法的観点からの外国法判例の精査その1
第12回	判例研究(4)	日本民法との比較法的観点からの外国法判例の精査その2
第13回	判例研究(5)	日本民法との比較法的観点からの外国法判例の精査その3
第14回	判例研究(6)	日本民法との比較法的観点からの外国法判例の精査その4

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

各回の授業での報告のための文献・判例の調査・精読、関連資料の収集、分析。授業内で指示された課題への取り組み。本授業の準備学習・復習時間は各2時間以上を標準とする。

**【テキスト（教科書）】**

特になし。

**【参考書】**

必要に応じて、適宜、指示する。

**【成績評価の方法と基準】**

平常点（100%）による。

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし。

**【担当教員の専門分野等】**

（専門領域）民法

（研究テーマ）契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

<主要研究業績>

①共編著『一般社団（財団）法人法逐条解説（上）』（2020年）

②『性状瑕疵の約束保障構成をめぐって—担保債務か、債務不履行責任か—』法学新報 122 巻 1・2 号（2015年）

③『法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）』法学志林 111 巻 1 号（2013年）

④『比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度（13）』法学志林 107 巻 3 号（2010年）

⑤『「損害賠償法の理論」と私』『平井宜雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』（2007年）所収

**【Outline (in English)】****【Course outline】**

This course explores the key aspects of Japanese civil law by reading and discussing related essential materials and cases.

**【Learning Objectives】**

Upon completion of this course, students are expected to develop critical and analytical abilities necessary for the preparation of their doctoral dissertation.

**【Learning activities outside of classroom】**

Students are required to read assigned materials and prepare for other assignments. Your required study time is at least 4 hours for each class meeting.

**【Grading Criteria/Policy】**

Class participation (including presentation or response papers to the assigned reading) (100%).

LAW500A1

## 民事法特殊研究 I

新堂 明子

備考（履修条件等）：修士「民法特殊講義Ⅲ」科目と合同開講

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読するコースワーク科目である。あわせて、判例、判例解説を読み、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文の書き方を学ぶ。

### 【到達目標】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読することによって、当該領域の学会における共通理解を理解する。あわせて、判例、判例解説を読み、かつ、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文が書けるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

全員が文献の指定箇所を読んでくる。報告者は指定箇所をレジュメまたはレポートにし、授業において報告をする。その後、全員で質疑応答、検討、討論を行う。そのうえで、レジュメまたはレポートに対し、フィードバックとして、評価を行う。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	ガイダンス
第2回	日本語文献講読（1）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第3回	日本語文献講読（2）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第4回	日本語文献講読（3）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第5回	判例評釈（1）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第6回	日本語文献講読（4）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第7回	日本語文献講読（5）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第8回	日本語文献講読（6）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第9回	判例評釈（2）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第10回	日本語文献講読（7）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第11回	日本語文献講読（8）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第12回	日本語文献講読（9）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第13回	日本語文献講読（10）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第14回	日本語文献講読（11）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

### 【参考書】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

準備学習および授業への取り組み方（平常点100%）

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 第三者のためにする契約、責任競合、純粋経済損失

<主要研究業績>

- ①中馬義直・新堂明子「§§ 537～539」谷口知平・五十嵐清編『新版 注釈民法（13）債権（4）（補訂版）』691～792頁（2006年）
  - ②新堂明子「たんなる不実表示と契約違反としての不実表示：イギリス法のスケッチ」みんけん:民事研修 660号 2～25頁（2012年）
  - ③同「契約と過失不法行為責任の衝突——建物の瑕疵により経済的損失（補修費用額）が生じる例をめぐって」北法 61巻 6号 2270～2249頁（2011年）
  - ④同「契約と過失不法行為責任の衝突——建物の瑕疵により経済的損失（補修費用額）が生じる例をめぐって」NBL 936号 17～28頁（2010年）
  - ⑤同「イギリス法における契約責任と不法行為責任の競合について」北大法学論集 60巻 6号 1752～1725頁（2010年）
- 同「建物の瑕疵の補修費用に関する建築請負人の建物買主に対する不法行為責任——最二判平成 19.7.6 を製造物責任法の観点から考察する」NBL 890号 53～63頁（2008年）

### 【Outline (in English)】

### 【Course outline】

reading texts about the Japanese civil law, seminar

【Learning Objectives】

understanding texts about the Japanese civil law

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapters from the text. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading Criteria/Policy】

reports and in-class contribution: 100%

LAW500A1

**民事法特殊研究Ⅱ**

新堂 明子

備考（履修条件等）：修士「民法特殊講義Ⅳ」科目と合同開講

その他属性：

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読するコースワーク科目である。あわせて、判例、判例解説を読み、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文の書き方を学ぶ。

**【到達目標】**

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読することによって、当該領域の学会における共通理解を理解する。あわせて、判例、判例解説を読み、かつ、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文が書けるようになる。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

全員が文献の指定箇所を読んでくる。報告者は指定箇所をレジュメまたはレポートにし、授業において報告をする。その後、全員で質疑応答、検討、討論を行う。そのうえで、レジュメまたはレポートに対し、フィードバックとして、評価を行う。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり/Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし/No

**【授業計画】 授業形態：対面/face to face**

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	ガイダンス
第2回	日本語文献講読（1）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第3回	日本語文献講読（2）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第4回	日本語文献講読（3）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第5回	判例評釈（1）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第6回	日本語文献講読（4）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第7回	日本語文献講読（5）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第8回	日本語文献講読（6）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第9回	判例評釈（2）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第10回	日本語文献講読（7）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第11回	日本語文献講読（8）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第12回	日本語文献講読（9）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第13回	日本語文献講読（10）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第14回	日本語文献講読（11）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

**【参考書】**

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

**【成績評価の方法と基準】**

準備学習および授業への取り組み方（平常点100%）

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし。

**【担当教員の専門分野等】**

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 第三者のためにする契約、責任競合、純粋経済損失

<主要研究業績>

- ①中馬義直・新堂明子「§§ 537～539」谷口知平・五十嵐清編『新版 注釈民法（13）債権（4）（補訂版）』691～792頁（2006年）
  - ②新堂明子「たんなる不実表示と契約違反としての不実表示：イギリス法のスケッチ」みんけん:民事研修 660号 2～25頁（2012年）
  - ③同「契約と過失不法行為責任の衝突——建物の瑕疵により経済的損失（補修費用額）が生じる例をめぐって」北法 61巻 6号 2270～2249頁（2011年）
  - ④同「契約と過失不法行為責任の衝突——建物の瑕疵により経済的損失（補修費用額）が生じる例をめぐって」NBL 936号 17～28頁（2010年）
  - ⑤同「イギリス法における契約責任と不法行為責任の競合について」北大法学論集 60巻 6号 1752～1725頁（2010年）
- 同「建物の瑕疵の補修費用に関する建築請負人の建物買主に対する不法行為責任——最二判平成 19.7.6 を製造物責任法の観点から考察する」NBL 890号 53～63頁（2008年）

**【Outline (in English)】****【Course outline】**

reading texts about the Japanese civil law, seminar

【Learning Objectives】

understanding texts about the Japanese civil law

【Learning activities outside of classroom】

Before each class meeting, students will be expected to have read the relevant chapters from the text. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading Criteria/Policy】

reports and in-class contribution: 100%

LAW500A1

## 民事法特殊研究 I

潘 阿憲

備考（履修条件等）：修士「商法特殊講義 I」科目と合同開講

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は会社法上の重要な論点のうち、受講生の研究テーマに応じて、比較法的考察も行いながら解釈論ないし立法論的な検討を行うコースワーク科目である。

### 【到達目標】

本講義は、受講生の学位請求論文形成のための基礎理論の構築とその展開を図ることを到達目標とするものである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

授業は、受講生による発表を受けて、ディスカッション形式で行う。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	本講義の授業概要と目的
第 2 回	課題設定	受講者の研究テーマに関連する課題の設定
第 3 回	研究概要	受講者の研究計画についての概要の作成
第 4 回	先行研究の検討その 1	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 5 回	先行研究の検討その 2	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 6 回	先行研究の検討その 3	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 7 回	先行研究の検討その 4	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 8 回	先行研究の検討その 5	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 9 回	判例研究その 1	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 10 回	判例研究その 2	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 11 回	判例研究その 3	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 12 回	判例研究その 3	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 13 回	判例研究その 3	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 14 回	判例研究その 4	受講者の研究テーマに関連する判例の検討

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

初回授業時に指示する

### 【参考書】

初回授業時に指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

授業での報告が 60 %、発言等が 40 % の割合で評価する。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし

### 【担当教員の専門分野等】

〈専門領域〉商法

〈研究テーマ〉株式会社法、保険法、金商法

### 【Outline (in English)】

This lecture is the special case studies on Corporation Law. The goals of this course is to understand the key issues of corporation law. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on Short reports(60%) and in class contribution(40%).

LAW500A1

## 民事法特殊研究Ⅱ

潘 阿憲

備考（履修条件等）：修士「商法特殊講義Ⅱ」科目と合同開講

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は会社法上の重要な論点のうち、受講生の研究テーマに応じて、比較法的考察も行いながら解釈論ないし立法論的な検討を行うコースワーク科目である。

## 【到達目標】

本講義は、前期の民事法特殊研究Ⅰの続きとして、受講生の学位請求論文形成のための基礎理論の構築とその展開を図ることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

受講生の研究テーマに関する重要な文献および判例を素材に報告・発表をおこない議論をして、当該論点に関する外国法の制度を討論する。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

## 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	外国法の検討その1	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第2回	外国法の検討その2	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第3回	外国法の検討その3	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第4回	外国法の検討その4	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第5回	外国法の検討その5	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第6回	外国法の検討その6	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第7回	外国法の検討その7	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第8回	外国法の検討その8	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第9回	外国法の検討その9	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第10回	外国法の検討その10	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第11回	外国法の検討その11	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第12回	外国法の検討その12	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第13回	外国法の検討その13	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第14回	外国法の検討その14	受講者の研究テーマに関連する外国法検討のまとめ

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

## 【テキスト（教科書）】

初回授業時に指示する

## 【参考書】

初回授業時に指示する。

## 【成績評価の方法と基準】

授業での報告・発表が60%、発言等が40%の割合で評価する。

## 【学生の意見等からの気づき】

特になし

## 【担当教員の専門分野等】

〈専門領域〉商法

〈研究テーマ〉株式会社法、保険法、金商法

## 【Outline (in English)】

This lecture is the special case studies on corporation Law. The goals of this course is to understand the key issues of corporation law. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on Short reports(60%) and in class contribution(40%).

LAW700A1

## 憲法特研演習 I

國分 典子

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業では、参加者各自が博士論文の完成を目指して、これに関する先行研究を理解しつつ、研究のスキルを磨いてゆきます。

### 【到達目標】

論文作成のために何が求められるかを理解し、自らの研究テーマに沿って質の高い論文を書くことができるようになることを目標とします。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

参加者がこれまでに書いた論文を見直し、問題点を確認した上で、今後の研究に何が求められるかを検討し、先行研究の確認、研究方法の考察、資料の読み込みなどを通じて、博士論文作成に向けてのスキルを身につけていきます。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	本授業の目標と今後の進め方についての議論	本授業の目標を確認し、今期の授業の進め方を参加者の希望を聞きつつ、決める。
第 2 回	修士論文の報告	参加者が書いた修士論文の概要を報告する。
第 3 回	修士論文の検討	参加者が書いた修士論文の問題点を検討する。
第 4 回	研究方法の検討（1）	修士論文を素材に、論文執筆にあたっての研究方法を検討する。
第 5 回	研究方法の検討（2）	研究方法論についての資料を読む。
第 6 回	研究方法の検討（3）	前回までの授業をもとに今後の研究方法について再確認する。
第 7 回	博士論文のテーマについての報告	参加者が現在考えている博士論文の構想について報告する。
第 8 回	博士論文にかかわる文献収集	博士論文にかかわる文献の収集状況を確認する。
第 9 回	博士論文にかかわる先行研究についての報告	参加者の博士論文にかかわる先行研究について報告する。
第 10 回	博士論文にかかわる先行研究についての検討	前回の報告を踏まえ、先行研究状況について検討する。
第 11 回	先行研究文献についての輪読	基礎的な先行研究文献を輪読する
第 12 回	先行研究文献についての議論	前回の輪読を踏まえ、読んだ文献についての議論を行う。
第 13 回	今後の研究方向についての検討	参加者がこれまでに読んだ文献を踏まえ、今後の研究の方向性について報告する。
第 14 回	今学期のまとめと課題の確認	これまでの検討・議論の内容を確認し、これからの課題を明らかにする。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

授業の中で適宜指示します。

### 【参考書】

授業の中で適宜指示します。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点 100 %で評価いたします。

### 【学生の意見等からの気づき】

今回が初めての授業なので、特にありません。

### 【学生が準備すべき機器他】

参加者との話し合いによって、ZOOM の授業を取り入れる可能性がありますので、ZOOM に対応できるよう、準備をお願いいたします。

### 【その他の重要事項】

対面授業を予定していますが、参加者の希望によってオンライン授業を取り入れる可能性があります。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

憲法、韓国法

<研究テーマ>

日韓の比較憲法思想史的研究、韓国の違憲審査制度についての研究

<主要研究業績>

『近代東アジア世界と憲法思想』（慶應義塾大学出版会、2012 年）

「韓国における『広義』の憲法改正と憲法裁判所の機能」駒村圭吾・待鳥聡史編『憲法改正の比較政治学』（弘文堂、2016 年）375 - 404 頁

【Outline (in English)】

【Course outline】

Each participant will hone his or her research skills with the goal of completing a doctoral dissertation, while gaining an understanding of previous research on the topic.

【Learning objectives】

The goal is for participants to understand what is required for writing a dissertation and to be able to write a enough quality dissertation.

【Learning activities of outside of classroom】

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

【Grading Criteria】

Grading will be decided based on in-class contributions.

LAW700A1

**憲法特研演習Ⅱ**

國分 典子

その他属性：

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

この授業では、参加者各自が博士論文の完成に向けて、憲法の文献を読み、比較法的な研究を深めつつ、論文のまとめかたのスキルを学んでゆくことを目的とします。

**【到達目標】**

参加者の博士論文の完成のために、必要な比較法的な思考と論文執筆のスキルを身に着けることを目標とします。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

参加者各自の研究状況を確認し、博士論文完成のために特に比較法的な観点から何が必要か、どのような考察方法が妥当かを議論してゆく。また博士論文のテーマに関わる文献を選定し、輪読する。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】** 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	研究テーマの確認と今後の進め方についての検討	参加者の研究テーマを確認し、本授業の進め方を検討する。
第2回	研究テーマに関する報告①	参加者が現在の研究状況について報告する。
第3回	①についての検討	前回の報告内容について議論・検討する。
第4回	研究テーマに関する報告②	①で報告していない参加者が現在の研究状況を報告する。
第5回	②についての検討	前回の報告内容について議論・検討する。
第6回	輪読文献の選定	参加者が自らの研究に必要な外国文献を持ち寄り、輪読する文献を選定する。
第7回	外国文献①の輪読	前回選定した外国文献の一つを輪読する。
第8回	外国文献②の輪読と検討	前回からの輪読の続きとその内容の検討を行う。
第9回	比較法的な考察	前回までの外国文献の検討に関し、比較法的な観点からさらに論点を考察する。
第10回	外国文献②の輪読	前回までと異なる外国文献を輪読する。
第11回	外国文献②の輪読と検討	前回までの輪読の続きとその内容の検討を行う。
第12回	比較法的な考察	前回までの外国文献②の検討に関し、比較法的な観点からの論点を考察する。
第13回	研究の進展状況の報告	参加者が博士論文執筆にあたっての研究状況を報告し、具体的な論文のまとめ方について検討を行う。
第14回	まとめと今後の課題の抽出	これまでの報告・議論のまとめを行い、今後の研究の課題を抽出する。

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

本授業の準備・復習時間は各2時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

授業の中で適宜指示します。

**【参考書】**

授業の中で適宜指示します。

**【成績評価の方法と基準】**

平常点 100 %で評価いたします。

**【学生の意見等からの気づき】**

今年度初めての開講なので、特にありません。

**【学生が準備すべき機器他】**

状況によって、ZOOMで行う場合があるかもしれませんので、ZOOMが使える環境を準備していただければと思います

**【その他の重要事項】**

参加者の希望によって、ZOOMで授業を行う可能性がありますので、よろしくお願いたします。

**【担当教員の専門分野等】**

<専門領域>

憲法、韓国法

<研究テーマ>

日韓比較憲法史、韓国の違憲審査制度

<主要研究業績>

『近代東アジア世界と憲法思想』（慶應義塾大学出版会、2012年）

『韓国の『広義』の憲法改正と憲法裁判所』駒村圭吾・待鳥聡史編『憲法改正の比較政治学』（弘文堂、2016年）

共編『コリアの法と社会』（日本評論社、2020年）

**【Outline (in English)】**

**【Course outline】**

Participants will read constitutional law literature, deepen their comparative legal research, and learn the skills of writing a dissertation in preparation for the completion of their own doctoral thesis.

**【Learning objectives】**

The goal is to equip participants with the necessary comparative legal thinking and dissertation writing skills to complete their doctoral dissertations.

**【Learning activities outside of classroom】**

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

**【Grading criteria】**

Grading will be decided based on in-class contributions.

LAW700A1

## 憲法特研演習 V

建石 真公子

備考(履修条件等)：修士「憲法論文指導Ⅲ」と合同開講

その他属性：

### 【授業の概要と目的(何を学ぶか)】

博士課程3年以上は、春学期では研究テーマの先行業績をできるだけ読み、論点を明らかにする。  
そのうえで、解明すべき独自の課題(仮説でも可)を発見することに務める。並行して、研究テーマに関する新しい指摘や発見などを提示する業績にも留意する。  
春学期中に、解明すべき「独自の」課題や視点の確立し、考察方法、必要資料を準備する事が望ましい。夏期休暇後には論文の提出となる。

### 【到達目標】

憲法学の基礎理論を理解し、決定した博士論文のテーマについて、先行研究や資料収集、調査をもとに、検討視角や考察方法を定める。さらに、全体の構成に沿って執筆を進め、設定した課題に関して、一定の仮説を基に考察結果を引きだしたうえで、自分なりの結論を明らかにし、論文として完成させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

憲法学の基本的な枠組みやパラダイム、議論を理解するために、多くの論文を読んでいく。論文読了後、内容についてまとめてレポートとして提出する。法律学の論理的な構造について内容の添削をして返却する。状況に応じて、オンライン授業、対面授業の両方の形式で実施する。報告内容や論文等については、課題に沿って評価できる点、問題点を口頭、場合によっては文章で指摘する。授業に関する質問は、授業中でも、またメールでもいつでも連絡してください。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】あり/Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】なし/No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	憲法学の基礎理論と修士論文の説明	授業の進め方と次回の課題
第2回	憲法学の基礎理論－立憲主義(1)	課題について報告する。文献検索のし方についても学ぶ。
第3回	憲法学の基礎理論－立憲主義(2)	課題について議論する。電子ジャーナルの検索について学ぶ。
第4回	憲法学の基礎理論－立憲主義(3)	課題に関してレポートを書く
第5回	憲法学の基礎理論－立憲主義(4)	レポートの修正を返却し、修正点について議論する。
第6回	憲法学の基礎理論－国民主権(1)	課題について報告する。
第7回	憲法学の基礎理論－国民主権(2)	課題について議論。
第8回	憲法学の基礎理論－国民主権(2)	課題に関してレポートを書く。
第9回	憲法学の基礎理論－国民主権(3)	修正したレポートに関して議論する。
第10回	憲法学の基礎理論－人権保障	課題について報告する。
第11回	憲法学の基礎理論－人権保障(2)	課題について議論。
第12回	憲法学の基礎理論－国民主権－人権保障(3)	課題に関してレポートを書く。
第13回	憲法学の基礎理論－国民主権－人権保障(4)	修正したレポートに関して議論する。
第14回	憲法学の基礎理論－国民主権－人権保障(5) 人権課題についてフィールドワーク	実際に社会において人権がどのような問題なのかを現場で理解する

### 【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

学生は、授業前に、課題の文献を読み、憲法の論点に関する予習を行う。あるいは、独自に準備した研究テーマに関わるレジュメを準備する。授業後は、授業中に提示された憲法上の論点や、争点となった課題に関して調べ理解する。

### 【テキスト(教科書)】

適宜、論文や書籍等を配布または紹介する。

### 【参考書】

適宜、テーマに沿った書籍や資料、文献等を配布または紹介する。

### 【成績評価の方法と基準】

ディスカッションへの参加(50%)。レポート提出(50%)。

### 【学生の意見等からの気づき】

学生独自に準備する研究テーマに関するレジュメの報告に関しては、授業の間隔を柔軟に配慮する。

### 【学生が準備すべき機器他】

なし。

### 【その他の重要事項】

自分で考え、問題の本質について独自の視点や問題点を追及する。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>憲法、国際人権法

<研究テーマ>

憲法と人権条約の関係

フランス憲法とヨーロッパ人権条約

人格権と身体にかかわる自己決定

<主要研究業績>

建石真公子「終末期(人生の最終段階)における治療の選択と『尊厳ある人生の終わりを迎える権利』とは—フランスにおける Covid-19 禍のもたらした『死と尊厳』の再検討の動きから—」in 香川知晶、土井健司編『人間の尊厳とは—コロナ危機を経て—』日本学術会議叢書、2023年、p.51-85. 建石真公子「新型コロナウイルス感染症と人権—生命権、健康権保護における国際人権法、欧州および日本における課題—」国際人権 33号(2022年)、p.33-38. 建石真公子「スポーツという権利、スポーツにおける権利—ジェンダーと人権枠組の視点から—」ジェンダーと法、No.19(2022年)、p.107-122. 建石真公子「代理懐胎をめぐる人権と法の課題—人体の不可処分性原則を中心に—」、二宮周平編『生殖補助医療・養子&里親による LGBTQ の家族形成支援—その可能性と支援システムの構築』信山社(2022年)、p.220-221. 建石真公子「新型コロナ禍でのトリアージと患者の人権をめぐるフランスと欧州人権機関、土井憲司、田坂さつき、加藤泰史編『コロナ禍とトリアージを問う』青弓社(2022年)、p.45-66. 建石真公子(2022)「同性婚と憲法：フランスの同性婚法をめぐる『婚姻の自由』と『平等』」法律時報 94巻6号、p.32-38. 建石真公子「生命への介入、その法的課題(1)-(21)(連載継続中)時の法令、2020年4月～2022年2月。建石真公子「日本における研究目的の『ヒト胚のゲノム編集』と『ヒト胚の作成』—人権の観点からどう考えるか—」学術の動向、25/10、2020年、p.40-45. 建石真公子「わいせつ概念の再構築—「四畳半襖の下張」事件」判例百選第7版、2019年。建石真公子「個人の尊重とゲノム(遺伝)情報保護—フランスにおける個人情報保護制度を例に」『憲法の普遍性と歴史性』辻村みよ子先生古稀記念論集、日本評論社、2019年。共編著『ヨーロッパ人権裁判所の判例 II』信山社、2019年。建石真公子「トランスジェンダーの権利論—ジェンダー・アイデンティティをめぐる個人の尊重の射程—」『スポーツ・医・科学研究報告 II』2019年、p.9-22. 建石真公子「フランスにおける「私生活の尊重の権利」の憲法規範化」憲法研究 4号、2019年、p.79-92. 建石真公子「提供型生殖補助医療(代理懐胎を含む)における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権(ミニ・シンポジウム 提供型生殖補助医療(代理懐胎を含む)における人権保護の課題)」比較法研究、no.80、2018、p.217-223. 建石真公子「同性愛者の権利(LGB・SO)の権利保障の進展における私生活の尊重・人格権・差別禁止」平成29年度 日本体育協会スポーツ医・科学研究報告 I  
『スポーツ指導に必要な LGBT の人々への配慮に関する調査研究』、2018年、p.7-19. 真公子「ヨーロッパ人権条約第15議定書による『補完性原則の条約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性、工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・斉藤久編『戸波江二先生古稀記念 憲法学の創造的展開』信山社、2017年12月、101-124頁。総頁801頁。  
・建石真公子「提供型生殖補助医療(代理懐胎を含む)における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権」比較法研究、80号。  
・建石真公子「フランスの人権保障における合憲性と条約適合性—」辻村みよ子編『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017年3月。

### 【Outline (in English)】

< Course outline >

In the spring semester, students in the third year of the doctoral course and above should read as much as possible of the previous works on the research topic to clarify the issues. Read as much as possible of the previous works on the research topic to clarify the issues, and then try to find an original issue (even a hypothesis) to be clarified.

At the same time, pay attention to the works that present new points and discoveries on the research theme.

< Learning Objectives >

During the spring semester, it is desirable to establish the "original" issues and perspectives to be clarified, and to prepare the methods and necessary materials for consideration. The paper will be submitted after the summer vacation.

< Learning activities outside of classroom >

Students will be expected to have completed the required assignments after each class meeting. Your study time will be more than four hours for a class.

< Grading Criteria/Policy >

Grading will be decided based on the quality of the students' contribution in the class (100%).

LAW700A1

憲法特研演習Ⅵ

建石 真公子

備考（履修条件等）：修士「憲法論文指導Ⅳ」と合同開講

その他属性：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この講義は、ヨーロッパにおける生命の始まり、終末期、出自へのアクセス、親子関係について学ぶ。比較法の観点から、人生の始まりから終わりまで、人間の基本的権利に関する現代の主要な問題をよりよく理解するために必要なあらゆる法律文書を学生に提供しつつ、憲法学及び人権の観点から上述のテーマに関して考えることを主な目的としている。

【到達目標】

この授業を履修することで、人間や生命に関する憲法学の全体像や、問題視角、また生まれること、生きること、死ぬことに関する具体的な人権問題を理解することができる。

法学分野における生命倫理に関わる問題を、法的に理解し、内容を遠投し、考える能力を養うことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、各セッションで講義を行い、その後、以下の手順でディベートを行います。

- 1° 研究された問題に適用されるすべての国内および国際的な法文を提示すること。
- 2° この特定の問題を、特に社会的、哲学的、歴史的、法的といったあらゆる側面から検討する。
- 3° 「判例」法を用いて問題を例示し、可能な法的対応を見極めることから始める。
- 4° 現在適用されている法原則が将来どのように発展しうるかを示すことにより、その内容と範囲を決定する。
- 5° 審査員の判断の多様性を提示することで、生徒の思考を豊かにする。
- 6° 学生からの質問、議論、コメント、ディベート。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	・ イントロダクション	本授業では、法的枠組み、および人間に関する憲法の基本原理を検討する。 - 法的枠組みに関しては、フランス法、ヨーロッパ法、国際法を問わず、人権の内容と発展を促す主要なテキストを中心に典拠を紹介する。
第 2 回	・ 基本原理	法的枠組みを構成する基本原則に関して、それらはすべて、人間の尊厳、自由と個人の自律性、そして最後に、個人と集団、あるいは人々の間の連帯という 3 つの大きな価値観に該当することが指摘される。特にフランスでは、配偶子提供や、妊娠に関わるすべての費用や終末期における本人のサポートについて、社会保障制度が責任を負うという文脈で、この最後の側面が非常に顕著に表れている。
第 3 回	第一部 存在する A-胚と胎児の法的地位 - あらゆる形態の奴隷化および非人道的扱いから人間の尊厳を守ること、これは憲法上の価値を持つ原則である。	憲法院は、1946 年前文の第 1 段落から、あらゆる形態の奴隷化および劣化から人間の尊厳を守るという憲法上の価値のある原則を演繹している。 ここで問題となるのは、一方では、この尊厳の基本原則に何を含めるべきか、他方では、それが絶対的な法原則であるかどうかということである。 尊厳の正確な内容を定義するという問題の第 1 の側面に関して、フランスの憲法裁判官は、自分の管理下にある法律に定められている、人間の優位性、人生の初めからの人間の尊重、人体の不可侵性、完全性、非財産性、人間の種の完全性の原則は、「人間の尊厳を保護するという憲法原則の尊重を確保する傾向にある」と考えている。しかし、これらの補完的な原則は、より一般的な原則の一部なのだろうか。

第 4 回	- 生命権、人間の尊厳、女性の権利 - 憲法に中絶の権利を規定するか。	ここで問われているのは、人間の尊厳の原則が、生命の始まりの法的概念に関するさまざまな意見にどの程度影響し、その結果、女性の妊娠中絶の権利 (IVG) に影響を与えることができるかということである。 フランスでは、法律上、胚は「人間」とはみなされない。そのため、「生命の誕生からすべての人間」を尊重するという原則が適用されない。しかし、もしそれが「潜在的な生命としての」人間であるなら、胚の科学研究は無制限に進めていいのだろうか。
第 5 回	- 胚と対峙にどのような権利が認められるか - 胚を選別しても良いのだろうか。 - クロウンは禁止されるべきか。	生殖補助医療 (AMP) とは、両親の性的結合の過程以外で子供を受精させることができるすべての手続きを指す。配偶者 (IAC) や第三者からの配偶子で人工授精を行う方法と (IAD)、体外で受精させた胚を女性の体内に移植する方法 (IVF) がある。 この技術においてどのような権利が関連し、課題となるのかを考察する。
第 6 回	B-生殖補助医療にはどのような権利が認められるか。 - 子を持つ権利、親になる権利は認められるか。 - AMP の法的枠組みについて - 出生前診断と親の権利：健康な子供を持つ権利？	生殖補助医療 (AMP) とは、両親の性的結合の過程以外で子供を受精させることができるすべての手続きを指す。配偶者 (IAC) や第三者からの配偶子で人工授精を行う方法と (IAD)、体外で受精させた胚を女性の体内に移植する方法 (IVF) がある。 この技術においてどのような権利が関連し、課題となるのかを考察する。
第 7 回	C-代理母に依頼する権利はあるのか。 - 代理懐胎とはどのようなものか。 - ローマ法以来の原則、< 母親は分娩者 > を変えるべきか。	不妊症の人が「代理母」を利用する基本的な権利があるかどうかという問題は、1980 年代のフランスで、ある県知事が不妊症のカップルに子供を身ごもってくれる母親を紹介する協会の法的認知を拒否したことから始まった。その後、ヨーロッパではこの方法が発展し、海外で妊娠し代理母を父とする子どもの親権の承認に深刻な問題が生じている。
第 8 回	第二部 生きる A-アイデンティティの権利	世界人権宣言第 6 条（「すべての人は、いかなる場所においても、法の下に人として認められる権利を有する」）と欧州人権裁判所の判例法は、ともに子どものアイデンティティの権利を明記している。そこで問題となるのは、この権利の具体的な内容である。
第 9 回	- 生物学的アイデンティティ、生物学的性差、ジェンダー：基本的権利とは何か？ - インターセクシャルおよびトランスジェンダーの基本的権利	欧米社会では、人のアイデンティティは出生時に割り当てられた性別によって特徴づけられると考えられている。しかし、人の性別や性差とは何なのか。新生児の同意なしに医師が定義すべきなのか？ なぜ、「男女の入れ替わり」を想像することが難しいのか。
第 10 回	B-自己の出自を知る権利 - フランスにおける匿名出産 ("accouchement sous X") の法的枠組み - 出自を知る権利は基本的権利か？	フランスでは、妊婦は匿名で、公的機関（病院）または私的機関（診療所）で出産することを決めることができる。この場合、本人確認を求めるとはできず、調査もできない。患者は入院の秘密と身元を保持するだけでなく、出産を担当する医療チームに対して、生まれてくる子供を放棄することを法的に示すことができる。
第 11 回	- AMP から生まれた人または養子の出自を知る権利：フランスにおける人由来の組織の提供の匿名性。	人体構成要素や製品の提供者の匿名性は、1994 年 7 月 29 日の法律の準備と投票時に、「フランスの生命倫理」の主要原則の一つとして提示された。このことは、批判を受ける可能性があるにもかかわらず、法律の基本要素として議論され確認されたにすぎない。しかし、この原則は、そのようなルールの帰結に関して、その正当性をより深く検討することを求めている。
第 12 回	第三部 死ぬ A-終末期における本人の権利について - 死の法的な定義は？ - ヨーロッパにおける安楽死と自殺補助	医学の進歩は、死の時間を常に先延ばしにすることで、「治療のやり過ぎ」と表現されるように、終末期の人の権利を無視し行き過ぎた治療を行うようになってきている。 安楽死とは、ある人が他人の苦痛を和らげるために、その人の人生を終わらせることを決定する行為である。自殺補助は、病気で本人が自分の人生を終わらせることを決意し、その死を助けるために第三者の援助を求めるだけなので、全く異なる行為である。これらの死を巡る課題における人権について考える。
第 13 回	B. 終末期における人間の尊厳 - 緩和ケア：ケアあるいは医療上の治療？ その限界は？	フランスでも、日本と同様、科学的知見の進化により、人生の終わりの境界線が年々後退している。高齢者が増えているのである。法律家にとって、このような科学的進歩は、人生の終焉を迎えつつある人間の尊厳の原則を厳密に遵守して初めて可能になる。

第14回 C- 講座の最後に討論を行う。  
自殺補助の権利の条件と限界について。  
-フランスにおける「終末期に関する市民会議」  
-2023 年秋、フランスにおける自殺補助と安楽死の権利の可能性をめぐる議論の状況

2021 年にフランスで生命倫理法が改正されて以来、立法者の関心は、深刻で不治の病に苦しむ人々が、ヨーロッパの他の国に行くことなく、自殺補助を利用することを望むという新しい要請に応える必要性に向けられている。

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

講座「人物の憲法学」。人生の始まり、終わり、起源へのアクセス、親子関係に関するヨーロッパでの議論は、特に法政大学の学生のために作られたオーダーメイドのコースです。

そのため、既存の学術的な教科書には対応していない。コース期間中、個人的、職業的、家庭的な興味から、授業で学んだ特定の分野をさらに深く学びたい受講生には、英語、フランス語、日本語で、さらに詳しく読むための個別アドバイスが提供されます。

**【参考書】**

本講座の受講に役立つ参考図書・論文を以下に紹介する。しかし、これは一般的な書誌であり、網羅的なものではないので、コースをたどるためにここに掲載されているすべての著作物を参照することは必須ではありません。

各セッションでは、適切な読書の勧めがなされます。

**A- En langue anglaise :**

- Beauchamp T., Childress J. Principles of Biomedical Ethics. 4e Edition. Oxford: University Press, 2001, 454 p.
- Cateni C., Fineschi V. et Turillazzi E. The New Italian Code of Medical Ethics. Journal of Medical Ethics, 1997, pp 239-244.
- Durand De Bousingen D., Rogers A.: Bioethics in Europe. Council of Europe Publishing, 1995, 388 p.
- Engelhardt H.-F. The foundations of bioethics. 2d édition. Oxford U.P., 1996.
- Hattori Toshiko, End-of-life care and Advanced directives in Japan, Journal international de bioéthique et d'éthique des sciences, 2005/1-2 (Vol. 16) pp 135-142
- Jonsen A. R., The Birth of Bioethics, Oxford, Oxford University Press, 1998.
- Kuhse H. et Singer P. (eds.), A Companion to Bioethics, Oxford- Malden, Blackwell Publishers, 1998 and Bioethics. An Anthology (Oxford- Malden, Blackwell Publishers, 2007.
- Morioka, Masahiro: "Pāson-ron no shatei. Seimei rinri gaku to jinkaku gainen". (English title: "Perspectives and limits of the person arguments in Bioethics"). In: Rinri gaku nenpō 36 (1987), pp. 137-151.
- Nishimura, Takahiro, The present state and problems of "the Code of medical ethics" in Japan, Journal international de bioéthique et d'éthique des sciences, 2005/1-2 (Vol. 16), pp. 41-50
- Post S. G., Encyclopedia of Bioethics, New York, Macmillan Reference USA, 2003.
- Shimoda, Motomu, "Death with Dignity" in the Japanese context, Journal international de bioéthique et d'éthique des sciences, 2005/1-2 (Vol. 16) pp 123-134
- Steineck C, Japanese discussions on the concept of "person" and its function in bioethics, Journal international de bioéthique et d'éthique des sciences, 2005/1-2 (Vol. 16), pp-29-40
- Ten Haven H. et Gordijn B. (eds), Bioethics in a European Perspective, Dordrecht-London-Boston, Kluwer Academic Publishers, 2001.
- Thiel (M-J), Human dignity: intrinsic or relative value? Journal International de Bioéthique, 2010/3 (Vol. 21), pp 51-62

**B- En langue française :**

- Bachelard-Jobard C. : L'eugénisme, la science et le droit, Presses universitaires de France Ed., 2001
- Baertschi B. La valeur de la vie humaine et l'intégrité de la personne. Paris : PUF, 1995. Collection : Philosophie morale.
- Berten A. Dictionnaire d'éthique et de philosophie morale. 4e Edition. Paris : PUF, 1996. Collection : Quadrige.
- Bertrand-Mirkovic A., La notion de personne : Étude visant à clarifier le statut juridique de l'enfant à naître, Presses universitaires d'Aix-Marseille Editions, 2003
- Botbol-Baum M. L'originalité du débat belge sur l'euthanasie : au-delà du conflit de principes. Louvain Medical : Revue de la Faculté de Médecine de l'UCL, 1999, n° 118, pp. 412-417.
- Byk, C. : Bioéthique et droit international : autour de la déclaration universelle sur la bioéthique et les droits de l'homme, Litec-Lexis Nexis éditeur, 2007
- Canguilhem G. Le normal et le pathologique. 9e réédition. Paris : PUF, 2005. Collection : Quadrige.
- Canto-Sperber M., Dictionnaire d'éthique et de philosophie morale. Tomes 1 et 2. 4e édition. Paris, PUF, 2004 (1996). Collection Quadrige/Dicos poche.
- Cassin B., Crepon M., Prost F. Morale : Éthique, Vocabulaire européen des philosophies. Paris : Seuil/Le Robert, 2004, pp. 819-827.

- Cayla O. Biologie, personne et droit. Bioéthique ou biodroit ? in Biologie, personne et droit, Revue « Droits », Presses universitaires de France, PUF, 1991,
- Claudot F, Van Baaren-Baudin et Chastonay : Enseignement de l'éthique et des Droits de l'Homme en Europe, in Revue Santé Publique 2006/1 (Vol. 18), pp. 85 à 90
- Dumas-Lavenac, S., La Constitution, le Conseil constitutionnel et la bioéthique, Revue française de droit constitutionnel, septembre 2022, n° 131, PUF édit. p. 695-702
- Depadt-Sebag V. Droit et bioéthique 2e édition Bruxelles, Editions Larcier, 2012
- Delfosse M.-L. et Bert C., Bioéthique, droits de l'homme et biodroit. Textes internationaux, régionaux, belges et français, Bruxelles, Larcier, 2009.
- Dumont L. Essai sur l'individualisme, Une perspective sur l'idéologie moderne. Paris : Seuil, 1983.
- Durand G., Introduction générale à la bioéthique : histoire, concepts et outils, Montréal-Paris, Fides-Cerf, 1999.
- Fagot-Largeault (A), Un regard de philosophe sur le statut de l'embryon et de l'interruption volontaire de grossesse in Revue française des affaires sociales, La Documentation française Edit. 2011 n°1 pp. 61 à 67
- Feuillet-Le Mintier B., Normes nationales et internationales en bioéthique, in Revue française des affaires sociales 2002/3, pp. 15 à 30
- Hirsch E., Éthique, médecine et société. Comprendre, réfléchir, décider, Paris, Editions Vuibert, 2007.
- Hottois G., Qu'est-ce que la bioéthique ? Paris, Editions Vrin, 2004.
- Le Bris C, Transhumanisme et droits de l'homme : la protection de l'humanité et de l'identité humaine, Revue « Droit, Santé et Société » 2020 N° 3-4 pp 21 à 32
- Lenoir N. et Mathieu B., Le Droit international de la bioéthique (Textes), PUF, Que sais-je ? 1998
- Lenoir N. et Mathieu B., Les normes internationales de la bioéthique, PUF, Que sais-je ? 2ème éd. 2004
- Leroyer, A-M, Le Conseil constitutionnel et l'embryon humain, Revue trimestrielle de droit civil, octobre-décembre 2021, Dalloz Ed. N° 4, p. 867-869
- Renoux (T-S), Code constitutionnel-Droits fondamentaux : Déclaration des droits de l'Homme et du citoyen (DDHC), Commentaire des articles et la jurisprudence relative aux articles 2 et 4 (liberté de la personne et droits à la vie), LexisNexis Editeur, Paris, 2021
- Renoux (T-S) "Mater semper certa est": brèves réflexions sur la gestation pour autrui et le principe d'égalité" in "Les droits de l'homme à la croisée des droits", Mélanges en l'honneur du Professeur Frédéric Sudre, LexisNexis, 2018, pp.633-643

**【成績評価の方法と基準】**

成績評価は、平常点 50%、レポート 50% です。

**【学生の意見等からの気づき】**

NOT APPLICABLE

**【学生が準備すべき機器他】**

講座中に POWER-POINT でコメントする形式で行われます。この POWER-POINT には、講義の要点と、講義で引用された法文・判例の参考文献のみを掲載します。そのため、講義を注意深く聞き、特に理解できない場合は遠慮なく質問することが重要です。MacBook 対応のプロジェクターを備えた教室は必須です。

**【その他の重要事項】**

Thierry S. RENOUX 教授は、パリ・ソルボンヌ大学を卒業しました。法学博士、憲法評議会（フランス憲法裁判所）法務部副部長、パリとマルセイユで弁護士として活動し、公法学のアグレガシオン試験に合格、法学部教授になる。現在、フランスで最も歴史があり有名な法学部の一つであるエクサンプロバンス大学法学・政治学部の教授を務めています。基本権と比較法の専門家であり、フランス (École nationale de la magistrature) や海外 (ドイツ、イタリア、日本、スペイン、ギリシャ、ルーマニア、ブルガリア、チェコ、アメリカ、コロンビア、アルゼンチン、ブラジル、チリ、タイ、台湾) で教鞭をとっている。いくつかの大学や機関で教鞭をとっている。フランスでは、基本的人権の保護に関するフランスとヨーロッパのすべての判例を、フランス憲法と権利章の各条項に言及する解説の形で収録した「憲法典」（1800 ページ）を編集している。同じ手法で、カンボジアで出版された英語の本 (T-S Renoux et alii.) を (共同で) 執筆した。カンボジア王国憲法注釈「憲法評議会と選択的国际司法権の法理への注釈」, Chhab Editions, Cambodia, 2018, 352 pages, (paper edition), E-edition: <https://www.amazon.com/Annotated-Constitution-Kingdom-Cambodia-Constitutional-ebook/dp/B075WNCMH8>. 最近では、代理懐胎に着目 (「Mater semper certa est»: brèves réflexions sur la gestation pour autrui et le principe d'égalité" in "Les droits de l'homme à la croisée des droits", Mélanges en l'honneur du Professeur Frédéric Sudre, LexisNexis, 2018, pp. など) しています。633-643)、国際女性の権利の日に際し、フランスで「生命倫理と基本権：生殖補助医療」をテーマにした日仏コロキウムを開催した (2017)。2022 年と 2023 年にパリと東京で、日本とフランスにおける Covid 19 の流行管理、特に基本的人権の保護に関する比較法シンポジウムを開催する日仏コンソーシアムの創設メンバーの 1 人です。



LAW700A1

## 行政法特研演習Ⅲ

西田 幸介

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、博士論文の執筆に向けた研究指導を行うための科目である。具体的には、博士後期課程 2 年次生の春学期において、(1) 各自が設定したテーマに即して、博士論文を執筆するために、どのような取組みが必要かを指導しつつ、あわせて、(2) 受講者の研究テーマに即した資料（博士論文の「素材」となる）を輪読することによって、受講者が各自のテーマについてより深く検討することができるようになることを目的とする。

この授業の受講者は、博士論文の執筆に向けて必要な指導を受けて、博士論文の執筆準備を行い、少なくとも、春学期末までに博士論文の概略（目次・素材・結論等）を確定することが期待される。

### 【到達目標】

- ①博士論文について各自が設定したテーマに即して必要な取組みの内容を知る。
- ②上記テーマについて、より深く研究を進める。
- ③博士論文の概略を決定する。
- ④研究論文における論じ方を知る。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

演習形式による。

対面授業とするが、受講者と相談の上、オンライン授業とすることもある。少人数の演習形式で授業を実施するため、授業内の発表に対するフィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし/No

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第 1 回	博士論文のテーマと進捗状況の確認	博士論文のテーマとこの時点での進捗状況を確認し、春学期に行うべきことを明確にする。
第 2 回	博士論文のテーマの明確化	博士論文で論じるべき課題を明確にする。
第 3 回	博士論文の概略の検討	博士論文の概略を報告し、その内容を検討する。
第 4 回	素材の検討（1）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 5 回	素材の検討（2）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 6 回	素材の検討（3）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 7 回	素材の検討（4）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 8 回	素材の検討（5）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 9 回	博士論文の概略の再検討	素材の検討で得られた成果をもとに、博士論文の概略が適切なものか再検討する。
第 10 回	素材の検討（6）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 11 回	素材の検討（7）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 12 回	素材の検討（8）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 13 回	素材の検討（9）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 14 回	素材の検討（10）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

この科目は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものである。このため、受講者が自らした取組みを毎回の授業で報告することが基本となる。このため、授業時間外の学習としては、博士論文の執筆に向けた作業が中心となる。

### 【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

### 【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点（100 %）による。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【学生が準備すべき機器他】

特になし。

### 【その他の重要事項】

この授業は、担当者である西田を指導教員とする、博士後期課程の大学院生を対象とする科目である。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 行政法

<研究テーマ> ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法

<主要研究業績>

- ①『行政法理論の基層と先端』（共著、稲葉馨先生・亙理格先生古稀記念）、2022年、信山社
- ②『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019年、日本評論社
- ③『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019年、法政大学出版局

### 【Outline (in English)】

The purpose of this course is that students in the 3rd semester will be have research guidance by research supervisors.

At the end of the course, students are expected to explain basic matters and to choose a framework for handling administrative disputes.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following;

In class contribution: 100%.

LAW700A1

## 行政法特研演習Ⅳ

西田 幸介

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、博士論文の執筆に向けた指導を行うための科目である。具体的には、博士後期課程2年次生の秋学期において、(1)各自が設定したテーマに即して、博士論文を執筆するために、どのような取組みが必要かを指導しつつ、あわせて、(2)受講者が博士論文で取り上げる資料(判例・裁判例、文献、その他の資料)を輪読することによって、受講者が各自のテーマについてより深く検討することができるようになり、かつ、博士論文の詳細レジュメを作成することを目的とする。

この授業の受講者は、博士論文の執筆に向けて必要な指導を受けて、遅くとも、秋学期末までに、中間論文(博士論文の一部となるもの)を執筆し、また、博士論文の詳細レジュメを完成させることが期待される。

### 【到達目標】

- ①博士論文について各自が設定したテーマに即して必要な取組みの内容を知る。
- ②上記テーマについて、より深く研究を進める。
- ③中間論文を執筆する。
- ④博士論文の詳細レジュメを作成する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

演習形式による。

対面授業とするが、受講者と相談の上、オンライン授業とすることもある。少人数の演習形式で授業を実施するため、授業内の発表に対するフィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

### 【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】

なし/No

### 【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】

なし/No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	博士論文の概略の再検討	春学期の行政法特研演習Ⅲにおいて確定した博士論文の概略を再検討して、秋学期の課題を確認する。
第2回	研究内容・方法について質疑応答	各自の研究において生じた疑問点をできるだけ解決するように、フリーディスカッションを実施する。
第3回	素材の検討(1)	博士論文で取り上げる素材(判例・裁判例、文献、その他の資料)について検討する。
第4回	素材の検討(2)	博士論文で取り上げる素材(判例・裁判例、文献、その他の資料)について検討する。
第5回	素材の検討(3)	博士論文で取り上げる素材(判例・裁判例、文献、その他の資料)について検討する。
第6回	中間論文の執筆に向けて	中間論文の執筆に向けて、その内容を検討する。
第7回	中間論文の概略の検討	中間論文の概略(目次、素材、結論)について、博士論文の執筆を視野に入れながら検討する。
第8回	引用資料の検討(1)	中間論文・博士論文で引用する予定の資料について、各自の評価が適切であるかどうか検討する。
第9回	引用資料の検討(2)	中間論文・博士論文で引用する予定の資料について、各自の評価が適切であるかどうか検討する。
第10回	引用資料の検討(3)	中間論文・博士論文で引用する予定の資料について、各自の評価が適切であるかどうか検討する。
第11回	中間論文の詳細レジュメの検討	中間論文の詳細レジュメを作成し、それについて検討する。
第12回	中間論文の一部を執筆してみる(1)	詳細レジュメをもとに、論文の一部を執筆し、これを検討する。
第13回	中間論文の一部を執筆してみる(2)	詳細レジュメをもとに、論文の一部を執筆し、これを検討する。
第14回	中間論文の一部を執筆してみる(3)	詳細レジュメをもとに、論文の一部を執筆し、これを検討する。

### 【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

この科目は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであるため、受講者が自らした取組みを毎回の授業で報告することが基本となる。このため、授業時間外の学習としては、中間論文・博士論文の執筆に向けた作業が中心となる。

### 【テキスト(教科書)】

特に指定しない。

### 【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点(100%)による。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【学生が準備すべき機器他】

特になし。

### 【その他の重要事項】

この授業は、担当者である西田を指導教員とする、博士後期課程の大学院生を対象とする科目である。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 行政法

<研究テーマ> ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法

<主要研究業績>

①『行政法理論の基層と先端』(共著、稲葉馨先生・亙理格先生古稀記念)、2022年、信山社

②『行政の構造変容と権利保護システム』(共編著)、2019年、日本評論社

③『行政課題の変容と権利救済』(編著)、2019年、法政大学出版局

### 【Outline (in English)】

The purpose of this course is that students in the 4th semester will be have research guidance by research supervisors.

At the end of the course, students are expected to explain basic matters and to choose a framework for handling administrative disputes.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following;

In class contribution: 100%.

LAW700A1

## 行政法特研演習V

西田 幸介

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、博士論文の執筆に向けた研究指導を行うための科目である。具体的には、博士後期課程2年次生の春学期において、(1)各自が設定したテーマに即して、博士論文を執筆するために、どのような取組みが必要かを指導しつつ、あわせて、(2)受講者の研究テーマに即した資料（博士論文の「素材」となる）を輪読することによって、受講者が各自のテーマについてより深く検討することができるようになることを目的とする。

この授業の受講者は、博士論文の執筆に向けて必要な指導を受けて、博士論文の執筆準備を行い、少なくとも、春学期末までに博士論文の概略（目次・素材・結論等）を確定することが期待される。

### 【到達目標】

- ①博士論文について各自が設定したテーマに即して必要な取組みの内容を知る。
- ②上記テーマについて、より深く研究を進める。
- ③博士論文の概略を決定する。
- ④研究論文における論じ方を知る。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

演習形式による。

対面授業とするが、受講者と相談の上、オンライン授業とすることもある。少人数の演習形式で授業を実施するため、授業内の発表に対するフィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし/No

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	博士論文のテーマと進捗状況の確認	博士論文のテーマとこの時点での進捗状況を確認し、春学期に行うべきことを明確にする。
第2回	博士論文のテーマの明確化	博士論文で論じるべき課題を明確にする。
第3回	博士論文の概略の検討	博士論文の概略を報告し、その内容を検討する。
第4回	素材の検討（1）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第5回	素材の検討（2）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第6回	素材の検討（3）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第7回	素材の検討（4）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第8回	素材の検討（5）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第9回	博士論文の概略の再検討	素材の検討で得られた成果をもとに、博士論文の概略が適切なものか再検討する。
第10回	素材の検討（6）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第11回	素材の検討（7）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第12回	素材の検討（8）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第13回	素材の検討（9）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第14回	素材の検討（10）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

この科目は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものである。このため、受講者が自らした取組みを毎回の授業で報告することが基本となる。このため、授業時間外の学習としては、博士論文の執筆に向けた作業が中心となる。

### 【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

### 【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【学生が準備すべき機器他】

特になし。

### 【その他の重要事項】

この授業は、担当者である西田を指導教員とする、博士後期課程の大学院生を対象とする科目である。

### 【担当教員の専門分野等】

- <専門領域> 行政法  
 <研究テーマ> ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法  
 <主要研究業績>  
 ①『行政法理論の基層と先端』（共著、稲葉馨先生・亙理格先生古稀記念）、2022年、信山社  
 ②『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019年、日本評論社  
 ③『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019年、法政大学出版社

### 【Outline (in English)】

The purpose of this course is that students in the 3rd semester will have research guidance by research supervisors.

At the end of the course, students are expected to explain basic matters and to choose a framework for handling administrative disputes.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following;

In class contribution: 100%.

LAW700A1

## 行政法特研演習Ⅵ

西田 幸介

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、すでに完成した博士論文を出版に向けて再検討するための科目である。具体的には、博士後期課程3年次生の秋学期において、(1)各自が設定したテーマに即して執筆した博士論文を再検討し、(2)博士論文で取り上げた資料（判例・裁判例、文献、その他の資料）を再確認することによって、受講者が自らの博士論文の問題点を洗い出し出版に向けた準備を進めると同時に、次なる研究の課題を確認する。

この授業の受講者は、博士論文の出版に向けて必要な指導を受けて、博士論文の完成度を高めることが期待される。

## 【到達目標】

- ①博士論文の出版に向けてそれに必要な取組みの内容を知る。
- ②博士論文の研究テーマについてより深く研究を進める。
- ③博士論文をブラッシュアップする。
- ④博士論文に続く研究計画を作る。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

演習形式による。

対面授業とするが、受講者と相談の上、オンライン授業とすることもある。少人数の演習形式で授業を実施するため、授業内の発表に対するフィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

## 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	博士論文の再検討	博士論文において残された課題が何かを検討する。
第2回	研究内容・方法について 質疑応答	博士論文の執筆において課題となった事項について、フリーディスカッションにより、問題点を抽出する。
第3回	素材の再検討（1）	博士論文で取り上げた素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について再検討する。
第4回	素材の再検討（2）	博士論文で取り上げた素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について再検討する。
第5回	素材の再検討（3）	博士論文で取り上げた素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について再検討する。
第6回	博士論文の出版に向けて （1）	博士論文の出版計画を作成する。
第7回	博士論文の出版に向けて （2）	博士論文の出版のために必要な作業を確認する。
第8回	引用資料の再検討（1）	博士論文で引用した資料について、各自の評価が適切であるかどうか再検討する。
第9回	引用資料の再検討（2）	博士論文で引用した資料について、各自の評価が適切であるかどうか再検討する。
第10回	引用資料の再検討（3）	博士論文で引用した資料について、各自の評価が適切であるかどうか再検討する。
第11回	博士論文の出版に向けて （3）	博士論文の出版に向けて、論文の一部を書き直してみる。
第12回	博士論文の出版に向けて （4）	博士論文の出版に向けて、論文の一部を書き直してみる。
第13回	博士論文の出版に向けて （5）	博士論文の出版に向けて、論文の一部を書き直してみる。
第14回	今後の研究テーマ	博士論文で明らかになった今後の研究課題について確認する。

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

この科目は、博士論文の出版に向けてその指導を行うためのものである。このため、授業時間外の学習としては、博士論文の出版に向けた作業が中心となる。

本授業の準備・復習時間は、各15時間を標準とする。

## 【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

## 【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

## 【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

## 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

## 【学生が準備すべき機器他】

特になし。

## 【その他の重要事項】

この授業は、担当者である西田を指導教員とする、博士後期課程の大学院生を対象とする科目である。

## 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 行政法

<研究テーマ> ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法

<主要研究業績>

①『行政法理論の基層と先端』（共著、稲葉馨先生・亙理格先生古稀記念）、2022年、信山社

②『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019年、日本評論社

③『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019年、法政大学出版社

## 【Outline (in English)】

The purpose of this course is that students in the 6th semester will have research guidance by research supervisors. In ordinary, a student in 6th semester has already applied for doctoral degree by handing in his/her thesis. So in this course, the student will rethink the thesis with the supervisor, prepare to publish it. And also, the student will make plans for his/her next research.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following;

In class contribution: 100%.

LAW700A1

Short reports and in class contribution: 100%

## 国際法特研演習 V

森田 章夫

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

国際法の論文執筆のために必要な基本的研究方法を学ぶ、リサーチワーク科目である。

### 【到達目標】

国際法を対象とする博士論文作成のための基礎力を身につけ、実践する。具体的な到達目標としては、①国際法の基本構造、諸原則を理解すること、②国際法研究に必要な文献・資料を収集し、内容を正確に把握し、分析すること、③テーマ設定や論文執筆の具体的方法を学び実践すること、である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

受講者による報告の後、全員で討論を行う。

扱う文献の決定に際しては、受講者の関心や論文テーマを考慮する。

課題等に対するフィードバックは、授業中でのコメントや学習支援システム掲示板を用いて行う。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第 1 回	初回打ち合わせ	授業の進め方の確認、報告担当者の決定
第 2 回	資料収集方法（1）	図書館・資料室の活用法
第 3 回	資料収集方法（2）	オンラインデータベース
第 4 回	研究計画の立案	この時点での関心、暫定的テーマにもとづく指導
第 5 回	文献リスト作成	参考文献、先行研究のリスト化
第 6 回	重要参考文献（1）	報告と討論
第 7 回	重要参考文献（2）	報告と討論
第 8 回	重要参考文献（3）	報告と討論
第 9 回	重要参考文献（4）	報告と討論
第 10 回	重要参考文献（5）	報告と討論
第 11 回	重要参考文献（6）	報告と討論
第 12 回	重要参考文献（7）	報告と討論
第 13 回	論文執筆における形式的ルール	注の付け方など
第 14 回	まとめ	論文執筆方法の確認

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告担当者はレジメを作成し、事前に提出する。その他の受講者も指定された文献を精読し、報告者のレジメに対するコメントを考えてくる。本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

受講者の問題関心をふまえて決定し、都度指示する。

### 【参考書】

国際条約集

国際法判例百選（第3版）

### 【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）。レジメ、報告、討論への参加を総合的に考慮して評価する。

### 【学生の意見等からの気づき】

本年度新規担当により、該当なし

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

国際法

<研究テーマ>

国際コントロール、海洋法、国家管轄権

<主要研究業績>①『国際コントロールの理論と実行』（東京大学出版会、2000年）②『講義国際法【第2版】』（共編著、有斐閣、2010）③『英米臨検権論争の国際法上の意義』柳原正治編『変転する国際社会と国際法の機能 内田久司先生追悼論集』（信山社、2018年）

### 【Outline (in English)】

This seminar focuses on the methodologies of international legal studies with the aim of writing a doctor thesis.

Students are expected to obtain deep insight, esp. on knowledge, structure and basic concept in this field.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend 2 hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following:

LAW700A1

## 国際法特研演習Ⅵ

森田 章夫

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

国際法の論文執筆のために必要な基本的研究方法を学ぶ、リサーチワーク科目である。

## 【到達目標】

国際法を対象とする博士論文作成のための基礎力を身につけ、実践する。具体的な到達目標としては、①国際法の基本構造、諸原則を理解すること、②国際法研究に必要な文献・資料を収集し、内容を正確に把握し、分析すること、③テーマ設定や論文執筆の具体的方法を学び実践すること、である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

受講者による報告の後、全員で討論を行う。

扱う文献の決定に際しては、受講者の関心や論文テーマを考慮する。

課題等に対するフィードバックは、授業中でのコメントや学習支援システム掲示板を用いて行う。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

## 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	初回打ち合わせ	授業の進め方の確認、報告担当者の決定
第2回	研究計画立案・修正	進捗確認と論文構想
第3回	重要参考文献（1）	調査研究の補完、構成の検討
第4回	草稿の確認（1）	第一次中間報告に向けた草稿の確認
第5回	第一次中間報告	第一次中間報告・討論、今後の作業の確認
第6回	重要参考文献（2）	調査研究の補完、構成の検討
第7回	重要参考文献（3）	調査研究の補完、構成の検討
第8回	重要参考文献（4）	調査研究の補完、構成の検討
第9回	草稿の確認（2）	第二次中間報告に向けた草稿の確認
第10回	第二次中間報告	第二次中間報告・討論、今後の作業の確認
第11回	論文執筆作業の推進（1）	各章の精緻化、豊富化
第12回	論文執筆作業の推進（2）	全体構造の再検討
第13回	論文執筆作業の推進（3）	題目決定
第14回	論文執筆作業の確認	最終チェック

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告担当者はレジюмеを作成し、事前に提出する。その他の受講者も指定された文献を精読し、報告者のレジюмеに対するコメントを考える。本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

## 【テキスト（教科書）】

受講者の問題関心をふまえて決定し、都度指示する。

## 【参考書】

国際条約集

国際法判例百選（第3版）

## 【成績評価の方法と基準】

平常点（100％）。レジюме、報告、討論への参加を総合的に考慮して評価する。

## 【学生の意見等からの気づき】

本年度新規担当により、該当なし

## 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>国際法

<研究テーマ>国際コントロール、海洋法、国家管轄権

<主要業績>①『国際コントロールの理論と実行』（東京大学出版会、2000年）②『講義国際法【第2版】』（共編著、有斐閣、2010）③『英米臨検権論争の国際法上の意義』柳原正治編『変転する国際社会における国際法の機能 内田久司先生追悼論集』（信山社、2018年）

## 【Outline (in English)】

This seminar focuses on the methodologies of international legal studies with the aim of writing a doctor thesis.

Students are expected to obtain deep insight, esp. on knowledge, structure and basic concept in this field.

Before/after each class meeting, students will be expected to spend 2 hours to understand the course content.

Your overall grade in the class will be decided based on the following:  
Short reports and in class contribution: 100%

LAW700A1

## 民法特研演習V

川村 洋子

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本授業は、民法分野の博士論文作成のための研究指導を行うリサーチワーク科目である。

Vでは、IVに引き続き、論文執筆のためのレジュメと執筆計画に沿って、博士論文の執筆を継続し、中間報告における議論・批判的検討を繰り返すことにより執筆方法を見直し、内容を深化させることを目的とする。

### 【到達目標】

論文の執筆計画に沿って執筆を進めること。  
中間報告における批判的検討を重ねて内容を深化させること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

演習形式で行う。

リアルタイムオンライン方式（Zoom）を利用する予定。

受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

### 【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	博士論文の執筆状況の確認	論文の執筆計画を踏まえた進捗状況を報告し、今学期の作業課題を確認する。
第2回	論文の執筆状況の報告と草稿の検討（中間報告、以下同じ）(1)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第3回	草稿の検討(2)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第4回	論文の執筆状況の報告(1)	執筆計画にそくした進行状況の報告と評価・検討。
第5回	論文の執筆状況の報告(2)	執筆計画にそくした進行状況の報告と評価・検討。
第6回	草稿の検討(3)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第7回	草稿の検討(4)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第8回	中間整理	ここまで執筆・検討された草稿を論文の全体構想に照らして洗い直し、次の課題を整理する。
第9回	論文の執筆状況の報告(3)	執筆計画にそくした進行状況の報告と評価・検討。
第10回	論文の執筆状況の報告(4)	執筆計画にそくした進行状況の報告と評価・検討。
第11回	草稿の検討(5)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第12回	草稿の検討(6)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第13回	草稿の検討(7)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第14回	進捗状況の報告と作業課題の確認	論文執筆の進捗状況を報告し、その後の作業課題を確認する。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

博士論文執筆計画に沿った論文の執筆及び授業での検討を踏まえた修正作業。本授業の準備・復習時間は、各5時間以上を標準とする。

### 【テキスト（教科書）】

特になし。

### 【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

<主要研究業績>

①共編著『一般社団（財団）法人法逐条解説（上）』（2020年）

②「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって―担保債務か、債務不履行責任か―」法学新報 122 巻 1・2 号（2015 年）

③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111 巻 1 号（2013 年）

④「比較法制度史と日本民法典の売上の担保責任制度（13）」法学志林 107 巻 3 号（2010 年）

⑤「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』（2007 年）所収

### 【Outline (in English)】

#### 【Course outline】

In this course, students will receive guidance about the preparation of their doctoral dissertation (theses) proposals and dissertations related to Japanese Civil Law. This course is a part of three-year doctoral study program (beginning from I to VI).

#### 【Learning Objectives】

In the program, students are expected to develop and elaborate the demonstrable hypotheses, and incorporate them into the dissertation which will make an original and substantial contribution to the study in the field of their choice.

#### 【Learning activities outside of classroom】

Students are required to keep the research project of their own and proceed with their draft work. Your required study time is at least 10 hours for each class meeting.

#### 【Grading Criteria/Policy】

Class participation (mostly presentation of the research and draft papers in progress) (100%).

LAW700A1

## 民法特研演習Ⅵ

川村 洋子

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本授業は、民法分野の博士論文作成のための研究指導を行うリサーチワーク科目である。

Ⅵでは、Ⅴに引き続き、論文の執筆計画に沿って、博士論文を完成させ、その口頭発表及び刊行に向けての準備を進めることを目的とする。

## 【到達目標】

論文の執筆計画に沿って博士論文を完成させること。  
完成した博士論文にそくした研究発表に備えること。  
今後の研究課題の展望をまとめること。

## 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

演習形式で行う。

リアルタイムオンライン方式（Zoom）を利用する予定。

受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

## 【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	博士論文の執筆状況の確認と課題の検討	執筆状況を確認し、論文完成を展望して残された課題を挙げる。
第2回	研究課題・方法についての議論(1)	草稿における論文の中心命題とその論証方法の的確性について再検討する。
第3回	研究課題・方法についての議論(2)	草稿における論文の中心命題とその論証方法の的確性について再検討する。
第4回	研究課題・方法についての議論(3)	草稿における論文の中心命題とその論証方法の的確性について再検討する。
第5回	論文の構成についての議論(1)	草稿における論文全体の構成を再検討し、説得力の向上に努める。
第6回	論文の構成についての議論(2)	草稿における論文全体の構成を再検討し、説得力の向上に努める。
第7回	論文の表現についての検討	草稿における表現・表記を吟味し、正確かつ適切で、一貫した表現・表記を確保する。
第8回	論文の形式についての検討	論文としての形式を備えていることを再確認する（引用方式、注、参考文献リストなど）。
第9回	論文の口頭発表の準備(1)	口頭発表のための論文の要旨の構成・内容の検討。
第10回	論文の口頭発表の準備(2)	口頭発表のためのレジュメの検討。
第11回	論文の口頭発表の準備(3)	論文の口頭発表の試行と質疑応答。
第12回	論文の出版に向けた準備(1)	出版に向けた論文の推敲・改訂。
第13回	論文の出版に向けた準備(2)	出版に向けた論文の推敲・改訂。
第14回	今後の研究課題の確認	博士論文から派生する近接問題や今後の研究課題を検討し、研究の継続性を担保する。

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

博士論文執筆計画に沿った論文の執筆及び授業での検討を踏まえた修正作業。本授業の準備・復習時間は、各5時間以上を標準とする。

## 【テキスト（教科書）】

特になし。

## 【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

## 【成績評価の方法と基準】

平常点（100％）による。

## 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

## 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

<主要研究業績>

①共編著『一般社団（財団）法人法逐条解説（上）』（2020年）

②「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって—担保債務か、債務不履行責任か—」法学新報 122 巻 1・2 号（2015 年）

③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111 巻 1 号（2013 年）

④「比較法制度史と日本民法典の売上の担保責任制度（13）」法学志林 107 巻 3 号（2010 年）

⑤「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』（2007 年）所収

## 【Outline (in English)】

## 【Course outline】

In this course, students will receive guidance about the preparation of their doctoral dissertation (theses) proposals and dissertations related to Japanese Civil Law. This course is a part of three-year doctoral study program (beginning from I to VI).

## 【Learning Objectives】

In the program, students are expected to develop and elaborate the demonstrable hypotheses, and incorporate them into the dissertation which will make an original and substantial contribution to the study in the field of their choice.

## 【Learning activities outside of classroom】

Students are required to keep the research project of their own and proceed with their draft work. Your required study time is at least 10 hours for each class meeting.

## 【Grading Criteria/Policy】

Class participation (mostly presentation of the research and draft papers in progress) (100%).

LAW700A1

## 商法特研演習 I

潘 阿憲

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は、受講者の博士論文執筆のための研究指導を行う科目であり、受講者が研究テーマについてより深く検討することができるようになることを目的とするリサーチワーク科目である。

### 【到達目標】

本講義は、後期の商法特研演習Ⅱとともに、博士論文で取り上げられる研究テーマについてより深く研究を進めることができることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

授業は、演習形式で行う。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	博士論文テーマその1	博士論文のテーマとこの時点での進捗状況を確認する。
第2回	博士論文テーマその2	博士論文で論じるべき課題を明確にする。
第3回	博士論文テーマその3	博士論文の概略を報告し、その内容を検討する。
第4回	研究素材の検討（1）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第5回	研究素材の検討（2）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第6回	研究素材の検討（3）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第7回	研究素材の検討（4）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第8回	研究素材の検討（5）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第9回	研究素材の検討（6）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第10回	研究素材の検討（7）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第11回	研究素材の検討（8）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第12回	研究素材の検討（9）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第13回	研究素材の検討（10）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第14回	研究素材の検討（11）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本講義は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであり、受講者が自ら判例・文献を収集して報告するため、相当の準備等を行う必要がある。

### 【テキスト（教科書）】

特に指定なし

### 【参考書】

必要に応じて、適宜指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

授業での報告（60%）および授業での発言等（40%）に基づいて評価する。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 商法

<研究テーマ> 会社法、保険法、金融商品取引法

### 【Outline (in English)】

This lecture is the special studies on the Board of Directors System of Corporation law. The goals of this course are to understand the key issues on the Board of Directors System. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on Short reports(60%) and in class contribution(40%).

LAW700A1

## 商法特研演習Ⅱ

潘 阿憲

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は、受講者の博士論文執筆のための研究指導を行う科目であり、受講者が研究テーマについてより深く検討することができるようになることを目的とするリサーチワーク科目である。

## 【到達目標】

本講義は、前記の商法特研演習Ⅰとともに、博士論文で取り上げられる研究テーマについてより深く研究を進めることができることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

授業は、演習形式で行う。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

## 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	博士論文テーマその1	博士論文テーマについて、前期の商法特研演習Ⅰでの検討を踏まえ、博士論文テーマについて再検討する。
第2回	博士論文テーマその2	博士論文で論じるべき課題について修正等を行う
第3回	博士論文テーマその3	博士論文の概略を報告し、その内容を再検討する。
第4回	研究素材の検討（1）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第5回	研究素材の検討（2）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第6回	研究素材の検討（3）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第7回	研究素材の検討（4）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第8回	研究素材の検討（5）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第9回	研究素材の検討（6）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第10回	研究素材の検討（7）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第11回	研究素材の検討（8）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第12回	研究素材の検討（9）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第13回	研究素材の検討（10）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第14回	研究素材の検討（11）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本講義は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであり、受講者が自ら判例・文献を収集して報告するため、相当の準備等を行う必要がある。

## 【テキスト（教科書）】

特に指定なし

## 【参考書】

必要に応じて、適宜指示する。

## 【成績評価の方法と基準】

授業での報告（60%）および授業での発言等（40%）に基づいて評価する。

## 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

## 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 商法

<研究テーマ> 会社法、保険法、金融商品取引法

## 【Outline (in English)】

This lecture is the special studies on the Board of Directors System of Corporation law. The goals of this course are to understand the key issues on the Board of Directors System. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on Short reports(60%) and in class contribution(40%).

LAW700A1

## 商法特研演習Ⅲ

潘 阿憲

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は、受講者の博士論文執筆のための研究指導を行う科目であり、受講者が研究テーマについてより深く検討することができるようになることを目的とするリサーチワーク科目である。

### 【到達目標】

本講義は、後期の商法特研演習Ⅱとともに、博士論文で取り上げられる研究テーマについてより深く研究を進めることができることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

授業は、演習形式で行う。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

### 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	博士論文テーマその1	博士論文のテーマとこの時点での進捗状況を確認する。
第2回	博士論文テーマその2	博士論文で論じるべき課題を明確にする。
第3回	博士論文テーマその3	博士論文の概略を報告し、その内容を検討する。
第4回	研究素材の検討（1）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第5回	研究素材の検討（2）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第6回	研究素材の検討（3）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第7回	研究素材の検討（4）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第8回	研究素材の検討（5）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第9回	研究素材の検討（6）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第10回	研究素材の検討（7）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第11回	研究素材の検討（8）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第12回	研究素材の検討（9）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第13回	研究素材の検討（10）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第14回	研究素材の検討（11）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本講義は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであり、受講者が自ら判例・文献を収集して報告するため、相当の準備等を行う必要がある。

### 【テキスト（教科書）】

特に指定なし

### 【参考書】

必要に応じて、適宜指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

授業での報告（60%）および授業での発言等（40%）に基づいて評価する。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 商法

<研究テーマ> 会社法、保険法、金融商品取引法

### 【Outline (in English)】

This lecture is the special studies on the Board of Directors System of Corporation law. The goals of this course are to understand the key issues on the Board of Directors System. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on Short reports(60%) and in class contribution(40%).

LAW700A1

## 商法特研演習Ⅳ

潘 阿憲

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は、受講者の博士論文執筆のための研究指導を行う科目であり、受講者が研究テーマについてより深く検討することができるようになることを目的とするリサーチワーク科目である。

## 【到達目標】

本講義は、前記の商法特研演習Ⅰとともに、博士論文で取り上げられる研究テーマについてより深く研究を進めることができることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

授業は、演習形式で行う。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

## 【授業計画】 授業形態：対面/face to face

回	テーマ	内容
第1回	博士論文テーマその1	博士論文テーマについて、前期の商法特研演習Ⅰでの検討を踏まえ、博士論文テーマについて再検討する。
第2回	博士論文テーマその2	博士論文で論じるべき課題について修正等を行う
第3回	博士論文テーマその3	博士論文の概略を報告し、その内容を再検討する。
第4回	研究素材の検討（1）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第5回	研究素材の検討（2）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第6回	研究素材の検討（3）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第7回	研究素材の検討（4）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第8回	研究素材の検討（5）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第9回	研究素材の検討（6）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第10回	研究素材の検討（7）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第11回	研究素材の検討（8）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第12回	研究素材の検討（9）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第13回	研究素材の検討（10）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第14回	研究素材の検討（11）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本講義は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであり、受講者が自ら判例・文献を収集して報告するため、相当の準備等を行う必要がある。

## 【テキスト（教科書）】

特に指定なし

## 【参考書】

必要に応じて、適宜指示する。

## 【成績評価の方法と基準】

授業での報告（60%）および授業での発言等（40%）に基づいて評価する。

## 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

## 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 商法

<研究テーマ> 会社法、保険法、金融商品取引法

## 【Outline (in English)】

This lecture is the special studies on the Board of Directors System of Corporation law. The goals of this course are to understand the key issues on the Board of Directors System. Before/after each class meeting, students will be expected to spend four hours to understand the course content. Grading will be decided based on Short reports(60%) and in class contribution(40%).

LAW700A1

## 社会法特研演習 V

沼田 雅之

備考（履修条件等）：修士「労働法論文指導Ⅰ、Ⅱ」と合同開講

その他属性：

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチネットワーク科目である本授業では、博士後期課程における社会保障法の博士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、社会保障法判例や、比較法研究など、特定テーマについても研究する。

### 【到達目標】

最新の社会保障法・労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。

この授業に参加した学生は、社会保障法・労働法の基本理論の理解とその応用力を高レベルで習得することを通じて、社会保障法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを博士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

- ・この授業は、原則としてオンラインで実施します。
- ・Zoomのミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。
- ・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらおう。
- ・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
- ・新たな課題について、次回までに研究してくる。
- ・報告者及び参加者からの質問等には、その場でフィードバックを行う。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

### 【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	・論文の柱立てに関する報告。 ・課題の確認。
第2回	研究発表	・論文の柱立てに関する報告。 ・課題の確認。
第3回	研究発表	・当面の研究内容に関する確認。 ・第2回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し（1回目）。
第4回	研究発表	・第2回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し（2回目）。
第5回	研究発表	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（1回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第6回	研究発表	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（2回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第7回	研究発表	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（3回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第8回	研究発表	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（4回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第9回	研究発表	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（5回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第10回	研究発表	・中間整理（論文執筆上の全体的な課題の確認）
第11回	研究発表	・第10回で確認された課題に関する調査、研究報告。 ・この報告を受けた上での課題確認。
第12回	研究発表	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（6回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第13回	研究発表	・論文全体の構造を意識したレジュメ作成、報告。 ・報告を受けての課題の確認。
第14回	研究発表	・長期休業中の課題の確認および指示。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・設定した博士論文課題についての調査、研究
- ・本授業の準備学習・復習時間は各5時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

### 【参考書】

設定された課題による。

### 【成績評価の方法と基準】

1. 報告の内容（50%）
2. 担当教員から指摘された問題点に対する学習成果（50%）

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【学生が準備すべき機器他】

- ・インターネットに接続できる環境とZoomを利用可能な端末。
- ・レジュメ等の作成に必要な端末。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 社会法（社会保障法・労働法）  
＜研究テーマ＞ 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題  
＜主要研究業績＞

沼田雅之ほか編著『労働法における最高裁判例の再検討』（旬報社、2022年）、沼田雅之ほか編著『ファーストステップ労働法』（エイデル研究所、2020年）、「労働契約申込みみなし制度における偽装請負と「免れる目的」」法律時報94巻9号（2022年）、「プラットフォームワーカーの自由と保障—「新しい働き方」のため、社会が準備すべきこと」世界960号（2022年）、「プラットフォームワークと社会保障」日本労働法学会誌135号（2022年）、「派遣労働者の「同一労働同一賃金」の課題—派遣先均等・均衡方式を中心として—」季刊労働法272号（2021年）ほか

### 【Outline (in English)】

#### 1. Course Outline

This seminar is for students at second and/or third grade of doctor course. Students will analyze some famous theses in the field of social security law and some cases of social security law.

#### 2. Learning Objectives

By the end of the course, students should be able to do the followings:

- A. Advanced necessary for setting the theme of a doctoral dissertation and writing a dissertation on a specific theme while acquiring accurate understanding of the latest major problems of social security law and labor law, problem-seeking, application of theory, and problem-solving ability. To acquire the methods and techniques of. Particular emphasis is placed on comparative law research.
- B. Students who participated in this class will write their own thoughts on various issues related to social security law as a dissertation by acquiring a high level of understanding and application of the basic theory of social security law and labor law.

#### 3. Learning Activities Outside of Classroom

#### Lecture/Exercise (two-credits)

Before/after each class meeting, students will be expected to spend five hours to understand the course content.

#### 4. Grading Criteria / Policies

Your overall grade in the class will be decided based on the following:

- a. Quality of student reports: 50%
- b. Learning results for problems pointed out by the instructor: 50%

LAW700A1

## 社会法特研演習Ⅳ

沼田 雅之

備考（履修条件等）：修士「労働法論文指導Ⅱ、Ⅳ」と合同開講

その他属性：

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチネットワーク科目である本授業では、博士後期課程における社会保障法の博士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、社会保障法判例や、比較法研究など、特定テーマについても研究する。

## 【到達目標】

最新の社会保障法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。

この授業に参加した学生は、社会保障法・労働法の基本理論の理解とその応用力を高レベルで習得することを通じて、社会保障法・労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを博士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

- ・この授業は、原則としてオンラインで実施します。
- ・Zoomのミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。
- ・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらおう。
- ・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
- ・新たな課題について、次回までに研究してくる。
- ・報告者及び参加者からの質問等には、その場でフィードバックを行う。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

## 【授業計画】 授業形態：オンライン/online

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	・長期休業中の課題の進捗状況に関する報告。 ・報告を受けての課題の確認。
第2回	研究発表	・第1回で確認された課題に関する調査、研究報告（1回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第3回	研究発表	・第1回で確認された課題に関する調査、研究報告（2回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第4回	研究発表	・第1回で確認された課題に関する調査、研究報告（3回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第5回	研究発表	・第1回で確認された課題に関する調査、研究報告（4回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第6回	研究発表	・中間整理（論文執筆上の全体的な課題の再確認） ・第6回で確認された課題に関する調査、研究報告（1回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第7回	研究発表	・第6回で確認された課題に関する調査、研究報告（2回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第8回	研究発表	・第6回で確認された課題に関する調査、研究報告（3回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第9回	研究発表	・第6回で確認された課題に関する調査、研究報告（4回目）。 ・報告を受けての課題の確認。
第10回	研究発表	・論文全体の構造を意識したレジュメ作成、報告。 ・報告を受けての課題確認。
第11回	研究発表	・執筆した部分の評価（1回目）。 ・評価部分の課題の確認。
第12回	研究発表	・執筆した部分の評価（2回目）。 ・評価部分の課題の確認。
第13回	研究発表	・執筆した部分の評価（3回目）。 ・評価部分の課題の確認。
第14回	研究発表	・長期休業中の課題の確認および指示。 ・あるいは完成論文の最終評価

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・設定した博士論文課題についての調査、研究
- ・本授業の準備学習・復習時間は各5時間を標準とします。

## 【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

## 【参考書】

設定された課題による。

## 【成績評価の方法と基準】

1. 報告の内容（50%）
2. 担当教員から指摘された問題点に対する学習成果（50%）

## 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

## 【学生が準備すべき機器他】

- ・インターネットに接続できる環境とZoomを利用可能な端末。
- ・レジュメ等の作成に必要な端末。

## 【担当教員の専門分野等】

&lt;専門領域&gt; 社会法（社会保障法・労働法）

&lt;研究テーマ&gt; 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題

&lt;主要研究業績&gt;

沼田雅之ほか編著『労働法における最高裁判例の再検討』（旬報社、2022年）、沼田雅之ほか編著『ファーストステップ労働法』（エイデル研究所、2020年）、「労働契約申込みみなし制度における偽装請負と「免れる目的」」法律時報94巻9号（2022年）、「プラットフォームワーカーの自由と保障—新しい働き方」のため、社会が準備すべきこと」世界960号（2022年）、「プラットフォームワークと社会保障」日本労働法学会誌135号（2022年）、「派遣労働者の「同一労働同一賃金」の課題—派遣先均等・均衡方式を中心として—」季刊労働法272号（2021年）ほか

## 【Outline (in English)】

## 1. Course Outline

This seminar is for students at second and/or third grade of doctor course. Students will analyze some famous theses in the field of social security law and some cases of social security law.

## 2. Learning Objectives

By the end of the course, students should be able to do the followings:

— A. Advanced necessary for setting the theme of a doctoral dissertation and writing a dissertation on a specific theme while acquiring accurate understanding of the latest major problems of social security law and labor law, problem-seeking, application of theory, and problem-solving ability. To acquire the methods and techniques of. Particular emphasis is placed on comparative law research.

— B. Students who participated in this class will write their own thoughts on various issues related to social security law as a dissertation by acquiring a high level of understanding and application of the basic theory of social security law and labor law.

## 3. Learning Activities Outside of Classroom

## Lecture/Exercise (two-credits)

Before/after each class meeting, students will be expected to spend five hours to understand the course content.

## 4. Grading Criteria/Policies

Your overall grade in the class will be decided based on the following:

- a. Quality of student reports: 50%
- b. Learning results for problems pointed out by the instructor: 50%

